

# 韓国進出ガイドブック

2014年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)  
ソウル事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が三逸会計法人に作成を委託し、2014年3月現在入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法律改正等によって記載内容が変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部  
進出企業支援課  
E-mail:OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ソウル事務所  
E-mail:KOS@jetro.go.jp

## 目次

<b>I. 駐在員個人に係わる問題</b> .....	1
1. ビザ取得.....	2
2. 運転免許の取得.....	26
3. 4大保険への加入（医療保険等）.....	29
4. 学校（子供の入学）.....	50
5. 引越しの物品の国内持込み.....	54
6. 住宅賃借等.....	62
7. 銀行口座開設手続.....	67
8. 電話・電気・ガス・水道等のサービス開始までの期間と手続.....	68
9. 信用供与（クレジットカードの申込）.....	72
10. その他生活の参考事項.....	74
<b>II. 会社設立手続等</b> .....	76
1. 外国人投資企業の設立.....	77
2. 支店の設置.....	85
3. 事務所の設置.....	89
4. 企業合併、引受等.....	92
<b>III. 土地・建物の賃借取得および工場設立</b> .....	103
1. 外国人土地法の概要.....	104
2. 土地取得の手続きおよび関連書類.....	107
3. 土地関連税金.....	112
4. 工場設立の定義.....	115
5. 工場設立時の事前検討事項.....	115
6. 工場設立の種類.....	116
7. 立地類型別長短所の比較.....	117
8. 個別立地.....	118
9. 計画立地.....	121
10. 外国人投資誘致支援制度の比較.....	123
11. 外国人投資に対する現金支援制度（Cash Grant）（外国人投資促進法第14条の2、同法施行令第20条の2、第20条の3、2010.4.5.改正）.....	136
12. 工場設立手続.....	138
13. 事務室の賃貸.....	140
<b>IV. 専門サービスに係わる外国人の資格と業務</b> .....	142
<b>V. 資本の調達・資金借入れ</b> .....	144
1. 企業の外貨借入.....	145
2. 個人および非営利法人の借入（外国為替取引規程第7-14条）（2009.2.4改正）.....	148
<b>VI. 税制</b> .....	149
1. 各種税制.....	150
2. 支店特有の事項.....	186
3. 租税減免を受ける外国人投資企業の特有事項.....	195
<b>VII. 雇用</b> .....	221
1. 人材募集方法.....	222

2. 労働条件.....	223
3. 解雇.....	226
<b>VIII. 経済団体への加入.....</b>	<b>229</b>
<b>IX. 会計基準.....</b>	<b>231</b>
1. 韓国の会計基準.....	232
2. 日本・韓国会計基準比較.....	233
3. 日本・韓国の法定監査制度の比較.....	277

# I. 駐在員個人に係わる問題

## 1. ビザ取得

### 1) 外国人の入国と査証（出入国管理法第 7、8 条より抜粋）

- ① 外国人が大韓民国（韓国）に入国する際は有効な旅券と法務部長官が発給した査証（VISA）を保有していなければならない。
- ② 下記のいずれかに該当する外国人は上記①に拘わらず査証なしで入国できる。
  - イ. 再入国許可を受けた者または再入国許可が免除された者で、再入国許可または免除を受けた期間の満了前に入国する者
  - ロ. 大韓民国と査証免除協定を締結した国家の国民で、その協定により免除対象となる者
  - ハ. 国際親善・観光または大韓民国の利益等のために入国する者で、大統領令の定めるところにより別に入国許可を受ける者
  - ニ. 難民旅行証明書の発給を受け出国し、その有効期間が満了する前に入国する者
- ③ 法務部長官は公共秩序の維持または国家の利益に必要と認定する時には上記②の 2 に該当する者に対して査証免除協定の適用を一時停止することができる。
- ④ 大韓民国と修交していない国家や法務部長官が外務部長官と協議して指定した国家の国民は上記①に拘わらず大統領令の定めるところにより在外公館の長、事務所長または出張所長が発給した外国人入国許可書を以って入国できる。
- ⑤ 上記の規定による査証は 1 回に限り入国できる単数査証と 2 回以上入国できる複数査証に区分する。
- ⑥ 査証発給を申請し承認された場合の最長滞在期間は【表 1】の通りである。
- ⑦ 【表 1】に記されている査証発給時の最長滞在期間は出入国管理事務所の裁量に

よって数回延長ができる。

## 2) 滞在資格等

- ① 外国人に対する出入国および滞在管理に関する基本制度として滞在資格制度を設けている。(出入国管理法第 10 条)
- ② 滞在資格とは、外国人が国内に滞在しながら行える社会的な活動内容や身分を表したものである。現在 36 種類の滞在資格が設けられており、国内滞在中の外国人がすでに与えられている滞在資格とは異なる活動を行う場合には必ず事前許可を得ることとなっている。

外国人の滞在資格と査証発給時の滞在資格別滞在期間の上限は【表 1】の通り(出入国管理法施行令第 12 条、出入国管理法施行規則第 18 条の 2)である。
- ③ 査証発給の際には外国人の入国目的に従って査証の下部にある STATUS 欄に該当滞在資格を記して発給されており、実務上査証の名称は滞在資格別名称を使っている。外国法人が韓国内の現地法人、支店、連絡事務所での勤務のために派遣している者には、【表 1】の滞在資格のうち、ほとんどの場合 D-7 および D-8 が発給されている。

【表 1】

## 外国人の滞在資格（2013.10.10 改正）および 1 回に与える最長滞在期間（2013.10.10 改正）

滞在資格 (記号)	滞在資格に該当する者または活動範囲	1 回の査証発給時に与える最長滞在期間
1.外交 (A-1)	大韓民国政府が受け付けた外国政府の外交使節団や領事機関の構成員、条約または国際慣行により外交使節と同等な特権と免除を受ける者とその家族	在任期間
2.公務 (A-2)	大韓民国政府が承認した外国政府または国際機構の公務を遂行する者とその家族	公務遂行期間
3.協定 (A-3)	大韓民国政府との協定により外国人登録が免除されるか、これを免除する必要があると認められる者とその家族	身分存続期間または協定上の滞在期間
4.査証免除 (B-1)	大韓民国と査証免除協定を締結した国家の国民でその協定により活動をしようとする者	協定上の滞在期間
5.観光通過 (B-2)	観光・通過等の目的で大韓民国に査証なしに入国しようとする者	法務部長官が別に定める期間
6.一時取材 (C-1)	一時的な取材または報道活動をしようとする者	90 日
7.短期商用 (C-2)	削除（2011.11.1）	
8.短期訪問 (C-3)	市場調査、業務連絡、商談、契約等の商業活動と観光、通過、療養、親戚訪問、親善競技、各種行事や会議参加または参観、文化芸術、一般研修、講習、宗教儀式参席、学術資料収集その他これと類似した目的で 90 日を超過しない期間の間滞在しようとする者（営利を主な目的とする者は除く）	90 日
9.短期就業 (C-4)	一時興行、広告、ファッションモデル、講義・講演、研究、技術指導等の収益を目的に短期間の就業活動をしようとする者	90 日
10.文化芸術 (D-1)	収益を目的としない学術または芸術上の活動をしようとする者（大韓民国の固有文化または芸術に対して専門的な研究をするか専門家の指導を受けようとする者を含む）	2 年
11.留学 (D-2)	専門大学（短大）以上の教育機関または学術研究機関で正規過程の教育を受けるか特定の研究をしようとする者	2 年



滞在資格 (記号)	滞在資格に該当する者または活動範囲	1回の査証発給時に与える最長滞在期間
12.技術研修 (D-3)	法務部長官が定める研修条件を備えた者で国内の産業体で研修を受けようとする者	2年
13.一般研修 (D-4)	留学(D-2)資格に該当する教育機関または学術研究機関以外の教育機関または企業団体等で教育または研修を受けたり、研究活動に従事しようとする者(研修する機関から滞在費を超える報酬を受けるか技術研修(D-3)の資格に該当する者は除く)	2年
14.取材 (D-5)	外国の新聞、放送、雑誌、その他報道機関からの派遣または外国の報道機関との契約により、国内に駐在しながら取材または報道活動をしようとする者	2年
15.宗教 (D-6)	外国の宗教団体または社会福祉団体から派遣され、大韓民国にある支部または関連のある宗教団体で宗教活動をしようとする者と大韓国内の宗教団体または社会福祉団体から招待され、社会福祉活動をしようとする者およびその他法務部長官が認める特定の宗教活動または社会福祉活動に従事しようとする者	2年
16.駐在 (D-7)	<p>イ.外国の公共機関・団体または会社の本社、支社、その他の事業所等で1年以上勤務した者で大韓民国にあるその系列会社、子会社、支店または事務所等に必須専門人材として派遣され勤務しようとする者(ただし、企業投資(D-8)の滞在資格に該当する者は除き、国家機関産業または国策事業に従事しようとする場合、その他に法務部長官が必要と認める場合には1年以上の勤務要件を適用しない)</p> <p>ロ.「資本市場と金融投資業に関する法律」第9条第15項第1号による上場法人または「公共機関の運営に関する法律」第4条による公共機関が設立した海外現地法人や海外支店で1年以上勤務した者で大韓民国にあるその本社や本店に派遣され専門的な知識・技術または技能を提供したり伝授を受けようとする者(ただし、上場企業の海外現地法人や海外支店のうち、本社の投資金額が米貨50万ドル未満の場合は除く)</p>	2年
17.企業投資 (D-8)	<p>イ.「外国人投資促進法」による外国人投資企業の経営・管理または生産・技術分野に従事しようとする必須専門人材(国内で採用する者は除く)</p> <p>ロ.知的財産権を保有する等優秀な技術力で「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第2条の2第1項第2号ハ目によるベンチャー企業を設立した者で同法第25条によるベンチャー企業の確認を受けたり、これに準ずる者で、法務部長官が認める者</p> <p>ハ. 学士以上の学位を有する者として、知識財産権を保有したりこれに準ずる技術力などを有する者のうち法務部長官が認めた法人創業者</p>	<p>企業投資のイ目に該当する者：5年</p> <p>企業投資のロ目、ハ目に該当する者：2年</p>

滞在資格 (記号)	滞在資格に該当する者または活動範囲	1回の査証発給時に与える最長滞在期間
18.貿易経営 (D-9)	大韓民国に会社を設立し事業を営むか、貿易またはその他の営利事業のための活動に従事しようとする者で、必須専門人材に該当する者（輸入機械等の設置、補修、造船および産業設備製作監督等の為、大韓国内の公・私機関に派遣されて勤務しようとする者を含むが、国内で採用する者と企業投資（D-8）の資格に該当する者は除く）	2年
18の2.求職 (D-10)	イ.教授（E-1）から特定活動（E-7）まで[教授（E-1）・会話指導（E-2）・研究（E-3）・技術指導（E-4）・専門職業（E-5）・芸術興行（E-6）・特定活動（E-7）]の滞在資格[芸術興行（E-6）滞在資格のうち法務部長官が定める公演業者の従事者は除く]に該当する分野に就業するために研修や求職活動等を行おうとする者で法務部長官が認定する者 ロ. 企業投資(D-8)ウ.に該当する創業準備などを行おうとする者として法務部長官が認める者	6ヵ月
19.教授 (E-1)	「高等教育法」による資格要件を備えた外国人で専門大学（短大）以上の教育機関またはこれに準ずる機関で専門分野の教育または研究指導活動に従事しようとする者	5年
20.会話指導 (E-2)	法務部長官の定める資格要件を備えた外国人で外国語専門学院、小学校以上の教育機関および付属語学研究所、放送会社および企業内の付属語学研修院、その他のこれに準ずる機関または団体に外国語会話の指導に従事しようとする者	2年
21.研究 (E-3)	大韓国内の公・私機関から招待され、各種研究所にて自然科学分野の研究または産業上の高度技術の研究開発に従事しようとする者（教授（E-1）の資格に該当する者は除く）	5年
22.技術指導 (E-4)	自然科学分野の専門知識または産業上の特殊な分野に属する技術を提供するために大韓国内の公・私機関から招待され従事しようとする者	5年
23.専門職業 (E-5)	大韓民国の法律により、資格が認められた外国の弁護士、公認会計士、医師その他の国家公認資格を所持している者で大韓民国の法律によって行えるようになっている法律、会計、医療等の専門業務に従事しようとする者（教授（E-1）の資格に該当する者は除く）	5年
24.芸術興行 (E-6)	収益を伴う音楽、美術、文学等の芸術活動と収益を目的とする演芸、演奏、演劇、運動競技、広告・ファッションモデルその他これに準じた活動を行おうとする者	2年
25.特定活動 (E-7)	大韓国内の公・私機関等との契約により法務部長官が特別に指定する活動に従事しようとする者	3年

滞在資格 (記号)	滞在資格に該当する者または活動範囲	1回の査証発給時に与える最長滞在期間
25 の 2.	削除 (2007.6.1)	
25 の 3.非専 門就業 (E-9)	「外国人勤労者の雇用等に関する法律」による国内就業要件を備えた者(一定資格や経歴等が必要な専門職種に従事しようとする者は除く。)	3年
25 の 4.船員 就 業 (E-10)	「海運法」第3条第1号・第2号・第5号および第23条第1号による事業を営む者または「水産業法」第8条第1項第1号および第41条第1項による事業を営む者とその事業体から6ヶ月以上労務を提供することを条件に船員勤労契約を締結した者で「船員法」第2条第6号による部員に該当する者	1年
26.訪問同居 (F-1)	<p>イ.親戚訪問、家族同居、被扶養、家事整理その他これと類似した目的で滞在しようとする者</p> <p>ロ.次のどれか一つに該当する者の家事補助人</p> <p>(1) 外交 (A-1)、公務 (A-2) 滞在資格に該当する者</p> <p>(2) 米貨 50 万ドル以上を投資する外国人投資家 (法人の場合はその役職員を含む) で企業投資(D-8)・居住 (F-2)・永住 (F-5)・結婚移民(F-6)滞在資格に該当する者</p> <p>(3) 情報技術 (IT)、電子商取引等の企業情報化 (e-business)、バイオテクノロジー(BT)、ナノ技術(NT)分野等法務部長官が定める先端・情報技術の企業に投資した外国人投資家 (法人の場合、その役職員を含む) で企業投資 (D-8)・居住 (F-2)・永住 (F-5)・結婚移民(F-6)滞在資格に該当する者</p> <p>(4) 駐在 (D-7)、貿易経営 (D-9) や教授 (E-1) から特定活動 (E-7) までの滞在資産に該当するか、その滞在資格から居住(F-2)へ、または永住(F-5)への滞在資格に変更した専門人材として法務部長官が認める者</p> <p>ハ.外交 (A-1) から協定 (A-3) までの滞在資格に該当する者と外国人登録を終えた者の同居人であって、その世帯に属していない者</p> <p>ニ.その他のやむをえない事由により職業活動に従事しないで大韓国内に長期間滞在しなければならない事情があると認められる者</p>	2年

滞在資格 (記号)	滞在資格に該当する者または活動範囲	1回の査証発給時に与える最長滞在期間
27.居住 (F-2)	<p>イ.国民の未成年外国人子女または永住（F-5）の滞在資格を有している者の配偶者およびその未成年の子女</p> <p>ロ.国民と婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）で出生した者で法務部長官が認めた者</p> <p>ハ.難民として認められた者</p> <p>ニ.「外国人投資促進法」による外国人投資家などで、次のいずれか一つに該当するもの</p> <p>(1) 米貨 50 万ドル以上を投資した外国人で、企業投資（D-8）の滞在資格で 3 年以上引き続き滞在している者</p> <p>(2) 米貨 50 万ドル以上を投資した外国法人が「外国人投資促進法」の規定により設立した国内外国人投資企業に派遣された役職員で、3 年以上引き続き滞在している者</p> <p>(3) 米貨 30 万ドル以上を投資した外国人で、2 名以上の国民を雇用している者</p> <p>ホ.永住（F-5）の滞在資格を喪失した者のうち、国内生活関係の權益保護等を考慮して法務部長官が国内で引き続き滞在する必要があると認める者（強制退去された者は除く。）</p> <p>ヘ.外交（A-1）から協定（A-3）までの滞在資格以外の滞在資格を持って大韓民国で 7 年以上引き続き滞在して生活根拠地が国内にある者であって、法務部長官が認める者（ただし、教授(E-1)から専門職業（E-5）までまたは特定活動（E-7）滞在資格を持つ者に対しては最小滞在期間を 5 年とする）</p> <p>ト.非専門就業（E-9）・船員就業（E-10）または訪問就業（H-2）資格で就業活動をしている者で過去 10 年以内に法務部長官が定める滞在資格で 4 年以上の間就業活動をした事実がある者のうち、次の要件すべてを備えた者</p> <p>(1) 法務部長官が定める技術・技能資格証を持っているか一定金額以上の賃金を国内で受け取っていること（技術・技能資格証の種類および賃金の基準に関しては法務部長官が関係中央機関の長と協議して告示する）</p> <p>(2) 法務部長官が定める金額以上の資産を持っていること</p> <p>(3) 大韓民国「民法」による成年で品行方正であり、大韓民国に居住するにおいて必要な基本的素養を備えていること</p> <p>チ.「国家公務員法」または「地方公務員法」により公務員に任用された者で法務部長官が認めた者</p> <p>リ.年齢、学歴、所得等が法務部長官が定めて告示する基準に該当する者</p> <p>ル.投資地域、投資対象、投資金額等法務部長官が定めて告示する基準により不動産等の資産に投資した者、または法人の役員、株主などとして法務部長官が認める外国人。この</p>	3 年

滞在資格 (記号)	滞在資格に該当する者または活動範囲	1回の査証発給時に与える最長滞在期間
	<p>場合、法人に対しては法務部長官が投資金額などを考慮して滞在資格付与人員を定める。</p> <p>ルリ目やヌ目に該当する者の配偶者および子供(法務部長官が定める要件を備えた子供のみ該当する)</p>	
28.同伴 (F-3)	文化芸術 (D-1) から特定活動 (E-7) までの滞在資格に該当する者の配偶者および未成年の子供で配偶者がいない者 (産業研修 (D-3) の滞在資格に該当する者は除く)	同伴する本人に対し定められた期間
28 の 2.在外 韓 国 人 (F-4)	「在外韓国人の出入国と法的地位に関する法律」第 2 条第 2 号に該当する者 (単純労務行為等「在外韓国人の出入国と法的地位に関する法律施行令」第 23 条第 3 項各号で規定した就業活動に従事しようとする者は除く。)	3 年
28 の 3.永住 (F-5)	<p>法第 46 条第 1 項の各号のどれか一つに規定された強制退去対象でない者で、次の各目のどれか一つに該当する者</p> <p>イ.大韓民国「民法」による成年であり、本人または同伴家族が生計を維持する能力があり、品行方正で大韓民国に続けて居住するにおいて必要な基本素養を備える等法務部長官が定める条件を備える者で駐在 (D-7) から特定活動 (E-7) までの滞在資格や居住 (F-2) の資格で 5 年以上大韓民国に滞在している者</p> <p>ロ.国民または永住 (F-5) 資格を持つ者の配偶者・未成年子女で大韓民国に 2 年以上滞在している者および大韓民国での出生を理由に法第 23 条により滞在資格付与申請をした者で出生当時その父または母が永住 (F-5) 資格で大韓民国に滞在している者のうち生計維持能力、品行、基本的素養などを考慮した結果、大韓民国に継続居住する必要があると法務部長官が認める者</p> <p>ハ.「外国人投資促進法」により米貨 50 万ドル以上を投資した外国人投資家で国民を 5 人以上雇用している者</p> <p>ニ.在外韓国人 (F-4) 滞在資格で大韓民国に 2 年以上続けて滞在している者で生計維持能力、品行、基本的な素養等を考慮し大韓民国に続けて居住する必要があると法務部長官が認めた者</p> <p>ホ.「在外韓国人の出入国と法的地位に関する法律」第 2 条第 2 項の外国国籍の韓国人で「国</p>	上限なし

滞在資格 (記号)	滞在資格に該当する者または活動範囲	1回の査証発給時に与える最長滞在期間
	<p>籍法」による国籍取得要件を備えた者</p> <p>ハ.従前の「出入国管理法施行令」(大統領令第 17579 号で一部改正され、2002.4.18.公布・施行される以前のものを言う)別表 1 第 27 号欄の居住 (F-2) 滞在資格 (これに該当する従前の滞在資格を持ったことがある者を含む) があつた者で生計維持能力、品行、基本的な素養等を考慮し大韓民国に続けて居住する必要があると法務部長官が認めた者</p> <p>ト.次の各号のいずれかひとつに該当する者で、法務部長官が認めた者</p> <p>(1) 海外で一定分野の博士学位を取得した者で、永住 (F-5) 資格の申請時国内企業に雇用されている者</p> <p>(2) 国内の大学院で正規過程を修了し、博士学位を取得した者</p> <p>チ.法務部長官が定める分野の学士学位以上の学位証または法務部長官が定める技術資格証を所持する者で国内滞在期間が 3 年以上であり、永住 (F-5) 資格の申請時国内企業に雇用され法務部長官が定める金額以上の賃金を受ける者</p> <p>リ.科学、経営、教育、文化芸術、体育等特定分野で卓越した能力を所有する者のうち法務部長官が認定する者</p> <p>ス.大韓民国に特別な功労があると法務部長官が認定する者</p> <p>ル.60 歳以上の者で、法務部長官が定める金額以上の年金を海外から受けとる者</p> <p>ヲ.訪問就業 (H-2) の資格で就業活動をしている者でこの表の第 27 号居住 (F-2) 欄のト目 (1) から (3) までの要件をすべて備えている者のうち、勤続期間や就業地域、産業分野の特性、人材不足の状況および国民の就業選好度等を考慮して法務部長官が認めた者</p> <p>ヰ.居住 (F-2) リ目に該当する資格で大韓民国で 3 年以上滞在している者で生計維持、品行、基本的素養等を考慮して大韓民国に続けて居住する必要があると法務部長官が認定する者</p> <p>カ.居住 (F-2) ル目に該当する資格で、大韓民国に 5 年以上滞在している者で生計維持能力、品行、基本的素養等を考慮して大韓民国に続けて居住する必要があると法務部長官が認定する者</p>	
28 の 4.結婚 移民者	<p>イ.国民の配偶者</p> <p>ロ.国民と婚姻関係 (事実上の婚姻関係を含む) において出生した子女を養育する父または</p>	3 年

滞在資格 (記号)	滞在資格に該当する者または活動範囲	1回の査証発給時に与える最長滞在期間
(F-6)	母で、法務部長官が認めた者 ハ.国民である配偶者と婚姻した状態で国内滞在中に配偶者の死亡や失踪、その他の自身に責任のない事由により正常な婚姻関係を維持できない者で、法務部長官が認めた者	
29.その他 (G-1)	外交 (A-1) から永住 (F-5) までおよび観光就業 (H-1)・訪問就業 (H-2) 資格に該当しない者で法務部長官が認める者	1年
30.観光就業 (H-1)	大韓民国と“観光就業”に関する協定や了解覚書等を締結した国家の国民で、協定等の内容に従い、観光と就業活動を行おうとする者(協定等の趣旨に反する業種や国内法により一定の資格要件を備えなければならない職種に就業しようとする者は除く)	協定上の滞在期間
31.訪問就業 (H-2)	イ.滞在資格に該当する者：「在外韓国人の出入国と法的地位に関する法律」第2条第2号による外国国籍の韓国人に該当し、次のどれかひとつに該当する満25歳以上の者のうち、次のページのロ目の活動範囲内で滞在しようとする者で法務部長官が認定する者[在外韓国人 (F-4) 資格に該当する者は除く (1) 出生当時に大韓民国国民であった者で家族関係登録簿、閉鎖登録簿または除籍簿に登載されている者およびその直系卑属 (2) 国内に住所を置く大韓民国の国民または永住 (F-5) 滞在資格項目に該当する者である8親等以内の血族または4親等以内の姻戚から招請を受けた者 (3) 「国家有功者等の礼遇および支援に関する法律」第4条による国家有功者とその遺族などに該当するか「独立有功者礼遇に関する法律」第4条による独立有功者とその遺族またはその家族に該当する者 (4) 大韓民国に特別な功労があるか大韓民国の国益増進に寄与した者 (5) 留学 (D-2) 資格で1学期以上在学中である者の父母および配偶者 (6) 国内外国人の滞在秩序維持のため法務部長官が定める基準および手続きにより自ら出国する者 (7) (1) から (6) までの規定に該当しない者で法務部長官が定めて告示する韓国語試験、抽選等の手続きにより選定された者	3年

滞在資格 (記号)	滞在資格に該当する者または活動範囲	1回の査証発給時に与える最長滞在期間
	<p>ロ.活動範囲</p> <p>(1) 訪問、親戚との一時同居、観光、療養、見学、親善競技、非営利の文化芸術活動、会議参加、学術資料の収集、市場調査・業務連絡・契約等の商業的用務その他これと類似の目的の活動</p> <p>(2) 韓国標準産業分類表による次のどれかひとつに該当する産業分野での活動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 作物栽培業 (011)</li> <li>2) 畜産業 (012)</li> <li>3) 作物栽培および畜産関連サービス業 (014)</li> <li>4) 沿海・近海漁業 (03112)</li> <li>5) 養殖漁業 (0321)</li> <li>6) 塩採取業 (07220)</li> <li>7) 製造業 (10~33)。ただし、常時使用する勤労者の数が 300 人未満であるか、資本金が 80 億ウォン以下の場合にのみ該当する。</li> <li>8) 下水・排水および糞尿処理業 (37)</li> <li>9) 廃棄物収集運搬処理および原料再生業 (38)</li> <li>10) 建設業 (41~42)。ただし、発電所、製鉄所、石油化学建設現場の建設業者のうち、建設免許が産業環境設備である場合は除く。</li> <li>11) 生き物の卸売業 (46205)</li> <li>12) その他産業用農産物および生き物の卸売業 (46209)</li> <li>13) 家庭用品卸売業 (464)</li> <li>14) 機械装備および関連用品卸売業 (465)</li> <li>15) 再生用材料の収集および販売業 (46791)</li> <li>16) その他家庭用品小売業 (475)</li> <li>17) その他商品の専門小売業 (478)</li> <li>18) 無店舗小売業 (479)</li> <li>19) 陸上旅客運送業 (492)</li> </ol>	



滞在資格 (記号)	滞在資格に該当する者または活動範囲	1回の査証発給時に与える最長滞在期間
	<p>20) 冷蔵および冷凍倉庫業 (52102)。ただし、内陸に位置する業者に限定する。</p> <p>21) ホテル業 (55111)。ただし、「観光振興法」によるホテル業は1等級・2等級および3等級のホテル業に限定する。</p> <p>22) 旅館業 (55112)。</p> <p>23) 一般飲食店業 (5611)</p> <p>24) その他飲食店業 (5619)</p> <p>25) 書籍、雑誌およびその他印刷物出版業(581)</p> <p>26) 音楽およびその他オーディオ物の出版業 (59201)</p> <p>27) 事業施設の維持管理サービス業 (741)</p> <p>28) 建築物の一般清掃業 (74211)</p> <p>29) 産業施設および産業用品清掃業 (74212)</p> <p>30) 旅行社およびその他旅行補助サービス業 (752)</p> <p>31) 社会福祉サービス業 (87)</p> <p>32) 自動車総合修理業 (95211)</p> <p>33) 自動車専門修理業 (95212)</p> <p>34) 二輪自動車修理業 (9522)</p> <p>35) 銭湯業 (96121)</p> <p>36) 産業用洗濯業 (96911)</p> <p>37) 個人の看病人および類似サービス業 (96993)</p> <p>38) 世帯内雇用活動 (97)</p>	

### 3) 駐在のための入国査証の取得手続等

#### ① 概要

外国人が韓国内に駐在するために取得しなければならない入国査証の中で主に韓国における企業活動と関連したものは下記の通りである。

滞在資格（記号）	滞在資格に該当する者または活動範囲
16.駐在（D-7）	外国の公共機関・団体または会社の本社、支社、その他の事業所等で1年以上勤務した者で大韓民国にあるその支社、子会社、駐在事務所、法務部長官が定める系列会社等に必須専門人力として派遣され勤務しようとする者（企業投資（D-8）の資格に該当する者は除く）
17.企業投資（D-8）	外国人投資促進法の規定による外国人投資企業の経営や管理および生産・技術分野に従事しようとする必須専門人材（国内で採用する者は除く）

（注）このほかにも 18.貿易経営（D-9）、20.会話指導（E-2）、22.技術指導（E-4）等があるが、これらは韓国内支店や現地法人に従事しようとする外国人とはあまり関係がないので、ここでは省略する。

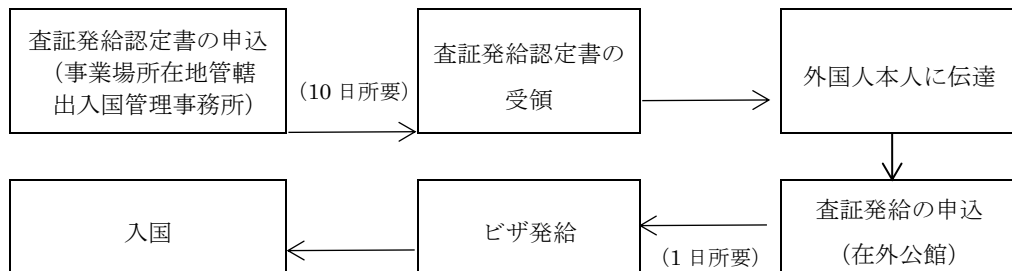
一方で、まだ支店や現地法人は設立されていないが、その企業設立のため韓国へ入国しようとする時は日本人の場合ビザなしで最長 90 日間入国することもできる。

#### ② ケース別の取得手続

滞在資格 D-7 および D-8 に該当する外国人の査証発給に必要な書類は次の通りであり、申請方法によって D-7 は一つ、D-8 は三つに分けられる。

イ. 招請人または代行業者が出入国管理事務所に下記の書類を提出して受けた査証発給認定書を該当外国人に渡して同外国人が在外公館に申請する場合

##### a. 手続きフロー



より具体的なフローは表 2 をご参考下さい。

b. 具備書類

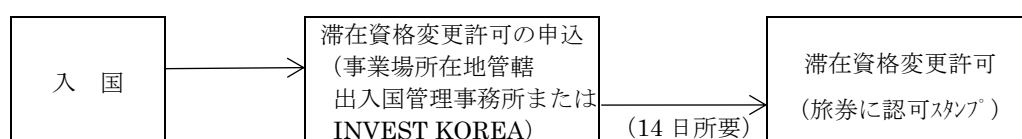
駐在 (D-7)	企業投資 (D-8)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 査証発給申請書</li> <li>○ 招請事由書</li> <li>○ 旅券の写し (人的事項欄)</li> <li>○ 派遣命令書および在職証明書</li> <li>○ 写真 1 枚 (4.5cm×3.5cm)</li> <li>○ 履歴書または経歴証明書</li> <li>○ 支社または連絡事務所の設置許可書の写し</li> <li>○ 事業者登録証または固有番号証の写し</li> <li>○ 支社の場合、登記簿謄本</li> <li>○ 納税事実証明書</li> <li>○ 営業資金導入実績の証拠書類</li> <li>○ 事務室賃貸借契約書の写し</li> <li>○ 本社設立関連書類 (登記簿謄本)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 査証発給申請書</li> <li>○ 招請事由書</li> <li>○ 旅券の写し (人的事項欄)</li> <li>○ 派遣命令書および在職証明書 (第三国の本社投資法人から派遣される場合には本社と派遣者との関係立証書類が必要)</li> <li>○ 写真 1 枚 (4.5cm×3.5cm)</li> <li>○ 履歴書</li> <li>○ 外国人投資企業登録証の写し</li> <li>○ 事業者登録証の写し</li> <li>○ 登記簿謄本</li> <li>○ 正常営業証憑書類 (納税事実証明書または営業資金導入実績書類)</li> </ul>
※ 共通書類	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代理人が申請する場合は、委任状、代理人の在職証明書、身分証の写し</li> <li>○ 外国人が勤務する場合、外国人勤務者現況表 (国籍、氏名、生年月日、外国人登録番号、入国日、滞在資格、滞在期間、勤務期間、職位等を記載する。)</li> <li>○ その他審査官が審査に必要とする場合は補完書類を要求することができる。</li> </ul>	

c. 発給手数料

なし (日本は査証発給手数料の免除国)

- ロ. ビザなしまたは商用ビザで入国し、当該外国人が直接出入国管理事務所へ下記の書類を提出して滞在資格変更許可申請を通じて査証を受ける場合 (D-8 のみに該当) ただし、同方法は管轄事務所によっては認めないところもある為、事前確認を要する。滞在資格変更許可申請と同時に外国人登録申請もすることができる。

a. 手続きフロー



より具体的なフローは表 2 をご参考下さい。

b. 具備書類

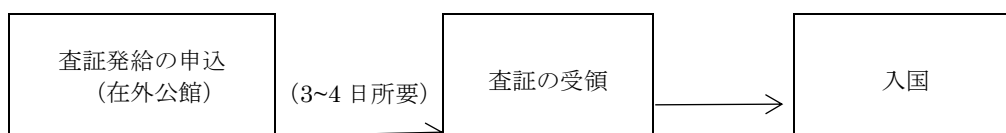
企業投資 (D-8)
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 滞在資格変更許可申請書</li><li>○ 旅券</li><li>○ 派遣命令書または在職証明書（個人投資家は除く）</li><li>○ 履歴書</li><li>○ 外国人投資企業登録証の写し</li><li>○ 事業者登録証の写し</li><li>○ 登記簿謄本</li><li>○ 納税事実証明書または営業資金導入実績書類</li><li>○ 事務所の賃貸契約書の写し</li><li>○ 外国人が勤務する場合、外国人勤務者現況表（国籍、氏名、生年月日、外国人登録番号、入国日、滞在資格、滞在期間、勤務期間、職位等を記載する。）</li><li>○ その他審査官が審査に必要とする場合は補完書類を要求することができる。</li></ul>

c. 発給手数料

なし

ハ. 当該外国人が在外公館へ直接申請して査証を受ける場合（D-8 のみに該当）

a. 手続きフロー



より具体的なフローは表 2 をご参考下さい。

b. 具備書類

企業投資 (D-8)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 査証発給申請書</li> <li>○ 旅券</li> <li>○ 写真 (4.5cm×3.5cm) 1 枚</li> <li>○ 派遣命令書および在職証明書 (個人投資者は除く)</li> <li>○ 履歴書</li> <li>○ 外国人投資企業登録証の写し</li> <li>○ 事業者登録証の写し</li> <li>○ 登記簿謄本</li> <li>○ その他審査官が審査に必要とする場合は補完書類を要求することができる。</li> </ul>

c. 発給手数料

なし (日本は査証発給手数料の免除国)

③ 駐在および企業投資で勤務する家族の査証および査証発給認定書の発給申請

イ. 対象 : 配偶者および 20 才未満の未婚の子供

ロ. 提出書類

一 配偶者または父、母と同時に申請する際 : 家族関係立証書類 (結婚証明書、出生証明書、戸籍謄本等)、旅券の写し、写真 (4.5cm×3.5cm) 1 枚、申請書

一 配偶者または父・母と各々申請の際 : 家族関係立証書類、配偶者または父・母の外国人登録証の写しおよび在職証明書、旅券の写し、写真 (4.5cm×3.5cm) 1 枚、申請書

ハ. 滞在資格として同伴 (F-3) 査証発給

ニ. 申請手続、処理期間、発給手数料、滞在期間等は配偶者または父、母と同じである。

④ その他

日本企業の韓国支社等に勤務する日本人駐在員の人数に対する制限 (例えば、日本人駐在員 1 人当たり韓国の従業員 4 人を採用しなければならないことなど) はない。ただし、基本的に管理者および特殊専門能力を持つ人員に限られる。法人の場合は、現地の役職が部長職以上であること。

4) 外国人登録申請 (内国人の住民登録申請に代るもの)

① 対象 :

イ. 91 日以上の滞在ができる長期査証所持者として入国日から 90 日を超えて滞在す

る者

- ロ. 滞在資格付与を受けた者でその日から 90 日を超えて滞在する者
- ハ. 滞在資格変更許可を受けた者で入国日から 90 日を超えて滞在する者
- ニ. D-8 ビザとその同伴者に限り INVEST KOREA でも外国人登録可能  
17 才未満登録外国人は外国人登録が免除される(17 才になった時には 90 日以内に外国人登録をしなければならない)。

② 申請 :

- イ. 長期査証所持者は入国日から 90 日以内に滞在地管轄出入国管理事務所へ申請
- ロ. 滞在資格付与を受けた者は滞在資格付与を受けた際に滞在地管轄出入国管理事務所へ申請 (即時登録)
- ハ. 滞在資格変更許可を得た者は滞在資格変更許可を受けた際に滞在地管轄出入国管理事務所へ申告 (即時登録)

③ 提出書類

- イ. 滞在資格 D-7 および D-8 : 旅券、写真 (4.5cm×3.5cm) 1 枚、外国人登録申請書、外国企業国内支社設置申告書または外国人投資企業登録証明書の写し、事業者登録証または固有番号証の写し、滞在地立証書類(不動産賃貸借契約書など)
- ロ. 滞在資格 F-3 : 旅券、写真 (4.5cm×3.5cm) 1 枚、外国人登録申請書

④ 外国人登録証発給処理期間 : 約 30 日

⑤ 手数料 : 30,000 ウォン (D-8 は免除)

## 5) 滞在期間延長許可申請

- ① 対象 : 外国人登録証の発給を受けて滞在している者で、滞在期間を延長して引き続き滞在しようとする者
- ② 申請 : 滞在期間満了日前に滞在地管轄出入国管理事務所。ただし、企業投資 (D-8) 滞在資格は INVEST KOREA でも申請できる。

③ 提出書類

駐在 (D-7)	企業投資 (D-8)
<input type="checkbox"/> 滞在期間延長許可申請書 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 外国人登録証 <input type="checkbox"/> 派遣命令書または在職証明書 <input type="checkbox"/> 支社または連絡事務所の設置許可書の写し <input type="checkbox"/> 韓国での個人の納税所得証明書 <input type="checkbox"/> 営業資金導入実績の証拠書類 <input type="checkbox"/> 事務室賃貸借契約書の写し	<input type="checkbox"/> 滞在期間延長許可申請書 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 外国人登録証 <input type="checkbox"/> 派遣命令書または在職証明書 <input type="checkbox"/> 外国人投資企業登録証の写し <input type="checkbox"/> 事業者登録証の写し <input type="checkbox"/> 登記簿謄本（抹消事項を含む。） <input type="checkbox"/> 納税事実証明書または財務諸表 <input type="checkbox"/> 韓国での個人の納税所得証明書
※ 共通書類	
○ その他審査官が審査に必要とする場合は補完書類を要求することができる。	

④ 手数料 : 60,000 ウォン (D-8 ビザは免除)

⑤ 滞在許可 : 2年以下の滞在期間延長許可、F-3の滞在期間はD-7およびD-8の許可期間（残された期間）と同じ

⑥ 処理期間 : 出入国管理事務所－1日  
INVEST KOREA－即時

6) 再入国許可申請

① 対象 : 外国人登録をしている滞在外国人（規制者を除く）で滞在期間の範囲内に1年以上、大韓民国を出国した後、再入国しようとする者（D-7は出国後1年以上、2年以内に再入国する場合、D-8は出国後1年以上3年以内に再入国する場合に再入国許可が必要）。

外国人登録が免除された外国人であっても、1年以上出国した後、再入国しようとする場合には再入国許可を取らなければならない。

② 提出書類 : 旅券、外国人登録証、再入国許可申請書

③ 処理期間 : 即時

④ 手数料 : 50,000 ウォン (D-8は免除)

⑤ 申請 : 本人または代理人が提出書類を準備して管轄出入国管理事務所または出張所に申請しなければならない。空港湾出入国事務所では当日出国する国民の配偶者(F-2-1)、訪問就業同胞(H-2-A)滞在資格について滞在期間の範囲内で1年以上2年以内の複数出入国許可申請が可能。

## 7) 滞在資格付与申請

- ① 対 象 : D-7 および D-8 の滞在資格を有している者の韓国内で生まれた子供で  
出生日から 31 日以上引き続き滞在しようとする者（出生日から 30 日  
以内に出国する者は滞在資格付与を受けず出国することができる：旅券  
所持）
- ② 申 請 : 出生日から 30 日以内滞在地管轄出入国管理事務所（企業投資（D-8）  
滞在資格を持つ者の子供は INVEST KOREA でも申請）
- ③ 申請義務者 : 父母
- ④ 提出書類 : 滞在資格付与申請書、日本の戸籍謄本、出生子供の旅券（または旅  
券の受付証）、写真、出生証明書、父または母の外国人登録証の写し
- ⑤ 手 数 料 : 80,000 ウォン
- ⑥ 滞在許可 : 滞在資格（F-3）の付与および父母と同一期間（残された期間）  
滞在許可
- ⑦ 止むを得ない事由の為、法定期間（出生日から 30 日）内に旅券の発給を受けられ  
ない場合には法定期間内に先に滞在資格付与を申請し、後で旅券の発給を受けて  
補完
- ⑧ 滞在資格付与を受けた日から 90 日を超えて滞在する者は滞在資格付与を受けるの  
と同時に外国人登録申請をしなければならない。

## 8) 滞在資格変更許可申請

- ① 対 象  
現在の滞在資格に該当する活動を辞め、他の滞在資格に該当する活動をしよう  
とする者
- ② 申 請 : 滞在地管轄出入国管理事務所
- ③ 提出書類  
滞在資格変更許可申請書、旅券、外国人登録証（91 日以上滞在により所持す  
る場合のみ）、滞在資格別の滞在資格変更許可申請時の提出書類\*

\*D-8 の場合、本社および投資親企業の派遣命令書または在職証明書（個人投資家は除く）、履歴書、外国人投資企業登録証明書の写し、法人登記簿謄本、事業者登録証の写し、納税事実証明書または財務諸表、外国人社員名簿、事務所の賃



貸契約書の写し等

\*D-7 への滞在資格変更許可申請は不可能

\*D-7 から D-8 への資格変更は事前申告

\*F-3（同伴）の場合、家族関係立証書類、配偶者または父・母の外国人登録証および在職証明書

④ 手 数 料 : 100,000 ウォン (D-8 への変更の際は免除)

## 9) 滞在地変更申告

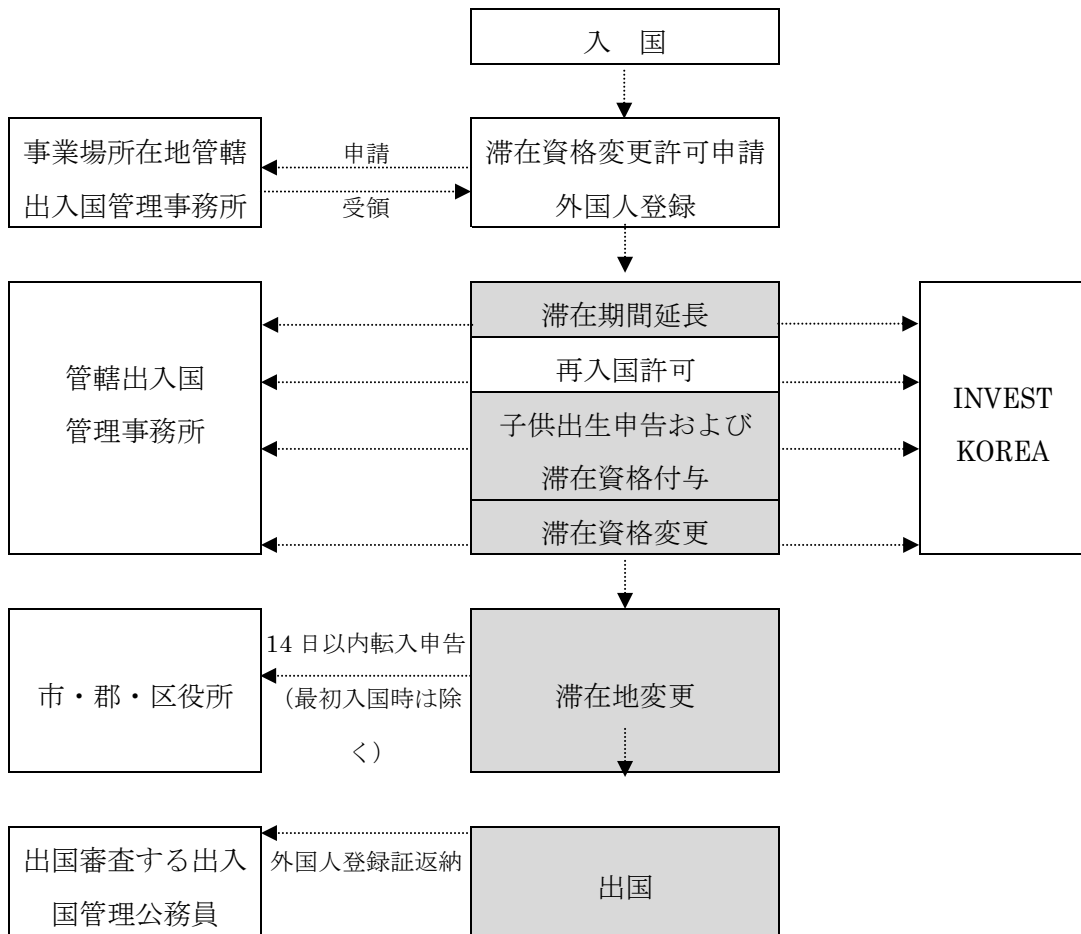
① 転入日から 14 日以内に新滞在地管轄市・郡・区役所に転入申告

② 提出書類 : 外国人登録証、滞在地変更申告書

③ 外国人登録証に担当公務員が変更事実を記した後、交付（変更後のデータが伝送されるため、出入国管理事務所に別途の申告は必要なし）

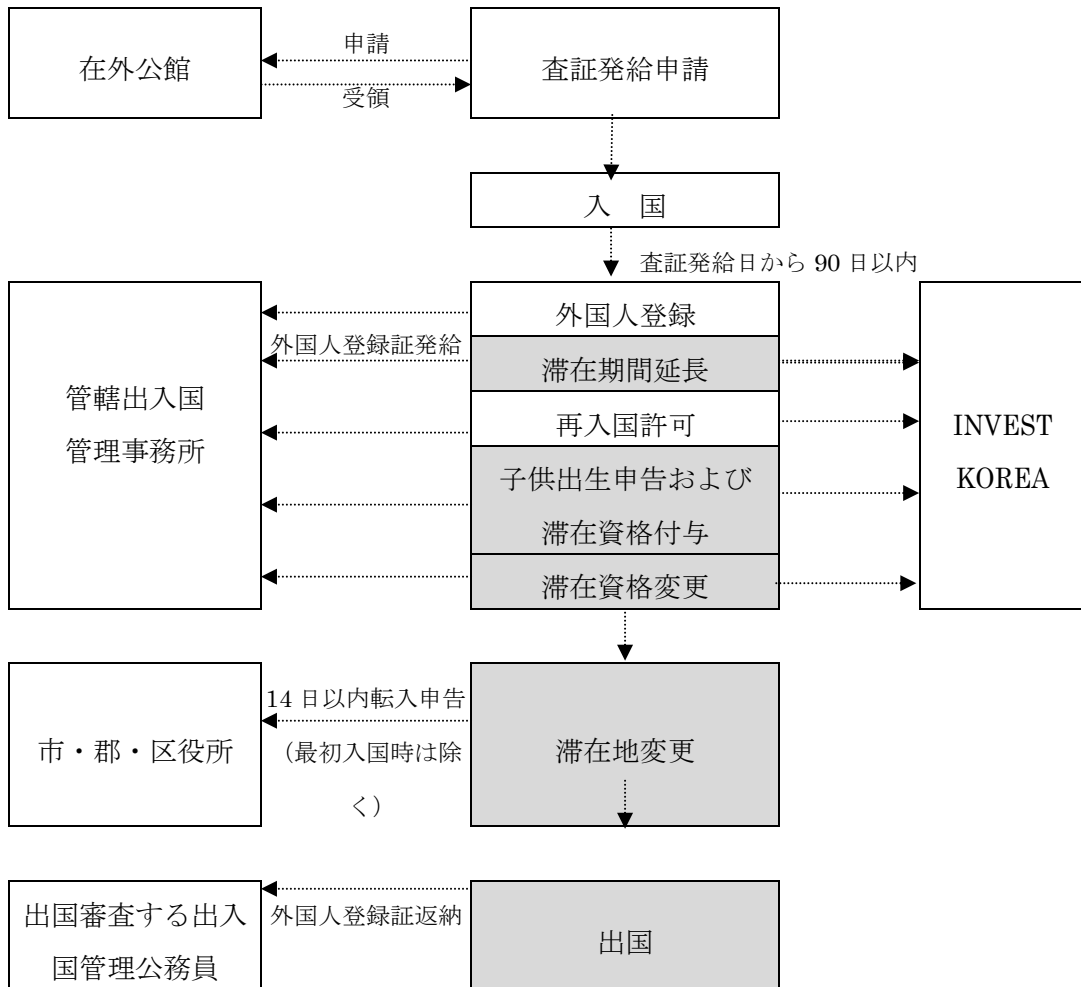


② ビザなしで入国し、当該外国人が直接出入国管理事務所へ下記の書類を提出して滞在資格変更許可申請を通じて査証を受ける場合（D-8 のみに該当）



(注) □ 表示部分は該当事由発生の際、取るべき手続きである。

③ 外国人が在外公館に直接申請する場合（D-8 のみに該当）



(注) □ 表示部分は該当事由発生の際、取るべき手続きである。

10) ビザ取得に関する過去の事例および現況、その他参考事項

関連内容	過去の事例	現況	問題点および確認事項
韓国内外国法人の 人員構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐在員 1 人に韓国人スタッフ 4 名以上（運転手も 1 人として見做す）を求めた。</li> <li>・駐在員比率が多いことから法務部における調査を受けたことがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無くなった</li> <li>・現在も同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明確な比率はない。</li> <li>・審査官の裁量によるが、基本的に管理職もしくは、韓国人が代わりにできない特殊技能を持つ人員にビザを与える。特に D-7 の場合、一つの事業所に管理職を複数置く場合は、支店長以外の管理職には日本本社で 10 年以上の在職経験を求める場合もある。</li> </ul>
滞在期間 更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞在期間を更新する場合、家族まで同伴して申請する必要があったので、不便であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年の子供の場合は委任状なしで、配偶者の場合委任状を作成し、申請書に本人が署名すれば代表者一人で更新申請できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国内で延長できる。</li> <li>・INVEST KOREA でもビザ更新ができる。（D-7 の滞在資格である駐在員は INVEST KOREA に申込みできず、出入国管理事務所でのみ申込できる）</li> </ul>
滞在資格 変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞在資格を一般研修（D-4）から駐在員（D-7）に変更する際、一旦日本に帰って変更するので、1 ヶ月位かかった。</li> <li>・帰国せず変更することが出来ない。</li> <li>・変更するのに日本に帰らざるを得ないのであれば代表者 1 人のみで出来ないか。⇒企業投資（D-8）以外の滞在資格変更は本国に戻らないと変更申請出来ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在も同様</li> <li>・現在も同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の滞在期間が残っている場合は、代表者 1 人（本人）のみ本国に戻ればできる。</li> </ul>
D-8 ビザ の申請と 外国人登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管轄の出入国管理事務所ではしかなかった。</li> <li>・外国人登録証の発行に約一週間かかる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・INVEST KOREA では現地法人の所在地に関係なく、ビザ申請および外国人登録ができる。</li> <li>・INVEST KOREA では D-8 ビザ所持者の同伴家族（F-3）のビザ申請および外国人登録も可能</li> </ul>

## 2. 運転免許の取得

### 1) 運転免許取得手続

#### ① 国際運転免許証の保有者

- ・有効期限までは韓国免許証と同一の効力を有する。
- ・有効期限：1年を超えてはならない。有効期限以降も韓国で運転する場合は、韓国免許証への変更が必要

#### ② 韓国免許証への変更（外国免許を国内免許に変更する場合）

- ・韓国免許を認める国家の場合：相互主義により身体検査後発給（日本は2003年7月から認定）
- ・韓国免許を認めない国家の場合：身体検査と簡易学科試験に合格したとき発給（例：米国）
- ・申請及び発給：全国26ヶ所の運転免許試験場
- ・提出書類
  - イ. 外国免許証の原本（国内免許の発給時、外国免許証を回収）
  - ロ. 外国免許証の真偽を確認するため、大使館で韓国語または英語で発給した証明書
  - ハ. 大使館証明書に対して別途の交渉を受ける必要がない。
    - ※ 翻訳公証書に発給日付および有効期間が記載されていない場合、その免許を発給した行政機関で発行した“運転経歴証明書”等発給日付および有効期間の確認ができる書類を提出しなければならない。
- ニ. 出入国事実証明書および旅券（内国人の場合）/旅券（外国人の場合）
  - ※ 出入国事実証明書または旅券上の出入国のスタンプを通じて免許取得国で90日以上滞在した事実が確認されないと有効な免許証として認定されない。
- ホ. 身分証
  - ※ 内国人：住民登録証、旅券等国家で発行した有効な身分証（内国人は住民登録法第6条の規定によって住民登録がされた者をいう）
  - ※ 外国人：旅券および外国人登録証
  - ※ 在外韓国人：旅券および国内居所申告証
  - ※ 外国人登録をしていない90日未満の短期滞在者は外国免許を国内免許へ交換発給することができない（ただし、運転免許試験の免除がない一般受験は可能）
- ヘ. 写真3枚（カラー、3cm×4cmサイズ、脱帽、無背景、最近6ヶ月以内に撮影したもの）
  - ※ 外国免許の交換発給は国内免許2種に限る。
- ・受付及び身体検査手数料：10,000ウォン
- ・変更有効期限：1種10年、2種10年
- ・処理期間：30分
- ・手数料：16,000ウォン（身体検査+簡易学科試験）

### ③ 新規韓国免許証取得の際（内国人と同じ）

- ・申請及び発給：全国26ヶ所の運転免許試験場
- ・提出書類：旅券または外国人登録証、写真（3 cm×4 cmサイズ）3枚
- ・試験類型：1.学科試験、2.機能試験、3.道路走行試験  
英語、フランス語、ドイツ語、日本語、中国語、ベトナム語
- ・受付、身体検査および教育手数料：62,500 ウォン  
（身体検査料4,000ウォン+学科受付料7,500ウォン+機能試験18,500ウォン+道路走行25,000ウォン+免許発行手数料7,500ウォン）  
受付の後、3時間の教育を受けた後、次の内国人と同一の手続に従う。
- ・学科試験の合格後、段階別に受付費用がかかる。その金額は種類別に異なる。
- ・有効期限：普通1種10年、2種10年（2001.6.30.改正、緑色免許制度は1999年4月廃止）

### 2) 紛失の際の再発給

- イ.発給機関：全国26ヶ所の運転免許試験場、警察庁の免許係
- ロ.手数料：7,500ウォン
- ハ.提出書類：写真1枚、旅券または外国人登録証

### 3) 滞在地変更の際

居住地変更の場合は、区役所へ滞在地変更申告をする際に持込んで記載事項を変更する。

### 4) 主な運転免許試験場のリスト（ガイドブックではソウルと釜山地域のみ掲載する）

全国統合のCRMセンター（コールセンター）運営（地域番号なしに1577-1120）  
運転免許試験管理団のホームページ（日本語）：  
<http://dl.koroad.or.kr/japan/index.jsp>

#### イ.ソウル（2014年3月現在）

- ・江南運転免許試験場
- ・西部運転免許試験場
- ・江西運転免許試験場
- ・道峰運転免許試験場

#### ロ.釜山（2014年3月現在）

- ・南部運転免許試験場
- ・北部運転免許試験場

5)運転免許の取得および各社の対応に関するヒアリング調査資料

現 況	各社のケース	理由および事例
<p>運転免許取得と関連して外国人に対する特別規定はない。取得手続は上記 I .2.1)) を参考</p>	<p>絶対的に禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故発生の際、会社業務に支障をもたらすだけでなく、会社側でも法的な問題に巻き込まれる恐れがあるため。</li> </ul>
	<p>原則的に禁止で、今後開放予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故発生の際、ある程度までは個人の問題として取扱うことになる。</li> <li>・ 銀行業界は同じく原則的禁止として扱っているが、実際には運転する駐在員がいる。</li> </ul>
	<p>その他</p>	<p>交通事故率：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 韓国は交通事故率が高いので、運転する気はない。</li> </ul> <p>信号体系：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 韓国は車優先社会で歩行者信号が非常に短く、Uターン等の道路信号（体系）に問題があると思われる。</li> </ul>



### 3. 4 大保険への加入（医療保険等）

社会保険とは、社会保障基本法第 3 条第 2 項により国民に発生する社会的危険を保険方式により対処して国民健康と所得を保障する制度をいう。

韓国では社会保険制度として雇用保険、産業災害補償保険（労災保険）、国民健康保険、国民年金の 4 大保険が施行されている。

また、4 大保険情報連携システムを通じて健康保険、国民年金、労災保険、雇用保険の申請サービスの窓口を一元化して共通業務を効率的に処理でき、共同申告書で 4 大保険各機関に同時に申告することができる。2011 年 1 月 1 日からは社会保険徴収統合により国民健康保険公団で保険料一括徴収業務（告知、収納および滞納管理）を遂行する（毎年 2 月末までに報酬総額を申告）。

#### 1) 雇用保険

##### ① 意義

失業の予防、雇用の促進および勤労者の職業能力の開発・向上のみならず勤労者の生活に必要な給与を支払って失職勤労者の生活安定および再就業を支援する目的の社会保険制度である。勤労者（賃金の 0.65%）と事業主（賃金総額の 0.9%~1.5%）が共同で負担する基金とする。

##### ② 加入義務事業主

勤労者のいるすべての事業主は義務的に雇用保険に加入しなければならない。ただし、法人ではない者が常時勤労者 4 人以下を雇う農業、林業、漁業および狩猟業・家事サービス業、工事金額が毎年労働部長官が告示する金額および規模（2004 年建設業の総工事金額 2 千万ウォン、延面積が 100 m<sup>2</sup>以下の建築物の建築または大修繕に関する工事と延面積 200 m<sup>2</sup>以下の建築物）未満である建設工事を行う事業主は勤労者の過半数の同意を得て、雇用保険に任意で加入（雇用保険公団の承認必要）しないことができる。（自営業者の場合、雇用保険への任意加入は可能であるが、失業給与は不可）

雇用保険に加入した事業場に在職しているすべての勤労者は雇用保険の特典を受けられることになる。ただし、次の勤労者は適用除外対象となる。

－労働災害保険適用特例勤労者および事業主

－満 64 才以上の勤労者（誕生日が属する月から除外）（2002.12.30 改正）

－月間所定労働時間が 60 時間（1 週当り所定労働時間 15 時間の勤務者含む）未満の時間制勤労者。ただし、3 か月以上雇われた時間制勤労者と、1 か月未満雇われた日雇いが雇用保険適用。1 か月以上 3 か月未満の雇用者は雇用保険未適用。

（2002.12.30 改正）

－国家公務員法、地方公務員法（特別職、契約職公務員は 2008.9.22 から任意加入可能）および私立学校教職員年金法の適用を受ける者

－外国人勤労者（下記の表の参照）（任意加入）

－特定郵便局法による特定郵便局職員

**【外国人の滞在資格別の雇用保険適用】**

滞在資格	雇用保険適用可否	滞在資格	雇用保険適用可否
1.外 交 (A-1)	×	19.教 授 (E-1)	○ (任意)
2.公 務 (A-2)	×	20.会話指導 (E-2)	○ (任意)
3.協 定 (A-3)	×	21.研 究 (E-3)	○ (任意)
4.ビザ免除 (B-1)	×	22.技術指導 (E-4)	○ (任意)
5.観光通過 (B-2)	×	23.専門職業 (E-5)	○ (任意)
6.一時取材 (C-1)	×	24.芸術興行 (E-6)	○ (任意)
7.短期商用 (C-2)	×	25 特定活動 (E-7)	○ (任意)
8.短期総合 (C-3)	×	25 の 3.非専門職業 (E-9)	○ (任意)
9.短期就業 (C-4)	○ (任意)	25 の 4.船員職業 (E-10)	○ (任意)
10.文化芸術 (D-1)	×	26.訪問同居 (F-1)	×
11.留 学 (D-2)	×	27.居 住 (F-2)	○ (強制)
12.産業研修 (D-3)	×		
13.一般研修 (D-4)	×	28.同 伴 (F-3)	×
14.取 材 (D-5)	×	28 の 2.在外韓国人 (F-4)	○ (任意)
15.宗 教 (D-6)	×	28 の 3.永住 (F-5)	○ (強制)
16.駐 在 (D-7)	○ (相互主義)	29.そ の 他 (G-1)	×
17.企業投資 (D-8)	○ (相互主義)	30.観光職業 (H-1)	×
18.貿易経営 (D-9)	○ (相互主義)	31.訪問職業 (H-2)	○ (任意)

※ ×に表示された場合には任意加入も不可である。

滞在資格 (記号)	滞在資格に該当する者または活動範囲
居住 (F-2)	イ. 国民または永住 (F-5) 資格を持っている者の配偶者 ロ. 難民認定を受けた者 ハ. 外国人投資促進法の規定による外国人投資企業に勤めようとする者で、投資金額が米貨 50 万ドル以上である外国法人が外国人投資促進法の規定による外国人投資企業に派遣する者のうち、企業投資 (D-8) 資格として 3 年以上継続滞在している者 ニ. 永住 (F-5) 資格を失った者のうち、国内生活関係の権益保護等を考慮して法務部長官が国内で継続滞在する必要があると認める者 (強制退去された者は除外) ホ. 永住 (F-5) 資格を失った者のうち、国内生活関係の権益保護等を考慮して法務部長官が国内で継続滞在する必要があると認める者 (強制退去された者は除外)

## 雇用保険の特典

### イ. 雇用安定事業

勤労者を減員せず雇用を維持するかまたは失職者を採用して雇用を増やす事業主に費用の一部を支援して雇用安定を維持するようにする。

### ロ. 職業能力開発事業

事業主が勤労者に職業訓練を実施するかまたは勤労者が自己開発のため訓練を受ける場合、事業主・勤労者に一定費用を支援する。

### ハ. 失業給与事業

勤労者が失職する場合、一定期間は失職者およびその家族の生活安定、また円滑な求職活動のため失業給与を与える。

### ニ. 育児休職給与事業

男女雇用平等法第 19 条の規定による育児休職を 30 日（勤労基準法第 72 条の規定による産前・産後休暇期間の 90 日と重複する期間を除く。）以上与えられた被保険者に対し育児休職給与を支払う。

### ホ. 産前・産後休暇給与事業

男女雇用平等と仕事と家庭の両立支援に関する法律第 18 条の規定により被保険者が勤労規準法第 74 条の規定による産前・産後の休暇または流産・死産休暇を与えられた場合、産前・産後休暇給与を支払う。

また、雇用保険法第 75 条の 2 により出産勤労者の生活安定のため事業主が事前に労働部長官が支払う産前・産後休暇給与等の代わりに金品を支払った場合には支払った金品に対して事業主が勤労者の産前・産後休暇給与等の受給権を代位することができる。

### ヘ. 職業能力開発訓練を受ける低所得階層に対する生計費の貸付（雇用保険法第 29 条第 3 項新設）

低所得非正規職勤労者等の場合、職業能力開発訓練が必要であるが、生計維持による負担のせいで訓練を受けることができない場合が多いため、職業能力訓練を受ける低所得被保険者等に生計費を貸し付けることができるようにする。

上記以外に勤労者学資金および訓練費の貸付、職業能力開発訓練施設・装備資金の貸付、長期失業者等の雇用創出支援事業、雇用促進関連支援、職場保育施設支援、建設勤労者の雇用安定支援等の多様な特典がある。

③ 保険事業別の保険料

区 分		保険料	負 担 金
失業給与		1.3%	事業主、勤労者が各々 1/2 (0.55%) ずつ負担
雇用安定 事業、 職業能力 開発事業	150 人未満の事業	0.25%	事業主が全額負担
	150 人以上の優先支援対象企業	0.45%	〃
	150 人以上～1,000 人未満の企 業	0.65%	〃
	1,000 人以上の企業	0.85%	〃
計		0.9%～1.5%	企業規模により異なる。

(\* 報酬総額の範囲＝課税勤労所得

- ※ 2011 年から常時勤労者 20 人以上の事業場（建設業は除外）および建設業（労 災  
保険一括適用事業場、建設業本社）事業場は石綿被害救済負担金を労災保険料に合算  
して納付しなければならない。

④ 申告期間および納付期限

- － 申告期間：保険関係成立日から 14 日以内
- － 納付期限：該当月の翌月 10 日まで

## 2) 産業災害補償保険

### ① 目的

勤労者の業務上の災害を迅速、また公正に補償し、これに必要な保険施設を設置運営し、災害予防、その他勤労者の福祉増進のための事業を行って勤労者の保護に資する。

### ② 加入義務事業場（産業災害補償保険法施行令第3条）

勤労者を使用するすべての事業または事業場が適用対象になるが、次の事業に対しては適用しない。任意加入は雇用保険と同一である。（中小企業の事業主は任意加入が可能であるが、一部特例など制限がある）

- －一定規模未満の工事業（雇用保険参照）
- －世帯内の雇用活動
- －常時勤労者数が1人以上にならない事業
- －農業・林業（伐木業は除外する）・漁業・狩猟業のうち法人でない者の事業で、常時勤労者数が5人未満である事業

### ③ 外国人の場合

事業主を除き義務的に加入しなければならない。

### ④ 産業災害保険の特典

#### イ. 療養給与

業務上負傷または疾病にかかった時、医療機関での傷病の治療に所要される費用を治癒時まで支払う現物給与。負傷または疾病が3日以内の療養により治癒される場合には、療養給与を支払わない。

#### －給与内容

診察、薬剤または診察材料と義肢、その他補装具の支払、処置・手術その他治療、医療機関への受容、介護、移送、その他労働部長官が定める事項（再療養、田園療養）として治療に必要な諸費用

#### ロ. 看病給与

業務上負傷または疾病治癒後に医学的に常時または随時に看病を必要として看病を受ける場合、現行看病料に準ずる看病給与を支払う。療養給与を受けた者が治癒後に医学的に常時または随時に看病を必要として実際に看病を受ける者に支払う。

## ハ. 休業給与

療養により就業することができなかつた期間に対して被災勤労者とその家族の生活を保護するため賃金の代わりに給与として未就業期間 1 日に対して平均賃金の 70%に相当する額。ただし、就業しなかつた期間が 3 日以内である場合には支払わない。

### a. 部分休業給与（産業災害補償保険法第 53 条）

療養または再療養を受けている勤労者がその療養期間中、一定期間または短時間就業をする場合にはその就業した日または就業した時間に該当する当該勤労者の平均賃金から当該就業した日または就業した時間に対する賃金を差引いた金額の 100 分の 90 に相当する金額を支払うことができる。

### b. 低所得勤労者の休業給与（産業災害補償保険法第 54 条）

1 日当たり休業給与の支払額が最低補償基準金額の 100 分の 80 より少ないか、または同一であれば、当該勤労者に対しては平均賃金の 100 分の 90 に相当する金額を 1 日当たり休業給与の支払額とする。ただし、当該勤労者の平均賃金の 100 分の 90 に相当する金額が最低補償基準金額の 100 分の 80 より多い場合には最低補償基準金額の 100 分の 80 に相当する金額を 1 日当たり休業給与の支払額とする。

また、休業給与の支払額が最低賃金法による時間給の最低賃金額に 8 を乗じた金額（以下、“最低賃金額”という）より少なければ、同最低賃金額を当該勤労者の 1 日当たり休業給与の支払額とする。

### c. 高齢者の休業給与（産業災害補償保険法第 55 条）

休業給与を受ける勤労者が 61 歳になると、それ以降の“休業給与は産業災害補償保険法別表 1 障害給与表”によって算定した金額を支払う。

### d. 再療養期間中の休業給与（産業災害補償保険法第 56 条）

再療養を受ける者に対しては再療養当時の賃金に基づいて算定した平均賃金の 100 分の 70 に相当する金額を 1 日当たり休業給与の支払額とする。この場合、平均賃金の算定事由の発生日は大統領令で定める。

1 日当たり休業給与の支払額が最低賃金額より少ないか、または再療養当時の平均賃金算定の対象になる賃金がなければ、最低賃金額を 1 日当たり休業給与の支払額とする。

障害補償年金を受けた者が再療養する場合には 1 日当たり障害補償年金額の 1 日当たり休業給与の支払額を加算した金額が障害補償年金の算定に適用される平均賃金の 100 分の 70 を超過すれば、その超過する金額のうち、休業給与に該当する金額は支払わない。

## ニ. 傷病補償年金

当該負傷または疾病の程度が廃疾等級 1～3 級に該当し、2 年が経過しても治癒

されない場合、休業給与の代わりに補償の水準を向上させて年金で支払う。

#### ホ. 障害給与

業務上災害の治癒後、当該災害と相当な因果関係のある障害が残される場合、その障害の程度により支払う給与

区 分	一 時 金	年 金
支払事由	障害等級 1～14 級障害残存時	障害等級 1～7 級障害残存時 (4～7 級は選択)
請求時期	治癒後	治癒後から死亡時まで毎月分割支払
給与内容	障害程度により平均賃金の 1,474 日分から 55 日分相当額	障害程度により平均賃金の 329 日分から 138 日分相当額

#### ハ. 遺族給与

勤労者が業務上の事由により死亡した場合は年金で支払い、年金受給者がいない場合および受給権者が外国に居住する者である場合に限って一時金として支払い、葬儀代は葬儀を実行した者の請求により支払う。

一遺族年金受給権者の範囲 : 勤労者の死亡当時に当該勤労者により扶養されていた者のうち、妻・主人・父母または祖父母として 60 才以上の者、子供または孫として 19 才未満の者、兄弟姉妹として 19 才未満または 60 才以上の者

一 年金 (家族の委任受領可能) : 毎年総支払分を 12 等分して毎月 25 日に支払い、土・日曜日が支払日である場合、その前日に支払う。

一一時金 : 平均賃金の 1,300 日分

※ 基本金額 : 給与基礎年額 (平均賃金×365 日) の 47%相当額

加算金額 : 受給権者 1 人当り 5%加算 (最高 4 人 20%まで可能)

#### ト. 葬儀代

実際に葬儀を実行した者に平均賃金の 120 日分を支払い、算定された葬儀代が労働部長官が告示 (告示: 2013.12.31、適用: 2014.1.1～2014.12.31) する最高金額を超えるか、最低金額に達しない場合には告示金額を支払 (労働部長官の告示金額: 最高 13,459,060 ウォン、最低 9,539,140 ウォンの支払)

#### チ. 職業リハビリ給与

一障害給与を受ける者のうち、職業のため、職業訓練が必要な者に対して実施する職業訓練費および職業訓練手当

一業務上災害の発生時、事業場復帰障害給与者に対して事業主が雇用を維持する

か、職場適応訓練または、リハビリ運動を実施する場合、各々支払う職場復帰支援金、職場適応訓練費およびリハビリ運動費

⑤ 保険料

1 年間全勤労者に支払う報酬総額の推定額に保険料率を適用した金額保険料率（2013年現在の決定告示であり、通常毎年12月31日ごろに告示）は61業種に対して最低6.0/1,000から最高340/1,000、平均17.3/1,000で業種別に定めてある。このような保険料は事業主が全額を負担する。

⑥ 申告期間および納付期限

イ.申告期間

保険関係成立日から14日以内

ロ.納付方法および期限は雇用保険と同一である。

3) 国民健康保険

① 目的

個別家計が一時に負担する医療費の加重を防止するため国家が介入して個人の経済的能力により保険料を負担し、医療問題を共同で解決することを目的とする。

② 加入義務事業場

- － 常時1人以上の勤労者を雇う事業場に雇われた勤労者とその使用者
- － 公務員および教職員として任用または採用された者

③ 外国人の場合

国内に滞在している在外国民または外国人で、次の場合はこの法の適用を受ける加入者または被扶養者になる。（ただし、2007年7月31日から外国の法令および保険により医療保障を受ける場合および使用者との契約等により医療保障を受ける場合には関連書類（法施行規則第45条）を提出すると職場加入除外申請ができる）

次の各号の一つに該当する者で、職場加入者の適用事業場で勤務する者と公務員・教職員として任用または採用された者とする。（国民健康保険法施行令第64条）

1. 出入国管理法第31条の規定により外国人登録をした者
2. 在外韓国人の出入国と法的地位に関する法律第6条の規定により国内居所申告をした者

上記の場合に該当しない在外韓国人または外国人で、次の各号の一つに該当する者



は本人の申請によりこの法の適用を受ける地域加入者になる。

1. 出入国管理法第 31 条の規定により外国人登録をした者で、保健福祉部令で定める滞在資格がある者
2. 第 1 項第 2 号に該当する者

上記の規定にもかかわらず、次の各号の一つに該当する者はこの法による加入者になり得ない。

1. 出入国管理法第 25 条および在外韓国人の出入国と法的地位に関する法律第 10 条第 2 項の規定により滞在期間延長許可を得ずに滞在する者
2. 出入国管理法第 59 条第 2 項の規定により強制退去命令書が発付された者

※外国の法令または保険、使用者との契約等によって国内で国民健康保険に相当する医療保障の恵沢を受ける場合、本人の申請により当然適用から除外されることもある。  
(2007.7.31.から施行) 細部事項は「4) 在外国民および外国人の健康保険加入除外申請案内」を参照

#### ④ 国民健康保険の特典

##### イ. 療養給与

加入者および被扶養者の疾病・負傷・出産等に対して次の各号の療養給与を実施する。

- －診察・検査
- －薬剤・治療材料の支払
- －処置・手術その他治療
- －予防・再活・出産
- －入院
- －看護
- －移送

##### ロ. 健康検診

疾病の早期発見のため加入者および被扶養者に対しては 2 年に 1 回の無料健康検診を実施している。

ハ. 療養費（慢性腎不全症患者および腹膜貫流液の購入費）

ニ.

支 払 対 象	支 払 金 額
慢性腎不全症患者	実購入金額（保健福祉家族部告示の健康保険薬価基準額の範囲）の 80%

ホ. 出産費

支 払 対 象	支 払 金 額
療養機関以外の場所（海外は支給対象から除外）で 出産（死産の場合、妊娠 16 週以上）した 加入者および被扶養者 ※外国で出産した場合等、法 49 条（給与の停止）に 該当する場合は支払わない	出産した子供の数に拘わらず 2006.11.1.以後生まれから 25 万ウ ォン

ヘ. 障害者補装具給与費

支 払 対 象	支 払 金 額
国民健康保険公団加入者および 被扶養者のうち登録障害者	補装具の類型別の上限額の範囲内で 実購入価額の 80%

ト. 葬儀代

支 払 対 象	支 払 金 額
国民健康保険公団加入者（被扶養者）の 死亡時に葬儀を行った者	25 万ウォン

一家庭酸素治療サービス（2006 年 11 月 1 日から）

呼吸器障害等を含む重症の慢性心肺疾患者が家庭で酸素発生器で酸素治療を受ける場合、月 1 回 108,000 ウォンずつ支払う制度

フ. 本人負担額償還制

診療費負担による家計の経済的負担を軽減するため、年間保険適用の本人負担額が償還額を超過した場合、その超過金額を公団が負担することにより健康保険本来の保障性を確保し、家計安定をはかる制度

償還額: 保険料水準別の下位 50%以下は 200 万ウォン、中位 30%は 300 万ウォン、上位 20%は 400 万ウォン

リ. 妊娠・出産診療費の支援（付加給与）

妊産婦の診療費支援を通じて出産意欲の鼓舞および健康な胎児分娩のため、妊娠・出産診療費の本人負担額の一部を電子バウチャー方式であるゴウンママカードで支援（施行日：2008.12.15）、妊娠1回50万ウォン（1日4万ウォン限度）

⑤ 保険料

保険料率は標準報酬月額額の5.99%として使用者が2.995%、加入者が2.995%を負担する。

一方、保険料の算定時に報酬月額が上・下限線に属さない加入者は実際の報酬月額に基づいて保険料を算定する。（下限線：加入者の報酬月額が28万ウォン未満の場合は28万ウォンと算定、上限線：加入者の報酬月額が7,810万ウォン超過の場合は7,810万ウォンと算定）

(\*）報酬総額の範囲＝勤労所得－非課税給与（一部を含む）＋国外勤労所得＋支払補助費等

非課税所得の場合、所得税法上に列挙された内容のみ適用する。

(\*）長期療養保険＝健康保険料×6.55%

⑥ 申告期間および納付期限

イ. 申告期間

資格取得日から14日以内

ロ. 納付期限

該当月の翌月10日まで

4) 在外国国民および外国人の健康保険加入除外申請案内

① 関連根拠

イ. 国民健康保険法施行令第64条（外国人等加入者）第4項

ロ. 同法施行規則第45条（外国人等の適用申告等）第4項

ハ. 長期滞在在外国国民および外国人に対する健康保険適用基準（保健福祉部告示第2007-69号）

② 業務処理基準

イ. 施行日：2007年7月31日

- ロ. 対象：在外国民および外国人職場加入者のうち、以下に該当し、国内でも国民健康保険に準ずる医療保障の恩恵を受けており、健康保険の除外を申請する者。
- －外国の法令および保険により医療保障を受ける場合
  - －使用者との契約等により医療保障を受ける場合
- ※ただし、E-9（非専門就職）、H-2（訪問就職）は当然適用
- ハ. 申請手続：使用者は、外国人および在外国民が健康保険加入除外の申請対象になる場合、職場加入者資格喪失申告書に次の様式を貼付して、公団に提出
- －外国の法令および保険により医療保障を受ける場合（①②貼付）
    - ・外国法令の適用対象の有無に関する確認書や保険契約書等国内で医療保障を受けることができることを証明する書類（ハングル翻訳本を含む）1部。①
    - ※保険契約書のハングル翻訳本はすべての内容を翻訳する必要はなく、保険により医療保障を受け取れることを示す部分だけ翻訳してもかまわない。
    - ・在外国民または外国人が健康保険から脱退するという趣旨を記載した書類 1部。（添付1）②...勤労者が作成する書類
  - －使用者との契約等により医療保障を受ける場合（①②③貼付）
    - ・雇用契約書等により国内で医療保障を受ける可能性があることを証明できる書類（ハングル翻訳本含む）1部。①
    - ・当該事業場の所属勤労者に医療費を支給した事実を証明する書類（ハングル翻訳本含む）1部。②
    - ...申請者以外でも当該事業場で勤労者に対して医療費の支給を行っている事実を証明する書類
    - ・在外国民または外国人が健康保険から脱退するという趣旨を記載した書類 1部。（添付1）③...勤労者が作成する書類
- ニ. 資格喪失日：申請した日。ただし、資格取得申告日から14日以内に職場加入者資格喪失申告書を公団に提出した場合には資格取得日
- ホ. 資格喪失理由：その他
- ヘ. 申込書式：職場加入者資格喪失申込書および関連証拠書類（申請手続参照）
- ト. 既存の職場加入者の健康保険加入除外申請:上記手続により申請
- チ. 新規就業者の資格除外申請手続
- －職場加入者資格喪失申込書および関連証拠書類
    - ・職場加入者取得申込書受付は省略

### ③ 質問回答事例

（事例1）E-9（非専門就職）とH-2（訪問就職）も健康保険加入除外申請ができるか？

(答) 外国人勤労者の雇用等に関する法律第 2 条、出入国管理法 18 条、出入国管理法施行令第 23 条により E-9 (非専門就職) と H-2 (訪問就職) 外国人勤労者 (職場加入者) は健康保険加入除外申請を行うことができず、内国人と同様に健康保険に加入しなければならない。

(事例 2) 既存職場加入者が施行日から 14 日以内に申告した場合、いつから適用を受けるか?

(答) 施行した日から 14 日以内に申告した場合、施行した日に申請したこととして認めて、施行日まで遡及して、資格喪失する。

(事例 3) 2007 年 5 月 1 日から勤務している外国人が健康保険加入を申請しない状態で 2007 年 9 月 1 日に加入除外申請をした場合に、健康保険加入は?

(答) 関連法令が施行される前までは職場加入者資格を取得すること。

2007.5.1~2007.7.30 まで職場加入者資格取得

(事例 4) 2007 年 9 月 1 日から勤務する外国人が、健康保険加入を申請しない状態で 2007 年 12 月 1 日に加入除外申請する時の健康保険加入は?

(答) 資格取得申告した日から 14 日以内に加入除外申請する場合は資格取得日に提出したこととして認められるので、公団では加入除外登録だけすればよく、健康保険加入期間はないことになる。

#### ④ 関連法令

##### イ. 国民健康保険法施行令

###### 第 64 条 (外国人等加入者)

④公団は第 1 項にかかわらず、在外国国民または外国人が国内に勤務する期間、外国の法令、外国の保険または使用者との契約等により法第 39 条による療養給付に相当する医療保障を受けられる場合には、保健福祉部令に定めるところにより加入者から除外することができる。

⑤第 1 項から第 4 項に規定されたこと以外の申請手続および加入者除外申請手続等に必要事項は保健福祉部令に定める。

##### ロ. 同法施行規則

###### 第 45 条 (外国人等の適用申告等)

④施行令第 64 条第 4 項により加入者から除外されようとする在外国国民または外国人の使用人は、別紙第 4 号の 2 様式の職場加入者資格喪失申告書 (電子文書になった申告書を含む) に次の各号の区分に従って書類を貼付して、公団に提出しなければならない。

1. 外国の法令、保険により医療保障を受ける場合:外国法令の適用対象有無に関

する確認書や保険契約書等医療保障を受ける可能性があることを証明できる書類

2. 使用者との契約等により医療保障を受ける場合

- (1) 雇用契約書等医療保障を受ける可能性があることを証明できる書類
- (2) 当該事業場の所属勤労者に医療費を支給した事実を証明する書類

ハ. 保健福祉部公告第 2007-69 号 (2007.7.31) 長期滞在在外国国民および外国人に対する健康保険適用基準

第 2 条 (適用対象)

④公団は第 1 項にかかわらず、在外国国民または外国人が国内に勤務する期間、外国の法令、外国の保険または使用者との契約等により国民健康保険法 (以下“法”という) 第 39 条にともなう療養給与に相当する医療保障を受けられる場合には加入者から除外することができる。

第 3 条 (職場加入者の資格取得・喪失の時期等)

③在外国国民および外国人は次の各号の 1 に該当するようになった日にその資格を失う。

5. 第 2 条第 4 項の規定により、使用者が規則別紙第 4 号の 2 様式による職場加入者資格喪失申告書 (電子文書になった申告書を含む) を公団に提出した日。ただし、資格取得申告日から 14 日以内に職場加入者資格喪失申告書を公団に提出した場合には、資格取得日に提出したと見なす。

⑤使用者は第 2 条第 4 項により、在外国国民または外国人である勤労者の加入除外を申請しようとする場合には、別紙第 4 号の 2 様式の職場加入者資格喪失申告書 (電子文書になった申告書を含む) に次の各号の区分に従って書類を貼付し、公団に提出しなければならない。

1. 外国の法令、保険により医療保障を受ける場合

- (1) 外国法令の適用対象有無に関する確認書や保険契約書等医療保障を受ける可能性があることを証明できる書類 (ハングル翻訳本含む) 1 部
- (2) 在外国国民または外国人が健康保険から脱退するという趣旨を記載した書類 1 部

2. 使用者との契約等により医療保障を受ける場合

- (1) 雇用契約書等医療保障を受ける可能性があることを証明できる書類 (ハングル翻訳本含む) 1 部
- (2) 当該事業場の所属勤労者に医療費を支給した事実を証明する書類 (ハングル翻訳本含む) 1 部
- (3) 在外国国民または外国人が健康保険から脱退するという趣旨を記載した書類 1 部

[添付 1]

在外国民および外国人勤労者健康保険加入除外申込書 Application for Exclusion for Health Insurance for Overseas Nationals and Foreign Workers					
加入者 Applicant	姓名 Name			外国人登録番号 (または国内居所申告番号) Foreigners' Registration Number ( or Local residence Notice Number )	
가입자 Applicant	加入除外理由 Reason for Exclusion	<input type="checkbox"/> 外国の法令により医療保障を受ける場合 Health coverage guaranteed by foreign law. <input type="checkbox"/> 外国の保険により医療保障を受ける場合 Health coverage guaranteed by foreign insurance <input type="checkbox"/> 使用者との契約などにより医療保障を受ける場合 Health coverage guaranteed by employer's contract ※ 該当欄に“✓”表示※ Check the appropriate box			
가입자 Applicant	事業場(機関) Employer (Organization)	名称 Name		記号 Number	
長期滞在在外国民および外国人に対する健康保険適用基準第3条第5項規定により、上記のとおり在外国民および外国人勤労者健康保険加入除外を申請します。 In accordance with regulation article 3,section 5 of the health insurance coverage standard for long-term overseas nationals and foreign workers,the abovementioned exclusion application is being submitted.  2007. . . .  申請人 Applicant (署名 signature)  国民健康保険公団理事長貴下 To:Director of the National Health Insurance Corporation					

## 5) 国民年金

### ① 目的

加入者である国民の老齢、疾病、死亡等により所得能力が喪失または減退される本人またはその遺族に一定額の給付を行って安定的な生活を維持するように国家が営む長期的な所得保障制度である。

### ② 加入対象（国民年金法施行令第 19 条）

個人事業場は使用者を除いた勤労者 1 人以上の事業場であれば当然加入対象であり、法人事業場は勤労者（代表取締役を含む）1 人以上であれば当然加入対象となる。

### ③ 外国人の場合

外国人も内国人と同様に当然適用対象となるので、18 才以上 60 才未満の外国人が国民年金の適用を受ける事業場に就業するか、国内に居住する場合は事業場加入者または地域加入者となる。ただし、下記の場合には、適用から除外する。

- －研修生（研修就業は適用対象）、留学生、外交官等法令により、国民年金の義務加入を除外した場合
- －国民年金のような性格の年金制度に国民を義務的に加入させない国の国民：該当外国人の本国法が国民年金による“国民年金に相応する年金(国民年金のような性格の年金制度として社会経済リスク分担形態の所得保障制度)”に関して大韓民国の国民に適用されない場合
- －韓国と社会保障協定を締結した国から韓国に派遣された勤労者に対してその国の加入証明書を提出する場合

### ④ 国民年金の特典（国民年金法第 49 条および第 50 条）

国民年金給与は加入者が老齢または疾病・死亡により所得能力が喪失または減退した時に本人または遺族の生計を保障するために支払っており、これには 10 年以上加入して 60 才から支払う老齢年金、加入中に発生した疾病または負傷により障害が残る際に支払われる障害年金、そして加入者等が死亡した場合に、その遺族に支払われる遺族年金等がある。このような年金給与の受給要件を満たさず途中で資格を喪失または死亡した場合には本人またはその遺族に返還一時金や死亡一時金が支払われる。

### ⑤ 国民年金と職役年金の連携（国民年金と職役年金の連携に関する法律）

国民年金と職役年金の連携に関する法律により 2009 年 8 月 7 日から国民年金と職役年金が連携された。本法律の施行は国民年金の加入期間と特殊職役（公務員、軍人、



私学、特定郵便局)年金の在職期間、福祉増進に貢献することを目的とされている。国民年金と職役年金の連携を希望する場合には連携年金受給要件を備えている対象者が返還(退職)一時金の受給権が消滅される前に連携しようとする年金管理機関のうち1ヶ所に申請しなければならない。

⑥ 保険料

事業場加入者は標準所得月額9%に該当する金額を本人と使用者が各々4.5%ずつ負担し、毎月使用者が納めなければならない。

- ・  $年金保険料 = 加入者の標準所得の月額 \times 年金保険料率$

上記の計算式で標準所得月額とは、国民年金の保険料および給与の算定のために加入者が申告した所得月額から1,000ウォン未満を切り捨てた金額をいう(下限線:加入者の基準所得月額が25万ウォン未満の場合は25万ウォンと算定、上限線:加入者の基準所得月額が398万ウォン超過の場合は398万ウォンと算定、毎年7月1日に調整される)。

賃金総額の範囲は給与総額から非課税給与(食事代、車両維持費)を差引いて計算し、基準所得月額は前年度所得総額を該当事業場での従事期間総日数で割って30日かけた数値である。

⑦ 申告期間および納付期限

イ. 申告期間

資格取得日が属する月の翌月15日まで

一方、資格取得月の保険料は免除される。ただし、取得日が毎月1日である場合や加入者が希望する場合は除く。

ロ. 納付期限

該当月の翌月10日まで

【表 3】

### 4 大義務適用事業場加入対象保険（要約表） (2014年1月1日現在)

順番	内 訳		雇用保険	産業災害保険	国民健康保険および長期療養保険料	国民年金
1	適用対象（常時勤労者）		1人以上	1人以上	1人以上	1人以上
2	外国人の加入可否		事業主は除外、任意加入可能	事業主は除外、義務加入	甲種勤労所得がある者は義務加入（非居住者は除外）	義務加入 <sup>注2)</sup>
3	保険料率	会社負担（一般の場合）	0.65%	1%	2.995%	4.5%
		本人負担（一般の場合）	0.65%	-	2.995%	4.5%
	雇用安定・職業能力開発 （人員により適用が異なり、会社負担）		0.25%			
	賃金債権保障負担金（会社負担）			0.8/1,000		
	長期療養 保険料	会社負担（一般の場合）			健康保険料×6.55%	
		本人負担（一般の場合）			健康保険料×6.55%	
*賃金総額基準				*業種別の差等率	*報酬月額による保険料率の適用 <sup>注3)</sup>	*加入者の基準所得月額×年金保険料率 <sup>注4)</sup>
4	報酬総額の範囲 （所得税法上の課税対象所得）		給与総額 （賞与、各種手当、非課税給与を含む）	給与総額 （賞与、各種手当、非課税給与を含む）	給与総額－非課税給与* （*食事代、車輛維持費）	給与総額－非課税給与* （*食事代、車輛維持費）
5	申告期間（法の適用日、事業開始日：最初社員新規採用日）		14日以内	14日以内	14日以内	翌月15日まで
6	申告機関（所在地管轄） <sup>(注)</sup>		勤労福祉公団支社	勤労福祉公団支社	国民健康保険公団支社	国民年金管理公団支社
7	納付期限		該当月の翌月10日	該当月の翌月10日	該当月の翌月10日	該当月の翌月10日
8	年齢制限		60才以上は新規加入不可、継続加入の場合は65才まで	なし	なし	18才以上60才未満
9	目的		失職勤労者が休職活動をする期間中に生計を支援するための失業給与の支払のみならず、勤労者の職業能力開発のための訓練と教育を支援し、失業予防と雇用促進のため各種事業主の支援事業を複合的に実施する事前的・積極的な雇用政策の手段である。	勤労者の業務上の災害を迅速、かつ公正に補償し、これに必要な保険施設を設置・運営して災害予防その他勤労者の福祉増進のための事業を行い、勤労者の保護に資することを目的とする。	個別家計が一時に負担する医療費の加重を防止するため国家が介入して個人の経済的能力により保険料を負担し、医療問題を共同に解決することを目的とする。診療費の保障、疾病の治療、健康診断、再活および予防まで範囲を拡大している。	加入者である国民の老齢、肺疾死亡により所得能力が喪失または減退された場合、本人または彼の遺族に一定額の給付を行い、安定的な生活を可能にするため国家が営む長期的な所得保障制度である。

\*注1：4大社会保険情報の連係処理可能：直接訪問せずに Portal Homepage; [www.4insure.or.kr](http://www.4insure.or.kr) を通じて加入・変更・喪失(脱退)申告業務が可能ですので、業務にご参考下さい。

注2：2005年4月1日から日本との社会保険協定が締結されましたので、[添付4]をご参照下さい。

注3：保険料の算定の際、報酬月額が上・下限基準に属しない加入者は実際の報酬月額を基準として保険料を算定する。

－下限基準：加入者の報酬月額が28万ウォン未満である場合は28万ウォンで算定

－上限基準：加入者の報酬月額が7,810万ウォンを超える場合は7,810万ウォンで算定

注 4 : 基準所得月額とは、国民年金の保険料および給与算定のために加入者が申告した所得月額から 1 千ウォン未満を切り捨てた金額

－下限基準 : 加入者の基準所得月額が 25 万ウォン未満である場合は 25 万ウォンで算定

－上限基準 : 加入者の基準所得月額が 398 万ウォンを超える場合は 398 万ウォンで算定

\* 共通事項 : 最初加入後翌年 2 月中に再精算を行い、入・退社者またはその他変更事項の発生時に加入および脱退、変更申告をしなければならない。

## 6) 韓・日社会保障協定の施行案内

### ① 施行時期

韓・日社会保障協定は 2005 年 4 月 1 日から施行する。

### ② 締結効果

韓・日間に社会保障協定が締結される前は、派遣勤労者のように短期間外国に派遣または自営を営む人に両国の年金制度に二重保険料を納付しなければならない問題があった。

しかし、この度の韓・日社会保障協定が締結されてからは、一定の要件を充たす派遣勤労者に一定期間一方の国（通常居住国）の年金制度にのみ加入して保険料を納付することができるようになったため、これまでのように韓国と日本で二重納付している年金保険料を韓国では納付しなくても良くなった。

### ③ 免除対象派遣勤労者

派遣勤労者とは、国内（通常居住国）にいる使用者により相対国に所在する支社、支店、出張所、事務所、現地法人等に通常 5 年以内の間勤務することで派遣される勤労者を言う。

### ④ 免除期間

協定の施行後から 5 年（追加 3 年延長可能）まで

### ⑤ 免除申込手続

#### イ. 日本での手続き

- ・ 事業主（派遣勤労者の本国）は[韓・日社会保障協定厚生年金保険適用証明書の交付申込書]を社会保険事務所に提出
- ・ 申込内容の審査後、申込が認められる場合は、追って[適用証明書]が交付される。
- ・ 交付された[適用証明]の国籍欄には勤労者の国籍を書き込む。

#### ロ. 韓国での手続き

- ・ [適用証明書] 原本を韓国に持参し、現地勤務先の担当者経由で韓国の国民年金管理公団に提出する。（発給を受けた加入証明書は韓国の国民年金管理公団に直ちに提出しなければならない、2 年が経過して遅延提出する場合、すでに納付した保険料は還付が不可能。）

\* [適用証明書] を提出する時、下記の書類を一緒に提出する。

- 国民年金適用除外要請公文（任意様式、代表者職員捺印）
- 外国人登録証写本

#### ハ. 日本で適用申込の審査時、申込が認められない場合は韓国の年金制度に加入しなければならない。

#### ニ. 適用証明申込書は派遣前に、延長申込書は延長前に申し込むのが原則であり、協定が施行される前にすでに派遣勤務をしている者の場合も協定事項日から申し込み、提出すれば良い。（施行日から 5 年まで免除可能）

#### ホ. 申込書は各地域の日本年金機構の様式を使用する。

#### ヘ. 日本の実務機関

会社の所在する地域の管轄年金事務所

#### ト. その他特記事項

- a. 本協定は両国で納付する国民年金の二重納付のみ免除されるため、他の事項については変更されたことはない。既存のとおり保険加入期間 10 年以上ではない者の場合、国民年金の恩恵は受けられない。
- b. 本協定はすべての外国人に該当するものではなく、一定の要件を充たす者が本国（日本）の年金事務所に本社（保険担当者）が申し込んで審議に通過した場合にのみ可能である。
- c. 既存の加入者が日本年金機構の審議を経て[適用証明書]の発給を受け、韓国の年金公団に提出すれば、2005 年 4 月 1 日分から還付ができる。ただし、韓国年金公団に[適用証明書]を提出する前までの国民年金は納付しなければならず、追って還付を受ける手続きで進めなければならない。  
既存加入者の場合、入国日とは関係なく 2005 年 4 月 1 日から 5 年まで（延長する場合 8 年）免除を受けることができる。
- d. 還付方法
  - － 還付対象者の他に納付者がいる事業場 → 納付する月の納付額と還付額との差額のみ告知
  - － 還付対象者の他に納付者がいない事業場 → 還付対象者の口座に送金

## 4. 学校（子供の入学）

### 1) 国内の外国人学校現況

#### ① 初・中・高の外国人学校

・認可を受けた国内外国人学校は次の通りである。

(2014年3月現在)

連番	市道	学校名	所在地	認可日	電話番号
1	ソウル	ソウル外国人学校	西大門区延禧洞	1978.05.25	(02) 330-3100
2	ソウル	ソウル日本人学校（注）	麻浦区上岩洞	1978.01.24	(02) 308-2010
3	ソウル	韓国漢成華橋中高等学校	西大門区延禧洞	1999.08.27	(02) 324-0664
4	ソウル	永登浦華橋小学校	永登浦区文來洞	1999.08.27	( 02 ) 2678-5939
5	ソウル	ソウルドイツ学校	龍山区漢南洞	1999.08.27	(02) 792-0988
6	ソウル	ソウルアカデミー国際学校	江南区大峙洞	1999.08.27	(02) 554-1690
7	ソウル	韓国ケント外国人学校	廣津区九宜洞	1999.08.27	(02) 2201-7091
8	ソウル	地球村ミッション外国人学校	龍山区漢南洞	1999.08.27	(02) 797-0234
9	ソウル	韓国外国人学校	江南区開浦洞	1999.08.27	(02) 561-0509
10	ソウル	Centennial Christian School	龍山区龍山洞	1999.10.15	(02) 772-9275
11	ソウル	韓国漢成華橋小学校	中区明洞	2001.11.23	(02)776-2955
12	ソウル	ソウル龍山国際学校	龍山区漢南洞	2000.05.06	(02)797-5104
13	ソウル	在韓モンゴル学校	廣津区廣壯洞	2005.02.21	(02) 3437-7078
14	ソウル	レインボー外国人学校	瑞草区良才洞	2007.08.27	(02) 571-2917
15	ソウル	アジアパシフィック国際学校	蘆原区月溪2洞	2006.12.20	(02)907-2747
16	ソウル	ソウルフランス学校	瑞草区盤浦4洞	2001.04.07	(02) 535-1158
17	ソウル	ザビエル国際学校	鐘路区舊基洞	2002.02.09	(02) 396-7688
18	ソウル	Dulwich College Seoul British School	瑞草区新盤浦路	2010.10.20	(02)3015-8500
19	ソウル	The Dwight School Seoul	麻浦区上岩洞	2012.01.16	(02)6920-8600
20	釜山	釜山外国人学校	雲臺区佐洞	2001.04.23	(051) 747-7199
21	釜山	釜山国際学校	海雲臺区中2洞	2001.08.08	(051) 742-3332
22	釜山	釜山華橋小学校	東区草梁洞	2001.07.23	(051) 467-0274
23	釜山	釜山華橋中高等学校	東区草梁1洞	2001.07.23	( 051 ) 467-0275
24	釜山	釜山日本人学校	水営区民樂洞	2001.07.23	(051) 753-4166

連番	市道	学校名	所在地	認可日	電話番号
25	大邱	韓国大邱華橋小学校	中区鍾路 2 街	2002.07.08	( 053 ) 255-4273
26	大邱	韓国大邱華橋中高等学校	南区鳳徳洞	1998.10.18	( 053 ) 471-1422
27	大邱	大邱国際学校	東区八公路	2010.08.13	(053)471-1422
28	仁川	仁川華橋小、中山中高等学校	中区善隣洞	2002.12.21	(032) 772-3615
29	仁川	Chadwick International School Songdo	延寿区	2010.09.07	(032)250-5000
30	仁川	菁蘿ダルトン外国人学校	西区尖端洞路	2011.09.01	(032)563-0523
31	光州	光州外国人学校	北区陽山洞	2000.08.05	(062) 575-0900
32	大田	大田国際学校	大徳区梧井洞	1999.03.15	(042) 633-3663
33	蔚山	現代外国人学校	東区西部洞	2008.04.30	
34	京畿	水源華橋ジュンジョン小学校	水源市八達区校洞	2007.08.31	(031) 232-2649
35	京畿	韓国外国人学校	城南市盆唐区栢峴洞	2005.12.14	(031) 255-0505
36	京畿	国際クリスチャン外国人学校	議政府市緑楊洞	2002.06.24	(031) 855-1277
37	京畿	京畿水源外国人学校	水源市靈通区靈通洞	2006.06.12	( 031 ) 695-2800
38	京畿	議政付華橋小学校	議政付市佳陵 1 洞	1999.04.07	(031) 829-3481
39	京畿	ソウル国際学校	城南市壽井区福井洞	1973.06.05	(02) 554-1690
40	京畿	インディアンヘッド学校	議政付市虎院洞	1999.07.29	( 031 ) 870-3000
41		平澤クリスチャン外国人学校	平澤市シンデコジャン道	2010.08.15	(031)651-1376
42	江原	春川華橋小学校	春川市沃川洞	2000.12.30	(033) 254-5196
43	忠北	清州華橋小学校	清州市興徳区社稷洞	1996.06.30	(043) 274-2204
44	忠北	忠州華橋小学校	忠州市校峴 1 洞	1999.09.22	( 043 ) 847-2656
45	忠北	堤川華橋小学校	堤川市中央路 2 街	2001.11.15	(043) 644-1579
46	忠南	溫陽華橋小学校	牙山市毛宗洞	2002.06.14	( 041 ) 545-2872
47	全北	群山華僑小学校	群山市 月明路		(063)445-2417
48	慶南	玉浦国際学校	巨濟市玉浦 1 洞	2002.12.03	( 055 ) 687-1503
49	慶南	慶南国際外国人学校	泗川市泗南面月星里	2003.12.26	(055) 853-5125
50	済州	Branksome Hall Asia	西帰浦市大静邑	2012.01	(064)902-5000
計	50 校 (英米日系 25、華橋 17、その他民族系 8)				

資料出所：教育部

- ・外国人学校は国内の認可を受けたとしても国内学歴としては認められず、設立した国の学歴として認められる。
- ・外国人学校の学費は年間 1 百万～2 百万ウォンの水準から 3 千万ウォンに至る等多様で、華橋学校と日本語使用の学校が相対的に安価であり、英語使用の学校は年間 5 百万ウォンから 3 千万ウォン程度。

## 2) 外国人学校の管理

- ① 外国人学校は外国団体として規定する。
- ② 市・道の教育監が設立を認・許可する。
- ③ 教育部では単純に登録証のみ交付し、管理は登録学校の自律に任せている。

## 3) 外国人学校の連絡先および入学要件（例）

- ① 学校名 : Seoul Foreign School (SFS)
  - ・ Tel : 02-330-3100
  - ・ Homepage : [www.sfs.or.kr](http://www.sfs.or.kr)
- ② 4 種類の学校に区分
  - ・ British School (Preschool to year 6)
  - ・ Elementary School
  - ・ Middle School
  - ・ High School
- ③ 入学要件
  - ・ 外国旅券を所有している学生
  - ・ 父母の内、1 名が外国人である学生
  - ・ 必ず前の学校の記録を備えること
  - ・ 英語が話せる能力を要する。(インタビューと試験)

## 4) 日本人向けの学校

- ① 学校名 : ソウル日本人学校 (02-308-2010、[www.sjshp.or.kr](http://www.sjshp.or.kr)) と釜山日本人学校 (051-753-4166) がある。
- ② ソウル日本人学校は幼稚園から中学校まで、釜山日本人学校は小学校と中学校の過程が設けられている。
- ③ 入学条件
  - ・ 国籍が日本であるか日本に永住権および定住権を持つ韓国人



- ・ 両親のいずれか一方が日本人であるかまたは日本に永住権あるいは定住権を有する韓国人
- ・ 日本語で授業を受けられる日本語可能者
- ・ 学校運営委員会の審査を経た者（ソウルは校長先生との面接）
- ・ 教師らは日本の文部科学省より派遣され、入学可否は校長が直接学生と学生の両親と相談した上、決定する。

## 5. 引越しの物品の国内持込み

### 1) 引越手続

- ① 引越貨物運送会社に電話にて到着可否を確認
- ② 運賃支払および船荷証券（B/L）の入手
- ③ B/L、包装明細書、雇用契約書、旅券等を持込み
- ④ 税関（引越貨物課）に電話にて引越品物通関日付および時間を予約
- ⑤ 通関書類の受付

54 ページの流れ図参照

### 2) 通関時の提出書類

- ① 輸入申告書：税関内関友会で作成
- ② 居住移転および主要物品申告書：税関内に用意され、申告者が直接作成
- ③ 包装明細書：運送会社で荷主立会の下で作成
- ④ B/Lの写し（D/Oは搬出時必要）：船舶会社または航空会社で発給
- ⑤ 旅行者携帯品申告書または通関内訳確認書：入国地税関で発給
- ⑥ 旅券、外国人登録証、雇用契約書、国内居所申告証等居住期間の確認に必要な書類
- ⑦ 自動車所有証（Title）、登録証（Registration Card）および保険領収書等自動車を購入・登録した証拠書類
- ⑧ 引越物品代理通関時の委任状（ハングル・英語）

### 3) 引越者の区分

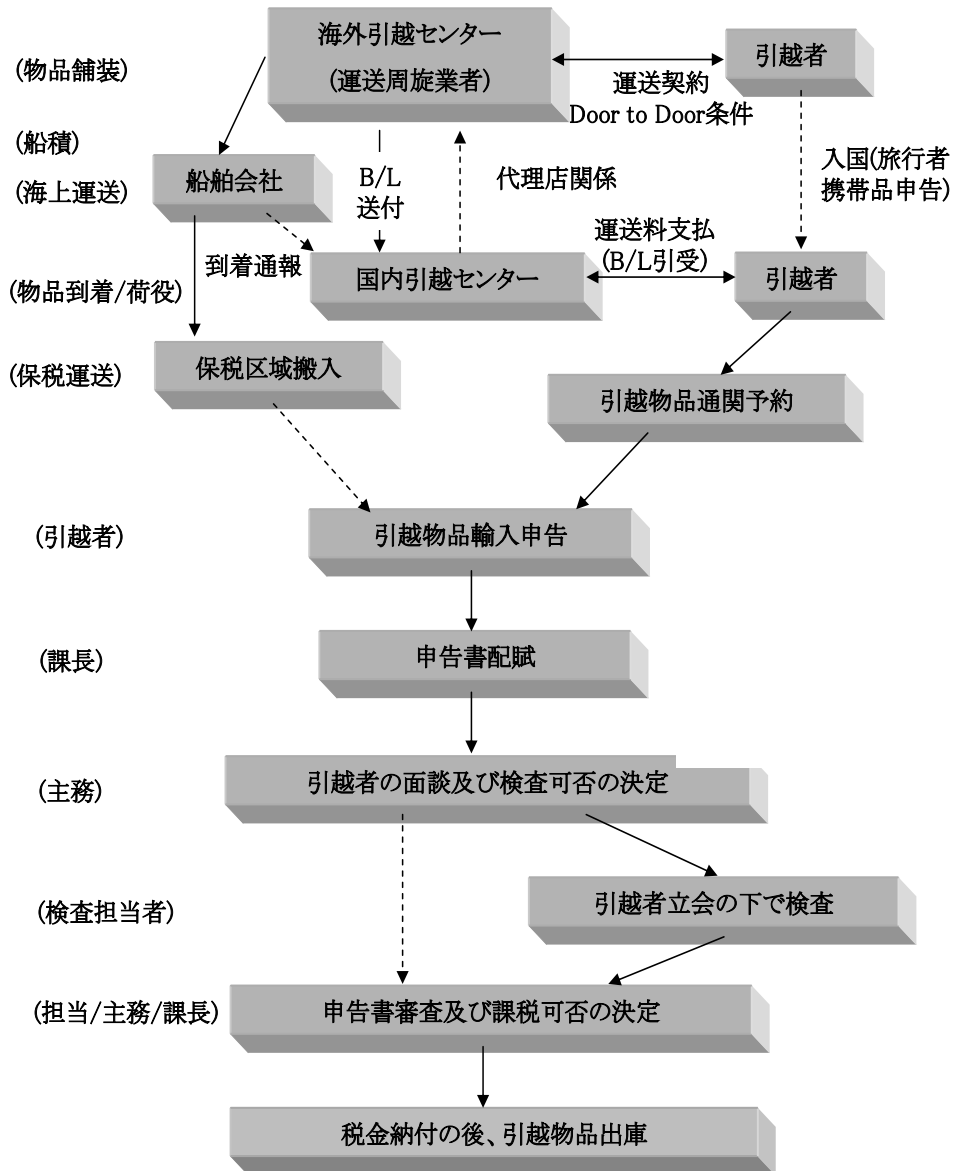
#### ① 理由

引越者を区分して通関許容可否と免税対象品物を差別適用する。

#### ② 引越者

- ・韓国国民（在外永住権者は除外する）として、外国に住居を設定し1年以上居住した後で韓国への住居移転を目的として帰国する者
- ・他国の永住権を所持している韓国国民（以下、「在外永住権者」という）として永住帰国する者または就業等の事由で韓国に住居を設定し1年以上居住する者
- ・外国人（外国市民権獲得者を含む）として韓国に住居を設定して1年以上居住する者

【表 4】 引越し物品の国内持込みの流れ図



### ③ 準引越者

- ・ 韓国国民（在外永住権者は除外する）として、家族を同伴して外国に住居を設定し 6 ヶ月以上滞在した後に韓国への住居移転を目的として帰国する者。
- ・ 外国人（外国市民権獲得者を含む）または在外永住権者として就業等の事由で家族を同伴し韓国に住居を設定し 6 ヶ月以上滞在する者「家族を同伴する」というのは引越者または準引越者が本人と家族関係（本人および配偶者の直系尊卑属と兄弟姉妹）にある者と同一世帯を構成し、引越者本人の最低所要期間の 3 分の 2 以上の期間を共に居住する場合を意味する。

### ④ 短期滞在者

- ・ 韓国国民（在外永住権者は除外する）として、外国に住居を設定し 3 ヶ月以上 1 年未満滞在した後に帰国する者。
- ・ 外国人または在外公民権者として、韓国に住居を設定し 3 ヶ月以上 1 年未満滞在する者

※3 ヶ月未満の滞在者は一般旅行者として分類される。

## 4) 引越物品の認定範囲

### ① 認定物品

引越者の職業、居住移転事由、家族数、物品の性質と数量および用途、使用如何等を判断して税関長が妥当であると認める物品として本人の入国日から 6 ヶ月以内に国内に届いた物品ではない。

### ② 引越物品として認められない物

次の物品は引越者が搬入した場合でも引越の物品と認めず、故意に申告しなかった場合は関税法第 270 条の規定によって処罰されることがありえる。

- ・ 市中に販売する目的で搬入する物品
- ・ 運送会社や友達等他人の依頼で持ってくる物品
- ・ 個人用または家庭用で適合しない物品
  - 例：ホームカー、貨物車、印刷機、カラーコピー機、歯科用椅子および器具、大型食器洗浄器、放送用機器、遊興業所用カラオケ、パイプオルガン、160 cm,62 インチ以上のテレビの受信用機器（プロジェクション TV を含む。）、自動車メーカーで生産されなかった組立型自動車(Kit Car)
- ・ 職業・同伴家族数等で判断して生活用品として適合しない種類または数量の物品
  - 例：該当楽器の専門演奏者（該当楽器の音楽専攻学生も含む）ではない者が搬入し

た平台ピアノ等の高級楽器

- カラー現像機およびビデオ編集機
- 写真作家ではない者が搬入する作品製作用の高級カメラ
- 独身男子が女性用の物品または家族用の物品を搬入する際
- 家族数を超えて搬入した高級毛皮衣類、電子製品および家財道具
- 家族数に比べて中古可否が不明確な家財道具を過多搬入した際
- ・引越者本人または同伴家族の名義で登録して入国日（入国日以前に船積を行った場合には船積日）まで3ヶ月以上使用または所有したことがなかったり1世帯当り1台を超える自動車
- ・その他税関長が引越の物品として認め難い物品

※引越の物品として認められない物品は一般輸入通関手続を踏まなければならない。

## 5) 課税品物

引越者が外国で本人または家族名義にて使って来た家具等は大部分免税されるが、次の品物は課税対象である。

### ① 必須課税品目

引越者（準引越者および短期滞在者は除外）が外国で個人用または家庭用で使用した家財道具、台所用品等家庭生活上で基本的に必要な生活用品は大部分税金を払わずに通関できるが、必須課税品目と1個（組）を超えて搬入した数量制限品目と新品に対しては必ず税金を支払わなければならない。

- 船舶・航空機・自動車（国内産自動車として前居住地に登録し3ヶ月以上使用したものは除外）

\*外国で生産した国内企業の自動車は（例：アメリカ生産の現代ソナタ）課税対象である。

- 1個当りの課税価格が200万ウォン以上の宝石・真珠・琥珀・象牙等とこれらの製品
- 3ヶ月以上使用しなかった品物

※3ヶ月使用可否に対する立証

引越物品が入国する前の3ヶ月以上使用したかの可否が不分明な場合には領収書等、購入関連資料を保管した後、通関時の税関で要求する場合に提示すると免税できる。

### ② 数量制限品目（1個または1組）

- ピアノ、電子オルガンおよびその他の楽器類（国内卸価格200万ウォン超過の物）
- 電気音響機器（国内卸価格200万ウォン超過の物）

- 高級家具と照明器具（国内卸価格 200 万ウォン超過の物）
- シルク垂直カーペット（5 平方メートル超過の物）
- 猟銃（ただし、銃砲、火薬類は各市道の警察庁長の許可を要する）
- 冷蔵庫または冷凍庫（600 リットル超過の物）
- カラーテレビジョン（29 インチ超過の物）
- 撮影機と映写機
- 箱型の空気調節器
- 洗濯機と乾燥機
- 食器洗浄器とガスオープンレンジ
- その他一般的に 1 世帯当り 1 個（組）のみに使用する品物

### ③未使用新品の区分基準

- 工場で出庫または販売される際の外包装を解いた痕跡がない場合
- 外包装は改装したが、内包装は解いた痕跡がない場合
- 内・外包装共に解かれたが、使用の痕跡が全くない場合
- 通常の家で使用する品物（例：TV、VTR、冷蔵庫、洗濯機、食器洗浄器、ガスオープンレンジ、真空掃除機、ソファ、ゴルフステッキ等）で、使用の可否が曖昧な品物と使用した中古品をともに（2 台以上）搬入した場合、使用可否が不明確な品物は新品として処理する。

## 6) 自動車に対する詳細説明

### ①自動車に対する課税可否

区分	引越者		準引越者		6ヶ月以上滞在者	
	関税等	付加価値税	関税等	付加価値税	関税等	付加価値税
国産自動車	免税	免税	免税	免税	課税	課税
外国産自動車	課税	課税	課税	課税	引越貨物として 認定不可	

－関税等には関税、個別消費税、教育税を含む。

－国産自動車（韓国で輸出された自動車）は本人または同伴家族の名義で前居住国で登録して入国日（入国日以前に船積が行われた場合には船積日）まで3ヶ月以上使用または所有した場合のみに免税される。

\*外国で生産した国内企業の自動車（例：アメリカ生産の現代ソナタ）は課税対象である。

### ②自動車の通関要件

－引越物品または準引越物品に該当しなければならず、短期滞在者が搬入する自動車は引越貨物として認められない為一般輸入通関手続を経なければならない。

－自動車管理法第3条の規定による10人以下を運送できるよう製作された乗用自動車または二輪自動車であって、輸入承認免除対象として認められるものに限り、乗合自動車、ホームカーおよびトラック等ほかの車輛は引越物品として通関することができない。  
(2006.9.21 改正)

－輸入申告する引越者や準引越者の本人または彼と同一の世帯を構成して一緒に居住する同伴家族の名義で登録して入国日（入国日以前に船積が行われた場合には船積日）まで3ヶ月以上使用または所有した場合でなければならず、1世帯当り1台に限って通関ができる。他人名義で登録した車輛は通関されない。

### ③課税基準価格の決定方法

－自動車価格に関する本（Blue Book）に掲載された新品自動車の取引価格（List Price）で使用期間による価値減少分を減価償却（平均年 11～12%）した後、運賃および保険料を加算して計算する。

－中古自動車を購入した場合、前所有主の自動車登録証等最初運行時点を確認することのできる資料を提示しなければ製作年度の末日を使用価値減少分の計算時点で適用し、最初登録日に関する立証資料を提示した場合には最初登録日と製作年度の末日のうち引

越者に有利なものを適用する。

中古自動車の定率通減後の残存率

(単位：%)

使用 期間	6ヶ月 未満	6ヶ月 以上	1年 以上	2年 以上	3年 以上	4年 以上	5年 以上	6年 以上	7年 以上	8年 以上	9年 以上	10年 以上
通減 残存率	100	85.0	76.8	65.0	54.3	44.5	35.3	26.6	18.8	13.3	10.0	9.0

④自動車通関時の留意事項

- －該当国政府で発行した自動車登録証、所有証および保険証書等登録事実の証明ができる書類を税関に提出しなければならない、これを提出することができない場合は引越物品として通関することができない。
- －引越物品として通関した車輛は必ず輸入申告書に記載、確認された引越者または同伴家族の名義で登録しなければならない、他人名義で登録することができない。
- －自動車を2台以上搬入する場合は、1台に限って引越物品として認められ、残りの超過分は一般輸入通関手続を経なければならない。

⑤自動車自己認証および排出ガス・騒音認証関連の案内

- －自動車の自己認証および排出ガス、騒音認証免除は関連法に従わなければならない。永住権者、外国人（市民権者を含む）は必ず排出ガスおよび騒音認証の免税可否を環境部（02-2110-6806）に問合せすること。

<下記は内国人のみに適用される>

- －外国で1年以上居住した者が前居住地で本人または同伴家族の名義で登録して入国日（入国日以前に船積が行われた場合には船積日）まで3ヶ月以上使用または所有した自動車は自己認証および排出ガス・騒音認証が免除される。
- －外国で6ヶ月以上1年未満居住した同伴家族がいる準引越者が前居住地で本人または同伴家族の名義で登録して入国日（入国日以前に船積が行われた場合には船積日）まで3ヶ月以上使用または所有した自動車は自己認証のみ免除され、排出ガス・騒音認証は免除されない。
- －外国で6ヶ月以上1年未満居住した個人滞在者に対しては韓国で輸出された自動車を前居住地で本人名義で登録して入国日（入国日以前に船積が行われた場合には船積日）まで3ヶ月以上使用または所有した場合に限って自己認証のみ免除され、排出ガスおよび騒音認証は免除されない。



自動車通関時の税率

(単位：%)

区分	関税 (%)	個別消費税 (%)	教育税 (%)	付加価値税 (%)	合算税率
2,000cc 超過	8	7	30	10	29.61
800cc～ 2,000cc	8	5	30	10	26.52
800cc 以下	8			10	18.80

※ただし、自動車登録時の登録税、教育税、取得税および債券の購入は除外したものです。

7) 通関に関する主な運送専門会社リスト

(2014年3月現在)

会社名	電話番号
Ahjin Transportation	02-796-8703
Panalpina Korea Ltd.	02-398-0114
第一海外航空海運	02-577-2600

8) 主要税関の引越品物担当部署

税関名	電話	FAX	関友会電話	FAX
ソウル税関 引越貨物課	02) 510-1188 02) 510-1199	031 ) 285 - 0113	031) 285-4701	031) 285-8841
龍塘税関 引越貨物課	051) 793-7181~8	051 ) 612 - 6089	051) 611-0541~3	051) 626-1359
仁川税関 引越貨物課	032) 452-3271~4	032 ) 452 - 3289	032) 888-2815~ 6	032) 888-2817
仁川空港 税関輸入1課	032) 740-3553	032 ) 740 - 3579	02) 666-8557~8	02) 662-1086
金海税関 通関支援課	051) 972-0122	051 ) 972 - 9809	051) 973-2547	051) 971-4544
仁川空港税関 金浦出張書	02) 2660-8515	02 ) 2660 - 8572	02) 2666-8557~ 8	02) 2664-3619
大田税関 通関支援課	042) 717-2224			

## 6. 住宅賃借等

### 1) 住宅の種類

区 分	特 徴
アパート (日本で言うマンション)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5階以上の共同住宅団地のことをいう。</li> <li>・ 警備員および管理人が常駐している。</li> <li>・ 辺りに商店街および便宜施設が揃えてある。</li> <li>・ 家具および厨房施設は付いていない。</li> <li>・ 共同駐車場あり</li> </ul>
一軒家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1住宅の独立空間を保有している。</li> <li>・ 庭園あるいは庭を有している所が多い。</li> <li>・ 大部分都市ガスが供給される(ソウルの場合)が、LPGガスの所もある。</li> </ul>
ヴィラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Western style の condominium である。</li> <li>・ 同じ坪であればマンションより空間が広い。</li> <li>・ 家具および厨房施設が付いている所もある。</li> <li>・ 4階以下の建物を言い、共同駐車場あり</li> <li>・ 警備員および管理人が常駐している所もある。</li> </ul>
ワンルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Studio Style のマンションである。</li> <li>・ 都市ガスが供給されている。</li> <li>・ 4階以下の共同住宅</li> <li>・ 警備員および管理人はいない。</li> <li>・ 共同駐車場あり</li> </ul>
オフィステル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフィスとホテルの機能を合わせたスタイルの建物</li> <li>・ 事務室用途と住居空間を共に満たす。</li> <li>・ 管理人および警備員がいる。</li> <li>・ 契約面積が10坪の場合も、使用可能な面積は5坪位である。</li> <li>・ 共同駐車場あり</li> </ul>
多世帯住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模のアパートである。</li> <li>・ 家具および厨房施設は付いていない。</li> <li>・ 4階以下の建物</li> <li>・ 共同駐車場あり</li> <li>・ 警備員および管理人はいない。</li> </ul>

## 2) 住宅賃借

### ① 居住現況

現在、韓国内に居住する外国人の 60%はソウルの龍山区内に居住、残りが押鷗亭洞、方背洞、城北洞、延禧洞、旧基洞等に居住

外国人が最も多く住んでいる地域は龍山区の梨泰院、漢南洞、二村洞であり、それは米 8 軍センター、外国人学校等が近いことと、文化的な同質感があるのが主な原因となっている。

### ② 賃貸料水準（二村洞付近のマンション：管理費を含む）

- ・ 20 坪型 : 年間 20,000,000 ウォン
- ・ 30 坪型 : 年間 24,000,000 ウォン
- ・ 40 坪型 : 年間 36,000,000 ウォン

### ③ 賃借契約

- イ. 一般的には 2～3 年分賃借料の前払を要求する。
- ロ. 後述する不動産仲介業者であれば、英文契約書も作成できる。
- ハ. 契約の前、必ず登記簿謄本の閲覧を必要とする。閲覧は物件が所在している管轄登記所のできるので、その際は外国人登録証や旅券を持参すること

### 3) 住宅賃借契約による賃借料の支払方法

区 分	特 徴
チョンセ ( Key Money Deposit system)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年または2年の賃借を契約した後、保証金を優先的に支払う形式</li> <li>契約終了の後、保証金が払い戻される。</li> <li>契約の際、保証金の約10%に相当する契約金を支払う。</li> <li>当該物件への引越しの際に残金を支払う。</li> <li>不動産紹介料：チョンセ金の約0.6~0.9% (家主と半分ずつ負担)</li> </ul>
月極1	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年または2年の賃借を契約した後、保証金を納め、毎月一定額を支払う形式</li> <li>保証金は月極家賃の約10倍~20倍位</li> <li>契約の際、保証金の10%に相当する契約金を支払う。</li> <li>当該物件への引越しの際、保証金残額と1ヶ月分の家賃を前払いする。</li> <li>保証金は契約が終了した後、払い戻される。</li> <li>不動産紹介料：保証金を含んだ賃貸料の約1% (家主と半分ずつ負担)</li> </ul>
月極2	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年または2年の賃借を契約した後、契約期間の月極家賃を全額前払いする。</li> <li>契約を結ぶ際、総家賃の10%に相当する契約金を支払う。</li> <li>引越しの際、残額を支払う。</li> </ul>

(注) 不動産紹介料はソウル特別市条例による「不動産紹介手数料料率表」があるが、現実的には取引金額あるいは不動産業者より比率が異なる。

### 4) 確定日付の取得

上記チョンセの場合、確定日付を取得することによりチョンセ金額の保護ができる。

- ① 区役所に外国人滞在地変更を申告した後 (旅券、外国人登録証持込み)
  - ② 登記所および公証事務所から確定日付を取得 (外国人登録証、賃借契約書を持参)
- しかし、法人が賃借する場合には効力がない。

### 5) 不動産仲介業者リスト

(2014年3月現在)

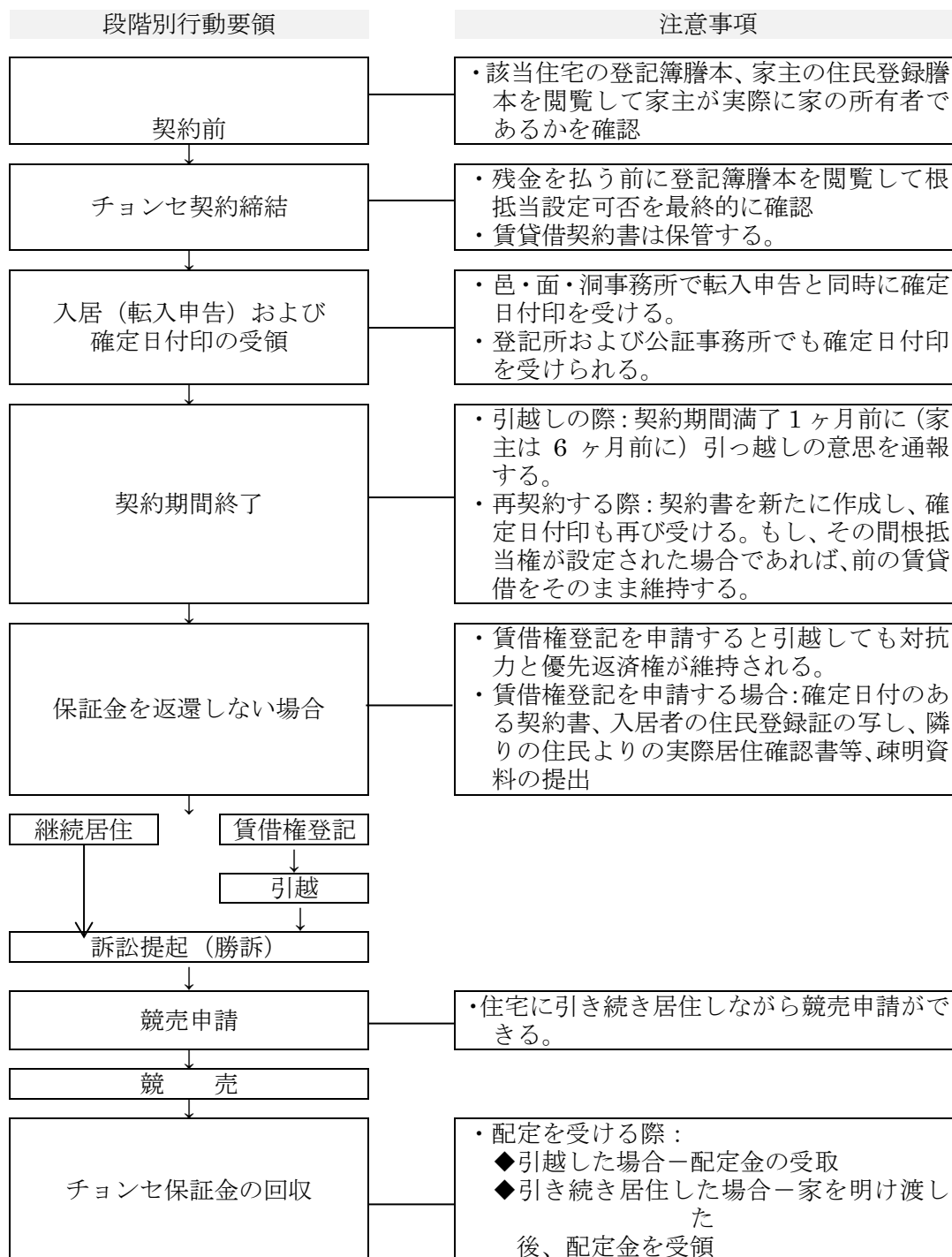
会 社 名	電 話 番 号
GM	02-792-7890
P.L Realty Agency	02-508-3668 (日本語対応可能)
Starts International Korea	02-779-8170 (日本語対応可能)

## 6) 住宅賃貸問題に関するヒアリング調査参考資料

住宅賃借の際賃貸料の支払方法による区分としては上記 I.6.3) に記したように三つのケースがある。

保証金額が大きいチョンセ制度に対する保証金確保策は次のような手順に従って手続きを取らなければならない。

【住宅賃貸借保護法改正による入居者の行動要領】



指摘された問題点	解消策
<p>チョンセ保証金に対する債権確保のためには抵当権の設定が必要であるが、オーナーが好まないのが、実現的には設定するのが難しい。</p>	<p>該当住宅に先順位根抵当が設けられていなければ、引越の際に転入申告と共に確定日付印を受けると保証金返還に対する対抗力を持つ。</p>
<p>賃貸料の前払いは住宅賃貸方法の内、問題が発生した際に借借人がその代金を回収できない可能性があり、最も危険である。</p>	<p>1999年3月1日に施行された住宅賃貸借保護法は保証金部分の返還に対する規定を定めているが、毎月賃貸料の前払いに対する救済策はない。</p>
<p>家主が破産して第三者に譲渡される際に、賃貸料および保証金の回収の為、法的措置を取る場合、約6ヶ月要するのが一般的である。</p>	<p>競売を通した第3者への譲渡には約6ヶ月が要される。ただし、競売の落札の可否による競売回数によって決められる。</p>
<p>韓国の場合、不動産に関する情報誌がない。</p>	<p>大部分インターネットを通じて紹介されており、英語および日本語で発行されたものは少ない。</p>

## 7. 銀行口座開設手続

### 1) 口座開設

区 分	個 人	法 人 (外国法人支店・事務所を含む)
開設可能預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非居住者：当座、普通、6ヶ月未満の定期預金</li> <li>・居住者：当座、普通、定期預金、定期積金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当座、普通、定期預金、定期積金</li> </ul>
利息および税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非居住者：税率は租税協約制限税率基準、利息は国内基準</li> <li>・居住者：税率および利息のすべてが国内基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率および利息のすべてが国内基準</li> </ul>
搬出時の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外から送金された部分（申告分）や給与等正当な事由がある金額に対しては制限なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウォン貨および外貨預金：海外から受領した申告金額（利息を含む）範囲で持出しできる。</li> </ul>
具備書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券および外国人登録証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人印鑑証明書</li> <li>・事業者登録証</li> <li>・代表者身分証写本</li> <li>・代理人が申請する場合は委任状を添付する。</li> </ul>

### 2) 日本との送金問題

内 容	過 去	現 在
駐在員の給与送金	総給与から所得税納付額および生活費として概算される金額を除いた金額が送金できた。	所得税額を除いた全額を指定取引外国為替銀行を通じて送金できる。⇒ 送金の際、所得税源泉徴収簿で確認する。
送金を受ける際	用途および金額の制限があった。	外国から送金される部分は原則的に制限事項がない。

## 8. 電話・電気・ガス・水道等のサービス開始までの期間と手続き

### 1) 電話および携帯電話の開設

#### ① 電話開設手続

- イ. 各地域別の電話局に電話にて開設要請
  - ・ 局番なしに 100 または e-mail (www.kt.co.kr)
- ロ. 個人用の場合は身分証明書と口座振込み通帳写本、法人の場合には法人印鑑証明書、事業者登録証、印鑑捺印、申請者の身分証明書および自動振込み通帳が必要
- ハ. 外国人名義の通帳写本、旅券、外国人登録証等を持参し直接訪問するか FAX で送付
- ニ. 加入費は 60,000 ウォンである(オンラインで加入時免除。ただし、3ヶ月内解約時は加入費賦課)。
  - (振込にて入金可能)
  - －加入費は返還不可能

#### ② 携帯電話加入手続 (会社および支店によって異なる)

- イ. 携帯電話は携帯電話 (Cellular Phone) があり、現在多く普及されている。
- ロ. 加入費 : 1~3 万ウォン、保証金 : 1 万ウォン (加入会社、加入条件によって異なる)
- ハ. 端末機 : 5 万ウォン~55 万ウォン (加入会社、機種別、加入条件によって異なる)
- ニ. 月使用料 : 基本料金 (約 14,000 ウォン) + 通話料 (10 秒当り 18~20 ウォン : 加入会社、加入条件ごとに異なる)
- ホ. 必要書類 : 本人 → 加入顧客の外国人登録証、旅券  
代理人 → 加入顧客の外国人登録証、旅券、加入顧客の署名されている同意書 (旅券署名と同一)、代理人の身分証明書

#### ハ. 会社

会社名	連絡先
SK Telecom	1566-0011 (顧客センター)
KT	1588-0010 (顧客センター)
LG U+	1544-0001 (顧客センター)

- ### 2) 電気 (電気は原則的に繋がっている。しかし、料金滞納で切られた為、再使用しようとする場合を説明する)



① 申込先

住所地管轄の韓国電力公社に申込

例) 江南支店 : 2105-8212

② 申込時の書類および手続き

イ. 解約後 1 年以内の場合

- ・ 解約期間中の基本料金
- ・ 再供給手数料 : 8,000 ウォン (付加価値税別途)
- ・ 再供給申請 : 電気使用変更申請書の提出

ロ. 解約後 1 年以上の場合

- ・ 電気使用の新規として処理
- ・ 具備書類 : 電気使用申請書、建物管理台帳、外国人登録証、内線設備施工

内訳および点検表、事業者登録証の写本

③ 申込から開設までの所要時間

1 日

④ 費用

- ・ 1 年内の開設であれば、再送電手数料 8,000 ウォン
- ・ 1 年経過後の開設であれば、その他費用は標準工事費を適用する。

⑤ 問題発生時の対応要領

住所地管轄支店に連絡

⑥ その他事項

- ・ 延滞された料金が分からない場合は計量機番号を韓国電力公社に電話で知らせると延滞された料金がどの位であるか教えてくれる。
- ・ 計量機番号は計量機に記されてある。

3) ガス

① 都市ガス

イ. 申込先

管轄地域 (住所地) の地域管理所に申込

例) Tel : 02-547-0083 (江南 4 地域管理所)

本社（大韓都市ガス：1599-3366）

ロ. 申込時の書類および手続き

- ・ 書類：なし
- ・ 手続き：管轄管理所に電話で住所と連絡先を知らせる。

ハ. 申込から開設までの所要時間

12 時間

例) 当日午前に申込むと午後に開設

ニ. 費用

地域により異なるが、平均 40,000 ウォン程

ホ. 問題発生時の対応要領

管轄地域管理所に連絡

② LPG ガス

イ. 申込先

住所地の LPG ガス代理店に申込

例) 江南ガス商社 Tel : 812-9797

ロ. 申込時の書類および手続き

- ・ 書類：なし
- ・ 手続き：住所地 LPG ガス代理店に開設意思を電話にて通報し、住所と連絡先を知らせる。

ハ. 申込から開設までの所要時間

12 時間

例) 当日午前に申込むと午後に開設

ニ. 費用

140,000 ウォン位 (ガスタンクを含む)

以後、充電するごとに約 44,000 ウォン

ホ. 問題発生時の対応要領

住所地を管轄する LPG ガス代理店に連絡

ヘ. その他事項

ガスが完全になくなる前に連絡して補充すること

4) 水道（水道は原則的に繋がっている。しかし、料金滞納で切られた為、再使用しようとする場合を説明する）

イ. 申込先

住所地管轄水道事業所に申込

例) 江西水道事業所 Tel : 02-3146-3800

ロ. 申込時の書類および手続き

管轄水道事業所の料金課で延滞された料金告知書を受領 ⇒ 銀行または水道事業所に納付 ⇒ 民願室（申込窓口）で停止状態である水道の解除申込書を作成

ハ. 申込から開設までの所要時間

即時または翌日までに連結

ニ. 費用

解除手数料 3,000 ウォン

ホ. 問題発生時の対応要領

管轄水道事業所に連絡

## 9. 信用供与（クレジットカードの申込）

### 1) 車の月賦購入

外国人が自動車を月賦で購入するのは基本的に自動車会社によってできる所もあるが、債権確保の為、F-4、F-5等の居住ビザに限って可能であり、その他ビザの場合は財産、所得などに対する個別審査後、購入可能有無が決定される。

#### ① 提出書類

##### イ.本人

- ・印鑑証明書 4 通
- ・外国人登録証明書 2 通
- ・旅券の写し 1 通
- ・国内居住事実確認書（出入国管理所にて発行）
- ・国内居住事実を保証する保証人 2 名

### 2) クレジットカードの申込

#### ① 必要書類

イ.在職証明書（給与所得税証明書）、医療保険証、旅券、外国人登録証

ロ. 資格要件 : 6ヶ月以上国内で滞在している者。非居住者の場合には外国政府の公館と国際機構での勤務の目的で派遣された国内に滞在する外国人（一般私企業の場合、預金担保が必要）

#### ② 主なクレジットカード会社リストおよび開設要件

カード会社に申込書を提出すると発給審査課にて所定の審査を経て発給する。

会社名	連絡先、開設要件
国民クレジットカード (VISA、Master Card)	－Tel : 1588-1688 －外国人登録証または旅券
三星カード	－Tel : 1588-8700 －外国人登録証または旅券
新韓カード	－Tel : 1544-7000 －外国人登録証または旅券
ロッテカード (American Express Card)	－Tel : 1588-8100 －外国人登録証または旅券
現代カード (Diners Club International)	－Tel : 1588-6100 －外国人登録証または旅券

### 3) 信用供与に関するヒアリング調査参考資料

内 容	現 況
商品の月賦購買	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人に対する差別事項はない。</li><li>・月賦販売は主にクレジットカードを使って行われるので、クレジットカードの発給が条件となる。</li></ul>
自動車月賦購買	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人に対する差別待遇はない。</li><li>・現実的には難しい。</li></ul>
クレジットカードの発給	<ul style="list-style-type: none"><li>・カード会社により資格要件が異なる。</li></ul>

## 10. その他生活の参考事項

### 1) テレビ視聴

- ・ 衛星放送視聴（NHK）と関連して視聴することが出来ないマンションもある。現在は個別アンテナよりはマンションに設置されてある総合有線アンテナに連結して見るほうが多い。
- ・ 個別にアンテナを設置する場合はレンタルも可能。

### 2) 日本食品

韓国では日本食品が意外と入手しにくい。調味料等は日本出張の際、手持ちで持ってくる場合が多い。日本とは調味料の味が少し異なり、特に味噌、醤油、マヨネーズ等に味の違いがある。

### 3) 学用品

学用品は韓国で購入して使うのが一般的であるが、品質などに特に問題はない。好きなキャラクターなどが入った学用品は日本製品を使うこともある。

### 4) 書籍

為替レート等の問題のため、韓国内で購入すると値段が高い。日本で 500 円位で買える文庫本の場合、韓国では 1,000～1,200 円位で販売している。教保文庫を通して取り寄せするのに 2～3 ヶ月位が必要である。⇒ 取り寄せ購入の場合、入庫時点の為替レートを適用して定価を算定して販売し、期間は 1 ヶ月位必要とされる。（教保文庫の場合）

### 5) 病院・医師の水準

韓国で定期検診を受ける際に病院側で要求に応じてくれるので、項目および内容上大きな問題はない。三星病院や中央病院は英語等の外国語での検診に応じている。韓国では肝炎問題等があるが、韓国に派遣される前に B 型肝炎予防注射を実施している会社もある。

### 6) 学校

International school が高等学校までであるが、韓国の場合、外国人向け学校数が少ない方である。日本人学校は中学校まであり、教育部の制限があるので、韓国人は入学ができない。

大邱等には学校がなく、工場等が所在する地方では教育問題に大きな障害がある。

### 7) 治安（安全）問題

韓国の治安は世界的にも良いほうであるが、北朝鮮との安保問題がある。外国人の場合、非常用でオープンチケットを購入しておくケースもある。

## Ⅱ. 会 社 設 立 手 続 き 等



## 1. 外国人投資企業の設立

### 1) 外国人投資促進法による外国人投資

外国人（個人および法人を含む）が投資して法人を設立する場合は、基本的に外国人投資促進法の規定に従うことになる。

韓国の外国人投資促進法によると、外国人投資を許容する業種に関しては Negative リストシステムを採択しており、そのリストにない業種は自由化業種であって、外国人投資が可能な分野である。

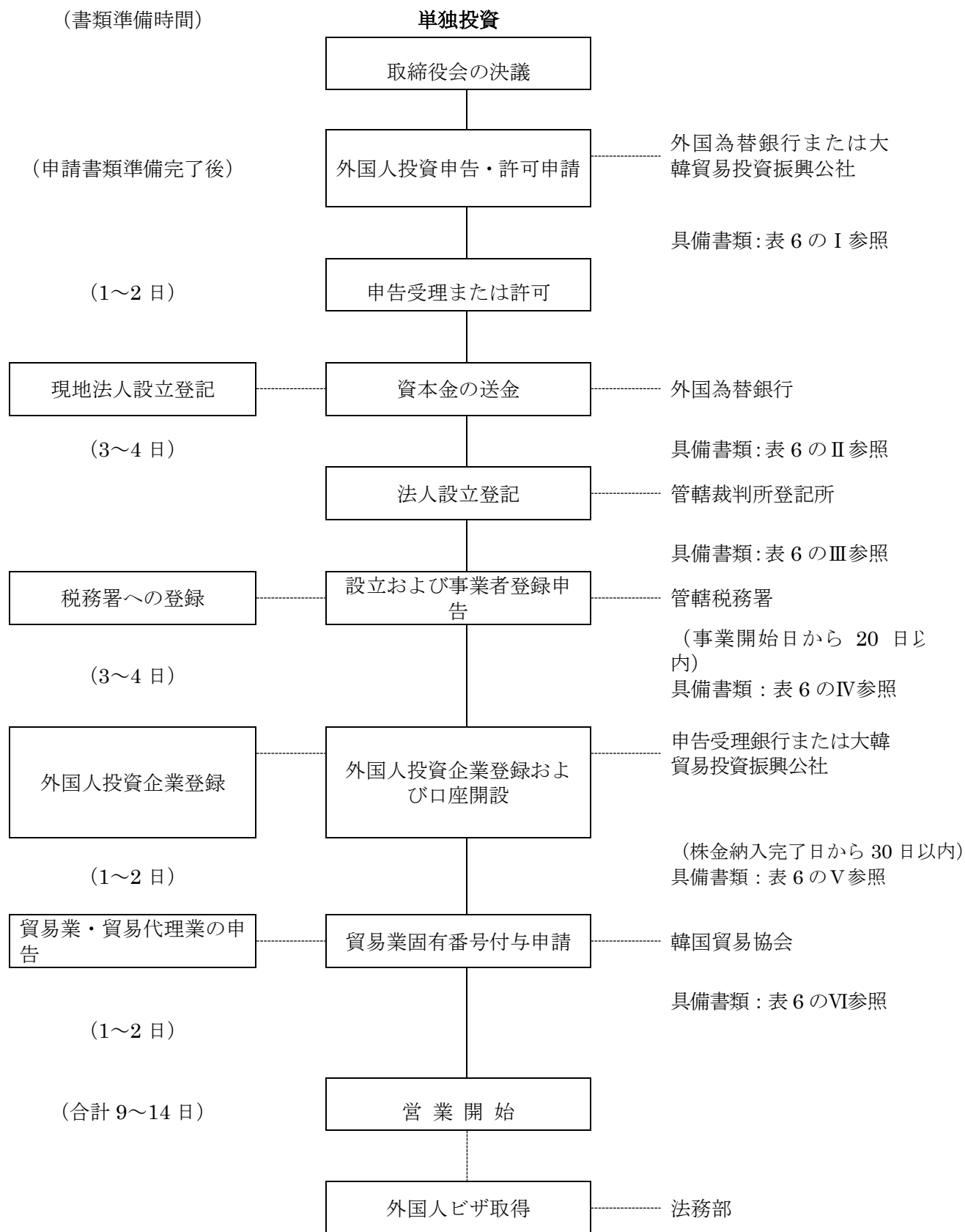
一方、リスト上の制限業種は原則的には外国人投資を許容していないが、例外的に許容基準が設けられている場合、その許容基準に合う場合に限り投資を許容する業種である。従って、韓国に投資しようとする外国人投資家は韓国で営もうとする業種が外国人投資促進法上許容可能な業種であるかどうかを先に調べなければならない。

また、外国人投資促進法により外国人投資が許容されているとしても、その外国人投資企業は韓国法によって設立される韓国法人であるので、韓国内の各種の個別法上、別途の許認可を要する場合には純粋な韓国企業と同様に許認可を受けて、当該事業を営むことができるようになる。

一方、外国人投資の1人当たりの最低投資額は1億ウォンになっており、例えば、3人の外国人がひとつの会社に投資する場合、1人当たり各々1億ウォン投資が必要になるので、3億ウォンが最低投資額になる。

なお、韓国投資時に、外国人投資促進法により業務を進行する場合、その手続の概略は次の通りである。

【表 5】 法人設立の流れ図



## 2) 商法上の法人設立手続

外国人投資促進法による申告、認可申請手続等がすべて完了すれば、具体的に商法上の法人設立手続に入ることができる。株式会社設立手続の概略は次の通りである。法人の設立は、非常に複雑かつ専門的な作業を必要とし、準備すべき事項も非常に多いものである。従って、ここでは必ず取り扱うべき事項に対してのみ重点的に説明する。

### ① 資本金払込

外国人が産業通商資源部等から投資認可（申告）を受ければ、投資資金を外国から韓国へ送金することができる。送金受付後銀行から株金払込証明書が発行される。この際両替後のウォン貨金額が外国人投資申告書・認可申請書上の資本金相当額を超えるかどうかを必ず確認しなければならない。

株金払込証明書は韓国に設立する予定会社の名義で発行される。ただし、一度株金払込証明書が発行された以上は株金払込証明書上の名義と同じ名義で法人設立登記をした後でなければ当該資金を引き出して使用することができない。なお、資本金を送金する銀行は外国為替取扱銀行であればどの銀行でも構わないが、外国人投資申告業務を行った銀行に送金して貰うのが実務上便利である。

### ② 発起人の構成

現行商法上、株式会社の設立には1人以上の発起人が必要である。

### ③ 代表取締役および取締役、監査役の選任

韓国の商法上、取締役（代表取締役を含む）の数は最低3人（資本金10億ウォン未満の小規模会社は1人以上）以上で、監査役は1人以上（資本金10億ウォン未満の会社は監査役を任意で置いても置かなくてもよい）でなければならない。なお、取締役には次の3種類がある。

社内取締役： 会社の常務（商業上の業務）に従事する取締役

社外取締役： 会社の常務に従事しない取締役（社外取締役の適用規定は商法第382条に該当しない者で、主に上場法人で導入される取締役制度であり、取締役会に影響力を行使することができ、経営監視機能を遂行する者とみなす。業務執行機関から独立した取締役と言える。）

該当商法は次の通り。

商法第382条（取締役の選任、会社との関係および社外取締役）の③

社外取締役は該当する会社の常務に従事しない取締役であり、次の各号のどの一つにも該当しない者をいう。社外取締役が次の各号のどれかひとつに該当する場合にはその職を喪失する。

1. 会社の常務に従事する取締役および被用者または最近 2 年以内に会社の常務に従事した取締役、監査役、および被用者
2. 最大株主が自然人の場合本人とその配偶者および直系尊属、卑属
3. 最大株主が法人である場合その法人の取締役、監査役および被用者
4. 取締役、監査役の配偶者および直系尊属、卑属
5. 会社の親会社または子会社の取締役、監査役および被用者
6. 会社の取引関係など重要な利害関係にある法人の取締役、監査役および被用者
7. 会社の取締役および被用者が取締役である他の会社の取締役、監査役および被用者

その他非常務取締役 : 一般の株式会社で登記することができる常務に従事しない者で一般的には非常任取締役と呼ぶ。

上場法人ではない株式会社の場合、登記取締役は主に社内取締役とその他非常務取締役に区分すればよく、通常の会社の業務を見る一般の取締役は社内取締役と登記すればよい。

会社の役員は法人設立手続において、非常に重要である。

#### ④ 定款の作成

定款は創立総会で一度定めると、株主総会の決議を経なければ変更できないので、初めから慎重に作成すべきである。なお、定款に記載すべき主な事項は目的、商号、会社が発行する株式の総数、額面株式を発行する場合は一株当り金額、会社の設立時に発行する株式の総数、本店の所在地、公告方法、発起人の氏名・住民登録番号および住所などである。

#### ⑤ 裁判所への登記

### 3) 税務署への登録

資本金を払い込んで裁判所に設立登記を完了すると、所在地の所轄税務署に法人設立申告（法人登記後 2 ヶ月以内/法人税法第 109 条）ならびに事業者登録申請（事業開始日より 20 日以内/法人税法施行令第 154 条）をしなければならない。

事業者登録申請は本格的に営業を開始する以前の仕入付加価値税の還付を受ける際に、非常に重要な意味を持つ手続きであるので、遅滞なく行う必要がある。

#### 4) 外国人投資企業の登録

外国人が投資金額を払い込んで実質的な法人設立手続を完了した後は、産業通商資源部または受託機関長(外国為替銀行または大韓貿易投資振興公社)へ外国人投資企業登録をした上、外国人投資企業登録証を受けることとなる。

#### 5) 貿易業登録

韓国貿易協会へ登録せずとも貿易業を営むことはできるようになったが、貿易業固有番号証を発行してもらうことにより、その後は輸入申告書に固有番号を記入すれば貿易実績のデータが自動的に記録されるので便利である。

外国人投資企業に対しても特別な制限はないが、企画財政部から認可を受けた範囲内での貿易業のみを営むことができる。

#### 6) 各手続き別必要書類

次の【表 6】は法人設立において手続き別に必要な書類と要件等を整理したものであ】。

【表 6】 各手続き別必要書類

必要書類	内容および要件	提出先				必要部数	備考
		外国為替銀行 (または 大韓貿易投資 振興公社)	裁判所	税務署	貿易協会		
<b>I.外国人投資申告 (認可申請)</b>							
<u>委任状</u>	外国人投資家が韓国内 現地法人設立に係わる 業務を委任	○				1	代理人 の場合
<u>印鑑証明書</u>	外国人投資家 個人：個人印鑑証明 法人：法人印鑑証明	○ ○				1	
<u>外国人投資申告書 (または認可申請書)</u>						2	外国人投資 家が複数 の場合に 作成
<u>登記簿謄本</u>	法人の登記簿謄本 (個人：旅券コピー)	○				1	投資家 の別々に 作成
<b>II.裁判所への登記</b>							
<u>委任状</u>	株主が韓国内現地法 人設置に関わる業務 を委任		○			1	
<u>印鑑証明書および旅券の写し</u>	韓国現地法人の役員 (代表取締役・取締 役・監査役)になる者 の個人印鑑証明およ び旅券の写し 外国人投資家 個人：個人印鑑証明 法人：法人印鑑証明		○ ○			各1通 1	
<u>登記簿謄本または住民票</u>	外国人投資家 個人：住民票 法人：登記簿謄本		○			1	
<u>住民票</u>	現地法人の役員		○			1	
<u>就任承諾書</u>	現地法人の役員		○			1	

必要書類	内容および要件	提出先				必要部数	備考
		外国為替銀行 (または 大韓貿易投資 振興公社)	裁判所	税務署	貿易協会		
法人の印鑑申告書	現地法人の印鑑を裁判所に登録する。		○			1	
現地法人の定款			○			1	
株式申込書			○			1	
株式引受証			○			1	
株金払込保管証明書	資本金の払い込みをした銀行		○			1	
創立総会期間短縮同意書			○			1	
創立総会議事録			○			1	
創立事項報告書			○			1	
取締役会議事録			○			1	
調査報告書			○			1	
株主名簿			○			1	
<b>III.税務署への申告および登録</b>							
法人設立申告および事業者登録申請書				○		1	
定款の写し				○		1	
株主名簿の写し				○		1	
賃貸借契約書の原本または写し				○		1	
現地法人登記簿謄本				○		1	
外貨買入証明書の写し				○		1	
株金納入保管証明書の写し				○		1	
外国人投資申告受理書の写し	外国人は旅券の写し			○		1	
代表者の住民登録証の写し				○		1	
<b>IV.外国人投資企業の登録</b>							
外国人投資企業登録申請書		○				1	
外貨買入証明書		○				1	
現地法人の登記簿謄本		○				1	
<b>V.口座開設</b>							
事業者登録証のコピー		○				1	
現地法人の登記簿謄本		○				1	
現地法人の印鑑証明書		○				1	
代理人委任状		○				1	
<b>VI.貿易業登録</b>							
貿易業固有番号付与申請書					○	1	
事業者登録証の写し	原本対照済				○	1	
代表者の住民登録証の写し	外国人は旅券の写し				○	1	
代理人委任状	代理人が申請する場合				○	1	
現地法人の印鑑証明書					○	1	
法人の実印および使用印		○	○	○	○		

## 7) 株式会社設立費用

法人設立登記登録の際は以下の租税公課がかかる。

① 登録税

払込資本金の 1,000 分の 4×大都市重課倍数

大都市重課倍数とは、大都市に人が集まることを制限するために全国の大都市に入居する企業の基本登録税率に重課する制度である。例えばソウル等の大都市内に住所を置くと 3 倍の重課がある。そのためソウルの場合は登録税が  $4/1,000 \times 3 = 1.2\%$  になる。

② 教育税

登録税の 20% である。

③ その他

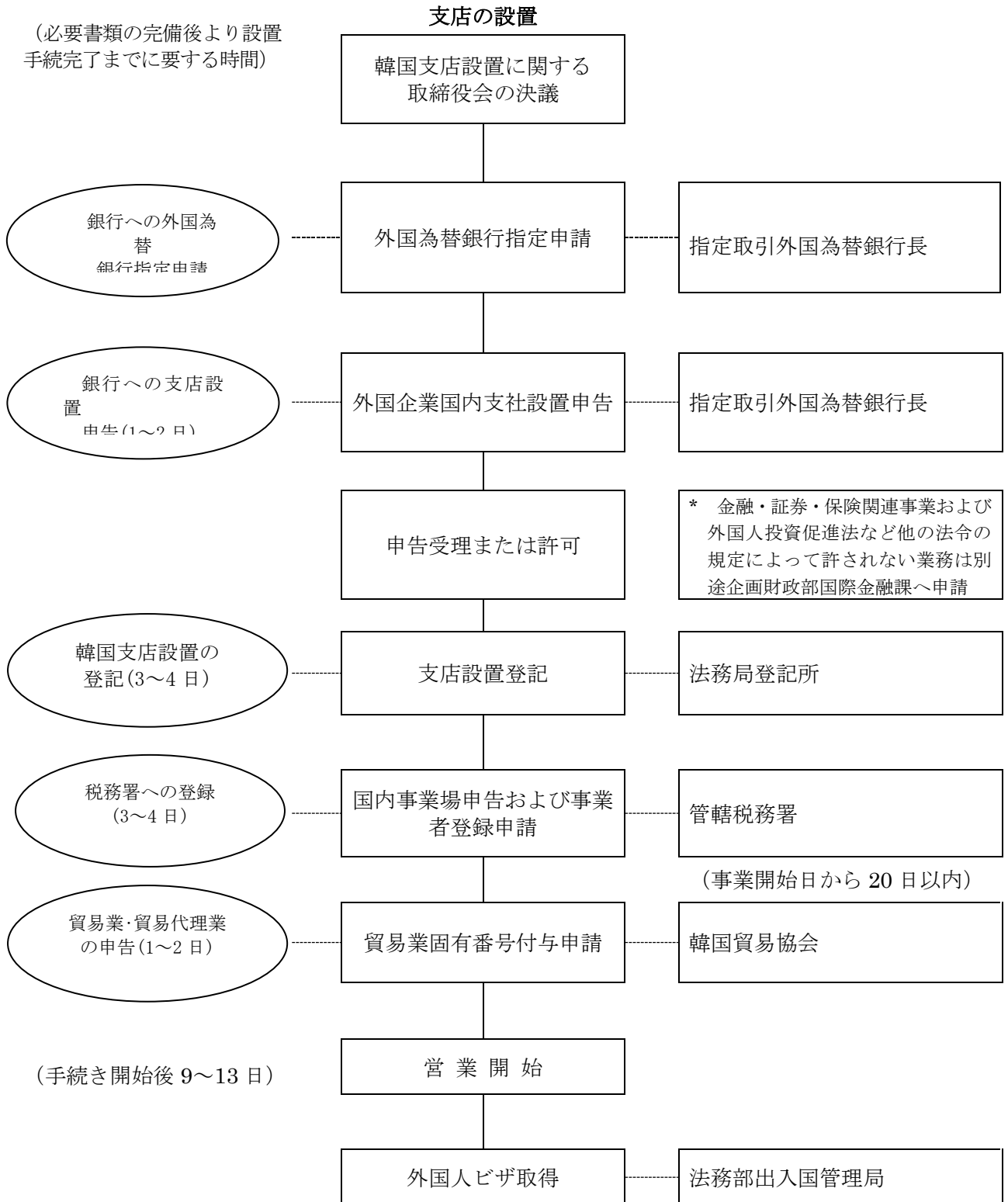
謄本料（登記簿謄本発給時）	1 通当り 1,000 ウォン
大法院証紙	25,000 ウォン
印鑑製作	1 個 20,000 ウォンから
司法書士費用	530,000 ウォンから（資本金の金額による）



## 2. 支店の設置

### 1) 支店設置業務の流れ図

外国企業が韓国にその支店を設ける場合業務の流れは次の図のように要約できる。  
 (具備書類：【表 7】 参照)



## 2) 支店設置の手続き

### ① 指定取引外国為替銀行への支店設置の申告

イ. 非居住者である外国法人が韓国内にその法人の支店または事務所を設置・運営するためには外国為替管理法の規定によって指定取引外国為替銀行に申告しなければならない。(外国為替取引規程第 9-33 号)

#### ロ. 必要書類

- ・ 外国企業国内支社設置申告書 (所定様式)
- ・ 韓国支店長任命状
- ・ 支店長の住民登録証の写し (外国人は旅券の写し)
- ・ 本社の登記簿謄本
- ・ 委任状
- ・ 本社の法人印鑑証明書
- ・ 支店の事業計画書

### ② 裁判所への登記

イ. 指定取引外国為替銀行長から支店設置の申告受理を受けた後、商法により裁判所の登記所に登記しなければならない。(商法第 614 条)

#### ロ. 必要書類

- ・ 本社の登記簿謄本
- ・ 外国為替銀行からの外国企業国内支社設置申告受理書の写し
- ・ 取締役会議事録 (公証要)
- ・ 韓国支店の印鑑
- ・ 支店長の印鑑証明書および住民票
- ・ 印鑑申告書
- ・ 支店長の就任承諾書
- ・ その他：本社の代表取締役の住民票 (または旅券の写し)

### ③ 税務署への申告

イ. 裁判所に支店設置の登記をした後、税務署に韓国内の国内事業場設置の申告と共に事業者登録の申請をしなければならない。(付加価値税法第 5 条)

#### ロ. 必要書類

- ・ 法人設立および事業者登録申請書 (所定様式)・韓国支店の印鑑捺印
- ・ 支店の登記簿謄本

- ・ 本社の定款（韓国語への翻訳要）
- ・ 外国企業国内支社設置申告受理書の写し
- ・ 賃貸借契約書の原本または写し
- ・ 支店長の住民登録証の写し（外国人は旅券の写し）

#### ④ 貿易協会への登録

- ・ 貿易業固有番号付与申請書（所定様式） - 韓国支店の印鑑捺印
- ・ 事業者登録証の写し（原本対照済であること）
- ・ 支店長の住民登録証の写し（外国人は旅券の写し）

### 3) 登記費用

- ① 登録税 : 40,200 ウォン（首都圏および大都市内で登記する際は3倍重課）
- ② 教育税 : 登録税の20%（8,040 ウォン、3倍重課の際は24,120 ウォン）
- ③ 登記申込手数料 : 25,000 ウォン
- ④ 謄本料（登記簿謄本および印鑑証明書）1通当たり : 1,000 ウォン
- ⑤ 司法書士費用 : 約400,000 ウォン

【表 7】 支店設置に必要な書類等

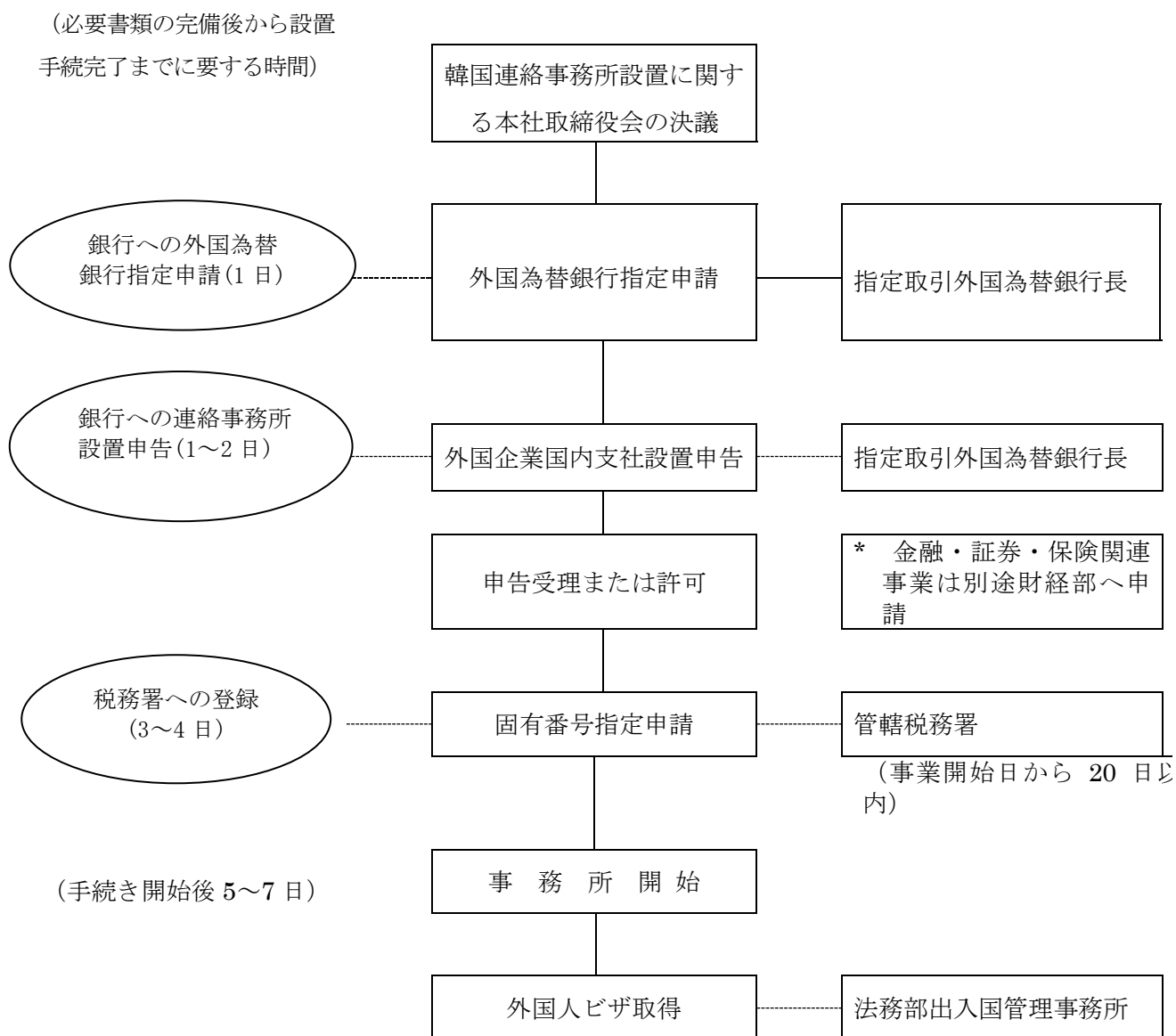
書 類 名	内容および要件	提出先				必要部数
		指定取引外国為替銀行	裁判所	税務署	貿易協会	
①外国企業国内支社設置申告書		○				2
②本社の登記簿謄本		○	○			2
③韓国支店長の任命状		○				1
④日本本社の委任状	支店設置の業務委任	○				1
⑤本社の法人印鑑証明書		○				1
⑥支店の事業計画書		○				1
⑦韓国支店長の住民票			○			1
⑧取締役会議事録	韓国支店の設置および支店長選任に関する取締役会議事録 ●日本国公証要		○			1
⑨印鑑申告書	韓国支店長の印鑑捺印 韓国支店の印鑑捺印		○			1
⑩支店長の印鑑証明書			○			1
⑪本社の代表取締役のパスポートコピー			○			1
⑫支店長の就任承諾書			○			1
⑬法人設立および事業者登録申請書				○		1
⑭本社の定款				○		1
⑮韓国支店の登記簿謄本		○		○		2
⑯韓国支店の印鑑証明書		○				
⑰賃貸借契約書の原本または写し				○		1
⑱貿易業固有番号付与申請書					○	1
⑲事業者登録証の写し		○			○	1
⑳支店長の住民登録証の写し	外国人は旅券の写し	○	○	○	○	4
(21) 取引外国為替銀行指定申請書		○				2
(22) 支店の実印・使用印		○	○	○	○	

### 3. 事務所の設置

#### 1) 事務所設置手続の流れ図

外国企業が韓国にその事務所を設ける場合、手続の流れは次の図のように要約できる。

(具備書類：【表 8】 参照)



## 2) 事務所設置の手続き

### ① 外国為替銀行への事務所設置の申告

- イ. 非居住者である外国法人が韓国内にその法人の事務所を設置・運営するためには外国為替管理法の規定によって外国為替銀行に申告しなければならない。(外国為替取引規程第 9-33 号)

#### ロ. 必要書類

- ・ 外国企業国内支社設置申告書 (所定様式)
- ・ 取引外国為替銀行指定申込書(所定様式)
- ・ 韓国事務所の事務所長の任命状
- ・ 韓国事務所の事務所長の住民登録証の写し (外国人は旅券の写し)
- ・ 本社の登記簿謄本 (写しの場合、公証要)
- ・ 委任状
- ・ 本社の法人印鑑証明書

### ② 税務署への申告

- イ. 外国為替銀行に事務所設置の申告をした後、税務署に韓国内の事務所設置の申告と共に固有番号申請をしなければならない。

#### ロ. 必要書類

- ・ 固有番号指定申請書・事務所印鑑捺印
- ・ 外国為替銀行からの外国企業国内支社設置申告受理書の写し
- ・ 事務所の賃貸借契約書
- ・ 事務所代表者の住民登録証の写し (外国人は旅券の写し)
- ・ 本社の登記簿謄本
- ・ 本社の定款 (韓国語への翻訳要)
- ・ 韓国事務所の事務所長の任命状の写し

【表 8】 事務所設置に必要な書類等

書 類 名	内容および要件	提 出 先		必要 部数
		外国為替 銀 行	税務署	
①外国企業国内支社設置申告書		○		2
②本社の登記簿謄本		○	○	2
③本社の法人印鑑証明書		○		1
④韓国事務所長の任命状		○		1
⑤日本本社の委任状	事務所設置の業務委任	○		1
⑥固有番号指定申請書			○	1
⑦本社の定款	韓国語への翻訳要		○	1
⑧賃貸借契約書の写し			○	1
⑨事務所代表者の住民登録証 の写し	外国人は旅券の写し	○	○	2
⑩事務所の使用印鑑		○	○	
⑪取引外国為替銀行指定申請書		○		2

## 4. 企業合併、引受等

### 1) M&A 概要

#### ① M&A の定義

M&A は二つ以上の企業が統合されて一つの企業になる企業合併と、引受企業が引受対象企業の株式や資産を全部または一部買入れることにより経営権を獲得することをいう。

#### ② M&A の種類

分類基準	種類
取引形態	合併、引受、売却
結合形態	水平的 M&A、垂直的 M&A、混合的 M&A
取引意思	友好的 M&A、敵対的 M&A
決済手段	現金引受、株式引受、その他引受
結合主体	内国企業間の M&A、内国企業の外国企業に対する M&A、外国企業の内国企業に対する M&A

#### ● 取引形態による区分

- ・ 合併： 吸収合併（Merger）は一つの会社は存続し、他の会社は解散してその株主および財産が存続会社に包括的に承継されることを意味し、新設合併（Consolidation）はすべての対象会社が解散し、新しい会社を設立して解散会社の株主および財産を新設会社に承継させることを言う。
- ・ 引受： 資産引受は引受対象企業の資産を、株式引受は株式の引受を通して経営権を獲得することを意味する。資産引受（Asset acquisition）方式により個別資産を選択的に引き受ける場合には引受対象企業の債務を引受けなくても良い。
- ・ 売却： 企業売却または処分は引受や合併とは反対に、放漫に運営されて来た事業部門や従業員、負債清算等のために企業を分割した後売却して企業構造を再編成する作業を言う。

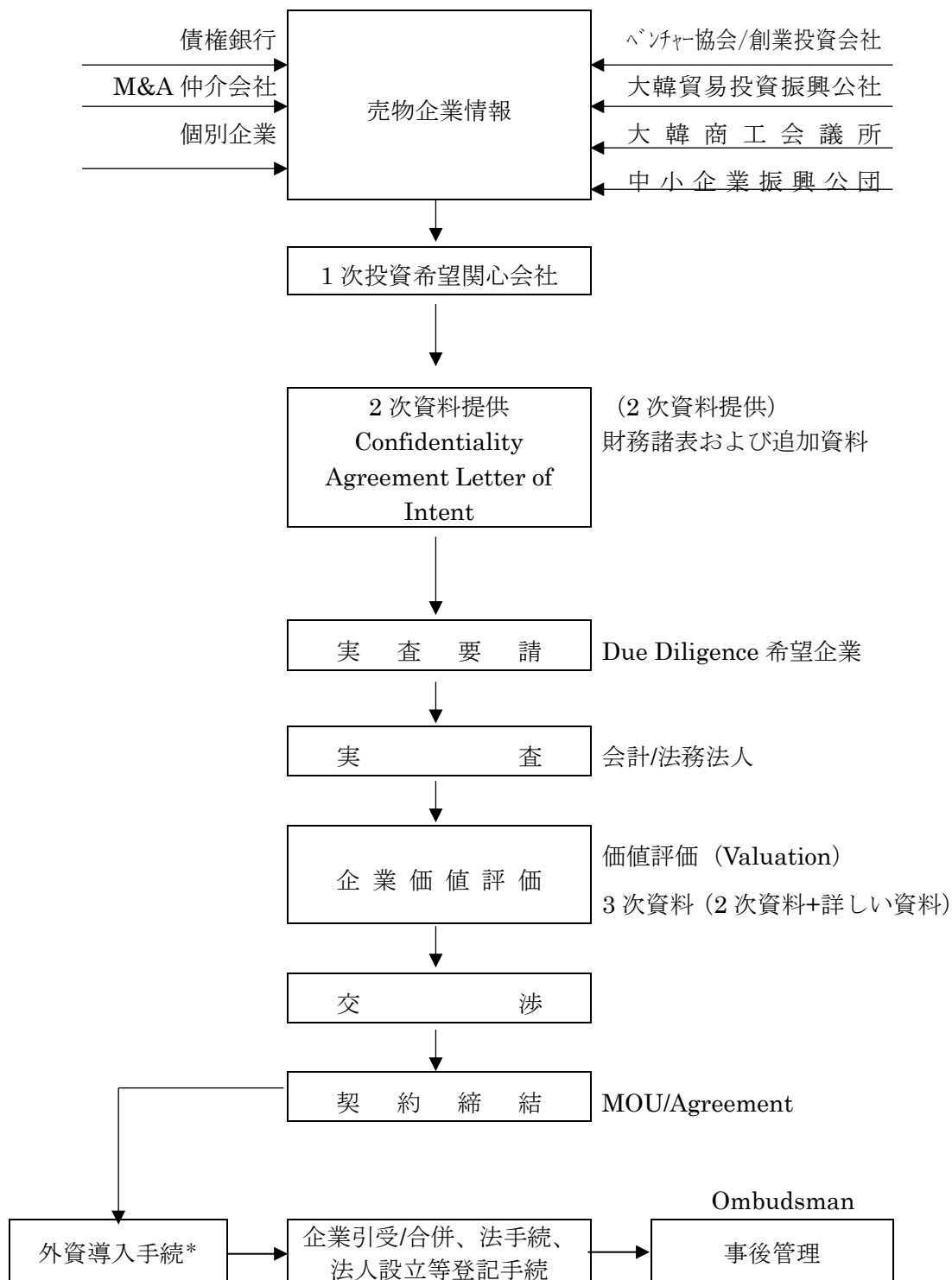


- 結合形態による区分
  - ・ 水平的 M&A : 同じ業種内で生産活動の段階が似ている企業間に行われる M&A
  - ・ 垂直的 M&A : 一つ企業の生産過程や販売経路上の段階において以前または以後の段階にある企業を引受けるもの
  - ・ 混合的 M&A : 生産や販売面においてお互いに関係がない企業間の結合形態
- 取引意思による区分
  - ・ 友好的 M&A : 引受企業の提議に引受対象企業の経営陣が友好的に同意するか、株主等に引き受けることを勧める M&A
  - ・ 敵対的 M&A : 引受対象企業の経営陣の同意なしに強制的手段で株式を引き受ける M&A

## 2) M&A 主要段階別内容

次の表は外国人投資家の国内企業 M&A の流れである。

【表 9】 M&A 流れ図



\* 外国人投資家のみ該当する。

### 3) M&A と関連して検討すべき事項

#### ① 法律的側面

##### イ. 商法上制限

- ・株式会社と有限会社が合併すると株式会社あるいは有限会社にならなければならない。  
(商法第 174 条)
  - －ただし、株式会社になると裁判所の認可が必要 (商法第 600 条)
  - －株式会社が社債償還を完了しないと存続会社として有限会社になることは認めない  
(商法第 600 条)
- ・解散後の会社と存立中の会社が合併すると存立中の会社にならなければならない。(商法第 174 条)

##### ロ. 債務者回生および破産に関する法律による制限

- ・吸収合併の際定めるべき事項 (法第 210 条)
  - －他の会社の商号、合併により生じる株式の増加事項、増加する資本と準備金  
合併契約書承認の株主総会日時、合併日、定款変更時の規定等

##### ハ. 独占規制および公正取引に関する法律 (以下、“公正取引法”) による制限 (公正取引法第 7 条、第 12 条、施行令第 18 条)

- ・一定の取引分野で競争を実質的に制限する行為をしてはならない。(法第 7 条)
- ・資産総額または売上高が 2 千億ウォン以上である会社 (以下‘企業結合申告対象会社’) が資産総額または売上高が 200 億ウォン以上である会社 (以下‘相対会社’) と企業結合をする場合、公正取引委員会に申告しなければならない。(施行令第 18 条第 1～2 項、2008.6.25.改定)
- ・ただし、企業結合申告対象会社と相対会社がすべて外国会社であるか、または企業結合申告対象会社が国内会社であり、相対会社が外国会社である場合、その外国会社各々の国内売上高が 200 億ウォン以上である場合に申告の対象になる。(施行令第 18 条第 3 項、2007.11.2.新設)

- ・公正取引委員会への申告：契約締結後 30 日以内

- ・申告後 30 日経過の後実行可能 (登記)

##### ニ. 非訟事件手続法 (第 64 条)、商業登記法 (第 94 条)

- ・合併による変更登記

- ホ. 資本市場と金融投資業に関する法律（第 161 条、第 119 条）
  - ・ 株券上場法人等がほかの法人と合併する場合、その事実が発生した日の翌日まで重要事項報告書を金融委員会に提出しなければならない。
  - ・ 合併により、証券を募集または販売する場合には証券申告書を金融委員会に提出しなければならない。
  
- ハ. 証券の発行および開示等に関する規定（第 4-5 条、第 2-9 条）、企業開示書式別紙（第 38 号）
  - ・ 主要事項報告書および証券申告書の記載事項、添付書類を規定する。
  
- ト. その他特別法による制限－主務部長官の承認  
保険業法、信託業法、相互貯蓄銀行法、証券投資信託業法、証券取引法、建設業法、電気事業法、銀行業法、都市ガス事業法、旅客自動車運輸事業法、海運業法、倉庫業法等

## ② 外国人投資促進法上の関連内容

- ・ 外国人投資促進法および施行令に基づき、外国人投資申告をし、外資導入の後外国人投資企業登録をしなければならない。
  
- ・ 外国人投資が制限される業種と制限の内容は知識経済部長官が主務部長官と協議して告示する制限業種、業種別外国人の総投資許容比率、外国人投資家および国内合併投資当事者の資格、外国人投資許容時期等許容基準による。（外国人投資促進法施行令第 5 条 1 項、知識経済部告示第 2002-115 号の外国人投資および技術導入に関する規程）
  
- ・ 外国人投資制限業種の比重が軽微な（総売上高のうち制限業種事業の売上高比率が 1% 以下）国内企業に対しては上記の業種制限の規定に制限されず、投資を許容する。（外国人投資促進法施行令第 5 条 2 項）

## 4) 企業合併の実務手続

### ① 合併計画の樹立

合併合意および合併合意書の作成（商法第 522 条）（合併の必要性、合併条件、合併形態等）

② 合併価額の算定（資本市場と金融投資業に関する法律施行令第 176 条の 5）

イ. 上場会社間の合併の際の合併価額

合併申告書の提出日を起算日にして最近 1 月間の平均終値、最近 1 週間の平均終値、最近日の終値の算出平均と最近日の終値のうち、低い価格

ロ. 上場会社/非上場会社間の合併時の合併価額

上場法人は上記の方法による価額、非上場法人は資産価値および収益価値を加重算術平均した価額と相対価値の価額を算術平均した価額とするが、相対価値が算出できない場合には資産価値と収益価値を加重算術平均した価額

③ 合併契約の締結（商法第 522 条）

イ. 合併契約書の記載事項は法律の定めにより、記載事項の不足は合併無効と訴訟の原因になる。

ロ. 吸収合併の合併契約書の内容（商法第 523 条）：101 ページ合併契約書参照

必要な記載事項

- ・ 存続会社が合併で発行する株式の総数を増加させる時にはその増加する株式の総数、種類と数
- ・ 存続会社の増加する資本と準備金の総額
- ・ 存続する会社が合併時に発行する新株の総数、種類と数および合併により消滅する会社の株主に対する新株の配定に関する事項
- ・ 存続する会社が合併により消滅する会社の株主に支払う金額を定めた時にはその規定
- ・ 各会社で合併の承認決議をする社員または株主の総会の期日
- ・ 合併する日
- ・ 存続する会社が合併によって定款を変更することにした時にはその規定
- ・ 各会社が合併による利益配当または第 462 条の 3 第 1 項の規定によって金銭として利益配当する時にはその限度額
- ・ 合併によって存続する会社に就任する取締役と監査役または監査委員会の委員を決める時にはその氏名および住民登録番号

任意的記載事項

- ・ 善良な管理者の守秘義務
- ・ 合併新株に対する利益配当
- ・ 従業員の引受と待遇
- ・ 役員の待遇と退職慰労金の処理
- ・ 財産の承継と担保責任
- ・ 合併条件の変更、合併契約の解除
- ・ その他の事項－役所における許認可事項等

④ 特別法上の手続き

- イ. 公正取引委員会への申告—資産または売上総額が 2 千億ウォン以上である会社は契約締結の後 30 日以内に申告（公正取引法施行令第 18 条）
- ロ. 合併に関する取締役会決議事項の申告および公示—取引所に申告（有価証券市場公示規定第 7 条、KOSDAQ 市場公示規定第 6 条）

⑤ 合併承認株主総会

- イ. 閉鎖日の 2 週間前に株主名簿の閉鎖期間の公告（商法第 354 条）
- ロ. 合併契約書の内容を記載（商法第 522 条）した株主総会召集通知の発送（商法第 363 条）
- ハ. 合併貸借対照表の開示—2 週間前に本店に備え置き（商法第 522 条の 2）
- ニ. 合併契約書の承認株主総会（商法第 522 条、第 434 条）
  - ・特別法に制限がない限り、株主総会で承認した時から合併契約の効力発生
  - ・特別決議事項
  - ・合併決議に反対する株主は株式買取請求権がある。（資本市場と金融投資業に関する法律第 165 条の 5）

⑥ 株式買取請求権の行使

イ. 株主の株式買取請求の手続き

区 分	手 続 き 事 項	日 程	関連法規 (*)
1. 取締役会決議の反対表示	合併に関する取締役会の決議に反対する意思を書面にて通知	株主総会前	商法第 522 条の 3
2. 株式買取請求	上記 1 の手続きを取った株主に限り、書面にて会社に株式買取を請求(株主総会から 20 日以内) できる。		
3. 会社の株式買取	会社を買取請求を受けた株式を買取する。	請求日から 2 ヶ月以内	商法第 374 条の 2 第 2 項
4. 会社の株式売却	会社を買取った株式を売却	相当な時期に処分 (**)	商法第 342 条

\* 上場会社の場合、資本市場と金融投資業に関する法律第 165 条の 5 を適用

\*\* 買取日から 3 年以内（資本市場と金融投資業に関する法律第 165 条の 5、同法施行令第 176 条の 7）

ロ. 買取価格の決定（資本市場と金融投資業に関する法律第 165 条の 5、同法施行令 176 条の 7）

会社と株主との協議により決める。協議が成り立たない場合、次の各項目の方法によって算定された価格の算術平均価格で決める。

- ・ 取締役会決議日の前日から過去 2 ヶ月間公表された毎日の有価証券市場で取引された最終市場価格を実物取引による取引量を加重値にした加重算術平均価格
- ・ 取締役会決議日の前日から過去 1 ヶ月間公表された毎日の有価証券市場で取引された最終市場価格を実物取引による取引量を加重値にした加重算術平均価格
- ・ 取締役会決議日の前日から過去 1 週間公表された毎日の有価証券市場で取引された最終市場価格を実物取引による取引量を加重値にした加重算術平均価格
- ・ 株券非上場法人である場合には、資産価値と収益価値を加重算術平均した価額と相対価値の価額を算術平均した価額。ただし、相対価値が算出できない場合には資産価値と収益価値を加重算術平均した価額にする。
- ・ 同価格に対して会社や買収請求の株主が反対する場合、裁判所に買取価格の決定を請求することができる。

⑦ 債権者の保護手続の履行（商法第 232 条、第 526 条、第 527 条）

合併承認決議日から 2 週間以内に債権者に対して異議申出の公告および催告をするので債権者の異議申出期間は 1 ヶ月以上にならなければならない。債権者の異議がないと合併承認と見なされる。

債権者の異議がある場合には会社の債務を返済するか、相当な担保を提供するか、相当な財産を信託会社に信託しなければならない。

この手続きに反すると、合併無効の原因となり、過料の制裁を受ける。

⑧ 株券提出公告（合併比率調整の際）

消滅会社の株式 1 株に対して存続会社の株式 1 株を付与する 1 対 1 の合併比率ではない場合、株式併合手続が必要である。株券提出公告は 1 ヶ月以上の期間にならなければならない。（商法第 440 条）

株主名簿閉鎖日現在の株主名簿に記されている株主および質権者株券は提出通知する。（商法第 440 条）

端株は証券取引所を通ずるか、裁判所の許可により競売以外の方法で売却する。（商法第 443 条第 1 項）

## ⑨ 合併期日

事実上合併日は、契約書上に指定する。

合併契約書で定めた合併期日に解散会社の財産は存続会社に引継ぎまたは新設会社の設立委員に引渡される。(商法第 235 条)

株式、株主関係書類も引き渡され、解散会社の株主に対して存続会社または新設会社の新株式を合併比率によって配定する。

## ⑩ 合併報告総会

合併手続終了後、すなわち債権者異議手続、株式併合効力、端株処理後に遅滞なく召集し、次のものを行わなければならない。

- ・ 合併の報告
- ・ 定款の変更：授權資本金の変更、取締役の数の増加
- ・ 財務諸表の承認
- ・ 取締役、監査役の選任
- ・ 合併条件の変更や合併廃止の決議は不可（承認総会は可能）

## ⑪ 合併登記（商法第 528 条）

### イ. 合併法人における変更登記

合併法人は合併報告総会が終結した日から本店所在地では 2 週間以内、支店所在地では 3 週間以内に取締役が共同で申請する。

申請の際、添付書類は次の通りである。(商業登記法第 94 条)

- ・ 合併契約書
- ・ 消滅会社の株主総会議事録
- ・ 債権者保護手続の履行事実を証明する書面
- ・ 消滅会社の登記簿謄本
- ・ 合併により株式の併合または分割した時には公告を証明する書類
- ・ 管轄役所の許可が必要である場合はその許可書またはその認証がある謄本（非訟事件手続法第 64 条）

### ロ. 被合併法人における解散登記

被合併法人は合併報告総会が終結した日から本店所在地では 2 週間以内、支店所在地では 3 週間以内に消滅会社の取締役共同で申請する。

申請の際、添付書類は次の通りである。

- ・ 合併契約書
- ・ 株主総会議事録
- ・ 債権者保護関係書類
- ・ 解散登記申込書



## 合併契約書

〇〇株式会社（以下“甲”という）と△△株式会社（以下“乙”という）は経営合理化対策として生産品種を多様化し、製品の品質向上および集中的な技術開発を通して国際競争力を高めるために合併することとし、次の通り契約を締結する。

第1条 甲は乙を合併して甲は存続し、乙は解散する。

第2条 1) 甲は合併によりその発行する株式の総数を〇〇万株増加して〇〇万株とする。

2) 前項の増加する株式はすべて記名式の額面普通株式とし、1株の額面価額は〇〇〇ウォンとする。

第3条 甲は合併の際記名式の額面普通株式〇〇万株を発行し、合併期日現在、乙の株主名簿に記された株主に対して彼が所有する乙の株式1株当り甲の株式〇株の比率で交付する。

第4条 甲は合併で資本金〇〇万ウォン、準備金〇〇万ウォンが増加する。しかし、準備金に関しては合併期日における乙の資本状態によって甲、乙の協議によりこれを変更することができる。

第5条 甲と乙は〇〇年〇月〇日各々株主総会を召集し、本契約書の承認および合併による必要な事項について決議することとする。ただし、合併手続の進行により必要な時には甲、乙協議により期日を変更することができる。

第6条 合併期日は〇〇年〇月〇日とする。ただし、合併手続の進行により必要な場合には甲、乙の協議の下でこれの変更ができる。

第7条 1) 乙は〇〇年〇月〇日現在の財産目録、貸借対照表その他同日現在の計算書に基づきその資産、負債および権利、義務一切を合併期日に甲に引き渡す。

2) 乙は前項の期日から合併期日に至るまで資産、負債の変動に対して別に計算書に添付してその内容を甲に提示して確認を受けなければならない。

第8条 甲と乙は本契約の締結後合併期日に至るまで善良な管理者の注意を以って業務を執行し、すべての財産を管理運営しなければならない。またその財産および権利義務に重要な影響を与える行為をする場合には予め甲、乙が協議して合意した後これを実行しなければならない。

第9条 甲は前第3条で発行する株式に対して利益配当金の起算日として、合併期日を基準日とする。

- 第10条 甲は合併期日現在の乙の株主名簿に記された株主に対してその所有する株式1株に対して金〇〇万〇〇〇の合併交付金を合併報告総会終了後、遅滞なく支払うことにする。しかし、その金額は本契約締結の後、合併期日における乙の営業実績によって甲、乙の協議によりこれの変更ができる。
- 第11条 甲は乙の従業員全員を合併期日において甲の従業員として引き受ける。ただし、勤続年数は乙の計算方式による年数を計算することにし、その他詳しい内容に対しては甲、乙の協議の下で定めることとする。
- 第12条 合併により新たに甲の役員となる役員は第5条による甲の合併承認総会で選任することにする。ただし、本条により選任される役員の任期の時期は合併期日とする。
- 第13条 甲は乙の合併後、役員中甲の役員として就任しない者に対して退職慰労金を合併報告総会の承認を得て支払うものとする。
- 第14条 乙は〇〇年〇月〇日に終了する営業年数において利益配当をせずに、その利益処分に対して議案を作成する時には事前に甲、乙が協議する。
- 第15条 本契約の締結後、合併期日までの間に天災、地変その他の事由により甲または乙の資産および経営状態に重要な変動が生じることになった時には甲、乙の協議の下で合併条件を変更するか、本契約の解除ができる。
- 第16条 本契約は第5条に規定する甲または乙の株主総会の承認を得た時にその効力が発生し、法令に定める関係官庁の承認を得なかった時には、その効力は失う。
- 第17条 本契約に定めた内容以外の合併に関する必要事項は本契約の趣旨によって、甲、乙の協議の下でこれを決めるものとする。本契約の成立を証するために契約書2通を作成し、甲、乙の各代表者が記名捺印して各々1通を保管する。

〇〇年〇月〇日

〇〇市〇洞〇番地

(甲) 〇〇株式会社

代表理事 〇〇〇 印

〇〇市〇洞〇番地

(乙) 〇〇株式会社

代表理事 〇〇〇 印

〇〇市〇洞〇番地

### Ⅲ. 土地・建物の賃借取得および工場設立

## 1. 外国人土地法の概要

### 1) 外国人による土地購入の実績（国土海洋部の発表より）

#### ① 2004年度以降の年度別の外国人土地保有現況

	2004.12	2005.12	2006.12	2007.12	2008.12	2009.12	2010.12	2011.12	2012.12
面積 (千㎡)	157,747	169,520	180,305	198,160	210,350	218,455	223,717	221,899	226,213
件数	25,505	28,635	33,801	37,495	40,998	46,272	50,611	未集計	未集計

#### ② 外国人の土地取得現況（2012年12月）

主体別	計	同胞 (米国、その他)	法人		純粋外国人 (個人、政府団体等)
			外国合弁	純粋外国	
面積 (千㎡)	226,213	129,105	72,030	15,484	9,594
比率 (%)	100.0	57.1	31.8	6.9	4.2

用途別	計	住居用	商業用	工場用	レジャー用	その他
面積 (比率)	226,213 (100)	15,167 (6.72)	5,890 (2.61)	67,172 (29.78)	3,661 (1.62)	133,675 (59.26)

### 2) 根拠法

外国人が国内土地を取得する時適用される関連法規定は、大きく三つがある。  
(不動産登記法等、国内人と同様に適用される法規定は除く)

- ① 外国人土地法：外国人の国内土地取得に関する一般的な事項を規定する。
- ② 外国人投資促進法：外国人投資促進法上の外国人投資企業として登録した後、国内土地を買い取る場合、外国人投資申告手続および租税減免、国有財産の売却等において恩恵の付与に関する内容
- ③ 外国為替取引法：外国人の国内不動産の買取に関わる外国為替の流出入に関する事項について規定する。

### 3) 外国人土地法上の外国人の定義（外国人土地法第2条）

第2条（定義）この法で“外国人”とは、次の各号の1に該当する個人・法人または団体をいう。

- ① 大韓民国の国籍を保有していない個人
- ② 次の各目の1に該当する法人または団体
  - (a) 外国の法令により設立された法人または団体
  - (b) 社員または構成員の半数以上が第1号に該当する者である法人または団体
  - (c) 業務を執行する社員または取締役等の役員の半数以上が第1号に該当する者である法人または団体

- (d) 第 1 号に該当する者や (a) に該当する法人または団体が資本金の半額以上や議決権の半数以上を持っている法人または団体。この場合、資本金額または議決権数を算定するにおいて株式会社の無記名株式はこれを第 1 号に該当する者や (a) に該当する法人または団体が持っている見なす。

#### 4) 外国人の取得可能土地の範囲

事後申告による取得可能土地の範囲

許可地域を除いてすべての土地が事後申告により取得することができる。  
IMF 危機以降大幅に開放され、現況は以下の通りである。

		開 放 後
土地取得の 全 面 拡 大	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>－非居住者を含むすべての外国人の土地取得を許容</li> <li>－土地用途と面積制限等のすべての制限を廃止</li> </ul>
	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>－非業務用土地取得を許容</li> <li>－土地用途の制限等、すべての制限を廃止</li> </ul>
不動産関連業の開放		<ul style="list-style-type: none"> <li>－建物賃貸および分譲供給業の全面許容</li> <li>－土地賃貸および開発供給業の全面許容</li> </ul>

#### 5) 外国人の土地取得申告 (外国人土地法第 4 条第 1 項)

- ① 申告人  
当該外国人
- ② 申告期限  
契約締結日から 60 日以内
- ③ 申告機関  
土地所在地の市・郡・区庁長  
正確には当該機関の地籍課
- ④ 必要書類  
後述するフロー図参照
- ⑤ 不申告時の罰則  
申告しないかまたは虚偽で申告した者は 300 万ウォン以下の過怠料に処する。

#### 6) 土地関連規制事項

土地に関わる規制は大きく、取得に関わる制限、利用に関わる制限、開発に関わる制限に区分することができる。このような規制は、原則として内・外国人を区別せず、同

様に適用される。

### ① 土地取得に関わる規制

外国人土地法第4条第2項により、次の各号の1に該当する土地を取得するためには、該当土地の管轄市長、郡首、区役所長の事前許可を受けなければならない。

- (a) 軍事基地および軍事施設保護区域、軍用航空機基地区域
- (b) 自然生態・景観保全地域
- (c) 文化財保護区域
- (d) 野生動物・植物の特別保護区域

- 一 国土の計画および利用に関する法律第118条の規定により土地取引契約許可区域として指定された区域は、土地取得の際、契約締結前の該当市長・郡首または区役所長の許可を受けなければならない。
- 一 農地法上、自分の農業経営に利用する場合、農地の所有面積の制限はなく、農地取得の際、農地取得資格証明の発給を受けなければならないが、農地法上、農地は実質的に農業経営が可能な場合に限り取得することが可能であるため、国内に居住しない外国人は事実上、農地取得が不可能である。

### ② 土地利用に関わる規制

国土の計画および利用に関する法律第6条の“国土の用途区分”により、全国土は4つの用途地域（都市地域、管理地域、農林地帯、自然環境保全地域）に分類され、個別用途地域毎に一定の行為制限が決められており、首都圏（ソウル、仁川および京畿道）の場合、人口と産業の過渡な集中に起因する問題を解決するために首都圏を三つの圏域（過密抑制圏域、成長管理圏域、自然保全圏域）に分け、

- (a) 圏域内での各種行為を制限し、
- (b) 過密抑制圏域に含まれるソウル市で業務用建築物、販売用建築物、公共庁舎等を建築するためには過密負担金を納付しなければならない、
- (c) 工場・学校に対しては新・増設の総許容量を定めその範囲を超過する場合に対して制限している。

### ③ 土地開発関連規制

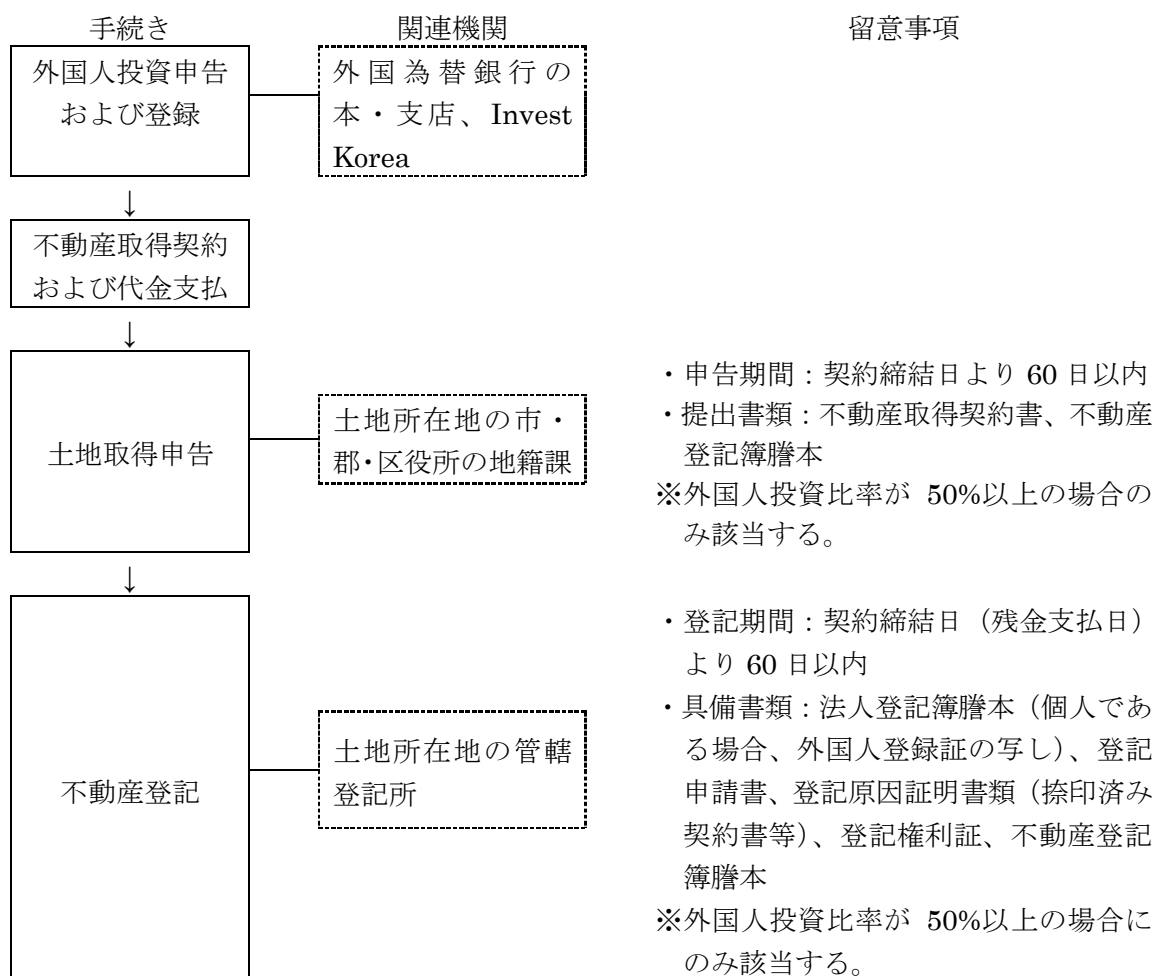
開発利益還収に関する法律により宅地開発事業（住宅団地造成事業を含む）、産業団地開発事業、観光団地造成事業、都市環境整備事業（工場を建設する場合は除く）、物流施設用地造成事業、温泉開発事業、旅客自動車ターミナル事業、ゴルフ場建設事業等開発事業の事項時、開発利益の25%を開発負担金として賦課するように規定している。

## 2. 土地取得の手続きおよび関連書類

外国人が国内で土地を取得する場合、その取得目的、国内での居住可否および個人または法人可否によって適用される法令および手続きが異なる。すなわち、外国人土地法は外国人が国内で土地を取得する場合取るべき手続き（土地取得申告等）のみ規定しているため、営利目的（不動産賃貸等）で不動産を取得する場合は土地取得申告とは別に外国人投資申告手続を追加で踏まなければならない。ただし、外国為替取引法上の非居住者に該当する場合は不動産取得申告を追加で行わなければならない。ただし、公認仲介士の業務および不動産取引申告に関する法律第 27 条により、不動産取引を申告した場合または住宅法第 80 条の 2 により住宅取引を申告した場合には別途に申告しないこともできる。

## 1) 外国人投資企業

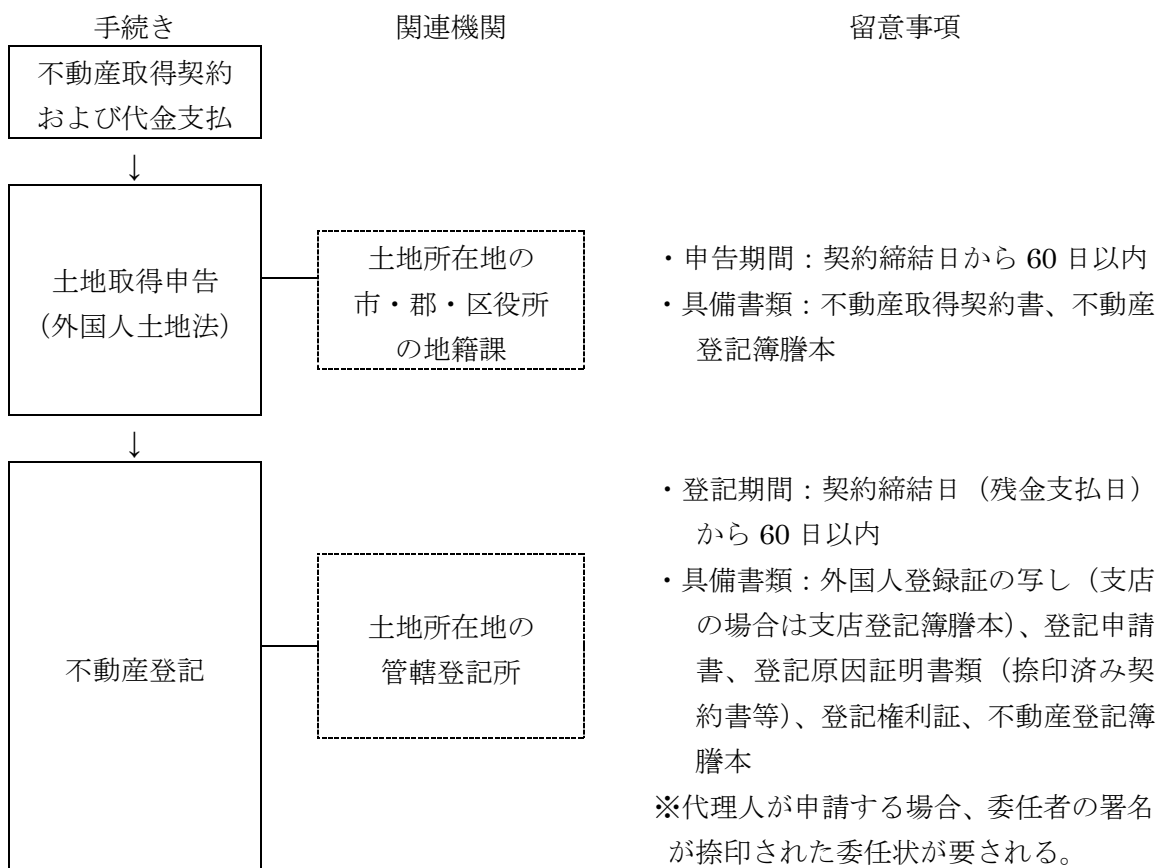
外国人が国内で営利活動を営むために外国人投資促進法により国内法人(外国人投資企業)を設立し、該当法人名義で不動産(業務用ビルの買取、工場用地の取得等)を取得する場合は、外国人土地法、外国人投資促進法、不動産登記法が適用される。ただし、国内に支店を設置する場合は、外国人投資促進法の適用が排除されるため、外国為替銀行に支店設置申告をし、支店登記の後支店名義で不動産を買い取ることができる。





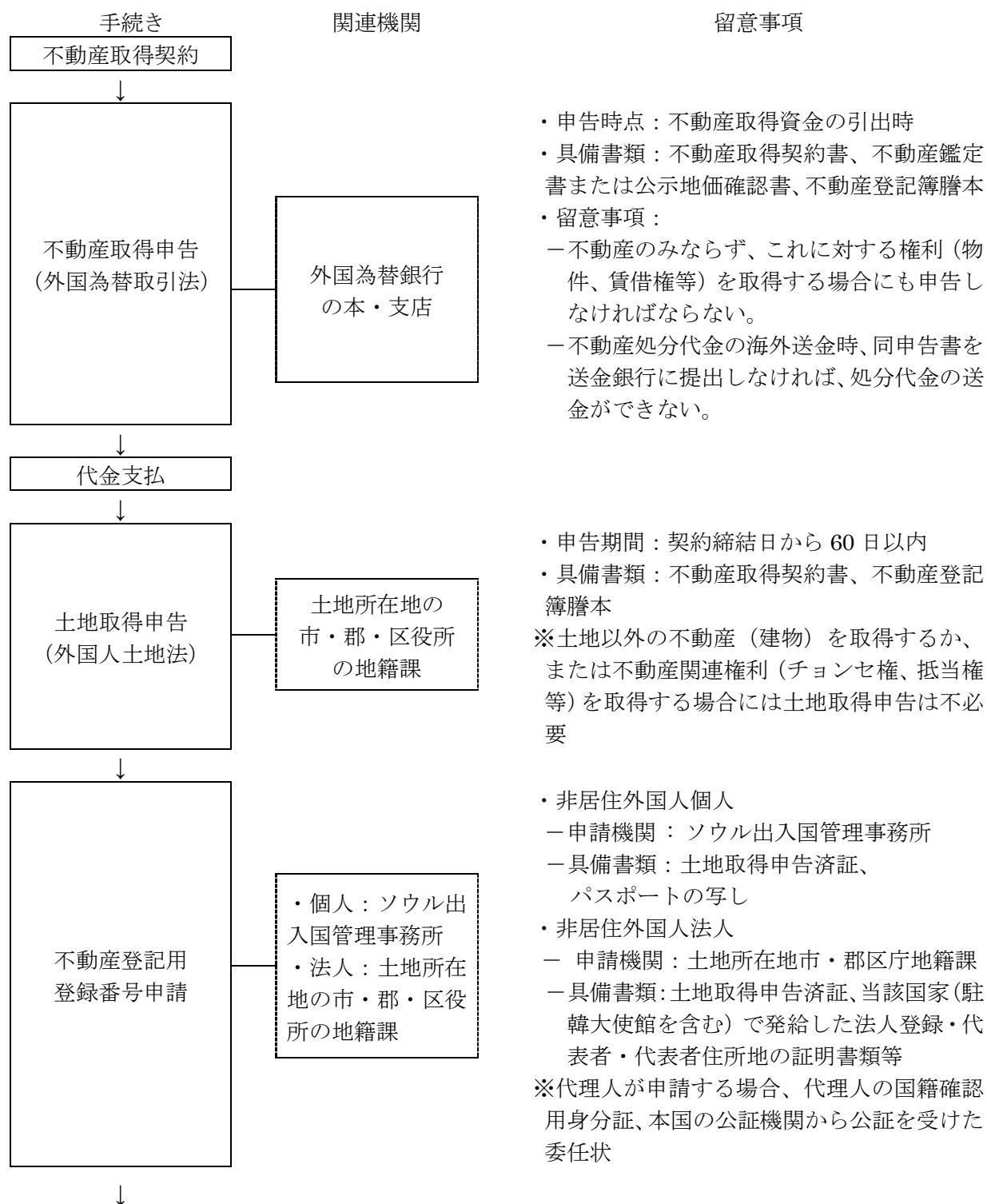
## 2) 居住外国人

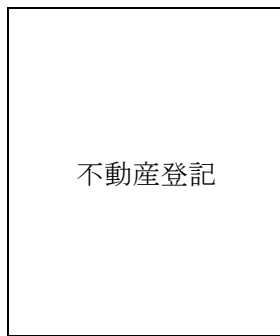
居住外国人の住居用マンションの購入、外国法人の国内支店による不動産取得等居住外国人の不動産取得の場合、外国為替取引法上の申告手続なしに売買契約の後、60日以内に管轄市・郡・区役所に申告（土地取得申告）し、所有権移転登記をする。この場合、外国人土地法、不動産登記法が適用される。



### 3) 非居住外国人

非居住外国人の場合、原則的に不動産取得資金の搬入時、外国為替取引法により外国為替銀行の長に先に不動産取得申告をしなければならず、以後不動産が土地である場合は外国人土地法によって管轄市・郡・区役所に土地取得申告をし、所有権移転登記をする。この場合には外国人土地法、外国為替取引法、不動産登記法が適用される。

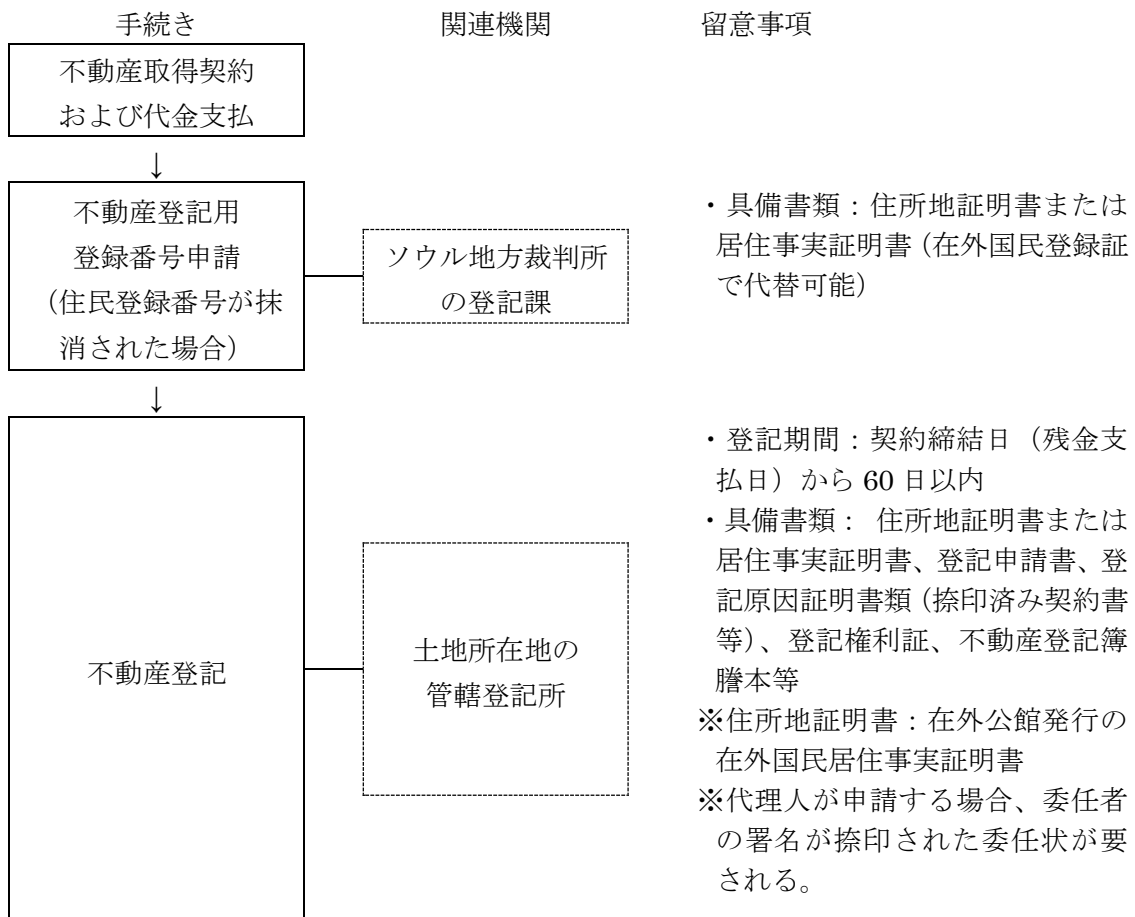




- ・ 登記期間：契約締結日（残金支払日）から 60 日以内
  - ・ 具備書類：住所証明書および不動産登記用登録証明書、登記申請書、登記権利証、不動産登記簿謄本、登記原因証明書類（捺印済み契約書等）
- ※委任の場合、本国の公証機関から公証を受けた委任状が要される。

#### 4) 永住権者

永住権者は大韓民国の国籍を保有しており、内国人と同一に見なすため、外国人土地法の適用を受けず、これにより国内不動産の取得時に土地取得申告対象から除外される。また、国内居住に関係なく外国為替取引法上の不動産取得申告対象からも除外される。この場合は不動産登記法の適用を受ける。



### 3. 土地関連税金

段階	税目		備考
取得 登記	取得税	標準 税率	取得価額の 4.0% (農地を除外した不動産の有償承継取得)
		重課	首都圏過密抑制圏域内の工場新・増設用不動産の取得等：標準税率の 100 分の 300 から重課基準税率 (1 千分の 20) の 100 分の 200 を差引いた税率 首都圏過密抑制圏域内法人の本店用不動産取得 (新築、増築に限る)：標準税率に重課基準税率 (1 千分の 20) の 100 分の 200 を合算した税率 別荘・ゴルフ場・高級娯楽場・高級船舶・高級住宅等奢侈性財産：標準税率に重課基準税率 (1 千分の 20) の 100 分の 400 を合算した税率
		減免	産業支援サービス業または高度技術随伴事業を営む企業、外国人投資地域、経済自由区域入居企業等は減免可能
	付加税	農漁村特別税、地方教育税等	
	付加価値税 (建物取得価額の 10%)	事業の営為時は、仕入税額から控除可能 国民住宅規模 (85 m <sup>2</sup> ) 以下の住宅取得時は免除	
	国民住宅債券	仕入 金額	時価標準額 1 億ウォン以上の土地の場合 (特別市および広域市内では時価標準額の 50/1,000、その他の地域では時価標準額の 45/1,000)
減免		外国人投資企業で登録された企業の業務用不動産の登記時は投資比率に応じて債券購入を減免 (租税減免対象企業は全額減免)	
保有	財産税	税率	住宅：0.1~0.4% (別荘は 4%) 建物：0.25~0.5% (ゴルフ場、高級娯楽場内の建物は 4%、過密抑制圏域内に工場を新・増設する場合、5 年間は 1.25%) 土地：総合合算課税対象土地 0.2~0.5%、別途合算課税対象土地は 0.2-0.4、分離課税対象土地は 0.07~0.2 (会員制のゴルフ場および高級娯楽場用土地は 4.0%)
		減免	取得税の減免と同一
		重課	過密抑制圏域内に工場を新・増設する場合：5 年間 5 倍を重課
	総合不動産税	住宅 (公示価格 6 億ウォン超過)：課税標準の 0.5~2.0% 土地：総合合算課税標準の 0.75~0.2%、別途合算課税標準の 0.5~0.7%	
その他の付加税	地方教育税 (財産税の 20%) 農漁村特別税 (総合不動産税の 20%)		
売却	個人	譲渡所得税	未登記資産：70% 登記後 1 年未満：50% 登記後 1 年以上 2 年未満：40% 登記後 2 年以上：6%~35% (超過累進)
			法人
	地方所得税	譲渡所得税・法人税の 10%	
	付加価値税	建築物譲渡価額の 10% (譲受人から徴収)	

【表 10】 外国人の土地取得方法および長・短所

1) 外国人個人

取得方法		長 所	短 所
一般的な単純不動産の取得		<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 首都圏過密抑制圏域でも取得税および登録免許税の重課はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 不動産関連資金および所得流・出入の際外国為替取引法適用</li> <li>－ 今後外国人投資企業として転換する際、不動産現物出資は不可</li> <li>－ 賃貸事業等の営利行為のためには税務署に事業者登録</li> </ul>
外国人投資企業登録	個人事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 外国人投資促進法により資金の流・出入が容易</li> <li>－ 取得税および登録免許税の重課はない。</li> <li>－ 国民住宅債権の購入免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 外国人投資促進法による申告および登録手続が必要</li> <li>－ 税務署に個人事業者として登録</li> <li>－ 投資金額 1 億ウォン以上</li> </ul>
	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 外国人投資促進法により資金の流・出入が容易</li> <li>－ 高度技術事業租税減免恩恵</li> <li>－ 国民住宅債権の購入免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 大都市所在法人の不動産に対し取得税、登録免許税 3 倍重課</li> <li>－ 投資金額 1 億ウォン以上</li> <li>－ 法人設立および外国人投資促進法による申告および登録手続が必要</li> </ul>

\* 不動産に対する取得税、登録税、財産税に対する減免内容はがVI.税制の3.租税減免を受ける外国人投資企業の特有事項を参照

2) 外国人法人

取得方法		長 所	短 所
営 利 目 的	法人 設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 外資促進法により資金の流・出入が容易</li> <li>- 先端事業租税減免恩恵</li> <li>- 国民住宅債権の購入免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 大都市内本店または主たる事務所の事業用不動産の場合、取得税、登録免許税の 3 倍重課</li> <li>- 投資金額 1 億ウォン以上</li> <li>- 法人設立および外資促進法による申告と登録手続が必要</li> </ul>
	支店 設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 首都圏過密抑制圏域不動産に対する取得税の重課はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 大都市内支店のすべての不動産に登録免許税 3 倍重課</li> <li>- 不動産関連資金流・出入の際、外国為替取引法を適用</li> </ul>
非 営 利 目 的	連絡 事務所	※ 上記支店と同一	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 営利行為は不可</li> <li>※ その他上記支店と同一</li> </ul>
	直接 取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 首都圏過密抑制圏域の不動産に対する取得税・登録免許税の重課はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 賃貸等営利行為は不可</li> <li>- 不動産関連資金流・出入の際、外国為替取引法適用</li> <li>- 今後外国人投資企業として転換する際、不動産現物出資は不可</li> </ul>

#### 4. 工場設立の定義

工場の“設立”というのは、工場建築物を新設するか、既存の工場建築物を活用して製造活動を営もうとする一連の過程を言い、“産業集積活性化および工場設立に関する法律”による次のような工場の新設・増設・移転・業種の変更行為を含む。

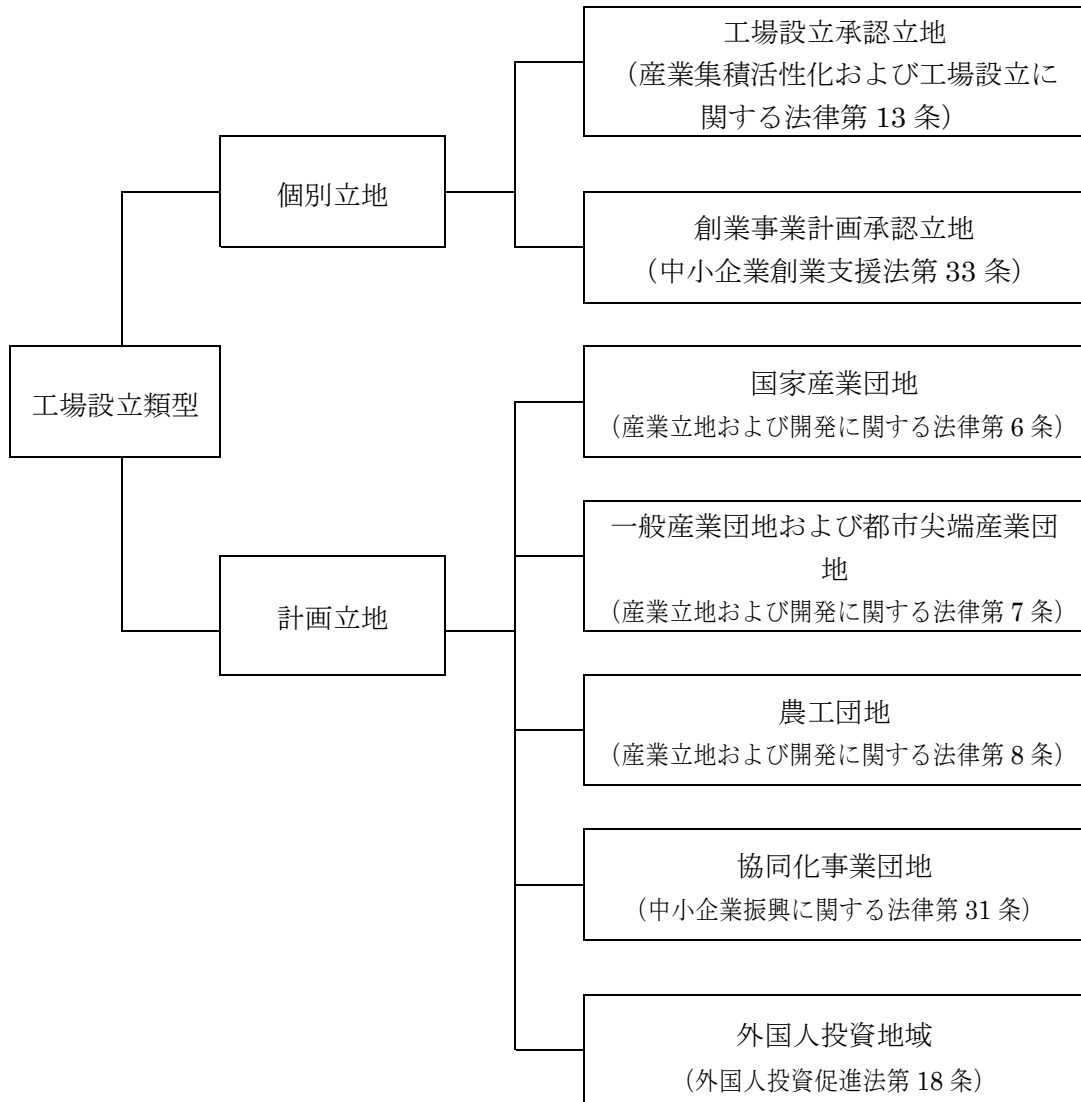
区 分	定 義
1) 工場の新設	工場を新築すること（製造業を営む者に賃貸するために工場建築物を新築することを含む）と既存の建築物の用途を工場用途に変更して製造施設等を設置すること
2) 工場の増設	登録工場の工場建築・敷地面積を増加させること ● 単純な製造施設のみ追加設置し、建築面積の増加がないことは増設に該当しない。 ● 付帯施設を増設する場合は工場増設とみなさない。
3) 工場の移転	首都圏（過密抑制・成長管理・自然保全）地域の中で登録された工場を閉鎖し、他の位置に移動して同業種の工場を新築または増設すること
4) 工場の業種変更	工場の設立承認を得た工場または登録された工場の業種を他の業種に変更するか、当該工場に他の業種を追加すること
5) 製造施設設置	工場設立承認を得て建築された工場建築物または登録された工場として、登録が取り消しになった工場建築物の全部または一部に製造施設等を設置して製造業を営もうとする場合

#### 5. 工場設立時の事前検討事項

- ① 韓国標準産業分類表上製造業への該当有無と業種名・分類番号
- ② 設立しようとする工場の規模：工業建築面積および工場用地面積
- ③ 製造施設のうち、環境関連法による環境排出施設の設置有無
- ④ 中小企業創業者への該当有無（小企業への該当有無）
- ⑤ 技術導入契約申告対象であるかどうか
- ⑥ 税制・金融支援を受けられるかどうか
- ⑦ 先端産業該当有無、外国人投資該当有無
- ⑧ 個別法上の事業許認可可能

## 6. 工場設立の種類

工場設立種類は立地によって分けられるが、個別立地では工場敷地を自主的に造成するために工場設立承認等を受けなければならず、計画立地では管理機関と入居契約を締結することにより工場設立承認を受けたものと見做す。





## 7. 立地類型別長短所の比較

区分	個別立地（未造成地）	計画立地（産業団地）
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要とする時期に必要なとする場所に必要とする規模で工場が建築できる。</li> <li>○ 今後事業拡張の際工場の増築が容易</li> <li>○ 低廉な価格で個別用地（農地・林野）の購入ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府で計画的に造成、誘導する立地であるため、金融、税制の支援が容易（後述する外国人投資誘致支援制度の比較参照）</li> <li>○ 大規模団地の造成による産業基盤施設、生活便宜施設等の支援施設が良好である。</li> <li>○ 工場の集団化による相互情報交換、技術交流、異業種、協業化が容易である。</li> <li>○ 共同公害防止施設の設置、運営で公害業種の入居が容易である。</li> <li>○ 工場設立承認手続が容易である。</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 用地購入および工場設立承認手続が煩雑である。</li> <li>○ 産業基盤施設（電力、用水、港湾、道路等）が弱い。</li> <li>○ 教育、文化等の生活便宜施設が少ない。</li> <li>○ 各種負担金の負担 <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替農地造成費：10,300～21,900 ウォン/m<sup>2</sup>当り</li> <li>・代替造林費：1,527 ウォン/m<sup>2</sup>当り</li> <li>・開発負担金、農地専用負担金、山林専用負担金はなくなった。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先分譲後入居方式であるため、必要な時に工場を確保し難い。</li> <li>○ 分譲公団が地域別に不均衡に分布しているため、必要とする場所を求め難い。</li> <li>○ 区画団地であるため、一旦入居すると今後事業拡張（増築）が制限される。</li> <li>○ 国家産業団地、一般産業団地および都市先端産業団地、アパート型工場は分譲価格が大部分高い方である。</li> </ul>

## 8. 個別立地

### 1) 定義

個別立地は自主的に工場敷地を造成することを言い、地域の用途および管理圏域によって工場設立が不可能な地域があるため、国土の計画および利用に関する法律等個別法の検討を徹底的に行わなければならない。

### 2) 個別立地用途地域別区分（国土の計画および利用に関する法律）

用途地域	地域別細分		適用法律	
都市地域	都市計画区域	工業地域	専用工業	国土の計画および利用に関する法律（第 36 条および同法施行令第 30 条）
			一般工業	
			準工業	
		住居地域	専用住居	
			一般住居	
			準住居	
		商業地域	中心商業	
			一般商業	
			近隣商業	
			流通商業	
		緑地地域	保全緑地	
			生産緑地	
	自然緑地			
		産業団地 （国および地方産業団地）		産業立地および開発に関する法律
		宅地開発予定地区		宅地開発促進法
	田園開発事業区域		田園開発促進法（第 11 条）	
	開発制限区域		開発制限区域の指定および管理に関する特別措置法（第 3 条）	
	集落地区		国土の計画および利用に関する法律（第 37 条第 1 項 8 号）	

用途地域	地域別細分		適用法律
農林地地域	農業振興地域	農業振興地域	農地法（第 30 条）
	保全林地	試験林地	山林資源の造成および管理に関する法律（第 47 条）
	草地造成地区および団地造成地区		草地法（第 21 条の 2）
	酪農地区		酪農振興法（第 4 条）
自然環境 保全地域	上水源保護地域		水道法（第 7 条）
	文化財保護区域		文化財保護法（第 27 条）
	泥灰地域（水産資源保全地区）		国土の計画および利用に関する法律（第 40 条）
	農地専用の許容および制限範囲		農地法（第 36 条）
管理地域	保全管理地域		国土の計画および利用に関する法律
	生産管理地域		国土の計画および利用に関する法律
	計画管理地域		国土の計画および利用に関する法律

3) 個別法上の工場設立制限区分（産業立地および開発に関する法律第 5 条および産業立地開発に関する統合指針（第 36 条）（国土海洋部告示第 2013-号、2013.04.15））

①工場設立不可地域

- ・ 国土計画法による自然環境保全地域
- ・ 自然環境保全法による生態・景観保全地域および生態・自然度 1 等級圏域
- ・ 文化財保護法による文化財および文化財保護区域
- ・ 道路法による道路に接する区域
- ・ 水道法による上水源保護区域
- ・ 次の各目のいずれかに該当する法律による水辺区域。ただし、該当水辺区域内に立地する施設は水質および生態系保全に関する法律による廃水排出施設である場合に限る。
  - 漢江（ハンガン）水系上水源の水質改善および住民支援等に関する法律
  - 洛東江（ナクトンガン）水系の水管理および住民支援等に関する法律
  - 錦江（グムガン）水系の水管理および住民支援等に関する法律
  - 榮山江（ヨンサンガン）・蟾津江（ソンジンカン）水系の水管理および住民支援等に関する法律
- ・ 国有林の経営および管理に関する法律による保存国有林、山林資源の造成および管理に関する法律による保安林・山林遺伝資源保護林・採種林・試験林、山地管理法による山

地専用制限地域、林業および山村振興促進に関する法律による林業振興圏域。ただし、林業振興圏域の場合には林業振興圏域に相応する面積を代替指定する条件とする場合にはその限りではない。編入面積が1ヘクタール未満の場合には代替指定をしなくても個別工場の入居ができる。

- ・ 軍事基地および軍事施設保護法による軍事基地および軍事施設保護区域  
(2009年7月1日から施行)
- ・ 広域上水道は水道法による上水源保護区域から水系上上流方法に流下距離10Km以内の地域
- ・ 水道法による上水源保護区域が公告されていない場合は取水場から水系上上流方法に流下距離15Km以内の地域と下流方向に流下距離1Km以内の地域
- ・ 農漁村整備法第22条による貯水池上流地域からの工場設立制限地域
- ・ 野生動植物保護法による野生動植物保護区域
- ・ 地下水法第2条の規定による地下水を上水源で取水する場合、上水源保護区域の取水場から1Km以内の地域
- ・ 農業用貯水池の満水位線から水路上上流方向へ流下距離5キロメートル以内である地域

## ② 工場設立の選別的不可地域

- ・ 既存の集団集落と隣接した地域
- ・ 広域上水道管路埋設地域および農業用排水施設が設置された地域で、当該施設が必要な地域
- ・ 農業用淡水湖の水質汚染の恐れがある地域

## ③ 首都圏立地制限（産業集積活性化および工場設立に関する法律第20条および首都圏整備計画法第6条）

イ. 首都圏の場合、首都圏内の人口集中抑制と地域均衡開発の一環で首都圏整備計画法第18条による工場総量規制のみならず、産業集積活性化および工場設立に関する法律では管理地域別に区分して立地規制をしている。従って、大手企業工場の新・増設の不可は勿論のことであり、中小企業の場合にも管理地域別に工場の建築面積と営む業種に制限を受ける。

### ロ. 管理地域の種類

- ・ 過密抑制地域：人口と産業が集中しすぎるか、集中の恐れがあって移転または整備する必要がある地域
- ・ 成長管理地域：過密抑制圏から移転する人口と産業を計画的に誘致し、産業の立地と都市の開発を適正に管理する必要がある地域

- ・自然保全地域：漢江水界の水質および緑地等自然環境を保全する必要がある地域

## 9. 計画立地

### 1) 定義

計画立地は造成目的および造成主体によって国家産業団地、地方産業団地、農工団地、協同化産業団地等に区分され外国人投資地域および自由貿易地域の場合、国家産業団地に分類される。

### 2) 国家産業団地の現況

地域名	団地数	団 地 名		
		国家産業団地	自由貿易地域	外国人投資地域
ソウル	1	韓国輸出産業国家産業団地 (ソウルデジタル)	—	—
釜山	2	鳴旨鹿山国家産業団地	—	支社外国人投資地域
大邱	2	大邱サイエンスパーク	—	達城外国人投資地域
仁川	2	南東国家産業団 韓国輸出産業国家産業団地 (富平、朱安)	—	—
大田	1	大徳研究開発特区	—	—
光州	2	光州先端科学産業団地	—	平洞外国人投資地域
蔚山	3	蔚山尾浦産業団地、 温山産業団地	蔚山自由貿易地域	—
京畿	12	半月特殊地域 (半月地区) 半月特殊地域 (始華地区) 坡州炭峴中小企業専用国家産業団地 坡州出版文化情報産業団地	—	長安先端第2 唐洞 オソン 長安先端第1 秋八 ポスン第2 懸谷 魚淵ハンサン
江原	2	北坪国家産業団地	東海自由貿易地域	—
忠北	3	報恩国家産業団地 五松生命科学国家産業団地	—	梧倉外国人投資地域
忠南	7	石門国家産業団地 牙山国家産業団地 高亭国家産業団地 大竹資源備蓄国家産業団地 長項国家産業団地	—	仁州外国人投資地域 天安外国人投資地域
全北	6	群山国家産業団地 群長国家産業団地 益山国家産業団地	群山自由貿易地域 金堤自由貿易地域	益山外国人投資地域

地域名	団地数	団 地 名		
		国家産業団地	自由貿易地域	外国人投資地域
全南	7	麗水国家産業団地 大佛国家産業団地 三一資源備蓄国家産業団地 光陽国家産業団地	大佛自由貿易地域 栗村自由貿易地域	大佛外国人投資地域
慶北	7	亀尾国家産業団地(1,2,3,4 団地) 浦項国家産業団地 達城原電国家産業団地 亀尾ハイテクバレー 浦項ブルーバレー	—	亀尾外国人投資地域 浦項外国人投資地域 (部品)
慶南	9	安井国家産業団地 玉浦国家産業団地 鎮海国家産業団地 竹島国家産業団地 昌原国家産業団地 知世浦資源備蓄国家産業団地	馬山自由貿易地域	泗川外国人投資地域 昌原外国人投資地域 (部品)
濟州	1	濟州先端科学技術団地	—	—
計	67	40	8	20

## 10. 外国人投資誘致支援制度の比較

区分	外国人投資地域		自由貿易地域	経済自由区域
	団地型外国人投資地域	個別型外国人投資地域		
法的根拠	・ 外国人投資促進法第 18 条		・ 自由貿易地域の指定および運営に関する法律	・ 経済自由区域の指定および運営に関する法律
指定目的	・ 外資誘致、高度技術移転、雇用創出		・ 外資誘致、貿易振興、地域開発、国際物流基地育成	・ 外資誘致、国家競争力の強化、地域均衡発展
指定位置	・ 産業団地内	・ 制限なし（希望地域）	・ 産業団地、空港、空港の周辺、港湾、流通団地、貨物ターミナル	・ 国際空港湾周辺地域
地域特性	・ 賃貸団地運営原則	・ 個別事業場単位指定	・ 非関税地域	・ 特別行政区域水準（自治団地組合）
立地形態	・ 集積地域	・ 個別工場	・ 集積地域	・ 集積地域
指定権者	・ 市都知事 外国人投資委員会の議決		・ 産業通商資源部長官	・ 産業通商資源部長官
指定地域	・ 天安、平洞（光州）、大佛、泗川、五倉、龜尾、長安 1、仁州（忠南）、堂洞（京畿）、晉泗（釜山）、長安 2、五松（忠北）、達城（大邱）、龜尾（部品）、平澤梧城、浦港（部品）、益山（部品）	・ S-LCD, Asahi 硝子など 36ヶ所	・ 産業団地型：馬山、群山、大佛、栗村、東海、蔚山、金堤 ・ 港湾：釜山港、光陽港、浦項港、平澤唐津港、仁川港 ・ 空港：仁川国際空港	・ ミョンブク産産業 団地、大邱テクノポリス一般産業団地、平澤一般産業団地、セマングム一般産業団地
入居資格（業種）	・ 外国人投資持分 30%以上等 ・ 製造業、物流業等 ・ 契約後 5 年以内に賃貸敷地価額の 2 倍の FDI 条件（ただし、部品素材専用工団は 1 倍）	外国人投資企業 & FDI 条件 ・ 製造業：3 千万\$↑ ・ 観光業：2 千万\$↑ ・ 物流業：1 千万\$↑ ・ R&D：2 百万\$↑ （3 年↑修士 10 人）	・ 輸出主目的の内外国企業 ・ 外国人投資企業 ・ 輸出入取引主目的卸売業 ・ 複合物流関連事業	・ 外国人投資企業 ・ 製造業、物流業、医療機関、教育機関、外国放送、金融機関等
租税減免	・ 減免要件 - 製造業：1 千万ドル以上 - 物流業：5 百万ドル以上 ・ 減免期間 - 国税 5 年（3 年 100%、2 年 50%） - 地方税 15 年以内	・ 別途の減免要件なし。 - 指定要件と同一 ・ 減免期間 - 国税 7 年（5 年 100%、2 年 50%） - 地方税 15 年以内	・ 国税（法人税、所得税） 5 年間減免（3 年 100%、2 年 50%） ・ 取得税、登録税、総合所得税 15 年範囲内条例で指定	・ 製造業（3 千万ドル）、観光業（2 千万ドル）、物流業（1 千万ドル）、R&D（2 百万ドル）以上の投資企業の法人税/所得税 5 年間 100%、2 年間 50% ・ 製造業（1 千万ドル）、観光業（1 千万ドル）、物流業（5 百万ドル）、医療機関（百万ドル）、R&D（1 百万ドル）以上の投資企業の法人税/所得税 3 年間 100%、2 年間 50%
関税賦課	・ 資本財 3 年間免除		・ 関税留保	・ 資本財 3 年間免除
賃貸料	・ 敷地価額 10/1,000 水準（管理基本計画明示） ・ 高度技術&1 百万ドル↑：100% ・ 一般製造&5 百万ドル↑：75%（部品素材公団は 100%）	・ 国共有地の場合、100% 減免	・ 敷地価額 10/1,000 水準（企画財政部との協議後、管理権者を決定） 一般的に外国人投資&1 千万ドル、外国人投資 30%&1 百万ドル、高度技術等&5 十万ドルの場合、土地賃貸料 100%減免	・ 敷地価額 10/1,000 水準（管理庁決定） ・ 条例等により管理庁を決定（50%～100%）

## 1) 外国人投資地域

### ① 概要

外国人投資地域は団地型投資地域と個別型投資地域に区分される。

団地型投資地域は中小規模の外国人投資企業の誘致のため事前に自治体で外国人投資地域指定予定面積の60%以上の入居需要（MOU）を確保した後、指定計画案を産業通商資源部に提出して外国人投資地域指定審議を通じて指定される。

個別型投資地域は大規模投資家が希望する地域を申請すると、外国人投資地域指定基準の充足可否、外国人投資企業の投資実行可能性および指定による期待効果を総合検討した後、外国人投資委員会の審議と議決を通じて指定される。

団地型投資地域と個別型投資地域を比較すると次の通りである。

#### < 団地型投資地域と個別型投資地域の比較 >

区分	団地型外国人投資地域	個別型外国人投資地域
概要	中小規模の外国人投資企業誘致のため事前に一定地域を指定して入居	大規模投資家が希望する地域を申請により指定
位地	産業団地	制限なし（希望地域）
指定（入居）要件	外国人投資持分30%以上等	業種別の最小金額以上投資（製造業3千万ドル、観光業2千万ドル、物流業1千万ドル以上等）
立地支援	敷地購入の後、入居企業賃貸 - 国費：首都圏40%、その他75%	敷地購入費の支援（要請時） - 国費：首都圏40%、その他75%
租税減免 （法人税、関税、 取得税等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 減免要件               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 製造業：1千万ドル以上</li> <li>- 物流業：5百万ドル以上</li> </ul> </li> <li>● 減免期間               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国税5年（3年100%、2年50%）</li> <li>- 地方税15年以内</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 別途の減免要件なし               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 指定要件と同一</li> </ul> </li> <li>● 減免期間               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国税7年（5年100%、2年50%）</li> <li>- 地方税15年以内</li> </ul> </li> </ul>
賃貸料減免	75～100%減免 （必要時、中央政府、自治体が敷地を 購入して賃貸）	100%減免 （必要時、中央政府、自治体が敷地を 購入して賃貸）



② 指定現況

<団地型外国人投資地域、2011年6月基準>

区 分	指定日	面積 (千㎡)	入居 面積 (千㎡)	入居率 (%)	賃貸料 (ウォン/㎡ 年)	入居 企業数	雇用人員 (名)	投資誘致額 (百万ドル)
天安 (忠南)	'94.10.13	510.1	510.1	100.00%	2,712	43	3,670	304
平洞 (光州)	'94.10.13	1,091	907.6	83%	924	61	2,728	88
大佛 (全南)	'98.08.29	1,614.40	1,614.40	100.00%	468	41	2,835	78
泗川 (慶南)	'01.08.17	495.9	495.9	100.00%	1,692	15	298	72
五倉 (忠北)	'02.11.06	446.3	435	97.50%	1,764	12	1,665	105
龜尾 (慶北)	'02.11.06	329.4	132.6	40.30%	1,272	6	1,121	54
長安 1 (京畿)	'04.09.30	418.2	321.5	76.90%	2,040	14	1,307	323
仁州 (忠南)	'04.12.21	164.7	164.7	100%	1,500	7	392	278
堂洞 (京畿)	'05.09.12	239.4	84	35.10%	4,584	3	206	49
晉泗 (釜山)	'05.11.30	298.1	298.1	100.00%	2,760	13	815	115
長安 2 (京畿)	'06.12.21	368.9	79	21.40%	3,636	3	510	38
五松 (忠北)	'07.07.31	301.8			1,704			
達城 (大邱)	'08.09.10	104.2	93	89.40%	1,200	5	121	33.4
龜尾 (部品)	'09.03.09	255.5	56.3	22.10%	1,272	2	17	10.6
梧城 (京畿)	'09.09.03	362.3	12.5	3.50%	3,540	1	3	0.1
浦港 (部品)	'09.09.03	327.2	29.1	8.90%	1,740	1	25	5
益山 (部品)	'10.02.23	320	28	8.80%	1,236	1	5	1.3
昌原 (部品)	'10.09.28	71.4	27.6	38.70%	5,412	1	4	12.2
合計		7,587.00	5,177.8	68.2%	-	223	15,483	1,533.3

<個別型外国人投資地域、2011.06月基準>

区分	地域	面積 (千㎡)	最初 指定日	総投資 (億ウォ ン)	FDI (百万ドル)		雇用 実績 (名)	事業分野	
					計画	実績			
1	コリアオートグラス	忠南燕岐	190.4	'00.12.30	1,000	40	33	403	自動車用安全ガラス
2	東部ハイテック	忠北陰城	137.2	'01. 6.29	31,438	240	100	2,550	半導体委託生産
3	住友グループ	京畿平沢	252.3	'04.12.29	11,825	287	158	1,246	LCD カラーフィルタ ー
4	S-LCD	忠南牙山	192.6	'04. 5.25	39,000	1,820	1,950	31	TFT-LCD
5	MCC Logistics	釜山甘川	67.9	'04.12.23	170	14	13	45	物流
6	Air Liquide Korea	全南麗水	15.2	'04.12.27	805	62	78	5	産業用ガス
7	Linde Korea	京畿龍仁	24.4	'05.11.28	1,557	133	100	17	産業用ガス
8	Prax air	京畿龍仁	16.6	'05.11.28	351	30	30	23	産業用ガス
9	韓国タイムズ航空	京畿金浦	336.8	'06.3.29	1,884	250	161	163	ヘリコプタの性能改 良
10	ハンウクテクノグラ ス	慶北龜尾	105.8	'06. 5.8	360	30	30	93	PDP ガラス基板
11	エアプロダクツ	蔚山南区	27.2	'06.12.21	530	60	53	24	産業用ガス
12	ラファズ石膏ボード	忠南唐津	17.8	'06.12.21	281	30	30	64	石膏ボード
13	デサン MMA	忠南瑞山	63	'07.4.23	1,895	38	49	49	PMMA、人造大理石
14	スタンフォードホテ ル	ソウル麻浦	3.4	07.4.23	319	20	13	3	ホテル業
15	テヨンホライズンコ リア	蔚山蔚州	43.7	'07.12.6	784	10.4	15	18	港湾・物流施設
16	フレックスエア	忠南牙山	15.8	'08.7.30	389	60	30	11	産業用ガス
17	ダノン	全北茂朱	121	'09.2.27	658	32	38	73	酪農発酵乳
18	イストマンファイバ ー	蔚山南区	37.7	'09.9.3	923	82	49	79	acetate tow
19	HC パトロカム	忠南瑞山	65	'10.12.24	98	83	-	12	石油化学原料製造
20	オイルテンキング KNOC	全南麗水	418.3	'10.12.24	48	67.6	3	-	タンクターミナル業
21	カギルエグリピュリ ナ	忠南唐津	55.7	'10.12.24	-	30	-	-	配合飼料製造
22	カギル油脂加工	忠南唐津	53.9	'10.12.24	1	32	-	-	大豆乳、大豆粕製造
23	フェアチャイルドコ リア	京畿富川	6.5	'10.12.24	-	30	-	-	半導体素子製造

区 分		地域	面積 (千㎡)	最初 指定日	総投資 (億ウォ)	FDI (百万ドル)		雇用 実績	事業分野
24	デサンMMA(株)	全南麗水	70.6	'11.5.18		32			石油化学製品
25	現代アバンシス	忠北梧倉	145.3	'11.5.18		200			太陽電池モジュール
26	ダウケミカル OLED	忠南天安	39.5	'11.5.18		36			OLED 材料
27	韓国モレックス(株)	京畿安山	13.9	'11.5.18		30			電子コネクタ
合計			2,538		94,316	3,779	2,933	4,909	

出典：①2013 外国人投資ガイド(KOTRA)、②2012 韓国投資ガイド(KOTRA)、③外国人投資企業のための投資  
立地案内(KOTRA, 知識經濟部, KICOX) (\*) KICOX : Korea Industrial Complex Corp

## 2) 自由貿易地域

### ① 概要

自由貿易地域は製造および物流企業の入居で相互関係を通じたシナジー効果創出を目的に産業団地、空港、港湾、流通団地および貨物ターミナルなどに指定された特別区域として、投資業種および規模により国税および地方税等の減免恩恵が与えられ、追加で関税法適用が排除されて自由貿易地域内に搬入する外国物品および特定内国物品に対し関税留保、付加価値税零細率等が適用される。従って、輸入原資材を利用して生産された製品を海外に輸出する場合、複雑な還付手続等を経る必要がなく、安い価格で長期間土地または、工場等が賃貸できるため、輸出目的の製造業、倉庫・物流・荷役・包装等の物流業、輸出入取引のための卸売業等を営む外国人投資企業には有利な事業条件を提供し、特に製造業と物流業を併行する大規模の外国人投資企業には最適な立地だといえる。

### ② 指定現況

#### <産業団地型自由貿易地域>

区分	馬山	益山	群山	大佛	東海	栗村
指定日	1970.1.1	1973.10.8	2000.10.6	2002.11.21	2005.12.12	2005.12.12
面積(万坪)	28.8	9.4	38	35	7.5	10.4
入居企業 (外国人投資)	89(49)	31(6)	33(□4)	29(21)	-	-
外国人投資金額 (千ドル)	122,289	5,313	43,822	62,622	-	-
雇用(名)	6,735	1,156	174	3,119	-	-

#### <産業団地型自由貿易地域の追加指定(2009)>

区分	蔚山自由貿易地域 (新規)	馬山自由貿易地域 (変更)	金堤自由貿易地域 (指定-09.01.06)
位置	蔚山広域市・蔚州郡・温山邑所容里および青良面・龍岩里一帯の新一般産業団地内	慶尚南道・馬山市・陽徳洞および鳳岩洞一帯の馬山自由貿易地域内	全羅北道・金堤市・白山面・富巨里一帯の金堤地平線産業団地内
面積	1,297,482 m <sup>2</sup>	953,576 m <sup>2</sup> (既存地域で、面積の増減はない)	991,740 m <sup>2</sup>
土地利用	生産施設地区、物流施設地区、支援施設地区、公共施設地区等に区分	既存の馬山自由貿易地域内の建築物の拡張事業(標準工場の新築および道路拡張、駐車タワー建設、団地内の幹線道路整備)であり、新規敷地造成はない。	生産施設地区、物流施設地区、支援施設地区、公共施設地区などに区分
関係冊子	蔚山広域市	慶尚南道(国際通商課)および	全羅北道(投資誘致課)

	(経済政策課)に配置	馬山自由貿易地域管理院(輸出産業チーム)に配置	に配置
--	------------	-------------------------	-----

<空港・港湾型指定状況>

区分	釜山港	光陽港	仁川港	仁川国際空港
指定日	2002.1.1	2002.1.1	2003.1.1	2005.4.6
面積(万坪)	161	204	65.4(69.3)	63.3
入居企業数	6	63	21	物流団地 14

<空港・港湾型自由貿易地域の追加指定(2009年)>

区分	浦項港 自由貿易地域 (新規)	釜山港 自由貿易地域 (変更)	光陽港 自由貿易地域 (変更)	平澤・唐津港 自由貿易地域 (指定-09.03.30)	釜山港 自由貿易地域 (熊洞地区)
位置	慶尚北道・浦項市・北区興海邑一帯	釜山広域市・江西区・城北洞、訥次洞一帯	全羅南道・光陽市・桃李洞、黄金洞一帯	京畿道・平沢市・浦升邑・新栄里一帯	慶尚南道・鎮海市・龍院洞、安骨洞、薺徳洞、熊東洞一帯
面積	709,531 m <sup>2</sup>	1,393,068 m <sup>2</sup>	2,125,028 m <sup>2</sup>	1,428,915 m <sup>2</sup>	2,484,000 m <sup>2</sup>
土地利用	複合物流施設用地、支援施設用地、公共施設用地等に区分	2・2 段階のコンテナ埠頭敷地、2・3 段階のコンテナ埠頭敷地に区分	物流流通団地、支援施設団地等に区分	複合物流施設用地、支援施設用地、公共施設用地等に区分	組立加工施設、支援施設および研究ベンチャー施設等に区分
関係冊子	慶尚北道(経済交通政策課)に配置	釜山広域市(海洋港湾課)に配置	全羅南道(海洋港湾課)に配置	京畿道(鉄道港湾物流課)に配置	慶尚南道(港湾物流課)に配置

### 3) 経済自由区域

#### ① 概要

経済自由区域は外国人投資企業の経営環境と生活与件の改善を通じて外国人投資を促進し、国家競争力の強化と地域間の均衡発展を図るための地域であり、外国人投資誘致政策の一環として外国資本と技術の活発な国内誘致を誘導するため一定の区域を指定して、その区域内で国内の他の地域とは違って各種インフラストラクチャーの提供はもちろん、税制および行政的特典等を与えるため例外的措置を許容する特別地域を通称する。現在、1次3区域（'03年:仁川、釜山・鎮海、光陽湾圏）、2次3区域（'08年:黄海、大邱・慶北、セマングム・群山）等、計6ヶ所の経済自由区域を指定・運営している。

#### ② 指定現況

<経済自由区域の指定現況>

区分		京畿・忠南	大邱・慶北	全北	仁川	釜山・慶南	全南・慶南
名称		黄海	知識創造型	セマングム・群山	仁川	釜山・鎮海	光陽湾圏
位置		忠南 (唐津・牙山・瑞山) 京畿 (平沢・華城)	大邱・慶北 (慶山・永川・龜尾、浦項)	全北 (群山・扶安)	仁川 (延壽・中西区)	釜山 (江西区) 慶南 (鎮海市)	全南 (麗水・順川・光陽) 慶南 (河東郡)
面積		55.051 km <sup>2</sup>	39.546 km <sup>2</sup>	66.986 km <sup>2</sup>	209.4 km <sup>2</sup>	104.8 km <sup>2</sup>	90.48 km <sup>2</sup>
空港・港湾		平沢・唐津港	大邱国際空港	群山・群長新港	仁川空港・仁川港	金海空港・釜山新港	光陽港
開発完了時期		2025	2020	2030	2020	2020	2020
財源		74,458 億ウォン	46,078 億ウォン	53,017 億ウォン	265,930 億ウォン	84,406 億ウォン	135,473 億ウォン
財源調達	国	475 (0.6%)	5,210 (11%)	4,529 (8.5%)	16,775 (6%)	21,901 (26%)	56,030 (42%)
	地方	4,779 (6.4%)	11,656 (26%)	4,790 (9.0%)	70,600 (27%)	27,695 (33%)	38,365 (28%)
	民・外	69,204 (93.0%)	29,212 (63%)	43,698 (82.5%)	178,555 (67%)	34,810 (41%)	41,078 (30%)
フレームワーク		- 製造 (自動車、IT、BT) - 付加価値物流 - バイオ	- サービス (教育、医療、ファッション) - 製造 (IT、部品素材)	- 製造 (自動車、航空、造船) - 環境配慮型産業 - 対中国観光レジャー	- 国際業務・物流拠点 - IT・BT等の先端産業 - 観光レジャー	- 国際物流の拠点 - 先端部品素材およびR&D - 観光レジャー	- 国際物流の生産基盤 - 精密化学、新素材 - 観光レジャー

#### 4) 部品素材専用公団

##### ① 概要

輸入への依存比重が高い部品および素材の国産化を促し、メーカーの部品確保等を容易にして競争力の強化に役立たせるために、2008年12月慶尚北道亀尾を初めて部品素材専用工業団地として指定した。以後、政府では知識經濟部、地方自治団体、大韓貿易投資振興公社、韓国部品素材投資機関協議会で構成された部品素材専用公団 TFT を通じて部品素材分野に対する投資支援をしている。

##### ② インセンティブ

部品素材専用工業団地への入居企業に対する主要インセンティブは次の通りである。

区分	要件	内容
租税減免	製造業：投資金額1千万ドル以上 物流業：投資金額500万ドル以上	法人税、所得税の免除: 5年間 (3年100%、2年50%) 地方税免除：8~15年間100%
賃貸料の減免	投資金額100万ドル以上の高度技術随伴事業 投資金額500万ドル以上の一般製造業	無償賃貸(ただし、賃貸保証金は支払う)

##### ③ 指定現況

公団	亀尾	浦港	益山	BJFEZ
指定時期	'08.12	'09.7	'09.7	'09.7
造成面積	25万㎡ (工業団地を5ヶ所造成する場合、66万㎡)	33万㎡	32万㎡	10万㎡
総投資金額 (申告基準)	1,000万ドル	2,200万ドル	1,000万ドル (ケンタル) 600万ドル (アルックス)	2,500万ドル
誘致企業 (敷地面積)	(株)デルコ (43,100㎡) (株)サンココリア (116,500㎡)	(株)ファチョンコリア (29,100㎡)	(株)ケンタル (83,000㎡) (株)アルックス (28,000㎡)	(株)韓国椿本チェーン (27,332㎡)
誘致産業	ディスプレイ、 モバイル、電子等	鉄鋼、造船部品、 素材等	自動車、機械装備、 電子、化学等	自動車部品、 造船機材等
現況評価	既存工業団地内に	新規造成団地で	新規造成団地で	完工が遅くなり

公団	龜尾	浦港	益山	BJFEZ
	造成し、 比較的良好	周辺環境脆弱	周辺環境脆弱	投資の早期現実に 限界

5) 地域別インセンティブの内容

① 外国人投資地域

イ. 租税減免: 国税（法人税、所得税）および地方税（取得税、財産税）の減免

租税減免対象	租税減免方法		
	対象税目	減免期間	減免の投資要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>高度技術随伴事業および産業支援サービス業</li> <li>個別型投資地域入居企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 法人税</li> <li>- 所得税</li> </ul> </li> <li>地方税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7年間減免 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 5年間は100%</li> <li>- 2年間は50%</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度技術：無し</li> <li>投資地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 製造業：3千万ドル</li> <li>- 観光業：2千万ドル</li> <li>- 物流業：1千万ドル</li> <li>- R&amp;D：2百万ドル&amp;修士10人以上雇用</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>団地型投資地域入居企業</li> <li>経済自由区域入居企業</li> <li>自由貿易地域入居企業</li> <li>企業都市開発区域入居企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 取得税</li> <li>- 財産税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5年間減免 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 3年間は100%</li> <li>- 2年間は50%</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造業：1千万ドル</li> <li>観光業：1千万ドル</li> <li>物流業：5千万ドル</li> <li>R&amp;D：1百万ドル</li> <li>※企業都市：1千万ドル</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>経済自由区域開発事業者</li> <li>企業都市開発事業者</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>FDI 3千万ドル以上</li> <li>外資 50%以上で、総事業費 5億ドル以上</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>済州投資振興地区開発事業者</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>FDI 1千万ドル以上</li> <li>外資 50%以上で、総事業費 1億ドル以上</li> </ul>

ロ. 関税等の免除（租税特例制限法第 121 条の 3）

租税減免対象	租税減免方法		
	対象税目	対象期間	対象資本財
<ul style="list-style-type: none"> <li>高度技術随伴事業および産業支援サービス業</li> <li>個別型投資地域入居企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関税</li> <li>特別消費税</li> <li>付加価値税</li> </ul>	5年内輸入申告完了対象	新株取得投資で導入する資本財 自由貿易地域は非関税地域であり、搬入外国物品に対する関税が留保され、搬入内国物品に対する関税は還付
<ul style="list-style-type: none"> <li>団地型投資地域入居企業</li> <li>自由貿易地域入居企業</li> <li>経済自由区域入居企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関税</li> </ul>		



ハ. 財政（立地）支援（外国人投資促進法第 14 条）

- 支援基準：外資比率が 30%以上または外国人が第 1 大株主の場合
- 支援限度
  - 新規投資：外国人投資金額（FDI）の 50%範囲内
  - 増設投資：
    - i) FDI 金額の 50%または
    - ii) FDI+利益余剰金の 25%範囲内で選択（ただし、ii の場合、全体金額で FDI が 25%以上を占めること）

支援対象	支援内容		
(i) 賃貸用地の支援 ① 用地仕入	外国人投資地域等の指定および仕入を通じる賃貸用地の提供 仕入費の分担 ● 首都圏（政府 40%、自治体 60%） ● 非首都圏（政府 75%、自治体 25%）		
(ii) 賃貸料減免（国有財産） * 50 年の範囲内で賃貸期間 の更新可能	減免対象		減免内容
	個別型外国人投資地域		100%減免
	高度技術随伴事業 & 1 百万ドル以上	団地型投資地域	100%
		産業団地	50%
	一般製造業 & 5 百万ドル以上	団地型投資地域	75%
		産業団地	50%
	部品・素材企業 & 5 百万ドル以上	団地型投資地域 （部品素材型）	100%
※ 共有財産の賃貸料減免は地方自治体の条例により規定			
(ii) 分譲価格の差額支援	国家、地方自治体、政府投資機関または民間が所有している土地等を造成原価を下回る価格で分譲する際はその差額を支援 - 自治体ごとに条例により規定		
(iii) 賃貸料支援	国家、地方自治体、政府投資機関、民間が所有している土地を外国人投資企業に賃貸料を減免して賃貸する場合はその差額を支援		
(iv) 教育訓練支援金	20 名以上を新規雇用する場合、一人当たり月 10 万ウォン～50 万ウォンまで 自治体が支給する金額の分ほど支援		
(v) 雇用支援金	20 名以上を新規雇用する場合、超過する一人当たり月 10 万ウォン～50 万ウォンまで 6 ヶ月の範囲内で自治体が支援する金額の分ほど支援		

二. 財政支援

- 支援基準：外国人投資比率 30%以上

ホ. その他支援事項

- 国家有功者の雇用義務免除

- 外国人投資地域内施設等の建物に対しては交通誘発負担金の免除等

② 自由貿易地域

区分	支援対象	支援内容
租税減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高度技術随伴事業および産業支援サービス業</li> <li>• 製造業: 1 千万ドル</li> <li>• 物流業: 5 百万ドル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国税（法人税、所得税）：7 年間減免（5 年間 100%、2 年間 50%）</li> <li>• 取得税、総合所得税：15 年間 100% 減免</li> </ul>
関税特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自由貿易地域は関税領域外の地域に該当して、外国物品に対しては非関税</li> <li>• 自由貿易地域に搬入申告した内国物品に対して関税等を免除または還付</li> </ul>	
付加価値税 零税率の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自由貿易地域に搬入申告した内国物品</li> <li>• 自由貿易地域の入居企業の間で供給または提供する外国物品等および役務</li> </ul>	
賃貸料減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自由貿易地域 100% <ul style="list-style-type: none"> <li>- 外国人投資企業で、新規外国人投資金額が 1 千万ドル以上の場合</li> <li>- 外国人投資持分 30%以上で、新規外国人投資金額が 1 百万ドル以上の場合</li> <li>- 先端技術業種および高度技術随伴事業、産業支援サービス業への新規外国人投資金額が 50 万ドル以上の場合</li> </ul> </li> </ul>	

③ 経済自由区域

区分	租税区分	減免期間/減免率	減免要件	
経済自由区域に入居する外国人投資企業	国税	法人税 所得税	5年間:100% 2年間:50% 製造業:3千万ドル以上 観光業:2千万ドル以上 物流業:1千万ドル以上 R&D:2百万ドル以上	
		3年間:100% 2年間:50%	製造業:1千万ドル以上 観光業:1千万ドル以上 物流業:5百万ドル以上 医療機関:5百万ドル以上 R&D:1百万ドル以上	
	関税	輸入申告日から 5年間免除	輸入資本財	
	地方税	取得税	15年間:100%	製造業:1千万ドル以上 観光業:1千万ドル以上 物流業:5百万ドル以上 医療機関:5百万ドル以上 R&D:1百万ドル以上
財産税		15年間:100%		
経済自由区域の開発事業施行者	国税	法人税 所得税	3年間:100% 2年間:50% 外国人投資金額が3千万ドル以上 または外国人投資比率50%以上で総 開発事業費が5億ドル以上の場合	
		関税	輸入申告日から 5年間免除	輸入資本財
	地方税	取得税	15年間:100%	外国人投資金額が3千万ドル以上 または外国人投資比率50%以上で総 開発事業費が5億ドル以上の場合
		財産税	15年間:100%	
財政支援			<ul style="list-style-type: none"> <li>開発事業施行者に対する農地造成費等の負担金減免</li> <li>基盤施設に対する国庫支援</li> <li>外国人投資企業に対する賃貸料減免(100%まで可能)等</li> </ul>	
外国人投資企業の経営環境改善			<ul style="list-style-type: none"> <li>工場総量制等の首都圏規制の排除</li> <li>国家有功者・障害者の雇用義務排除</li> <li>週休無給制、勤労者派遣対象業種の拡大、期間延長</li> </ul>	
外国人の生活環境改善			<ul style="list-style-type: none"> <li>外国教育機関の設立許容(小・中・高校、大学)</li> <li>外国病院の設立許容(内国人も診療可能)</li> <li>官公署の外国語サービス・外国放送の再送信等</li> </ul>	
行政手続の簡素化			<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画の承認により、36つの法律上の許認可を一括みなし</li> <li>各経済自由区域庁でワンストップサービス提供</li> </ul>	

## 11. 外国人投資に対する現金支援制度 (Cash Grant) (外国人投資促進法第 14 条の 2、同法施行令第 20 条の 2、第 20 条の 3、2010.4.5.改正)

### 1) 外国人投資に対する現金支援 (外国人投資促進法第 14 条の 2)

国家は外国人が次の外国人投資をする場合 (外国人投資比率が 30%以上である場合に限る) には外国人投資の高度技術随伴可否および技術移転効果、雇用創出規模、国内投資との重複可否、立地地域の適正性等を考慮してその外国人に工場施設の新設等、大統領令で定める用途に所用される資金を現金で支援することができる。

#### ① 外国人投資に対する現金支援の要件

- 国内産業の国際競争力の強化に緊要な“産業支援サービス業”および“高度技術を随伴する事業”を経営するため工場施設 (製造業ではない場合は事業場を言う。) を新たに設置するかあるいは増設する場合
- 部品・素材専門企業等の育成に関する特別措置法による 部品・素材として、次の各目のいずれかに該当し、所定の“現金支援対象部品・素材産業”に該当する部品・素材を生産するため工場施設を新たに設置するかあるいは増設する場合
  - a. 最終生産物の高付加価値化に大きく寄与するもの
  - b. 先端技術や核心高度技術を随伴する部品・素材として、技術波及効果や付加価値創出効果が大きいもの
  - c. 産業の基盤になるか、産業間の連関効果が大きいもの
- 大統領令で定める常時勤労者数を超過する規模の新規雇用を創出する場合として、工場施設 (製造業ではない場合は事業場を言う。) を新たに設置するか、増設する場合
- 国内産業の国際競争力の強化に緊要な“産業支援サービス業”および“高度技術を随伴する事業”と関連する分野で修士以上の学位を有している者または事業と関連する分野の学士学位所持者として 3 年以上の研究経歴を持っている研究専門人材の常時雇用規模が 5 人以上であり、次の各目のいずれかに該当する要件を具備している場合
  - a. 事業のための研究開発活動を遂行するために研究施設を新たに設置するかまたは増設する場合
  - b. 第 2 条第 1 項第 4 号ダ目により出資を受けた非営利法人が研究施設を新たに設置するかまたは増設する場合
- その他投資金額に比べて国内経済に及ぼす効果が大きい投資で、外国人投資家の要件等に関して大統領令が定める基準に従い外国人投資委員会が支援する必要があると認める場合

② 現金支援の方法および手続き

- －現金支援を受けようとする外国人は産業通商資源部長官に次の各号の事項が含まれた投資計画書および申請書を産業通商資源部長官に提出しなければならない。
  - a. 総投資金額および内訳
  - b. 雇用規模
  - c. 技術波及効果
  - d. 地域経済に対する寄与度
  - e. その他知識経済部長官が定める事項
- －産業通商資源部長官は外国人との協商後、現金支援の可否および支援金額等に関して企画財政部長官と協議しなければならない。
- －産業通商資源部長官は現金支援金を現金支援が決定された年度の翌年度に一括で支払うかあるいは5年以内の期間にわたって10回以内に分割して支払うことができる。

③ 現金支援の用途

- －工場施設または研究施設の設置のための土地または建物の買入費または賃貸料
- －工場施設または研究施設の建築費
- －工場施設または研究施設で事業用または研究用として使用する資本財および研究機資材の購入費
- －工場施設または研究施設の新築に必要な電気・通信施設等基盤施設の設置費
- －雇用補助金および教育訓練補助金

## 12. 工場設立手続

### 1) 立地類型による工場設立手続

立地類型による工場設立の手続きは下記の通りであり、工場設立の手続きは大きく工場設立承認段階、工場建築段階、工場登録段階等 3 段階に分けられる。

区分	個別立地	計画立地
工場設立承認	必要書類の用意	分譲現況把握
	↓	↓
	工場設立承認申請	入居契約申請
工場建築	↓7日~20日	↓
	工場設立承認 (市、郡、区)	入居契約締結 (管理機関)
	↓	↓
	建築設計	建築設計
	↓	↓
	建築許可申請	建築許可申請
	↓	↓
工場建築	工場建築	
工場登録	↓	↓
	使用承認申請	使用承認申請
	↓	↓
	使用承認 (市、郡、区)	使用承認 (市、郡、区)
	↓	↓
工場設立完了申告 (市、郡、区)	工場設立完了申告 (管理機関)	
↓7日以内	↓7日以内	
工場登録証の交付 (市、郡、区)	工場登録証の交付 (管理機関)	

## 2) 工場設立手続の内容

手 続 き	主体	細 部 内 容
工場設立(創業計画) 承認申請	申請企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工場立地予定地の選定</li> <li>○ 事業計画書および必要書類の用意</li> <li>○ 該当市・郡に申込</li> </ul>
↓		
関係部署と協議	市・郡・区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複合審議</li> <li>○ 立地の適正性および妥当性の検討</li> <li>○ 環境性の検討</li> <li>○ 建築許可可能性の検討</li> </ul>
↓		
個別法許認可申告および擬制処理	市・郡・区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地専用許可</li> <li>○ 山林毀損許可、林地専用許可等</li> <li>○ 私道開設許可等</li> <li>○ 国有財産の使用収益許可</li> </ul>
↓		
工場設立(創業計画) 承認	市・郡・区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請受付 20 日以内</li> </ul>
↓		
工場建築	申請企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築許可申請</li> <li>○ 建築着工申告</li> <li>○ 建築使用検査</li> </ul>
↓		
工場設立完了申告	申請企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工場稼動に必要な機械装置の設置</li> <li>○ 機械装置を設置した日から 2 ヶ月以内に申告</li> </ul>
↓		
工場登録	市・郡・区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工場設立完了申告との一致の確認</li> <li>○ 工場設立完了申告後 7 日以内に交付</li> </ul>

## 13. 事務室の賃貸

### 1) 契約条件

一般的な契約条件は次の通りである。

#### ① 賃貸期間

1年および2年を単位として契約するのが一般的であるが、2年単位の契約が多い。

#### ② 解約

- ・ 期間満了三ヶ月前に書面にて解約を通報するのが一般的である。
- ・ 賃貸期間中に解約しようとする場合には3ヶ月前に書面にて解約を通報する。
- ・ 解約の際には賃借物件を賃借開始時点の状態に戻さなければならず、その費用は賃借人が負担する。

#### ③ 賃貸方法

- ・ 一定額の賃貸保証金を支払い、月極め賃貸料等を支払う方法が大部分である。
- ・ 月極め賃借料はチョンセとした場合の保証金を基準として通常月1.5～2%位の利息率で換算する。

#### ④ 賃貸料等の支払

- ・ 合意された賃貸料以外に建物管理費（冷・暖房、水道、電気等を含む）を別に支払い、契約当事者間の合意によってその金額を調整することができる。
- ・ 賃貸料等を約定締切まで納めない場合には一定率の延滞料を負担する。

#### ⑤ 損害賠償

- ・ 賃借人またはその使用人その他賃借人と関連のある故意または過失のため、賃借物件を含めた賃貸人所有物に損害を及ぼした場合、賃借人がその損害を賠償する。

#### ⑥ 諸費用の負担

- ・ 賃借人の必要により賃貸人の同意を以って賃借物件の原状を変更しようとする場合、その費用およびその変更のために生じる一切の費用は賃借人が負担する。
- ・ 火災とか盗難のような不可抗力および賃借人の通知義務不履行によって生じた賃借人の損害に対しては賃貸人は責任を負わない。

#### ⑦ 賃借保証金の回収

- ・ 賃貸保証金は契約終了の後に賃借物件が原状復帰される時点で賃借人に返還する。
- ・ 賃借人は賃借保証金を確保する為、賃貸人と協議してチョンセ権または根抵当権を設定することができる。



⑧ 仲介手数料

- ・賃借人と賃貸人が半分ずつ負担する。(手数料は賃借金額をチョンセ保証金で換算した金額を基準とした一定比率であり、取引金額の約1%ぐらいで決められる)

⑨ 訴訟関連

- ・賃貸人の所在地を管轄する裁判所で訴訟

⑩ その他

- ・上記の契約条件に定めない事項に関しては当事者間の合意を以って民法と関係法律、そして一般的な不動産賃貸借慣習に従う。

2) 月賃貸料現況

① 7大都市のオフィスビルディングおよび売場用ビルディングの賃貸料水準

(単位:千ウォン/㎡)

区 分		全体	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山
オフィスビルディング (3階以上)	2013年	14.9	20.5	8.0	7.5	9.6	6.2	4.9	8.1
	2012年	15.5	20.7	7.6	7.1	8.1	5.4	5.3	6.2
	増減幅	▽0.6	▽0.2	△0.4	△0.4	△1.5	△0.8	▽0.4	△1.9
売場用ビルディング (1階基準)	2013年	31.2	59.3	28.2	23.5	32.3	22.0	18.2	17.5
	2012年	45.5	65.6	36.5	26.3	25.5	19.1	27.3	18.9
	増減幅	▽14.3	▽6.3	▽8.3	▽2.8	△6.8	△2.9	▽9.1	▽1.4

(出所：国土海洋統計ヌリ。2013年第3四半期基準)

② ソウル地域のオフィスビルディングおよび売場用ビルディングの賃貸料水準

(単位:千ウォン/㎡)

区 分		オフィスビルディング (3回以上)				売場用ビルディング (1回基準)				
		都心圏	汝矣島圏	江南圏	その他	都心圏	江南圏	新村圏	永登浦	その他
賃貸料水準	2013年	24.4	17.9	21.6	15.5	103.0	75.1	59.7	33.7	42.3
	2012年	24.3	16.5	21.1	15.2	200.3	58.6	67.2	40.5	49.0
	増減幅	△0.1	△1.4	△0.5	△0.3	▽97.3	△16.5	▽7.5	▽6.8	▽6.7

(出所：国土海洋統計ヌリ。2013年第1四半期基準)

## IV. 専門サービスに係わる外国人の資格と業務

(2014年2月現在)

専門サービス業種	資格要件	受験資格	登録	外国専門資格証の認定可否	関連機関および連絡先
弁護士	司法試験に合格して、司法研修院の研修過程を修了した者、判事または検事の資格がある者、弁護士試験に合格した者(弁護士法第4条)	外国人も受験可能	大韓弁護士協会へ登録(弁護士法第7条)	否	法務部 :(02)2110-3000 大韓弁護士協会 :(02)3476-4000
関税士	関税士試験に合格した者(関税士法第4条)	外国人も受験可能	関税庁長に登録(関税士法第7条)	否	関税庁 :1577-8577 韓国関税士会 :(02)547-9714
公認会計士	公認会計士試験に合格した者(公認会計士法第3条)	外国人も受験可能	金融委員会に登録(公認会計士法第7条)	否	企画財政部 :(044)215-2114 韓国公認会計士会 :(02)3149-0100
税務士 (日本では 税理士)	・ 税務士試験に合格した者 ・ 弁護士資格を持つ者 (税務士法第3条)	外国人も受験可能	企画財政部長官に登録(税務士法第6条)	否	企画財政部 :(044)215-2114 韓国税務士会 :(02)521-9451
弁理士	・ 弁理士試験に合格した者 ・ 弁護士資格を持つ者 (弁理士法第3条)	外国人も受験可能	特許庁長に登録(弁理士法第5条)	否	特許庁 :1544-8080 大韓弁理士会 :(02)3486-3486

## V. 資本の調達・資金借入れ

## 1. 企業の外貨借入

### 1) 企業の外貨借入

(1) 外国為替取引規程第 7-13 条、第 7-14 条(2012.12.19.改正)

① 借入先 : 制限なし

② 用途および借入限度 : 制限なし

③ 申告方法

下記の申告除外取引を除き企業が海外から借入する場合は指定取引外国為替銀行へ申告しなければならない。ただし、1 件当たり 3 千万ドル（借入申告時点から過去 1 年間の累積借入金額を含む。）超過時は指定取引外国為替銀行を経由して企画財政部長官へ申告しなければならない。

④ 申告除外取引

- a. 居住者が他の居住者と金銭の貸借契約により外国通貨で表示されるかまたは資金を受けられる債権の発生等に関する取引をしようとする場合
- b. 居住者が非居住者と外国人投資促進法により借款契約を締結するかまたは公共借款の導入および管理に関する法律による公共借款協約を締結する場合
- c. 居住者が非居住者と対外経済協力基金法により借款供与契約を締結する場合
- d. 国民である居住者と国民である非居住者の間で国内において内国通貨で表示され支払われる金銭の貸借契約をする場合
- e. 大韓民国政府の在外公館勤務者、その同居家族または海外滞在者および海外留学生がその滞在に必要な生活費および学資金などの支払のために非居住者と金銭の貸借契約を締結する場合<企画財政部告示第 2013-21 号 2013.12.19 改正>
- f. 国際有価証券決済機構に加入した居住者が有価証券取引の決済に関連して非居住者から日中貸出 (intra-day credit) または一日貸付(over-night credit)を受ける場合 <企画財政部告示第 2012-5 号、2012.4.16 改正>
- g. 認められた取引により第 9-39 条第 2 項の不動産（外国の投資目的不動産、2 年以上滞在する目的の住居用住宅）を取得しながら、取得資金に引き当てるために取得不動産を担保で非居住者から外貨資金を借入する場合

- h. 外国為替同時システムを通じた決済に関連して居住者の会員銀行が CLS 銀行<sup>(注)</sup> から CLS 銀行が定めた一定限度のウォン貸支払ポジション (Short Positon) を受けるか、または非居住者に日中ウォン貸信用供与 (Intra-day Credit) または日々ウォン貸信用供与 (Over-night Credit) をする場合

(注) CLS 銀行 : Continuous Linked Settlement Bank International

- i. 外国為替同時決済システムを通じた決済に関連して外国為替銀行が非居住者の会員銀行から日中ウォン貸信用供与 (Intra-day Credit) または日々ウォン貸信用供与 (Over-night Credit) を受ける場合

⑤ 提出書類

- 金銭の貸借契約申告書 (借款資金の用途を明記する)
- 証券発行の場合、証券発行申告書 (借款資金の用途を明記する)
- 取引事由書
- 金銭貸借契約書
- 貸主および借主の実体確認書類 (法人登記簿謄本、事業者登録証、住民登録謄本等)
- 貸主および借主の貸出および償還能力の立証書類 (最近の財務諸表等)
- 貸出・借入資金の使用用途立証書類
- 保証または担保提供時の該当申告書
- その他申告機関の長が必要だと認める書類

⑥ 資金の送金

調達した外貨資金 (ただし、④の g 番は除外) を指定取引外国為替銀行に開設された居住者勘定に預けた後、申告時に明記した用途で使用しなければならない。ただし、外貨証券発行により調達した資金は国内に本店を置いた外国為替銀行の海外支店または現地法人の金融機関に開設された外貨預金勘定に預けることができ、同勘定の送金、引出および償還状況を指定取引外国為替銀行長に報告しなければならない。

⑦ 精油会社等および外国人投資企業の短期外貨資金の借入 (外国為替取引規程第 7-14 条)

上記の規定にもかかわらず、精油会社および原油、液化天然ガスまたは液化石油ガスの輸入業者が原油、液化天然ガスまたは液化石油ガスの一覧払い方式、輸出者信用方式 (Shipper's Usance) または事後送金方式の輸入代金決済のために償還期間が 1 年以下の短期外貨資金を借入する場合には取引外国為替銀行の長 (L/C 方式の場合には L/C 開設銀行を言い、D/P、D/A 方式である場合には輸入為替手形の取立銀行、事後送金方式である場合には輸入代金の決済のための送金銀行を言う。) へ申告しなければならない。また、外国人投資促進法により一般製造業を営む会社および企画財政部長官から租税減免決定を受けた外国人投資促進法で、高度の技術を随伴する事業および産業資源サービス業を営む会社が非居住者から償還期間が 1 年以下 (資金引出日から起算する) である短期外貨資金を下記の限度内で借入しようとする場合には指定取引外国為替銀行の長に申告しなければならない。

短期外貨資金の限度は次の通りである。

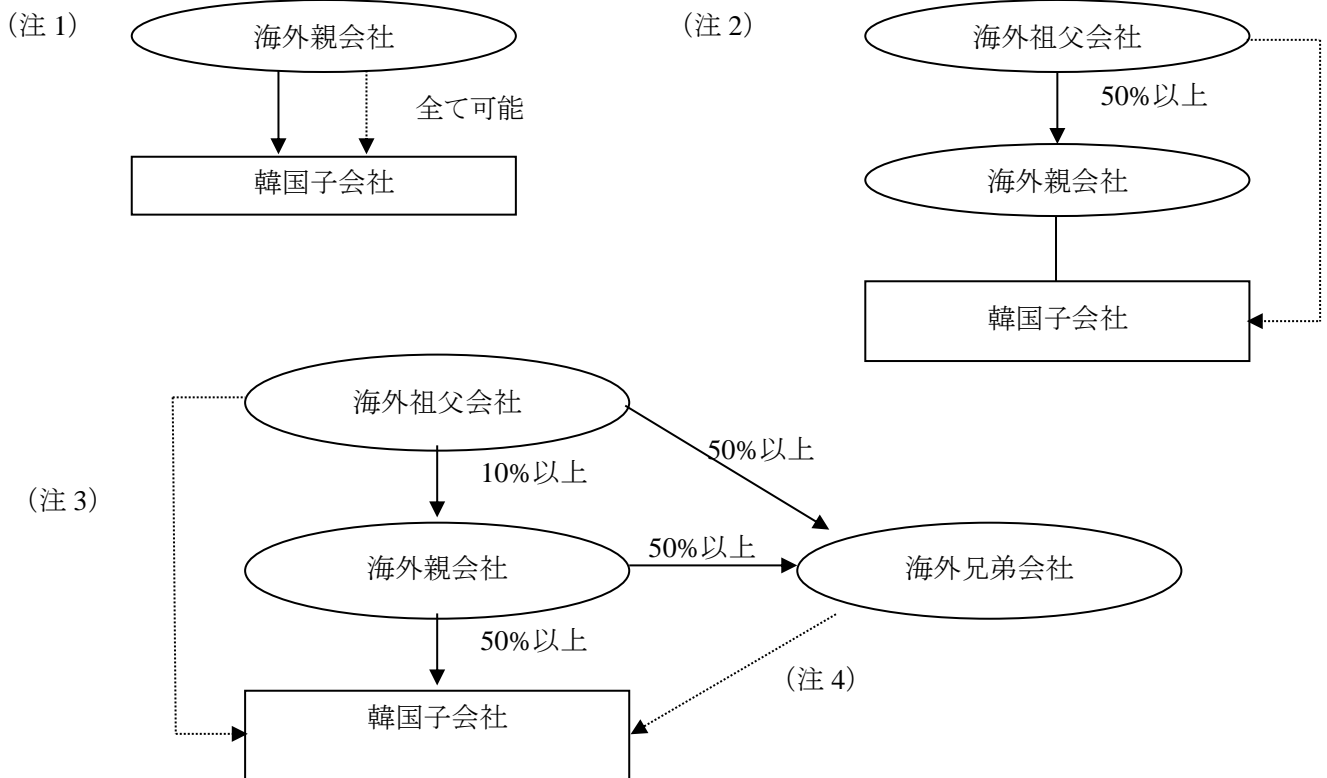
- －一般製造業を営む外国人投資企業：借入限度は外国人投資金額の100分の50
  - －高度技術随伴外国人投資企業：外国人投資金額以内。
- ただし、外国人投資比率1/3未満の企業は外国人投資金額の75%以内

(2) 外国人投資促進法第2条および第8条、同法施行令第2条、同法施行規則第5条

- a. 期間：外国人投資企業の海外親企業およびその親企業と大統領令に定める出資関係（以下のb.借入先参考）がある企業が当該外国人投資企業に貸付ける5年以上の借款
- b. 借入先：次ページの関係図をご参照下さい。
- －海外親会社<sup>(注1)</sup>
  - －海外親会社の発行済株式総数または出資総額の100分の50以上を所有している企業<sup>(注2)</sup>
  - －海外親会社が外国人投資企業の発行済株式総数または出資総額の100分の50以上を所有している場合で、かつ次の各目の一に該当する企業
    - i. 海外親会社の発行済株式総数または出資総額の100分の10以上を所有している企業<sup>(注3)</sup>
    - ii. 海外親会社またはiの規定による企業が発行済株式総数または出資総額の100分の50以上を所有している企業<sup>(注4)</sup>
- c. 用途および金額限度：制限なし
- d. 申告方法：外国人投資の事後管理規定により産業通商資源部へ申告
- e. 提出書類
- －長期借款方式の外国人投資申告書2部（別紙第6号書式）
  - －借款契約書の写し
  - －海外親会社または当該親会社と資本出資関係のある企業であることを証明する書類
  - －借款提供者の国籍を証明する書類（外国人投資の申告をした海外親企業が借款を提供する場合を除く。）

<外国人投資促進法に基づく長期借款の借入可能企業関係図>

→ 出資  
 ..... 貸出



2. 個人および非営利法人の借入 (外国為替取引規程第 7-14 条) (2009.2.4 改正)

- ・借入先 : 制限なし
- ・用途および借入限度 : 制限なし
- ・申告方法 : 指定取引外国為替銀行を経由して韓国銀行総裁に申告しなければならない。
- ・申告除外取引 : 上記 1) の‘企業の外貨借入’と同一
- ・提出書類 : 上記 1) の‘企業の外貨借入’と同一
- ・資金の送金 : 上記 1) の‘企業の外貨借入’と同一



## VI. 税 制

## 1. 各種税制

1) 主な税制の体系	152
2) 法人税	153
3) 国際租税調整に関する法律	169
4) 個人所得税	172
5) 付加価値税	178
6) 租税条約	179
7) 税法上の優遇措置	182

## 2. 支店特有の事項

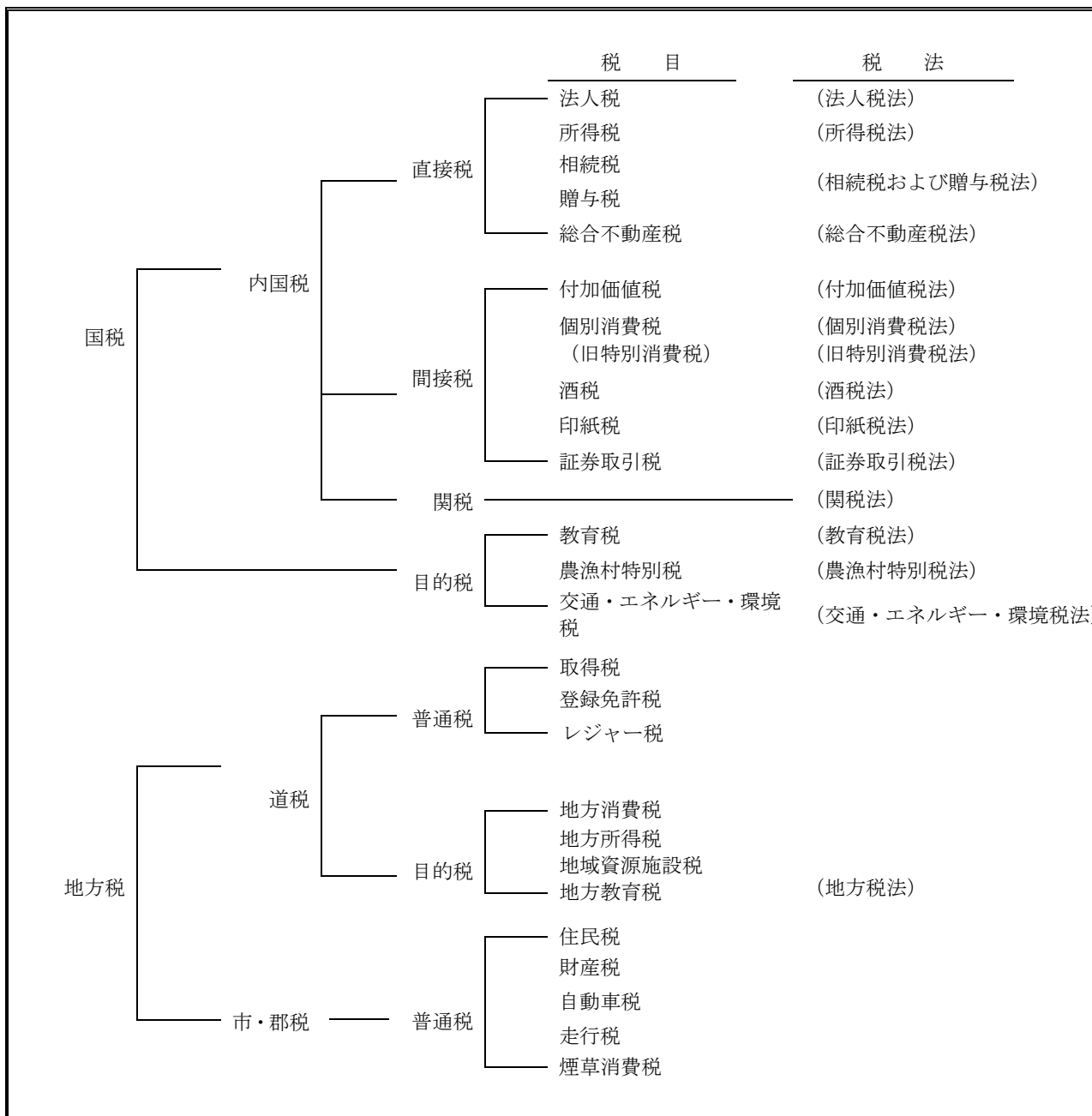
1) 外国法人の法人税に係わる課税原則	185
2) 業種別の法人所得計算	191

## 3. 租税減免を受ける外国人投資企業の特有事項

1) 外国人投資促進法による外国人投資に関する租税減免	194
2) その他の法律による外国人投資に関する租税の減免	205
3) 損益の区分計算	208
4) 租税減免を受ける外国人投資企業の注意事項	214
5) 外国人に対する租税支援の要約	217

# 1.各種税制

## 1) 主な税制の体系



## 2) 法人税

### ① 概要

#### イ. 課税対象法人

韓国の税法の規定により下記の企業が課税対象となる。

- ・ 商法に基づいて設立された会社
- ・ 商法に基づいて設置された外国法人の支店
- ・ パートナークシップ
- ・ 法人税法に従って外国法人が指定した営業代理人
- ・ 韓国に代表者を置いていない外国法人で、韓国国内に所得の源泉があるもの

#### ロ. 納税義務者と課税所得の範囲（法人税法第 3 条）

課税所得 法人類型		各事業年度所得 に対する法人税	土地等譲渡差益 に対する法人税 (法人税法第 55 条の 2、 第 95 条の 2) (2010.12.30.改正)	清算所得に対する 法人税
内 国 法 人	営利法人	国内外のすべての所得	国内投機地域所在の 土地等譲渡所得	解散（合併）時の清算 所得
	非営利法人	国内外のすべての収益事 業から生じた所得	国内投機地域所在の 土地等譲渡所得	納税義務なし
外 国 法 人	営利法人	法人税法第 93 条に規定 する国内源泉所得	国内投機地域所在の 土地等譲渡所得	納税義務なし
	非営利法人	国内源泉所得のうち収益 事業から生じた所得	国内投機地域所在の 土地等譲渡所得	納税義務なし

#### ハ. 事業年度

課税期間は会社の事業年度であり、設立時・解散時等を除いて、原則として 12 ヶ月を超過することはできないが、税務当局の承認を得て 12 ヶ月以内の期間を事業年度として定めることはできる。

#### ニ. 納税地（法第 9 条）

- ・ 内国法人：登記簿謄本上の本店または主事務所の所在地（国内に本店または主事務所が所在していない場合には、事業の実際管理場所の所在地）
- ・ 外国法人：国内事業場の所在地

#### ホ. 申告期限（法人税法第 60 条）

- ・ 年末決算申告
  - －内国法人：各事業年度終了日が属する月の末日から 3 ヶ月以内

－外国法人　：　各事業年度終了日が属する月の末日から 3 ヶ月以内

・外国法人申告期限の延長承認申請

外国法人の本店等の決算が確認されないかその他止むを得ない事由によって法定申告期限までに法人税申告書の提出ができない外国法人は、当該事業年度終了日から 60 日以内に事由書とともに納税地管轄税務署長に申告期限延長を申込することができる（処理期限 7 日）。（法人税法施行令第 136 条第 1 項）

ただし、申告延長承認を受けた外国法人が申告税額を申告納付する時には期限延長日数に 1 日当り 10,000 分の 3 を適用した加算金を加算して納付しなければならない。（法人税法第 97 条第 3 項、第 4 項および同法施行令第 136 条第 4 項）

・中間予納（法人税法第 63 条）

内国法人と外国法人はともに中間予納期間終了日から 2 ヶ月以内に法人税中間予納申告をしなければならない。

## ② 税務調整

### イ. 決算調整

税法で特定の損金に対しては法人の内部的意思決定、すなわち確定決算により損金として計上しなければ損金として認めない項目があり、これに該当するものは次の通りである。

<決算調整項目>

- ・減価償却費（法人税法第 23 条および同法施行令第 26 条）
- ・退職給付引当金（法人税法第 33 条）
- ・貸倒引当金（法人税法第 34 条）
- ・法人税法に規定する準備金（法人税法第 29 条、第 30 条）
- ・破損、腐敗等の事由により正常価格で販売できない棚卸資産の評価損（法人税法第 42 条）
- ・税法上損金として認められる回収不能の売上債権に対する貸倒金（法人税法施行令第 62 条）
- ・天災地変等による固定資産評価損（法人税法施行令第 78 条）
- ・求償債券償却引当金（法人税法第 35 条）
- ・施設改替・技術落後による生産設備の廃棄損失（法人税法施行令第 31 条第 7 項）

## ロ. 申告調整

申告調整は決算調整とは違って、確定決算による損金算入を必要とせず、税務調整計算書上で損金と益金に加減調整して課税標準が計算できる項目で、これに該当するものは次の通りである。

### <申告調整項目>

- ・ 法人税、住民税、還付金の益金不算入
- ・ 繰越益金
- ・ 国税、地方税過誤納還付利息
- ・ 無償で受け取った資産の価額と債務の免除または消滅による負債の減少額のうち、繰越欠損金補填に引当した金額
- ・ 代表者等の仮払金認定利息
- ・ 法人税、住民税等の損金不算入
- ・ 資産評価減の損金不算入
- ・ 支払基準を超えた役員賞与金損金不算入
- ・ 非指定寄付金の損金不算入
- ・ 指定寄付金限度超過額と未払分の損金不算入および資産計上寄付金の損金算入
- ・ 交際費限度超過額の損金不算入
- ・ 諸引当金および諸準備金等限度超過額の損金不算入
- ・ 減価償却費否認額の損金不算入（過多に帳簿計上した場合の損金算入）
- ・ 業務に直接関連のない経費の損金不算入
- ・ 不当行為計算適用に関係する損金の益金算入または損金不算入
- ・ 建設資金利息の損金不算入（過多に帳簿計上した場合の損金算入）
- ・ 役員退職金限度超過額の損金不算入
- ・ 債権者が不明な社債利息の損金不算入
- ・ 外貨債権、債務に対する評価損益と為替相場調整勘定償却および戻入差額の益金算入、損金算入、益金不算入および損金不算入
- ・ 損金帰属事業年度の差異による益金算入、損金不算入と損金算入、益金不算入
- ・ 他の法人の株式、仮払金、非業務用不動産の保有による支払利息の損金不算入
- ・ 最低限税の適用による損金不算入
- ・ 繰延資産の均等額に相当する償却額
- ・ 消費性サービス業の広告宣伝費の損金不算入
- ・ 租税特例制限法に規定した準備金と特別減価償却費
- ・ 国庫補助金、保険差益、工事負担金で取得した固定資産の一時償却引当金または圧縮記帳引当金

- ・法人の非業務用土地に対する取得税重課分の損金不算入、戻入額の益金不算入
- ・外監法による監査人の会計監査を受ける非営利内国法人に対する固有目的事業準備金
- ・不動産賃貸保証金等に対するみなし益金の益金算入
- ・退職保険料

### ③ 益金（法人税法第 15 条および法人税施行令第 11 条）

以下に例示するものに限らず法人の純資産増加額は原則的にすべて益金とする。

- a. 特殊関係者\*である個人から有価証券を時価に達しない価額で買入する場合、時価と当該買入価額の差額に相当する金額
- b. 法人税法第 57 条第 4 項の規定による外国納付税額（税額控除された場合に限る。）に相当する金額
- c. 租税特例制限法第 100 条の 18 [同業企業所得金額等の計算および配分] 第 1 項によって同業企業から配分された所得金額（2010.12.30.改正）
- d. 事業収入金額
- e. 資産の譲渡金額（2009.2.4.改正）
- f. 自己株式（合併法人が合併によって被合併法人が保有している合併法人の株式を取得した場合を含む）の譲渡金額（2009.2.4.新設）
- g. 資産の賃貸料
- h. 資産の評価差額
- i. 無償で受けた資産の価額
- j. 債務免除または消滅により発生した負債の減少額
- k. 損金に算入された金額のうち還付された金額
- l. 利益処分によらずに損金に計上された積立金
- m. 法人税法施行令第 88 条第 1 項第 8 号の各目のいずれかおよび同項第 8 号の 2 による資本取引により特殊関係者から受けた収益（2012.2.2.改正）
- m-1 法第 28 条第 1 項第 4 号ナ目による仮払金およびその利息として特殊関係が消滅される日まで回収しなかった仮払金と特殊関係が消滅されていない場合として、法第 28 条第 1 項第 4 号ナ目による仮払金の利息を利息発生日が属する事業年度の終了日から 1 年になる日まで回収しなかった場合。ただし、債権・債務に対する争訟により回収ができない場合等、企画財政部令で定める正当な事由がある場合は除く。（2010.2.18.新設）
- n. 上記 a.~m.以外で法人に帰属したまたは帰属する収益
- o. みなし益金（租税特例制限法第 138 条）

#### \* 特殊関係者の範囲（法人税法施行令第 87 条）

“特殊関係者”とは、法人と次の各号のいずれかの関係にある者（以下、“特殊関係者”という）をいう。この場合、本人も国税基本法第 2 条第 20 号の各目外の部分の後段により特殊関係人の特殊関係人とみなす。（2012.2.2.改正）

1. 役員の任免権の行使、事業方針の決定等当該法人の経営に対して事実上影響力を行使していると認められる者（商法第 401 条の 2 第 1 項の規定によって取締役とみなす者を含む）およびその親族株主等（少額株主等を除外する）およびその親族
2. 株主等（少額株主等を除外する。以下、この款で同一である）およびその親族
3. 法人の役員・使用人または株主等の使用人（株主等が営利法人である場合にはその役員を、非営利法人である場合にはその取締役および設立者をいう）または、使用人以外の者として法人または株主等の金銭その他資産によって生計を維持する者およびこれらと生計を一緒にする親族
4. 当該法人が直接または当該法人と第 1 号から第 3 号までの関係にある者を通じてある法人の経営に対して支配的な影響力を行使している場合（2012.2.2.改正）
5. 当該法人が直接または当該法人と第 1 号から第 4 号までの関係にある者を通じてある法人の経営に対して支配的な影響力を行使している場合（2012.2.2.改正）
6. 当該法人に 100 分の 30 以上を出資している法人に 100 分の 30 以上を出資している法人または個人（2012.2.2.改正）
7. 当該法人が「独占規制および公正取引に関する法律」による企業集団に属する法人である場合、その企業集団に所属する他の系列会社およびその系列会社の役員

#### ④ 損金（法人税法第 19 条および法人税法施行令第 19 条）

当該法人の事業と関連して発生または支出された損失または費用のうち、一般的に容認される通常のものや収益と直接関連するものを損金とする。（法人税法第 19 条第 2 項） 法人税法施行令では具体的に以下の通り規定するが、これに限定されるものではない。  
（2010.10.30.改正）

- a. 販売された商品または製品の原料の購入価格（企業会計基準による購入値引金または購入割引金額は除外）とその付帯費用
- b. 販売した商品または製品の保管料、包装費、運搬費、販売奨励金および販売手当等販売に関する付帯費用（販売奨励金および販売手当の場合、事前約定なしに支払う場合を含む）  
（2009.2.4.新設）
- c. 譲渡資産の譲渡時の帳簿価格
- d. 人件費
- e. 固定資産の修繕費
- f. 固定資産の減価償却費
- g. 特殊関係者から資産譲受をする時、企業会計基準によって帳簿に計上した固定資産価額が時価に達しない場合、実際の取得価額が時価を超過する場合は時価と帳簿に計上した価額との差額。実際の取得価額が時価に達しない場合は実際の取得価額と帳簿に計上した価額との差異（2012.2.2.改正）
- h. 資産の賃貸料
- i. 借入金の利息
- j. 回収できない付加価値税の売上税額未収入金（付加価値税法第 45 条により貸倒税額控除を受けないものに限定する）（2013.6.28 改正）
- k. 資産の評価差損



- l. 諸税公課金
- m. 営業者が組織する団体で法人または主務官庁に登録してある組合または協会に支給される会費
- n. 鉱産業の探鉱費（探鉱の開発費も含む）
- o. 保健福祉家族部長官が定める無料診療券またセマウル診療券により行なう無料診療の価格
- p. 食料品の製造業・卸売業または小売業を営為とする国内法人が当該事業で発生した余剰食品を食品寄付活性化に関する法律第2条による提供者または提供者が指定する者に無償で寄贈する場合、この寄贈される余剰食品の帳簿価格。この際同価格は寄付金には含まない。  
（2009.2.4.改正）
- q. 業務に関連する海外視察・訓練費
- r. 小・中等教育法、産業教育振興および産学協力促進に関する法律、職業教育訓練促進法、高等教育法で規定する運営費または手当（2006.2.9.改正）
- s. 勤労者福祉基本法による従業員持株組合に出資する自社株の帳簿金額または金品
- t. 装飾・環境美化等の目的で事務室・廊下等多くの人口が見ることのできる空間に常時備え置く美術品の取得価額をその取得した日が属する事業年度の損金に算入した場合にはその取得価額（取引単位別に5百万ウォン以下のものに限る。2013.6.11.改正）
- u. 広告宣伝の目的で寄贈した物品の購入費用（特定人に寄贈した物品（1個当たり10,000ウォン以下の物品除外）の場合には年間3百万ウォン以内の金額に限定）（2012.2.2.改正）
- v. 商法第542条の3により役職員が金融持ち株会社法により金融持ち株会社から付与された株式買取選択権を行使する場合、該当株式買取選択権を付与した法人にその行使費用として補填する金額および役職員に付与された企画財政部令で定める海外親会社の企画財政部令で定める株式買取選択権が行使される場合、該当海外親会社にその行使費用として補填する金額（2010.2.18.改正）
- w. その他損費として当該法人に帰属したまたは帰属する金額

## ⑤ 益金不算入

以下の項目は純資産増加額に関係無く益金として扱わない。

- イ. 資本取引関連（法人税法第17条、2013.1.1.改正）
  - a. 株式発行額面超過額（無額面株式の場合は発行価額のうち、資本金として計上した金額を超過する金額を意味する）、株式の包括的交換差益、移転差益（2013.1.1改正）
  - b. 減資差益
  - c. 合併差益
  - d. 分割差益
- ロ. 評価差益関連（法人税法第18条）
  - a. 資産の評価差益（一定の評価差益は除外）
  - b. 繰越益金

- c. 法人税または法人地方所得税の還付金で、別の税額に充当した金額(2014.1.1.改正)
  - d. 国税・地方税過誤納付金の還付金に係わる利息
  - e. 付加価値税の売上税額
  - f. 無償で受取った資産価格と債務免除のうち、法人税法施行令第 8 条第 1 項で定める繰越欠損金の補填に充当された金額
  - g. 連結子会社から第 76 条の 19 第 2 項によって支払を受けたか、または支払を受ける金額
  - h. 商法第 461 条の 2 により資本準備金を減額して受ける配当 (2011.12.31.新設)
- ハ. 持ち株会社の配当所得 (法人税法 18 条の 2 同法施行令第 17 条の 2 条) (2011.12.31 改正)
- ニ. 法で定めた規定による配当金収入 (法人税法 18 条の 3、同法施行令第 17 の 3)
- ホ. 租税特例制限法上の益金不算入

## ⑥ 損金不算入

以下の損費は、純資産減少に拘わらず損金として扱わない。

- イ. 資本取引等による損費 (法人税法第 20 条、法人税法施行令第 20 条)
  - a. 剰余金処分を損金として計算した金額。一定の出来高払い金額はこれにしかず。
  - b. 株式割引発行差金  
株式を額面価額に到達しない価額で発行した際の未到達の金額と新株発行費用の合計額。
- ロ. 諸税公課金 (法人税法第 21 条)
  - a. 法人税、所得割住民税、地方所得税所得分、各税法に規定された義務不履行により納付したか、納付する税額、付加価値税買入税額 (2010.12.30.改正)
  - b. 販売していない製品に対する搬出済の個別消費税・酒税の未納額。ただし、製品価格にその税額相当額を加算した場合には例外とする。(2010.12.30 改正)
  - c. 罰金・過料、過怠料、加算金および滞納処分費
  - d. 法令により義務的に納付するものでない公課金
  - e. 法令による義務不履行または禁止・制限等の違反に対する制裁として賦課される公課金
  - f. 連結親会社に第 76 条の 19 第 2 項によって支払ったか、または支払う金額 (2010.12.30.改正)
- ハ. 資本の評価差損 (法人税法第 22 条)
- ニ. 無形固定資産の償却 (法人税法施行令第 24 条第 1 項、第 26 条第 1 項 2002 年 12 月 30 日改正)

2003年1月1日以後最初に開始する事業年度からは従来の無形固定資産のうち、創業費と研究開発費のうち研究費は発生時点に費用処理するように改正された。

a. 開発費

内容 : 商業的な生産または使用前に材料・装置・製品・工程・システムまたは役務を創出するか、または顕著に改善するための計画または設計のための研究結果または知識の適用から発生する費用で、当該事業者が開発費に計上したもの

償却方法 : 関連製品の販売または使用ができる時点から20年以内の期間内に年単位で申告した耐用年数により毎事業年度別の経過月数に比例して償却する方法（無申告時：関連製品の販売または使用ができる時点から5年間毎年均等額を償却する方法）

企業会計基準 : 研究費は費用処理し、新製品・技術開発費のうち将来の経済的利益がある費用に対してのみ、当該資産の使用できる時点から20年を超えない期間内で合理的な期間を定めて定額法で償却。

b. 使用収益寄付資産価額

内容 : 金銭以外の資産を国家等に寄付した後、その資産を使用するかその資産から収益が生じる場合の当該資産の帳簿価額をいう。

償却方法 : 当該資産の使用期間（または申告耐用年数）で按分した金額を償却。ただし、法定・指定寄付金対象団体以外の団体に寄付する場合には、損金に算入されない寄付金とみなす。

企業会計基準 : 明白な規定はないが慣行上無形固定資産として会計処理し、定額法で償却する。

c. 周波数利用権、空港施設管理権および港湾施設管理権

内容 : 電波法第14条の規定と情報通信部公告（第2000-120号、2000年10月21日）による移動通信（IMT-2000）用周波数利用権と航空法第105条の2の規定による空港施設および港湾法第16条による港湾施設を維持・管理し、当該空港施設および港湾施設を使用するかまたは利用する者から使用料を受けられる権利。

償却方法 : 周波数利用権-15年、空港施設管理権、港湾施設管理権-40年

※ 無形固定資産の変更内容を要約すると、次の通りである。（2002年12月30日改正）

従 来	2003.1.1 以後	
創業費 研究開発費 使用収益寄付資産価額 —	削除	: 発生即時費用処理
	研究費	: 費用処理
	開発費	: 無形固定資産
	使用収益寄付資産価額	: 無形固定資産
—	周波数利用権および空港施設管理権、港湾施設管理権	: 無形固定資産

ホ. 減価償却費 (法人税法第 23 条第 1 項)

決算に反映された固定資産の減価償却費のうち、税法上の“償却範囲額”を超過する金額は損金不算入になる。“償却範囲額”は個別資産別に以下に述べる償却法のうち管轄税務所長へ申告した方法（法人税課税標準の申告時まで“減価償却方法申告書”を提出）（法人税法施行令第 26 条第 3 項）によって計算した額とする。

a. 償却方法 (法人税法施行令第 26 条第 1 項および第 4 項)

区 分		選択可能な償却方法	未申告の場合
有形固定資産	(a) 一般	定率法または定額法	定率法
	(b) 建築物	定額法	定額法
	(c) 鉱業用有形固定資産	生産量比例法、定率法 または定額法	生産量比例法
無形固定資産	(a) 一般	定額法	定額法
	(b) 鉱業権	生産量比例法または定額法	生産量比例法

b. 残存価格 (法人税法施行令第 26 条第 6 項および第 7 項)

減価償却が終了した資産については当該資産の取得価格の 5%または 1,000 ウォンのうちいずれか小額を減価償却資産の帳簿額（備忘価格）とする。

c. 耐用年数 (法人税法施行令第 28 条および第 29 条)

区 分	対 象 資 産	耐 用 年 数
別表 2 《試験研究用資産の耐用年数表》	試験研究用資産 (別表 5 および 6 も適用可能)	5 年、3 年
別表 3 《無形固定資産の耐用年数表》	無形固定資産	5 年、10 年、20 年、 50 年
別表 5 《建築物等の基準耐用年数表 および耐用年数範囲表》	車両および運搬具、工具、器具、 および備品	5 年 (4~6 年)
	船舶および航空機	12 年 (9~12 年)
	建物および構築物 (注 1)	20 年 (15~25 年) 40 年 (30~50 年)
別表 6 《業種別資産の基準耐用年数表 および耐用年数範囲表》	別表 3 および別表 5 適用以外のすべての減価償却資産 (韓国標準事業分類にある中分類業種を基準に区分する)	4 年(3 ~5 年) 5 年 (4~6 年) 6 年(5 ~7 年) 8 年 (6~10 年) 10 年 (8~12 年) 12 年 (9~15 年) 14 年(11 ~17 年) 16 年(12 ~20 年) 20 年 (15~25 年)

\* 上記 ( ) 内は耐用年数範囲であり、各別表で定める基準耐用年数へ基準耐用年数の 25%を加減した年数とし、これは法人が選択可能。

(注 1) 建築物附属設備を建築物と区分して会計処理する場合、業種別資産である機械装置の耐用年数（業種別 3~25 年）適用可能（法人税法施行規則別表 5、2006.3.14 新設）

d. 新規取得資産の減価償却方法（法人税法施行令第 26 条第 9 項）

(a) 減価償却範囲額 = 年償却範囲額 × 使用月数/12

(b) 1 月未満日数は 1 月として計算する。

(c) 2001 年 12 月 31 日までは使用期間が 6 ヶ月を超えた場合には年償却範囲額の全額を 6 ヶ月未満の場合には年償却範囲額の 1/2 を減価償却範囲額とした。

(d) 減価償却方法の変更（法人税法施行令第 27 条）

① 次の各号の 1 に該当する場合には納税地管轄税務署長の承認を得て減価償却方法を変更することができる。

1. 償却方法が相互異なる法人が合併（分割合併を含む。）した場合
2. 償却方法が相互異なる事業者の事業を引受または承継した場合
3. 「外国人投資促進法」により外国人投資家が内国法人の株式等を 100 分の 20 以上引受または保有することになった場合
4. 海外市場の景気変動または経済的与件の変動により従来償却方法を変更する必要がある場合
5. 企画財政部令で定める会計政策の変更により決算償却方法が変更された場合（変更した決算償却方法と同一の方法で変更する場合のみ該当する）（2010.12.30.新設）

② 償却方法の変更承認を得ようとする法人はその変更する償却方法を適用しようとする最初事業年度の終了日まで企画財政部令で定める減価償却方法変更申請書を納税地管轄税務署長に提出（国税情報通信網による提出を含む。）しなければならない。（2010.12.30.改正）

へ. 寄付金（法人税法第 24 条）

a. 法定寄付金：

- ① 国家または地方自治団体へ無償で寄贈する金品の価額
- ② 国防献金と国軍将兵慰問金品の価額
- ③ 天災地変から生じる罹災民のための救護金品の価額
- ④ 私立学校等の施設費、教育費、奨学金および研究費
- ⑤ 国立大学病院等の病院に施設費・教育費または研究費として支出する寄付金
- ⑥ 社会福祉法、その他の社会福祉活動の支援に必要な財源を募集・配分することを主な事業とする非営利法人でかつ大統領令で定める要件を備えている法人に支出する寄付金
- ⑦ 公共機関の運営に関する法律第 4 条による機関等に支出する寄付金

b. 指定寄付金：

固有目的事業費として支給される寄付金（法人税法施行令第 36 条第 1 項第 1 号）、特定用途に支給される寄付金（法人税法施行令第 36 条第 1 項第 2 号）および一定の組合費・協会費（法人税法施行令第 36 条第 1 項第 3 号）、一定の社会福祉施設寄付金（法

人税法施行令第 36 条第 1 項第 4 号) および一定の非営利外国法人または国際機構寄付金 (法人税法施行令第 36 条第 1 項第 5 号)

c. その他寄付金：上記以外の寄付金は全額損金不算入。

区 分	損 金 算 入 限 度 額
法定寄付金	基準所得金額×50%
指定寄付金	(基準所得金額－法定寄付金損金容認額－特例寄付金容認額) ×10%

差引・加減所得金額＝当期純利益＋益金算入および損金不算入－損金算入および益金不算入

基準所得金額＝差引・加減所得金額＋法定寄付金、指定寄付金の支出額－繰越欠損金

d. 寄付金限度超過額の繰越控除

区 分	2011.12.31.以前に開始した事業年度の の 支出分内の限度超過額	2012.1.1.以降に開始した事業年度の の 支出分内の限度超過額
法定寄付金	1 年間繰越控除	3 年間繰越控除
指定寄付金	5 年間繰越控除	5 年間繰越控除

ト. 交際費 (法人税法第 25 条、同法施行令第 41 条)

交際費は以下 a.～b.を段階的に適用し、各々の段階の金額を損金不算入する。

a. 1 万ウォン超過交際費

1 件当たり 1 万ウォン (慶弔金の場合には 20 万ウォン、2009. 2. 4.改正) を超過する交際費のうち、クレジットカード等の未使用の交際費

(a) 2007 年 12 月 31 日まで：5 万ウォン

(b) 2008 年 1 月 1 日から 2008 年 12 月 31 日まで：3 万ウォン

(c) 2009 年 1 月 1 日以後：1 万ウォン

b. 交際費限度超過額

上記 a.を除外後の交際費のうち、以下 (a) と (b) の合計額を超過する金額。

(a) 1,200 万ウォン (中小企業は 1,800 万ウォン) ×当該事業年度の月数/12

(b) (一般収入金額×適用率) + (特殊関係者との取引である特定収入金額×適用率×10%)

収入金額の区分	適用率
収入金額 100 億ウォン以下分	20 / 10,000
収入金額 100 億ウォン以上 500 億ウォン以下分	10 / 10,000
収入金額 500 億ウォン超過分	3 / 10,000

(c) 特殊関係者等に支給される正常的な販売奨励金、販売手当または割引額は交際費と見なさない。(2007.2.28.新設)

c. 2009年1月1日以後に開始する課税年度から1件当たり50万ウォン以上の交際費支出に対しては接待目的、接待者の部署名および氏名、接待相手方の商号、事業者登録番号、部署名および氏名（非事業者の場合は氏名および住民登録番号）等に対する記録の保管義務がなくなった。(2009.2.4.削除)

#### チ. 過多経費（法人税法第26条）

##### a. 人件費：

- ・役員に支払われる報酬のうち、定款、株主総会、社員総会、または役員会の決議によって定める給与支給基準による金額を超過する部分。(法人税法施行令第43条第2項)
- ・役員また使用人に利益処分として支給される賞与金（ストックオプション、成果配分賞与金を除外）（法人税法施行令第43条第1項）
- ・役員に支払われる退職金のうち、定款で定める退職金額を超過する金額、または定款に定めがない場合、退職前1年間の総給与額×10%×勤続年数を超過する金額。この場合、該当役員が使用人から役員になった時に退職金を支払わなかった場合には使用人として勤務した期間を勤続年数に合算することができる。(法人税法施行令第44条第3項および第4項) (2011.3.31 改正)

##### b. 福利厚生費（法人税法施行令第45条第1項）

以下に列挙するの費用以外は損金算入しない。この場合、使用人に[派遣勤労者保護などに関する法律]第2条による派遣勤労者を含む。(2013.2.15. 後段新設)

- ・職場体育費
- ・職場演芸費
- ・職場会食費(2013.2.15.新設)
- ・自社株組合の運営費
- ・健康保険料
- ・職場保育施設の運営費
- ・雇用保険料
- ・上記に類する福利厚生費
- ・法人の勤労者福祉基本法による自社株組合に対する出捐金

##### c. 業務無関係費用（法人税法第27条、法人税法施行令第49条および50条）

- ・業務無関係資産の取得・管理にかかわって生じる費用
- ・当該法人が直接使用せず他の者（株主等ではない役員と小額株主等である役員および使用人は除外）が主に使用している場所、物件等の維持費・管理費・使用料とまたこれに関連して支払われた金額

- ・当該法人の株主（小額株主は除外）また出捐者である役員またはその親戚が使用している私宅の維持費・管理費・使用料とまたこれに関連して支払われた金額
- ・業務無関係資産の取得のため支出した資金の借入れに関連した費用
- ・当該法人が供与した賄賂に該当する金銭および金銭等の資産と経済的利益の合計額
- ・労働組合および労働関係調整法第 24 条第 2 項および第 4 項に違反して支払う給与(2010.12.30.新設)



リ. 支払利息 (法人税法第 28 条、同法施行令第 51 条乃至第 55 条)

以下の支払利息は損金不算入。

否認順序	種 類	詳 細
1	債権者が不明な私債の利息	(法人税法第 28 条第 1 項第 1 号、同法施行令第 51 条)
2	非実名の債券・証券の利息	(法人税法第 28 条第 1 項第 2 号)
3	建設資金の利息	(法人税法第 28 条第 1 項第 3 号、同法施行令第 52 条)
4	業務と無関係な資産等に 係わる支払利息	(法人税法第 28 条第 1 項第 4 号、同法施行令第 53 条)

業務と関係がない資産等(法人税法第 28 条、同法施行令第 49 条、同法施行規則第 44 条)は次の通りである。

- a. 法人の業務と関連がない資金の貸付額。(金融機関等の場合、主な収益事業ではない資金の貸付額を含め、法人税法施行規則 44 条に該当することを除く)
- b. 非業務用不動産
  - ・ 法人の業務に直接使用しない不動産。
  - ・ 猶予期間中、当該法人の業務に直接使用せずに譲渡する不動産。
- c. 次の各目の 1 に該当する動産
  - ・ 書画および骨董品。ただし、装飾・環境美化等の目的として事務室・廊下等多くの人々が見られる空間に常時備えるものを除く。(2005.2.19.但書改正)
  - ・ 業務に直接使用しない自動車・船舶および航空機。
  - ・ その他上記の科目と類似の資産として当該法人の業務に直接使用しない資産

ヌ. 退職金引当金 (法人税法第 33 条、法人税法施行令第 60 条)

以下 2 つの金額のうち少額の金額を損金算入の限度額とする。

- a. 1 年間継続して勤務した役員または使用人(確定寄与型退職年金などが設定された者を除外する)へ当該事業年度に支給した総給与額×5%
- b. (退職金推計額<sup>(注 1)</sup>×30%<sup>(注 2)</sup> + 退職金転換金計算額) - 当期末税務上の引当金残額<sup>(注 1)</sup>

(注 1) 確定寄与型退職年金などが設定された役人または使用人に対してその設定前に計上された退職給与引当金は差引する。

(注 2) 2010 年 1 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日までの期間中に開始する事業年度:30%  
 2011 年 1 月 1 日から 2011 年 12 月 31 日までの期間中に開始する事業年度:25%  
 2012 年 1 月 1 日から 2012 年 12 月 31 日までの期間中に開始する事業年度:20%  
 2013 年 1 月 1 日から 2013 年 12 月 31 日までの期間中に開始する事業年度:15%  
 2014 年 1 月 1 日から 2014 年 12 月 31 日までの期間中に開始する事業年度:10%  
 2015 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日までの期間中に開始する事業年度:5%

ル. 退職保険料 (法人税法施行令第 44 の 2 条)

退職による保険金・信託金の事由で役員・使用人(確定寄与型退職年金などが設定された者を除外する)を被保険者として加入した保険・信託の保険料および退職年金(以下“保険料等”という)を、次の金額のうち小さい金額を限度に損金に算入する。(確定寄与型退職年金などの負担金は全額損金する)

- (a) (当該事業年度末現在の退職金推計額(確定寄与型退職年金などが設定された者を除外する)－当該事業年度末現在の税務上退職給与引当金)－すでに損金算入した保険料等)
- (b) (当該事業年度末現在の退職保険預け金－すでに損金算入した保険料等)

区 分	確定寄与型	確定給与型
概 念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に負担する寄与金を確定</li> <li>・ 積立金を勤労者が自己責任で運用</li> <li>・ 勤労者が一定の年齢に達した時に、その運用結果に基づいて給与を支給(年金 55 歳以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に給与の水準・内容を約定</li> <li>・ 勤労者が一定の年齢に達した時に、約定による給与を支給(年金 55 歳以上)</li> </ul>

ヲ. 貸倒引当金 (法人税法第 34 条、法人税法施行令第 61 条)

以下 2 つの金額のうち高額の金額を損金算入の限度額とする。

- a. 債権残額×1%
- b. 債権残額×貸倒損失の実績率

ただし、一定の金融機関の場合には、金融委員会が企画財政部長官と協議して定める貸倒引当金積立基準により積立てる金額とすることができる。

⑦ 繰越欠損金

イ. 繰越控除

a. 内容

当該事業年度の開始日直前 10 年以内に開始した事業年度に発生した欠損金\*は、その後の事業年度の課税標準計算において未控除金額を控除する。(法人税法第 13 条 1 項、同法施行令第 10 条) (2008.12.26.改正)

\* 2008.12.3.以前最初に開始する事業年度に発生した欠損金は 5 年を適用する。(同法付則第 3 条)

- b. 控除方法 : 10 年間繰越控除方法のみ可能

ロ. 中小企業の欠損金遡及控除（法人税法第 72 条、同法施行令第 110 条）

a. 内容

欠損金の控除方法には、翌年度に繰越して翌年度の所得から控除する方法（繰越控除方法）と前年度の所得より所得控除してすでに納付した税金が還付される方法（遡及控除方法）がある。従来は前者による方法を採用して 10 年間繰越控除のみを許容していたが、欠損発生中小企業の困難を税制面で支援するために遡及控除方法を導入することになった。

b. 控除方法

10 年間繰越控除する方法と 1 年間遡及控除する方法のうち、選択適用する。

⑧ 税額の計算

イ. 課税標準

課税標準は、益金から損金および繰越欠損金と非課税所得を控除し、租税特例制限法に規定している所得控除を差し引いて計算される。

ロ. 税率（法人税法第 55 条、地方税法第 89 条、2011.12.31.改正）

課税標準	法人税率	住民税率(*)	合計
2 億ウォン以下	10%	1.0%	11%
2 億ウォン超過 200 億ウォン以下	20%	2.0%	22%
200 億ウォン超過	22%	2.2%	24.2%

\* 住民税は法人税の 10% である。

ハ. 税額控除

・ 外国納付税額控除

a) 直接税額控除（法人税法第 57 条第 1 項）

法人税施行令第 94 条第 1 項により外国法人税額を納付済みまたは納付する場合、同外国納付税額を控除限度額内で当該事業年度の法人税額から控除する方法、または所得計算において損金として算入する方法のいずれかを選択して適用する。

外国納付税額を法人税額から控除する方法の際の限度額

$$\text{算出税額} \times \frac{\text{国外源泉所得}}{\text{課税標準額}} = \text{限度額}$$

限度額を超過する外国納付税額は、翌事業年度から 5 年間繰越し控除する。

b) 間接税額控除（法人税法第 57 条第 4 項および 5 項）

内国法人の各事業年度所得金額に外国子会社から受けた利益とか配当または剰余金の分配（配当金収入）が含まれている場合にその外国子会社の所得に対して賦課された外国法人税額のうち当該配当金収入に対応するものとして以下の算式によって計算された金額は租税条約の定め範囲で税額控除または損金算入できる

外国納付税額と見なす。

- ・ 対象：総発行株式の10%（海外資源開発事業5%）以上を出資した6ヶ月以上保有した内国法人

$$\text{外国子会社の当該事業年度の法人税} \times \frac{\text{外国子会社の当該事業年度所得金額}}{\text{外国子会社の当該事業年度法人税額}}$$

#### ⑨ 源泉徴収税

配当金等の受取人	利 息	配 当	ローヤルティー
居住者法人	14%または25%	—	—
居住者個人 <sup>(注1)</sup>	14%または25%	14%	—
非居住者法人、非居住者個人			
租税条約の適用がない場合 <sup>(注1)</sup>	14%	25%	25%
日本－韓国の租税条約の適用がある場合 <sup>(注2)</sup>	10%	15% <sup>(注3)</sup>	10%

(注1) このほかに源泉所得税に対して10%の住民税が課せられる。

(注2) 住民税を含む。

(注3) 25%以上を所有している法人の場合は5%

### 3) 国際租税調整に関する法律

#### ① 移転価格税制

企業が国外特殊関係者との取引において正常価格より高いかまたは低い価格を適用することにより課税所得が減少する場合、課税当局がその取引に対して正常価格を基準として課税所得金額を再計算し、租税を賦課する制度である。

#### イ. 国外特殊関係者とは？（国際租税調整に関する法律第2条第1項8号、同法施行令第2条）（2012.2.2.改正）

1. 外国に居住するか、所在している者（株主および出資者を含め、以下、“外国株主”という）が内国法人または国内事業場を有している外国法人の議決権のある株式（出資持分を含む。以下同一）の100分の50以上を直接または間接に所有している場合、その内国法人または国内事業場と外国株主の関係
2. 居住者・内国法人または国内事業場を有している外国法人が他の外国法人の議決権のある株式の100分の50以上を直接または間接に所有している場合、その居住者・内国法人または国内事業場と他の外国法人の関係
3. 内国法人または国内事業場を有している外国法人の議決権のある株式の100分の50以上を直接または間接に所有している者が第三の外国法人の議決権のある株式の100分の50以上を直接または間接に所有している場合、その内国法人または国内事業場と第三の外国法人（その外国法人の国内事業場を含む）の関係
4. 居住者・内国法人または国内事業場と非居住者・外国法人またはその国外事業場の関係である一方と他方の間に資本の出資関係、財貨・役務の取引関係、資金の貸付等により所得が調整できる共通の利害関係があり、一方が次の各目のいずれかの方法で他方の事業方針の全部または重要な部分を実質的に決定できる場合、一方と他方の関係
  - a. 他方法人の代表役員や総役員数の半分以上に該当する役員が一方の法人の役員または従業員の位置にいるか、事業年度終了日から遡及して3年以内に一方の法人の役員または従業員の位置にいること
  - b. 一方が組合や信託を通じて他方の議決権のある株式の100分の50以上を所有すること
  - c. 他方が事業活動の100分の50以上を一方との取引に依存すること
  - d. 他方が事業活動に必要な資金の100分の50以上を一方から借り入れるか、一方による支払保証を通じて調達すること
  - e. 他方が一方から提供される知識財産権に100分の50以上を依存して事業活動すること
5. 居住者・内国法人または国内事業場と非居住者・外国法人またはその国外事業場の関係である一方と他方の間で資本の出資関係、財貨・役務の取引関係、資金の貸付

等により所得が調整できる共通の利害関係があり、第三者、一方および他方間の関係が次の各目のいずれかに該当する場合、該当する一方と他方の関係

- a. 居住者・内国法人または国内事業場が議決権のある株式の100分の50以上を直接または間接に所有している一方とその居住者・内国法人または国内事業場と第4号各目のいずれかに該当する関係にある他方の関係
- b. 非居住者・外国法人または彼らの国外事業場が議決権のある株式の100分の50以上を直接または間接に所有している一方とその非居住者・外国法人または彼らの国外事業場と第4号各目のいずれかに該当する関係にある他方の関係
- c. 「独占規制および公正取引に関する法律施行令」第3条各号のいずれかに該当する企業手段に属する系列会社である一方とその企業手段所属の他の系列会社が議決権のある株式の100分の50以上を直接または間接に所有している他方の関係
- d. 第三者が取引当事者両方の事業方針を第4号各目の1つの方法で全部または重要な部分を実質的に決定できる場合、その取引当事者両方間の関係

#### ロ. 申告時の提出書類

課税標準および税額の申告の際、次の書類を納税地所轄税務署長に提出しなければならない。

- ・ 正常価格算出方法申告書
- ・ 国際取引明細書
- ・ 国外特殊関係者の要約損益計算書

#### ハ. 正常価格算出方法（国際租税調整に関する法律第5条）

正常価格は次の各号の方法のうち、一番合理的な方法により計算した価格とし、居住者が選んだ正常価格算出方法および理由を申告書に記載する。

- ・ 比較可能第三者価格方法
- ・ 再販売価格方法
- ・ 原価加算法
- ・ 利益分割法
- ・ 取引純利益率方法
- ・ 売上総利益の営業費用に対する比率方法
- ・ その他合理的であると認められる方法

#### ニ. 事前承認制度

- ・ 意義

納税義務者が今後国外特殊関係者との取引に適用しようとする正常価格算出方法に関し国税庁長の事前承認を得る制度である。

- ・ 事前承認申請書の提出

国税庁長に正常価格算出方法の事前承認を申請するとする居住者は国際取引の全部または一部に対して次の各号の書類各4部を正常価格算出方法の申請対象期間の

最初の課税年度終了日まで国税庁長に提出しなければならない。

- a) 対象期間・対象国際取引・取引当事者および正常価格算出方法等を記載した財政経済部令が定める正常価格算出方法の事前承認申請書
- b) 取引当事者の事業沿革・事業内容・組織および出資関係等に関する説明資料
- c) 取引当事者の最近 3 年間の財務諸表、税務申告書写本、国際取引に関する契約書写本およびこれに付随する書類
- d) 申請の正常価格の細部算出方法を具体的に説明する資料
- e) 実際の取引価格が正常価格算出方法による正常価格と異なる場合には、実際の取引価格と正常価格の差異を調整する方法に関する説明資料
- f) 承認申請した正常価格算出方法に関して、関連締約相手国との相互合意を申請する場合には、財政経済部令が定める相互合意手続開始申請書
- g) その他事前承認申請した正常価格算出方法の適正性を立証できる資料

② 国外支配株主に支払う利息に対する課税調整（過少資本税制）（国際租税調整に関する法律第 14 条）

イ. 趣旨

多国籍企業が外国に子会社や支店を設立する際、資本金を少なくし、借入金を増やして租税を回避することを防止するためのもので、大部分の先進国ではすでに採択して施行している。

ロ. 課税調整方法

内国法人（外国法人の国内事業場を含む）が国外支配株主から借り入れた金額または国外支配株主の支払保証により第三者から借り入れた金額のうち、その国外支配株主の内国法人の出資持分の 3 倍（金融業は 6 倍）を超える借入金に対する支払利息をその内国法人の損金に算入しない。

ハ. 適用例外事項

国外支配株主の出資持分に対する借入金の倍数が 3 倍（金融業は 6 倍）を超える場合、内国法人が以下の要件にすべて該当することを立証する資料を法人税課税標準申告期限内に課税当局に提出する場合、上記 2) の利息調整関連規定を適用しない。

- ① 利息率、満期日、支払方法、資本転換可能性、他の債権との優先順位等を考える際、当該借入金が事実上の出資に該当しないことを立証する資料。
- ② 当該内国法人と同種の事業を営む比較可能な法人の自己資本に対する借入金の倍数に関する資料。

#### 4) 個人所得税

##### ① 課税対象所得の範囲

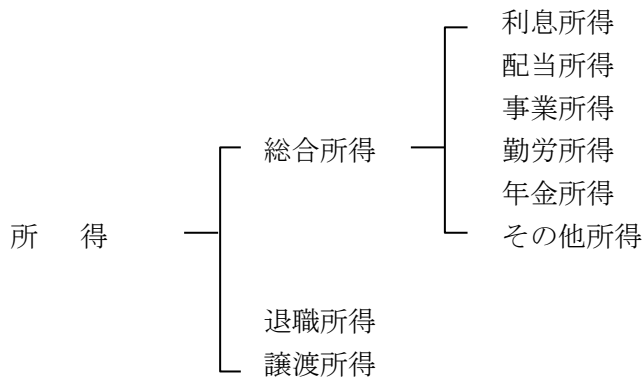
納税義務者	定 義	課税所得の範囲
韓国国民 居住者	韓国内に住所を有するかまたは 1 年以上居所を有する者。 次の各号の一に該当する者は国内に住所を有する者とみなされる。 1. 継続して 1 年以上居住することを必要とする職業の者 2. 家族があり、職業および資産状態からみて引き続き 1 年以上居住すると認められる者	国内外源泉所得 すべて
非居住者	居住者以外の者	国内源泉所得のみ

##### ② 課税期間

1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間

##### ③ 所得の区分

所得税法条の所得の種類は次の通りである。



(注) 2006 年 12 月 30 日所得税法の改正により、一時財産所得と山林所得の種類はなくなった。2009 年 12 月 31 日改正により不動産賃貸所得削除。



#### ④ 総所得

##### イ. 勤労所得

- ・ 勤労所得の区分

区分	定 義	納 税 方 法
甲種	内国法人または外国会社の韓国支店から直接受け取る勤労所得	源泉徴収制度
乙種	韓国外の外国法人*から受け取る勤労所得  * 国内支店または国内営業所を除く。	申告納税制度 納税組合加入による 源泉徴収制度

(\*) 2009年12月31日法改正により勤労所得の区分を廃止して、乙種勤労所得に係る規定を削除した。

- ・ 非課税勤労所得（所得税法第12条）

非課税の勤労所得には、下記のようなものがある。

- 会社所有の社宅または賃貸借契約が会社と家主の間で結ばれている場合の家賃で、会社が直接家主に支払うもの
- 市内出張旅費の代わりに個人の自動車を仕事上使用した場合の費用の補償で、月20万ウォンまでの金額
- 職場で着用する制服・作業服
- 実費弁償程度の転勤手当、移動手当
- 会社が支払う退職保険料等特定保険料
- 勤労者本人が支払を受ける法所定の要件を具備した学資金
- 食事の提供を受けない勤労者が受ける月10万ウォン以下の食事代

- ・ 免税所得

一定の所得は、個人がその雇用主を通じて適宜申告書を税務署に提出することにより免税の取扱を受けられる。

下記のような所得は免税の対象となる。（租税特例制限法第18条）（2011.12.31.改正）

- 外国人投資促進法による技術導入契約で、その技術対価に対する所得税または法人税が免税となるものに基づいて役務を提供する外国人が、その外国人投資企業に勤労を提供した日（2014年12月31日までのみ該当）から2年になる日が属する月まで発生した勤労所得に対しては所得税の50%減免
- 大統領令の定める外国人技術者が、韓国内において特定の産業の内国法人に役務を提供して受け取る勤労所得で、当該外国人技術者が韓国内において最初に役務を提供した日（2014年12月31日以前の場合のみ該当）から2年となる日が属する月までに発生した勤労所得に対しては所得税の50%減免

#### ロ. 譲渡所得

譲渡所得は、総合所得とは分離されて課税されるが、下記の譲渡所得は特別に免税となる。

- ① 破産宣告による処分が発生した所得
- ② 一世帯一住宅の譲渡が発生した所得（所得税法施行令第 154 条）  
一世帯が譲渡日現在国内に一住宅のみ保有し、同住宅を 2 年以上保有した場合、当該譲渡から発生した所得は非課税となる。（2012.6.29.改正）

#### ⑤ 所得控除

##### イ. 人的控除

人的控除は次のように構成され、非居住者の場合には本人に対してのみ控除する。（所得税法第 122 条）

- ① 基本控除 : 以下に該当する家族 1 人当たり 150 万ウォン。（所得税法第 50 条）
  - ・ 本人
  - ・ 配偶者で、年間所得金額の合計額が 100 万ウォン以下である者
  - ・ 生計を共にする扶養家族で、年間所得金額の合計額が 100 万ウォン以下である者のうち、以下の者
    - －直系尊属でかつ 60 才以上の者
    - －直系卑属でかつ 20 才以下の者
    - －兄弟姉妹でかつ 60 才以上であるか 20 才以下の者
    - －国民基礎生活保障法第 2 条第 2 号の保護対象者
    - －直系卑属または養子およびその配偶者がすべて障害者に該当する場合、その配偶者を含む。
    - －該当課税年度に 6 ヶ月以上委託養育した委託児童（18 才未満で保護が必要な児童のうち、市・郡・区庁長が委託児童を選定）
- ② 追加控除 : 以下条件に該当する場合、1 人当たり次の金額を追加控除。（所得税法第 51 条）
  - ・ 基本控除対象者が 70 才以上の者 : 100 万ウォン
  - ・ 基本控除対象者が障害者 : 200 万ウォン
  - ・ 当該勤労者（総合所得金額が 3 千万ウォン以下である居住者に限定）が配偶者のない女性でかつ扶養家族がある世帯主であるかまたは配偶者のある女子勤労者 : 50 万ウォン（2014.1.1.改正）

##### ロ. 特別所得控除（所得税法第 52 条。2014.1.1.題名改正）

- ① 保険料控除（所得税法第 52 条第 1 項）  
勤労所得がある居住者は該当課税期間に国民健康保険法、雇用保険法または、老人長期療養保険法により勤労者が負担する保険料を支払った場合、その金額を勤労所得

金額から控除する。(2014.1.1 改正)

#### ハ. その他所得控除

総合所得がある居住者が公的年金関連法による寄与金または、個人負担金(年金保険料)を払い込んだ場合には総合所得金額から年金保険料を控除する。

##### ① 投資組合等出資所得控除 (租税特例制限法第 16 条、2014.1.1.改正)

中小企業創業投資組合、新技術事業投資組合、韓国ベンチャー投資組合、部品・素材専門組合に出資する場合またはベンチャー企業投資信託の収益証券に投資した場合、ベンチャー企業に直接またはベンチャー企業投資組合を通じて投資する場合、2014 年 12 月 31 日まで出資または投資する金額の 10%(30%,50%) (該当課税年度の総合所得金額の 50%限度)

##### ② クレジットカード所得控除 (租税特例制限法第 126 条の 2)

該当年度の1月～12月のクレジットカード(クレジットカード、デビットカード、記名式プリペイドカード、デビット電子支払手段、記名式プリペイド電子支払手段、電子貨幣)、現金領収証使用金額の使用額のうち、年間総給与額の 25%を超えるクレジットカード使用金額はその超過金額の 15%( 伝統市場使用分、公共交通利用分、直払いカード利用分は 30%)を控除する。限度額は 300 万ウォン(伝統市場使用分および公共交通利用分は 100 万ウォン追加)または総給与額の 20%に該当する金額のうちいずれか小額。(2013.1.1.改正)

##### ③ 住宅担保老後年金利息費用控除 (所得税法第 51 条の 4、2009.12.31.改正)

年金所得がある入居者が大統領令が定める要件に該当する住宅担保老後年金の支給を受ける場合にはその支給された年金に対して該当年度に発生した利息相当額を該当年度の年金所得金額から控除する。(年間 200 万ウォン限度)

#### ⑥ 税額控除

##### イ. 勤労所得税額控除(所得税法第 59 条、2014.1.1.改正および新設)

##### ① 勤労所得に対する総合所得算出税額から次の金額を控除する。

- ・ 算出税額が 50 万ウォン以下：算出税額の 55%
- ・ 算出税額が 50 万ウォン超過:27 万 5 千ウォン+(50 万ウォンを超過する金額の 30%)

##### ② ただし、控除税額は次の金額を限度とする。

- ・ 総給与額が 5,500 万ウォン以下：66 万ウォン
- ・ 総給与額が 5,500 万ウォン超過 7 千万ウォン以下：66 万ウォン- [(総給与額-5,500 万ウォン)の 50%]。ただし、63 万ウォンより少ない場合は 63 万ウォンとする。

- ・ 総給与額が7,000万ウォン超過:63万ウォン- [(総給与額-7,000万ウォン)の50%]。  
ただし、50万ウォンより少ない場合は50万ウォンとする。

ロ. 子供税額控除(所得税法第59条の2,2014.1.1. 新設)

- ① 総合所得がある居住者の基本控除対象者に該当する子供(養子縁組者および委託児童を含む)に対し総合所得算出税額から次の金額を控除する。
  - ・ 1人の場合:年15万ウォン
  - ・ 2人の場合:年30万ウォン
  - ・ 3人以上の場合:年30万ウォンと2人を超過する1人当たり20万ウォンを合わせた金額

ハ. 年金口座税額控除(所得税法第59条の3,2014.1.1. 新設)

- ① 総合所得がある居住者が年金口座に払い込んだ金額のうち下記を除いた金額(年金口座払込額)の12%を総合所得算出税額から控除する。ただし、年金口座払込額は年4百万ウォンを限度とする。
  - ・ 所得税が源泉徴収されなかった退職所得など課税が繰り越された所得
  - ・ 年金口座から他の年金口座へ契約を移転することから払い込む金額

ニ. 特別税額控除(所得税法第59条の4,2014.1.1. 新設)

① 保険料税額控除

勤労所得のある居住者が保障性保険の契約により下記の保険料を支払った場合、保険料の12%を総合所得算出税額から控除する。

- ・ 障害者専用保障性保険料
- ・ 保障性保険料

② 医療費税額控除

勤労所得がある居住者が基本控除対象者(年齢および所得の制限を受けない)のために医療費を支払った場合、下記金額の15%を総合所得算出税額から控除する。

- ・ 本人、65才以上および障害者のために支払った医療費。ただし、その他の基本控除対象者のために支払った医療費が総給与額の3%を満たさない場合にはその未達金額を差し引く。
- ・ 基本控除対象者(本人、65才以上および障害者除外)のために支払った医療費として総給与額の3%を超過する金額。ただし、700万ウォンを限度とする。

③ 教育費税額控除

勤労所得がある居住者が本人および基本控除対象者(年齢の制限を受けない)のために教育費を支払った場合、下記金額の15%を総合所得算出税額から控除する。ただし、所得税または贈与税が非課税とされる教育費は控除しない。

- ・基本控除対象者である配偶者、直系卑属、兄弟姉妹、養子縁組者および委託児童のために支払った教育費の合計金額。ただし、大学院に支給する教育費は除き、大学生の場合は年 9 百万ウォン、その他の場合は 1 人当り 3 百万ウォンを限度とする。
- ・居住者本人のために支払った教育費合計金額
- ・基本控除対象者である障害者(所得の制限を受けない)のために支払った特殊教育費の合計金額

#### ④ 寄付金税額控除

居住者(事業所得のみある者は除外)が支払った寄付金がある場合、下記の寄付金を合わせた金額から事業所得金額を計算する際に必要経費に算入した寄付金を差し引いた金額の 15%(3 千万ウォンを超過する場合は 25%)に該当する金額を総合所得算出税額から控除する。

- ・法定寄付金
- ・指定寄付金。この場合、指定寄付金の限度額は次の通り。
  - 宗教団体に寄付金がある場合は限度額  

$$[\text{総合所得金額} - \text{法定寄付金} = \text{所得金額}] \times 10\% + [\text{所得金額の } 20\% \text{ と宗教団体以外に支払った金額のいずれか少ない金額}]$$
  - 宗教団体に寄付金がない場合は限度額  
 所得金額の 30%

#### ⑤ 標準税額控除

勤労所得がある居住者として特別税額控除を申請しない場合、ならびに誠実事業者の場合は年 12 万ウォンを総合所得算出税額から控除する。勤労所得がない居住者として総合所得がある場合は年 7 万ウォンを総合所得算出税額から控除する。

### ⑦ 税額の計算

#### イ. 所得税計算の概要

- ①国内外源泉所得すべて非課税所得＝総所得
- ②総所得－人的控除および諸控除＝課税所得
- ③課税所得×税率＝所得税額
- ④所得税額－税額控除－免税所得に係わる税額控除＝純所得税額
- ⑤純所得税額－源泉税額－予定納税＝納付税額

#### ロ. 税率表 (所得税法第 55 条) (2014.1.1 改正)

課 税 標 準	税 率
1,200 万ウォン以下	6%
1,200 万ウォン超過 4,600 万ウォン以下	72 万ウォン + 1,200 万ウォン超過金額×15%
4,600 万ウォン超過 8,800 万ウォン以下	582 万ウォン + 4,600 万ウォン超過金額×24%

8,800 万ウォン超過 1.5 億ウォン以下	1,590 万ウォン+8,800 万ウォン超過金額×35%
1.5 億ウォン超過	3,760 万ウォン+1.5 億ウォン超過金額×38%

上記税率に各所得税率の 10%が住民税として課せられる。

## 5) 付加価値税

### ① 概要

付加価値税は、日本の消費税に当り、個々の財貨やサービスの提供に対して課され、生産、流通の各段階で発生し、最終消費者に転嫁される。生産、流通の各段階の販売者は販売時に購入者から付加価値税を徴収（売上価額）し、その徴収高から仕入時に支払った付加価値税（仕入税額）を控除してその残高を国に納める。

### ② 課税対象

- イ. 財貨の供給
- ロ. サービスの提供
- ハ. 財貨の輸入

### ③ 税率

- イ. 税率は現在 10%である。
- ロ. 輸出する財貨や海外で提供するサービスは、ゼロ税率の適用を受ける。

### ④ 納税地

- イ. 事業場ごとに納付
- ロ. 事業場が 2 つ以上ある場合、主な事業場で総括納付できる。

### ⑤ 免税（付加価値税法第 26 条および 27 条）（2013.6.7 改正）

土地の販売、健康保険業務、教育、文化活動その他の 20 業種の財貨と役務の供給取引と未加工食品等の 15 種の財貨の輸入取引では免税

## 6) 租税条約

### ① 韓国が租税条約を締結している国

2013年10月31日現在韓国が租税条約（二重課税防止条約）を締結し、発効している国は日本、米国、英国等88ヶ国にのぼる。

### ② 日韓租税条約

#### イ. 条約の主要内容

##### (a) 対象税目

日本.....所得税、法人税、住民税

韓国.....所得税、法人税、住民税、農漁村特別税

##### (b) 韓国における課税の有無と課税対象

###### a. 恒久的施設を韓国に保有している場合

韓国の源泉から生じた全所得に対して課せられる。

###### b. 恒久的施設を韓国に保有していない場合

事業所得については課されないが、韓国の源泉から取得する配当金（25%以上所有は5%限度、その他は15%限度）、利息（10%限度）、ロイヤルティー（10%限度）等に対して所得税源泉課税が行われる。

###### c. 従属的人的役務の所得に対する課税

次の場合には韓国での租税は免除される。

- ・年間を通じての韓国滞在期間が合計183日以下の場合
- ・日本の個人または法人の使用人として韓国で役務を提供し、人的役務提供者の所得を、使用者である日本の個人または法人が韓国国内源泉所得を計算する際に損金として計上しない場合



ロ. 新旧日韓租税条約の内容の要約

区 分	旧 条 約	改 正	備 考
<b>建設事業場</b> ・ 範囲  ・ 期間	建築・建設・設備・組立工事および監理役務  6 月以上	建築・建設・設備工事および監理役務  6 月以上	
<b>従属代理人の範囲</b> (※従属代理人の行為は固定事業場の行為と同一に扱う。)	契約締結代理人 注文取得代理人 在庫保有代理人	契約締結代理人	OECD モデル
<b>不動産所得</b> ・ 課税原則	規定なし －国内税法により課税	不動産所在地国 課税原則	OECD モデル
<b>事業所得</b> ・ 課税原則	総括主義 (国内支店と関連のない本社の国内販売所得も国内支店の所得に合算課税)	帰属主義 (国内支店に帰属される所得に対してのみ課税)	OECD モデル
<b>特殊関係企業</b>	対応調整条項なし	対応調整条項新設 －移転価格に対する課税調整時限を 10 年に限定	対応調整条項 : OECD モデル
<b>制限税率</b> ・ 配当  ・ 利息  ・ 使用料	12%  12%  12%	25%以上持分所有 : 5%、 その他 : 15%  10%  10%	2003 年末までは 5%の 代わりに 10%適用
<b>利息免税機関</b> ・ 韓国側  ・ 日本側	政府あるいは中央銀行が所有する機関に対しては利息支給地国で免除するという原則のみ規定	(機関列举) 韓国銀行、輸出入銀行、 産業銀行  日本銀行、輸出入銀行	
<b>譲渡所得</b> ・ 不動産  ・ 株式、債券等有価証券	両国課税  居住地国課税を原則とする。	両国課税  不動産株式*1または寡占株主の株式取引*2の際は取引地国課税	

\*1 : 資産が主に不動産により構成された会社の株式

\*2 : 持分率 25%以上の寡占株主が総発行株式の 5%以上の株式を譲渡する場合

区 分	旧 条 約	改 正	備 考
自由職業所得課税	90 日超過滞在時または役務対価が\$3,000 超過の場合課税	固定施設保有時または183 日以上滞在の際、課税	最近の国際的課税基準適用
芸能人・スポーツ選手	日当\$100 以下または合計額が年間\$3,000 以下である役務に対して免除	年間\$10,000 以下の役務に対して免税	
学生・研修生	滞在国内で発生する所得のうち一定金額を免税  －学生の場合 \$1,800 以下は免税（5 年間）  －研修生の場合 \$5,000 以下は免税（1 年間）	免税点引上げ  －学生の場合 \$20,000 以下は免税（5 年間）  －研修生の場合 \$10,000 以下は免税（1 年間）	
その他の所得	規定なし  －国内税法により課税	条約上別途条項規定  －原則：居住地国課税  －不動産または固定事業場関連所得は源泉地国課税  －特殊関係者間取引の時は正常価格原則による課税調整可能	
二重課税 軽減措置  ・間接納付税額控除  ・みなし納付税額控除（日本が韓国に対してのみ許容）	規定なし  期間制限なく許容	（韓国側） 持分率 20% 以上である子会社に対して税額控除許容  （日本側） 持分率 25% 以上である子会社に対して税額控除許容  2003 年末まで許容	持分率に対しては両国がそれぞれ自国の法律と一致する比率を採択  改正された韓・英租税条約と同一期限

## 7) 税法上の優遇措置

区 分	適 用 範 囲	優 遇 措 置 の 内 容	適用時限
1. 中小企業に対する優遇措置			
投資税額控除 税額の減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業用資産の新規取得</li> <li>2015.12.31 以前に首都圏過密抑制圏外地域で創業した中小企業および創業支援センターとして指定された企業</li> <li>創業後 3 年以内にベンチャー企業として確認された中小企業</li> <li>法所定の減免業種を営む中小企業</li> <li>その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資完了金額の 3%を税額控除</li> <li>最初の所得発生年度から 4 年間税額の 50%を減免</li> <li>小企業でかつ首都圏内の地域：20% 小企業でかつ首都圏以外の地域：30% (ただし、卸売業、小売業、医療業、自動車整備業および観光産業の営為時 10%)</li> <li>小企業ではない中小企業でかつ首都圏内で知識基盤産業の営為時：10% 小企業ではない中小企業でかつ首都圏以外で卸売業等を除外した業種の営為時：15% 小企業ではない中小企業でかつ首都圏以外で卸売業等の営為時：5%</li> </ul>	2015.12.31 2015.12.31  2014.12.31
2. 技術および人力（技術等という）開発に対する優遇措置			
税額控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究および人材開発費用発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業は次のうち、一つを選択               <ul style="list-style-type: none"> <li>技術料等支払の 25%</li> <li>当該年度の技術等開発費が過去 4 年間平均技術等開発費を超える場合、同超過金額の 50%を税額から控除</li> </ul> </li> <li>非中小企業は次のいずれかを選択               <ul style="list-style-type: none"> <li>当該年度の技術等開発費用が過去 4 年間の平均技術等開発費用を超える場合、同超過金額の 40%税額控除</li> <li>技術料など支払の一定比率</li> </ul> </li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>中小企業に最初に該当しなくなった場合：3 年間 15%、以後 2 年間 10%</li> <li>中堅企業：8%</li> <li>その他：3%+技術料などの比率の</li> </ol>	

		50%(限度 4%)	
区 分	適 用 範 囲	優 遇 措 置 の 内 容	適 用 時 限
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術等のための設備投資</li> <li>・ 外国人技術者の所得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術等または新技術企業化設備投資の場合：投資金額の 3%(中堅企業 5%、中小企業 10%)を税額控除</li> <li>・ 外国人技術者が国内で最初の勤労を提供した日から 2 年になる日が属する月までに発生した勤労所得に対しては所得税の 100 分の 50 に相当する税額を減免</li> </ul>	<p>2015.12.31</p> <p>2014.12.31</p>
3.投資促進のための優遇措置			
税額控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産性向上施設投資</li> <li>・ 特定設備投資</li> <li>・ エネルギー節約施設投資</li> </ul>	<p>次の施設に投資すれば投資金額の 3% (中小企業は 7%) の税額控除 (中古品は除く。中小企業が 3~6 インターネットを通じて賃借する場合を含む。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工程改善および自動化施設</li> <li>2. 先端技術設備</li> <li>3. 供給ネットワーク管理システム設備</li> <li>4. 顧客関係管理システム設備</li> <li>5. 物流管理情報システム設備</li> <li>6. 知識管理システム</li> </ol> <p>次の施設に投資すれば投資金額の 3%を税額控除 (中古品は除く。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 流通事業のための施設</li> <li>2. 委託企業体を受託企業体に設置する施設</li> <li>3. 産業災害予防施設</li> <li>4. 鉱産保安施設</li> <li>5. その他</li> </ol> <p>施設投資金額の 3%( 中堅企業 5%、中小企業 10%)税額控除 (中古品は除外)</p>	<p>2014.12.31</p> <p>2014.12.31</p> <p>2016.12.31</p>

区 分	適 用 範 囲	優 遇 措 置 の 内 容	適 用 時 限
4.地理的優遇措置およびその排除			
租税減免	・ 地方移転工場の土地と建物譲渡	譲渡差額のうち法所定金額の5年間課税繰延可能	2014.12.31
	・ 地方移転本店の土地と建物譲渡	譲渡差額のうち法所定金額の5年間課税繰延可能	2014.12.31
	・ 本社および工場の首都圏以外地域への移転	移転年度とその後6年間は法人税の100%、その後3年間は50%減免	2014.12.31
	・ 農工団地設立企業等	農工団地内で農漁村所得源開発事業を営む者と開発促進地区および中小企業特別支援地域で事業を営む中小企業は最初の所得発生年度から4年間税額の50%減免	2015.12.31
5.外国人投資に対する優遇措置：192 ページの 3.租税減免を受ける外国人投資企業の特有事項参照			

## 2. 支店特有の事項

### 1) 外国法人の法人税に係わる課税原則

#### ① 基本概念

##### イ. 外国法人の概念

外国法人とは、本店または主たる事務所が外国にある法人を意味する。  
そのため日系企業国内支店は法人税法上外国法人の国内固定事業場として解釈される。

##### ロ. 課税対象所得の範囲と納税義務

###### ・ 課税対象所得の範囲

外国法人の場合には国内源泉所得のみ韓国政府への納税義務がある。国内源泉所得の範囲に対しては法人税法第 93 条および同法施行令第 132 条に規定されているが、そのうち国内支店と関連が深い主要所得の概念は次の通りである。

所得の種類	課税対象範囲
事業所得	国内固定事業場と関連性がある所得（帰属主義）
利息所得	国内で支払われた所得
配当所得	国内で受けた配当所得
使用料所得	支払地原則と使用地国原則によって国内で使用されるかあるいは支払われる使用料所得
不動産賃貸所得	国内不動産の賃貸から受取る所得
有価証券譲渡所得	国内企業等が発行した出資証券と株式（以下‘株式等’という）および韓国有価証券市場等に上場された外国法人の株式等の譲渡から発生する所得
不動産譲渡所得	国内所在不動産の譲渡から発生する所得
人的役務所得	遂行地課税原則によって国内で遂行された人的役務に対して受ける所得

・租税条約と国内税法の関係

外国法人に対する課税所得の範囲において国内税法と租税条約の内容が異なる場合には租税条約が優先的に適用される。例えば、独立企業原則、単純購入の非課税、帰属主義等の概念は国内税に規定されていなくても優先的に、そして納税者である外国法人に有利に適用される。すなわち、租税条約上課税可能な所得の範囲であっても国内税法上課税根拠がなければ課税できず、一方の国内税法上課税根拠があっても租税条約上免税または非課税となる時も課税できない。

・事業所得に対する国内源泉所得の範囲

一方、国内源泉事業所得に対して規定する法人税法施行令第 132 条の内容のうち、主な部分を見ると次の通りである。

種 類	国 内 源 泉 所 得 範 囲
販売所得 (法人税法施行令第 132 条第 2 項第 1 号)	国内で販売したため生じる所得には販売利益を計算する時の仕入価格は本社の仕入価格にすると規定されている。すなわち、独立企業原則によって本社の仕入価格を支店の仕入価格に修正する規定はない。ただし、日系企業の場合は日韓租税条約のため独立企業原則によって仕入価格の修正は可能。
製造業所得 (法人税法施行令第 132 条第 2 項第 2 号)	製品販売価額（支店の売上）から本社が製造した製品を本社以外の国外製造業者から通常取引条件によって当該資産を取得したと仮定した時の仕入価格（独立企業原則によって計算された支店の仕入原価）を除外した所得（逆に外国法人が国内で製造して外国に販売する時も同じ論理である。）
建設業所得 (法人税法施行令第 132 条第 2 項第 4 号)	契約場所、資材・人員調達場所を問わず国内で施行される建設工事から発生するすべての所得

ハ. 源泉徴収義務とその他

支店の源泉徴収義務は国内法人と同様である。

その他の各種税法適用は別途に定めのある場合を除いては内国法人と同様である。

② 外国法人の恒久的施設（Permanent Establishment ; P.E 以下‘P.E’）の有無による納税方法

イ. P.E 有無による納税方法

外国法人の国内源泉所得がある場合の納税方法は当該 P.E の有無によって次の通り納税する。

・外国法人の国内 P.E がある場合

当該国内 P.E と関与性がある（すなわち、帰属される）所得は韓国で申告納付しなければならない。

・外国法人の国内 P.E がない場合

租税条約上非課税または免除規定がない限り支払人によって分離課税・源泉徴収されて納税義務は完了する。参考までに事業所得の場合には、日韓租税条約の規定によって P.E がなければ非課税である。

ロ. P.E の概念

・法人税法の定義

法人税法では“恒久的施設”を“固定事業場”と呼び、以下の通り定める。（法人税法第 94 条 2 項）

- a. 支店、事務所、営業所。
- b. 商店・その他の固定した販売場。
- c. 作業場・工場または倉庫。
- d. 6 ヶ月を超過して存続する建築場所、建設・組立・設置工事の現場またはこれらに関連する監督活動を遂行する場所。
- e. 雇用人を通じて役務を提供する場合で、次の各目の 1 に該当する場所。

（2001.12.31 改正）

- i. 役務の提供が継続される 12 ヶ月の期間中、合計 6 ヶ月を超える期間の間に役務が遂行される場所。
  - ii. 役務の提供が継続される 12 ヶ月の期間中、合計 6 ヶ月を超えない場合で、類似した種類の役務が 2 年以上継続的・反復的に遂行される場所。
- f. 鉱山・採石場または海底天然資源その他天然資源の探査および採取場所。



・日韓租税条約の定義

日韓租税条約でも同様に“恒久的施設とは事業を行なう一定の場所であって企業がその事業の全部または一部を行なっている場所“をいう。特に次のものを含む。(日韓租税条約第5条)

- a. 事業管理の場所
- b. 支店
- c. 事務所
- d. 工場
- e. 作業所
- f. 鉱山、石油または天然ガスの抗井、採石場、その他天然資源を採取する場所

建築工事現場または建設もしくは据付工事またはこれらに関連する監督活動については、6ヶ月を超える期間存続する場合には“恒久的施設”を構成するものとする。

・例外

ただし、上記の定義に当てはまる固定事業場であっても、法人税法上、固定された事業場の活動が外国法人（本店）の活動の本質から重要ではなく“予備的かつ補助的”な性格を持つ場合、同場所は“固定事業場”にはならない。(法人税法第94条4項)予備的かつ補助的な活動とは次の通りである。

- a. 資産の単純な購入のみに使用する一定の場所
- b. 販売を目的にしない資産の貯蔵または保管のためにのみ使用する一定の場所
- c. 公告・宣伝・情報収集および提供・市場調査その他事業遂行上予備的で補助的な性格を帯びた事業活動を行なうためにのみ使用される一定の場所
- d. 外国法人自身の資産を他人に加工させるためにのみ使用する一定の場所

また、外国為替取引規定でも同様に、“連絡事務所とは国内で収益の発生を目的とする営業活動を営為とはせず、業務連絡、市場調査、研究開発活動等の非営業的機能のみ遂行する事務所を言う。(外国為替取引規定法第7-47条)

以上の結果、連絡事務所は固定事業場とはみなされず法人税の課税対象とはならない。一方、アフターサービスセンター、従属代理人（エージェント）は固定事業場として見なされ、法人税の課税対象となる。

### ③ 帰属主義（Attribution method）と関与性

#### イ. 帰属主義の概念

課税対象事業所得の範囲の決定時に適用する国際租税条約上の概念であって、他方国にある P.E が関与した事業所得に対してのみ他方国が課税権を持つという意味である。ここでの関与というのは、当該事業所得の発生に P.E が Effectively Connected（実質的に関与する）されていることを関与性があるという。

Effectively Connected されるためには人的・物的設備とこれらに関連がある行為が前提となる。

ただし、関与性に対しては韓国国税庁も明確に規定せず、法人税基本通則と例規等を通じて断片的にケース別に示している。

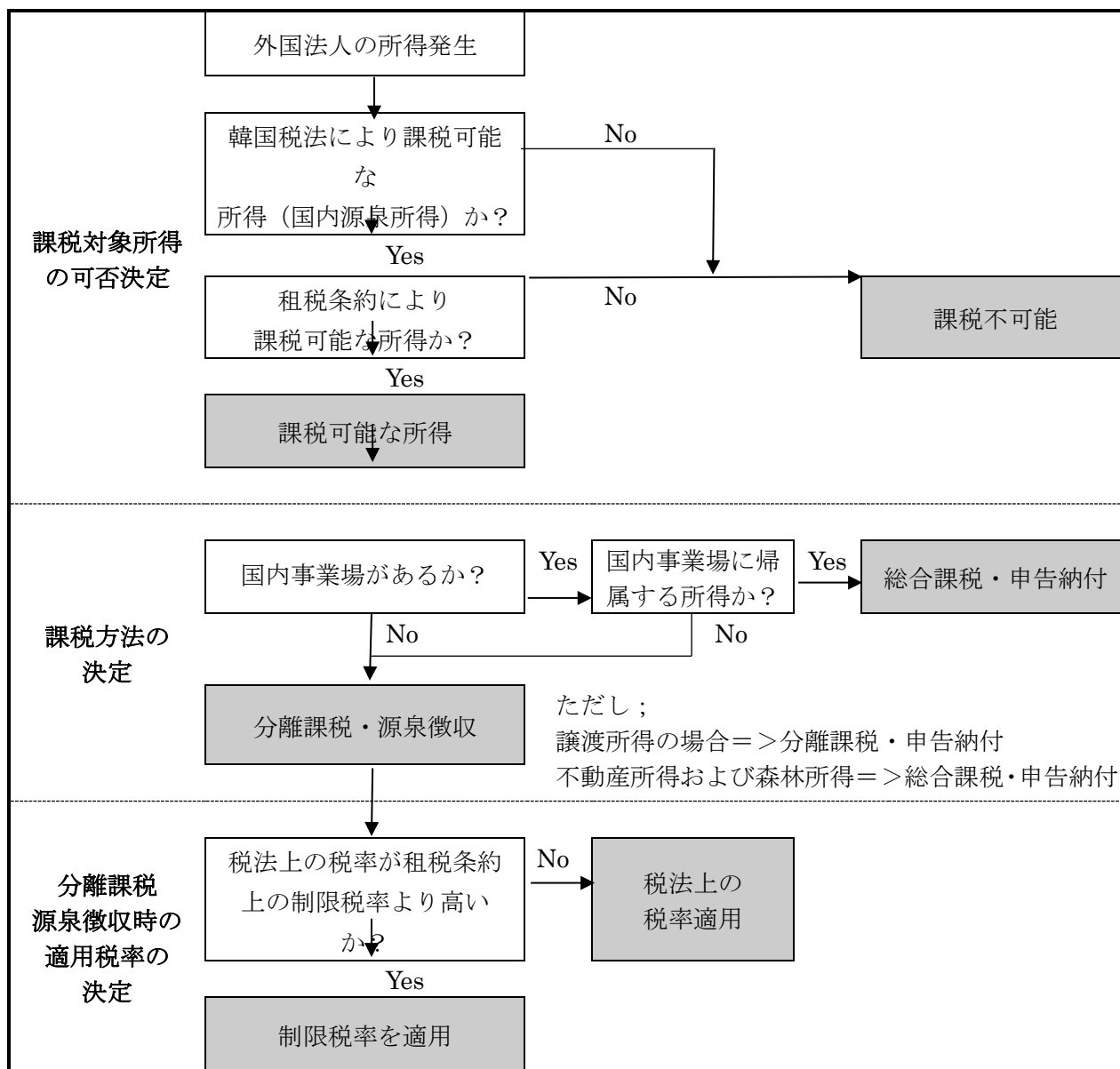
この帰属主義と反対概念の課税対象事業所得の範囲決定方法が旧日韓租税条約上に定められた総括主義（Entire Method）である。これは他方国にある P.E が関与したかを問わず当該外国法人が他方国から受取ったすべての事業所得に対して他方国が課税権を持つという概念である。

#### ロ. 帰属主義に対する参考例規

支店の販売所得について 1999 年 11 月と 2001 年 1 月 17 日の国税庁の有権解釈を見ると、支店が本社のために単純に韓国内での販売促進等の機能のみ遂行する場合はコミッション収入のみ支店の申告課税所得になると解釈されるが、支店が国内需要者と価格、品質、数量、決済条件等の主な販売条件の 1 つまたは 2 つ以上に関し交渉する場合はこれを支店の活動である（すなわち、販売所得として申告しなければならない）と解釈している。

④ 外国法人の国内 P.E の課税関係の判断体系

前述の 1) ～3) まで説明した内容を総合的に整理すると以下の表の通りである。



注) 非営利外国法人は、国内源泉所得のうち収益事業において発生した所得のみ課税所得となる

## 2) 業種別の法人所得計算

### ① 支店の販売所得の計算実例

販売業所得の計算算式は次の通りである。

売上 100、本店の購入価格 60、正常価格に修正した売上原価 66、支店経費 4、本店経費配分 10 と仮定する。参考までに製造業販売所得の論理も同じである。製造業の場合は製造所得を本店の販売所得に加えて本店に配分する論理である。

科 目	売上原価を正常価格で 申告する時		売上原価を本店購入価格で 申告する時	
支 店 売 上	100		100	
支 店 売 上 原 価	66		60	
売 上 総 利 益	34	イ.およびロ.参考	40	
支 店 経 費	(4)	ハ.参考	(4)	
本 店 経 費 配 賦	(10)	ニ.参考	(10)	
課 税 所 得	20		26	
機 能 分 析 に よ る 本 店 帰 属 所 得	-		(6)	ホ.参考
支店の国内源泉所得 (各事業年度所得)	20		20	

#### イ. 支店の販売売上

##### ・ 支店売上金額

現在までに韓国へ進出している日系企業を見ると支店が直接購入して支店が直接販売する（いわゆる“Stock Sale”）ケースは少なく、支店は本店のため販売活動を支援するのが一般的である。このため、支店の売上金額は、支店が関与した本店の対韓販売高のみになる。

##### ・ 帰属主義

本店の対韓販売取引（すなわち、法人税法第 93 条第 1 項第 1 号の国内源泉所得）のうち、支店（P.E）が関与した取引のみ申告対象販売取引とする。（日韓租税条約第 7 条）

##### ・ 単純購買非課税

支店が本店の要請によって韓国内で購入し本店に運送した単純購買取引は、支店の売上として計上されても非課税となる（日韓租税条約第 7 条）。この際単純購買取引明細書が必要である。

##### ・ 国内税法の適用

売上の収益認識時点（売上計上事業年度の決定基準）とその他の売上額の決定方法に

関しては国内法人税法の内国法人に該当する部分と国際租税調整に関する法律のうち該当する部分が適用される。

ロ. 売上原価の正常価格算出方法

・支店の売上原価に対しては原則的に本店の製造原価または仕入原価をそのまま支店の売上原価とせず、日本法人の本店が韓国内需要者に販売した価格で国内支店に販売したと見なして国税法第5条および同法施行令第4条の規定による正常価格を適用・算定する。

・その他支店の売上原価算定において正常価格の算出ができない場合には本店および支店が遂行した機能を分析して正常価格の算定または所得の配分をするかあるいは本店からの原価に関する資料が確保し難い場合は収入金額に標準所得率を適用して所得金額を算出する。

上記の説明は今現在国税庁が取っている方針である。

ハ. 支店の経費

支店で発生した経費のうち、税務上否認金額と本店のために単純購買する時にかかった支店経費は否認される。

ニ. 本店経費配分

・ 個別直接経費の直接配分

個別直接経費は韓国支店と本店の非関連店（韓国販売所得と関係ないとの意味）に以下の基準で直接配分する。

(a) 関連部署の除外

- ・ 海外支店のすべて
- ・ 日本国内支店のすべて
- ・ そして本店部署のうち、総務部、経理部、企画管理部、海外部、機械・精密加工品部、監査室を除いたすべての部署の経費は除外する。

(b) 対韓販売と関係ない費目は除外する。

- ・ 日本の税務上否認された経費
- ・ 下記のものは対韓販売と関係ない費用の例である。
  - － 役員関連人件費　：　部署別の人件費比率で割当て、対韓販売と関連性のない部署の役員関連人件費を除く。
  - － 販売促進費　　：　日本国内販売と関連性のある販売促進費は除く。

- －租税公課 : 本店と関連店（対韓販売と）以外の支店の部分は除く。
- －リース料 : 本店と関連店以外の資産のリース料は除く。
- －交際費 : すべて除く。
- －地代家賃 : 本店と関連店以外の資産の地代家賃は除く。
- －広告宣伝費 : 日本国内販売のための広告宣伝費は除く。
- －寄付金 : 対韓販売と関係ない寄付金は除く。
- －貸倒損失 : 対韓販売と関係ない貸倒損失は除く。
- －本店の会計監査費 : 除く。

・ 共通本店経費の配分

個別直接経費を除いた残りの共通本店経費は国税庁告示第 2009-90 号、2009 年 9 月 1 日付外国企業本店等の共通経費配分方法および提出書類に関する告示によって韓国支店に配分する。

ホ. 機能分析による本店帰属所得計算方法

課税所得×本店機能の比率（この場合は約 23%と見た）

もし支店の売上原価を国際租税調整に関する法律第 4 条および第 5 条によって正常価格に変更できない場合にはその他の合理的な方法の 1 つとして機能分析によって本店帰属所得を支店課税所得から除外する必要がある。その算式の例は次の通りである。

$$26 \times \frac{23}{100} = 5.98 \approx 6$$

機能分析は本支店の役割を分析して計算する。

この機能分析の意味は支店が関与しなかった製造所得と購入、保管、船積、資金調整、その他支店販売所得に寄与した本店所得を計算するため当該取引の最初から販売代価の回収までの全体フローを分析して本店の役割と支店の役割の加重値を計算する作業をいう。

### 3. 租税減免を受ける外国人投資企業の特有事項

#### 1) 外国人投資促進法による外国人投資に関する租税減免

##### ① 減免対象事業および基準

減免対象事業の種類 (租税特例制限法第 121 条の 2 第 1 項)	減免基準
<p>(1) 国内産業の国際競争力強化に緊要な産業支援サービス業および高度の技術を随伴する事業（租税特例制限法第 121 条の 2 第 1 項第 1 号）</p>	<p>(租税特例制限法施行令第 116 条の 2 第 1 項、第 2 項)</p> <p>一 企画財政部長官が年 1 回以上外国人投資促進法第 27 条の規定による外国人投資委員会の審議を経て定める産業支援サービス業または高度の技術を随伴する事業を営むために工場施設（韓国標準産業分類上の製造業以外の事業の場合には事業場をいう。）を設置または運営する場合とする。（2012.2.2.改正）</p> <p>1. 前提条件</p> <p>上記の事業（産業支援サービス業として韓国標準産業分類上の研究および開発業に該当する場合を除く）は次の各号の技術を随伴する事業でなければならない。</p> <p>一 国民経済に対する経済的または技術的波及効果が大きく、産業構造の高度化と産業競争力の強化に緊要な技術</p> <p>一 国内に最初に導入された日（外国人投資促進法により当該技術を随伴する外国人投資の申告日と外国人投資企業が技術導入契約上当該技術の所有者にその技術の使用対価を最初に支払うことにした日のいずれか早い日をいう。）から 3 年が経過していない技術であるか 3 年が経過した技術ですでに導入された技術より経済的効果または技術的性能が優れる技術</p> <p>一 当該技術が所要される工程が主に国内で行われる技術</p>
<p>(2) 外国人投資促進法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による外国人投資地域に入居する外国人投資企業が営む事業（租税特例制限法第 121 条の 2 第 1 項第 2 号）</p>	<p>(租税特例制限法施行令第 116 条の 2 第 3 項)</p> <p>一 外国人投資促進法第 18 条第 1 項 2 号の規定による外国人投資地域（以下“外国人投資地域”という。）内で新たに施設を設置するもので、次の各号の 1 に該当するものとする。（2010.12.30.改正）</p> <p>1. 外国人投資金額の米貨 3 千万ドル以上で、次の各項目のいずれかに該当する事業を営むために新たに工場施設を設置する場合（2013.2.15.改正）</p> <p>イ. 製造業</p> <p>ロ. コンピュータプログラミング、システム統合および</p>

減免対象事業の種類 (租税特例制限法第 121 条の 2 第 1 項)	減免基準
	<p>管理業</p> <p>ハ. 資料処理・ホスティングおよび関連サービス業</p> <p>2. 外国人投資金額が米貨 2 千万ドル以上で、次の各目の 1 に該当する事業を営むための施設を新たに設置する場合 (2008.2.22.改正)</p> <p>イ. 観光振興法施行令第 2 条第 1 項第 2 号イ目乃至ハ目の規定による観光ホテル業および水上観光ホテル業および韓国伝統ホテル業 (2008.2.22.改正)</p> <p>ロ. 観光振興法施行令第 2 条第 1 項第 3 号イ目およびロ目の規定による専門休養業、総合休養業および同条第 5 号イ目の規定による総合遊園施設業 (2008.2.22.改正)</p> <p>ハ. 国際会議産業育成に関する法律第 2 条第 3 号の規定による国際会議施設</p> <p>ニ. 観光振興法第 3 条第 1 項第 2 号ナ目による休養コンドミニアム (2010.2.18.新設)</p> <p>ホ. 青少年活動振興法第 10 条第 1 号による青少年研修施設 (2010.2.18.新設)</p> <p>3. 外国人投資金額が米貨 1 千万ドル以上で、次の各目の 1 に該当する事業を営むための施設を新たに設置する場合 (2003.12.30.改正)</p> <p>イ. 物流施設の開発および運営に関する法律第 2 条第 4 号による複合物流ターミナル事業 (2009.2.4.改正)</p> <p>ロ. 流通産業発展法第 2 条第 15 号の規定による共同集配送センターを造成して営む事業 (2003.12.30.改正)</p> <p>ハ. 港湾法第 2 条第 5 号の規定による港湾施設を営む事業と同条第 7 号の規定による港湾背後団地で営む物流産業 (2009.12.14.改正)</p> <p>ニ. 航空法第 2 条第 8 号の規定による空港施設を営む事業および同条第 9 号の規定による空港区域内で営む物流産業 (2009.9.9.改正)</p> <p>ホ. 社会基盤施設に対する民間投資法第 2 条第 5 号の規定による民間投資事業のうち同法第 2 条第 3 号の規定による帰属施設を造成する事業 (2005.3.8.改正)</p> <p>4. 第 1 項の各号の一つの規定による事業(以下この号では“事業”という。)のための研究開発活動を遂行する為研</p>



減免対象事業の種類 (租税特例制限法第 121 条の 2 第 1 項)	減免基準
	<p>究施設を新たに設置するかまたは増設する場合で、次の各目の要件を満たす場合 (2005.2.19.改正)</p> <p>イ. 外国人投資金額が米貨 2 百万ドル以上であること (2008.2.22.改正)</p> <p>ロ. 事業と関連する分野の修士以上の学位を持つ者で、3 年以上の研究経歴を持つ研究担当人材の常時雇用規模が 10 人以上であること (2003.12.30.改正)</p> <p>5. 同一な外国人投資地域に入居する 2 以上の外国人投資企業が営む事業として次の各目の要件を満たす場合 (2005.2.19 改正)</p> <p>イ. 外国人投資金額の合計額が米貨 3 千万ドル以上であること</p> <p>ロ. 第 1 号乃至第 4 号で規定する事業を営むための施設を新たに設置する場合であること</p>
<p>(3) 経済自由区域に入居する外国人投資企業が営む事業 (租税特例制限法第 121 条の 2 第 1 項第 2 の 2 号) (2003.12.30.新設)</p>	<p>(租税特例制限法施行令第 116 条の 2 第 5 項) (2010.12.30.改正)</p> <p>一 経済自由区域の指定および運営に関する法律第 2 条第 1 号の規定による経済自由区域内で新たに施設を設置するもので、次の各号の 1 に該当するものとする。</p> <p>1. 外国人投資金額が米貨 1 千万ドル以上で、製造業を営むために新たに工場施設を設置する場合</p> <p>2. 外国人投資金額が米貨 1 千万ドル以上で、第 3 項第 2 号の各目の 1 に該当する事業を営む為施設を新たに設置する場合</p> <p>3. 外国人投資金額が米貨 5 百万ドル以上で、第 3 項第 3 号イ目ないしロ目の 1 に該当する事業を営む為施設を新たに設置する場合</p> <p>4. 外国人投資金額が米貨 5 百万ドル以上で経済自由区域の指定および運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定によって新しく医療機関を開設する場合 (2009.7.30.改正)</p> <p>5. 第 1 項各号の一つによる事業のための研究開発活動を遂行するため、研究施設を新しく設置するか、または増設する場合でかつ次の各目の要件をすべて満たす場合 (2008.2.22.新設)</p> <p>イ. 外国人投資金額が米貨 1 百万ドル以上であること</p>

減免対象事業の種類 (租税特例制限法第 121 条の 2 第 1 項)	減免基準
	<p>ロ. 事業に関連した分野の修士以上の学位がある者として 3 年以上研究経歴がある者を常時 10 人以上雇用すること</p> <p>6. 外国人投資金額が米貨 1 千万ドル以上でかつ次の各目のいずれかに該当する事業を営為するために施設を新たに設置する場合 (2012.2.2.新設)</p> <p>イ. エンジニアリング事業</p> <p>ロ. 電気通信業</p> <p>ハ. コンピュータープログラミング、システム統合および管理業</p> <p>ニ. 情報サービス業</p> <p>ホ. その他科学技術サービス業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 映画・ビデオ物および放送プログラム制作業、映画・ビデオ物および放送プログラム制作関連サービス業、録音施設運営業、音楽およびその他オーディオ物出版業</li> <li>・ ゲームソフトウェア開発および供給業</li> <li>・ 公演施設運営業、公演団体、その他創作および芸術関連サービス業</li> </ul>
<p>(4) 経済自由区域開発事業施行者に該当する外国人投資企業が営む事業 (租税特例制限法第 121 条の 2 第 1 項第 2 の 3 号) (2011.4.4.改正)</p>	<p>(租税特例制限法施行令第 116 条の 2 第 6 項) (2010.12.30.改正)</p> <p>一 経済自由区域の指定および運営に関する法律第 6 条の規定による経済自由区域開発計画により経済自由区域を開発するために企画・金融・設計・建築・マーケティング・賃貸・分譲等を一括的に行う開発事業でかつ次の各号の一つに該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国人投資金額が米貨 3 千万ドル以上である場合</li> <li>2. 外国人投資比率が 100 分の 50 以上で、当該経済自由区域の総開発事業費が米貨 5 億ドル以上である場合</li> </ol>
<p>(5) 濟州投資振興地区の開発事業施行者に該当する外国人投資企業が営む事業 (租税特例制限法第 121 条の 2 第 1 項第 2 の 4 号) (2006.2.21.改正)</p>	<p>(租税特例制限法施行令第 116 条の 2 第 7 項) (2010.12.30.改正)</p> <p>一 濟州国際自由都市特別法第 217 条の規定による濟州投資振興地区を開発するための企画・金融・設計・建築・マーケティング・賃貸・分譲等を一括的に行う開発事業でかつ次の各号の一つに該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国人投資金額が米貨 1 千万ドル以上である場合</li> </ol>

減免対象事業の種類 (租税特例制限法第 121 条の 2 第 1 項)	減免基準
	2. 外国人投資比率が 100 分の 50 以上で、当該済州投資振興地区の総開発事業費が米貨 1 億ドル以上である場合
(6) 外国人投資促進法第 18 条第 1 項第 1 号の規定による外国人投資地域に入居する外国人投資企業が営む事業 (租税特例制限法第 121 条の 2 第 1 項 2 の 5) (2004.12.31.新設)	(租税特例制限法施行令第 116 条の 2 第 16 項) 外国人投資促進法第 18 条第 1 項第 1 号の規定による外国人投資地域内で新たに施設を設置することで、次の各号の一つに該当することとする。(2010.12.30.改正) i. 外国人投資金額が米貨 1 千万ドル以上で、製造業を営むために新たに工場施設を設置する場合 ii. 外国人投資金額が米貨 5 百万ドル以上で、第 3 項第 3 号イ目ないしハ目の一つに該当する事業を営むための施設を新たに設置する場合
(7) 企業都市開発特別法第 2 条第 2 号の規定による企業都市開発区域に入居する外国人投資企業が営む事業 (租税特例制限法第 121 条の 2 第 1 項 2 の 6) (2004.12.31.新設)	(租税特例制限法施行令第 116 条の 2 第 17 項) 外国人投資の場合、投資金額が米貨 1 千万ドル以上 (第 4 号の場合米貨 2 百万ドル、第 9 号の場合米貨 5 百万ドル以上をいう) であり、内国人投資の場合、投資金額が 100 億ウォン以上 (第 4 号の場合 20 億、第 9 号の場合 50 億以上をいう) で、「企業都市開発特別法」第 2 条第 2 号の規定による企業都市開発区域内で次の各号の一つに該当する事業を営むために施設を新たに設置する場合を言い、法第 121 条の 2 第 2 項の規定による減免対象となる事業を営むことにより発生した所得は企業都市開発区域内に設置された施設から直接発生した所得に限る。(2012.2.2.改正) 1. 製造業 2. 研究開発業 3. 第 116 条の 2 第 3 項第 3 号イ目ないしハ目に該当する事業 4. 第 116 条の 2 第 5 項第 6 号各項目のいずれかに該当する事業 5. 第 116 条の 15 第 1 項第 1 号および第 3 号乃至第 6 号に該当する事業
(8) 企業都市開発特別法第 10 条第 1 項の規定により企業都市開発事業の施行地として指定された外国人投資企業が営む事業として同法第 2 条第 3 号の規定による企業	(租税特例制限法施行令第 116 条の 2 第 18 項) 企業都市開発特別法第 11 条の規定による企業都市開発計画により企業都市開発区域を開発するための開発事業でかつ次の各号の一つに該当することをいう。(2010.12.30.改正) 1. 外国人投資金額が米貨 3 千万ドル以上である場合

減免対象事業の種類 (租税特例制限法第 121 条の 2 第 1 項)	減免基準
都市開発事業 (租税特例制限法第 121 条の 2 第 1 項 2 の 7) (2004.12.31.新設)	2.外国人投資比率が 100 分の 50 以上で、当該企業都市開発区域の総開発事業費が米貨 5 億ドル以上である場合
(9) その他外国人投資誘致の為 租税減免が不可避な事業 (租税特 例制限法第 121 条の 2 第 1 項第 3 号)	(租税特例制限法施行令第 116 条の 2 第 9 項、2010.2.18. 改正) 一租税減免が不可避な事業は次の各号の 1 に該当する事業 とする。 1.自由貿易地域の指定および運営に関する法律第 10 条第 1 項第 1 号の規定による入居企業体の事業であること(製造 業に限定) 2.自由貿易地域の指定および運営に関する法律第 10 条第 1 項第 5 号の規定による入居企業体の事業

② 減免内容

・ 直接投資の場合

上記①の租税減免対象事業に投資した外国人投資企業は下記の通り租税減免を受ける。

税 目	減 免 内 容
法人税または所得税	(租税特例制限法第 121 条の 2 第 2 項) 1.減免対象となる事業を営むことにより発生した所得に限って減免するが、 当該事業を開始した後、当該事業から最初に所得が発生した課税年度 (事 業開始日から 5 年になる日が属する課税年度まで当該事業から所得が発生 しない時には 5 年になる日が属する課税年度) から 5 年以内に終了する課 税年度においては法所定の算式により計算された減免対象税額の全額を、 その後 2 年以内に終了する課税年度においては減免対象税額の 100 分の 50 に相当する税額を減免する。ただし、経済自由区域に入居する外国人投 資企業が営む事業、経済自由区域、済州投資振興地区および企業都市の開 発事業施行者に該当する外国人投資企業が営む事業、外国人投資促進法第 18 条第 1 項第 1 号規定による外国人投資地域および企業都市開発都市特別 法第 2 条第 2 号の規定による企業都市開発区域に入居する外国人投資企業 が営む事業、その他外国人投資誘致のために租税減免が不可避な事業から 発生した所得に対しては当該事業を開始した後当該事業から最初に所得が 発生した課税年度 (事業開始日から 5 年になる日が属する課税年度まで当 該事業から所得が発生しない時には 5 年になる日が属する課税年度) から 3 年以内に終了する課税年度においては減免対象税額の全額を、その後 2

税 目	減 免 内 容
	<p>年以内に終了する課税年度においては減免対象税額の 100 分の 50 に相当する税額を各々減免する。(2011.12.31.改正)</p> <p>2.減免税額の算式</p> $\text{減免税額} = \text{算出税額} \frac{\text{減免対象事業課税標準}}{\text{総課税標準}} \times \text{減免比率}$
	$\text{減免比率} = \text{外国人投資比率} \times \text{当該年度減免率}$ $\text{外国人投資比率} = \frac{\text{減免対象外国人投資家の資本金}}{\text{総資本金}}$
<p>取得税、登録税、 財産税、土地に対する 財産税</p>	<p>(租税特例制限法第 121 条の 2 第 4 項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>外国人投資企業が申告した事業（第 1 項第 2 号イ、第 2 号の 8 および第 2 号の 9 による減免対象になる事業は除く）を営む為取得・保有する財産に対する取得税・財産税は法所定の算出減免税額を法人税または所得税の減免期間の間に同じ比率で減免し、土地に対する財産税は当該企業の法人税または所得税の減免比率と同じ課税標準から控除する。(2014.1.1.改正)</li> <li>法所定の算出減免税額（控除額）：算出税額（課税標準）×外国人投資比率×減免比率（100%または 50%）</li> <li>ただし、地方自治団体が地方税法第 9 条の規定による条例が定めるところにより減免期間または控除期間を 15 年まで延長するか延長した期間内で減免比率または控除比率を高めた時には上記の期間および比率にかかわらず、地方自治団体が定めた期間および比率による。</li> </ol>
<p>関税、特別消費税、付 加価値税</p>	<p>(租税特例制限法第 121 条の 3)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>租税減免対象事業のうち国内産業の国際競争力強化に緊要な産業支援サービス業および高度な技術を随伴する事業および外国人投資促進法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による外国人投資地域に入居する外国人投資企業が営む事業に所要される次の各号の資本財のうち租税減免事業に直接使用されるもので、外国人投資促進法第 5 条の規定による申告をした日から 5 年（工場設立承認の遅延その他止むを得ない事由により上記の期間以内に輸入申告の完了ができない場合で、その期間が終了する前に企画財政部長官に延長申請をして承認を受けた場合は 6 年とする)以内に関税法による輸入申告が完了されたものに対して関税、特別消費税、付加価値税を免除する。(2010. 2.18 改正) <ol style="list-style-type: none"> <li>外国人投資企業が外国人投資家から出資を受けた対外支払手段または内国支払手段として導入する資本財</li> <li>外国人投資家が外国人投資促進法第 2 条第 1 項第 8 号に該当する出資目的物として導入する資本財</li> </ol> </li> <li>上記で列挙した資本財が租税減免対象事業のうち経済自由区域に入居する外国人投資企業、経済自由区域開発事業施行者および済州投資振興地区の</li> </ol>

税 目	減 免 内 容
	<p>開発事業施行者に該当する外国人投資企業が営む事業、外国人投資促進法第 18 条第 1 項第 1 号の規定による外国人投資地域に入居する外国人投資企業が営む事業とその他外国人投資誘致の為租税減免が不可避な事業に所要される場合には関税を免除する。(2010.1.1.改正)</p> <p>3.ただし、同税額の免除を受けるためには免除申請をしなければならない。</p>

・事業譲受渡方式による投資の場合（租税特例制限法第 121 条の 2 の第 12 項）

外国人投資家が事業に関する権利と義務を包括的または部分的に承継する事業譲受渡方法によって外国人投資をした場合の減免内容は上記①の直接投資に比べて以下のように減免率と減免期間が短縮される。

区 分	直接投資の場合		事業譲受渡の場合	
法人税および 所得 税	100%	(5 年間) *	50%	(3 年間)
	50%	(2 年間) *	30%	(2 年間)
配 当 税	100%	(5 年間)	50%	(3 年間)
	50%	(2 年間)	30%	(2 年間)
地 方 税	100%	(5 年間)	50%	(3 年間)
	50%	(2 年間)	30%	(2 年間)

\*経済自由区域に入居する外国人投資企業が営む事業、経済自由区域、濟州投資振興機構および企業都市の開発事業施行者に該当する外国人投資企業が営む事業、外国人投資促進法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による外国人投資地域および企業都市開発特別法第 2 条第 2 号の規定による企業都市開発区域、その他外国人投資誘致の為租税減免が不可避な事業の場合は、各々3年と2年。

③ 減免申請手続

内 容	法人税および 所得税、配当税	資本財に対する 所得税、登録税、 財産税	資本財に対する関税、 特別消費税、付加価値税
申告機関	(租税特例制限法第 121 条の 2 の第 6 項) ・ 企画財政部長官 ・ ただし、外国人投資申告と同時に申請する際には知識経済部長官が委任した外国為替銀行長	(租税特例制限法第 121 条の 2 の第 6 項) ・ 企画財政部長官 ・ ただし、外国人投資申告と同時に申請する際には知識経済部長官が委任した外国為替銀行長	・ 所管税関長
申告期限	・ 外国人投資の事業開始日が属する課税年度の終了日まで。 ・ 増資の場合には増資による外国人投資申告の申告日から 2 年になる日まで ・ 既減免申請内容の変更申請は変更事由発生日から 2 年になる日まで ・ 一般的には外国人投資申告と同時に申請する。	同左	・ 当該資本財の輸入通関前まで
申請書類	(租税特例制限法施行規則第 51 条の 3) ① 租税減免申請書 3 部 (別紙第 80 号書式) ② 租税減免申請時の添付書類 － 当該技術に関する説明書 － 当該技術で生産または供給する製品・サービスの活用範囲を記した書類 － 生産方式および工程表(製造技術に限る) － 経済的効果または技術的性能を証憑する資料 ・ 同種または類似製品と比較した性能、品質・費用節減に関する書類 － 高度技術であることを証憑するその他の資料 ・ 工業所有権、認証書・試験合格書、技術開発関連資料、第三国供与実績等	同左	(租税特例制限法施行規則第 51 条の 5) ・ 関税、特別消費税、付加価値税免除申請書 (別紙第 83 号書式) ・ 法人税等減免対象であることを証明する書類の写し 1 部 (租税減免決定通知書) ・ 資本財等導入物品明細の検討・確認申請書の写し 1 部 (別紙第 24 号書式)  ・ 出資目的物として導入されたことを証明する書類の写し 1 部 (導入物品明細確認書)

内 容	法人税および 所得税、配当税	資本財に対する 所得税、登録税、 財産税	資本財に対する関税、 特別消費税、付加価値税
処理期間	・ 減免申請日から 20 日以内 ・ ただし、減免の可否決定に長期 間を要する場合には 20 日の範囲 で延長可能。(租税特例制限法施 行令第 116 条の 3)	同左	・ 特定されていない。
租税減免 開始日	・ 最初の所得発生課税年度と事業 開始日が属する課税年度から 5 年になる日が属する課税年度の うち、早く到来する課税年度	事業開始日	

#### ④ その他の租税減免適用事例

##### イ. 増資の租税減免

- ・ 外国人投資企業が増資する場合に、当該増資分に対する租税減免（関税を含む）は最初の投資の場合と同様、関連の租税減免規定を準用する。
- ・ 準備金、再評価積立金その他積立金の資本繰入による増資の場合、増資分に対する租税減免は既存株式の減免の例に従ってその減免期間の残余期間と減免比率によって減免する。
- ・ ただし、外国人投資企業が有償減資をしてから 5 年以内に増資して租税減免申請をする場合、純増加部分に対する外国人投資比率に限り減免する。

$$\text{減免税額} = \frac{\text{算出税額} \times \text{減免対象事業の課税標準}}{\text{総課税標準}} \times \text{減免比率}$$

$$\text{減免比率} = \frac{(\text{増資前外資} \times \text{減免率} + \text{増資時の外資} \times \text{減免率})}{\text{総資本金}}$$

$$\text{外国人投資比率} = \frac{\text{減免対象外国人投資家の資本金}}{\text{総資本金}}$$

##### ロ. 既存外国人投資企業の事業変更に対する租税減免

租税減免期間中に事業内容を変更する場合、変更された事業内容に対して租税減免の決定を受けて残余減免期間に租税減免を受けることができる。(租税特例制限法第 121 条の 2 第 6 項)

##### ア. 既存株式等の取得に対する租税減免の排除

既存株式等の取得の場合と外国の有価証券市場に上場または登録された外国法人の



株式および外国為替取引法により外国人が有している株式を出資目的物として出資する場合、租税減免はできない。(租税特例制限法第 121 条の 2 第 9 項)

⑤ 租税減免の事前確認制度（租税特例制限法第 121 条の 2 第 7 項）

イ. 目的

外国人投資家が投資する事業が租税減免対象であるか否かを、外国人投資申告前に申請し確認することができる制度である。従来（1999 年 5 月以前）は外国人投資申告以降でなければ租税減免申請ができなかった。

ロ. 申請機関

企画財政部長官

ハ. 申請書類（租税特例制限法施行規則第 51 条の 3 第 2 項）

- ・租税減免対象の該当可否の事前確認申請書 3 部
- ・租税減免対象の該当可否を証明する書類

ニ. 処理期間（租税特例制限法施行令第 116 条の 3）

事前確認申請日から 20 日以内に減免の可否を通知しなければならず、非減免対象事業として決定する時には決定予告通知をしなければならない。（2008.2.29.改正）

ホ. 効果

租税減免対象に該当するもので事前確認を受けた時には、外国人投資申告の後に別途の租税減免決定を受けなくても良い。

⑥ 事業開始申告（租税特例制限法施行令第 116 条の 4）

事業開始日以前に租税減免の決定を受けた外国人投資企業は事業開始日から 20 日以内に所轄税務署に申告しなければならない。

⑦ 遅延租税減免申請の効果（租税特例制限法第 121 条の 2 第 10 項）

外国人投資企業が租税減免申請期限が経過した後に減免申請をして減免決定を受けた場合には、その減免申請日が属する課税年度とその後の残余減免期間に限って租税減免を適用する。この場合、外国人投資企業が租税減免を受ける前に納付した税額がある時には、当該税額は還付しないこととする。（2014.1.1 改正）

## 2) その他の法律による外国人投資に関する租税の減免

(2002年4月20日法律第6689号により新設)

韓国政府は濟州国際自由都市特別法と自由貿易指定等に関する法律等の法律を制定して次々に韓国の主要都市を非関税租税軽減地域化し、外国人投資または内国人投資を促進している。ここでは参考までに濟州島への投資に対する租税減免内容を紹介する。

減免対象	減 免 基 準	減 免 内 容
<p>(1) 濟州先端科学技術団地入居企業（租税特例制限法第121条の8：(2010.1.1.改正)</p>	<p>(租税特例制限法施行令第116条の14)</p> <p>1) 下記の事業（以下“減免対象事業”）を営むこと</p> <p>① 生命工学育成法第2条の規定による生命工学と関連した産業（種子および苗木生産業、水産物の孵化および種苗生産業を含む）</p> <p>② 情報化促進基本法第2条第3号の規定による情報通信と関連した産業</p> <p>③ 情報通信網利用促進および情報保護に関する法律第2条第1項第2号による情報通信サービスを提供する事業（2012.2.2.新設）</p> <p>④ 産業発展法第5条第1項の規定により知識経済部長官が告示した先端技術および先端製品と関連した産業</p> <p>2) 税額減免申請書を提出すること</p> <p>法人税または所得税の減免を受けようとする者は課税標準申告と共に企画財政部令が定める税額減免申請書を納税地管轄税務署長に提出しなければならない。</p>	<p>1) 法人税または所得税</p> <p>減免対象事業から発生した所得に対して事業開始日以後当該事業から最初に所得が発生した課税年度（事業開始日から5年になる日が属する課税年度まで該当事業から所得が発生しない時には5年になる日が属する課税年度）の開始日から3年以内に終了する課税年度においての法人税または所得税は100分の100に相当する税額を、その次の2年以内に終了する課税年度においては100分の50に相当する税額を減免する（租税特例制限法第121条の8、2010.1.1.改正）</p> <p>2) 濟州先端科学技術団地入居企業の輸入物品に対する関税の免除</p> <p>濟州先端科学技術団地入居企業が研究開発に使用するため2015年12月31日まで輸入する物品（関税法第90条第1項第5号の規定により関税が減免される物品）に対しては関税を減免する。（租税特例制限法第121条の10、2013.12.31.改正）</p>
<p>(2) 濟州投資振興地区または濟州自由貿易地域入居企業（租税特例制限法第121条の9、2010.12.27.改正）</p>	<p>(租税特例制限法施行令第116条の15)</p> <p>1) 濟州国際自由都市特別法第42条の規定により指定される濟州投資振興地区への投資の場合</p> <p>① 総事業費が米貨5百万ドル以上でかつ次に該当する事業を営むための施設を新たに設置するもの（2010.12.30.改正）</p>	<p>1) 法人税または所得税の減免</p> <p>濟州投資振興地区または濟州自由貿易企業の入居企業が営む減免対象事業から発生した所得に対して事業開始日以後当該事業で最初に所得が発生した課税年度（事業開始日から5年になる日が属する課税年度まで該当事業から所得が発生しない時には5年になる日が属する課税年度）の開</p>

減免対象	減 免 基 準	減 免 内 容
	<p>－観光振興法施行令第 2 条の規定による観光ホテル業・水上観光ホテル業・韓国伝統ホテル業・総合休養業（体育施設の設置・利用に関する法律第 10 条第 1 項第 1 号の規定による登録体育施設業のうちゴルフ場業は除く）、専門休養業（体育施設の設置・利用に関する法律第 10 条第 1 項第 1 号の規定による登録体育施設業のうちゴルフ場業は除く。）、観光遊覧船業、観光公演場業、総合遊園施設業および国際会議施設業を営むための事業</p> <p>－文化産業振興基本法第 2 条第 1 号の規定による文化事業を営む事業</p> <p>－老人福祉法第 31 条の規定による老人福祉施設を営む事業</p> <p>－青少年活動振興法第 10 条第 1 号の規定による青少年修練施設を営む事業</p> <p>－軌道運送法第 2 条第 7 号による軌道事業</p> <p>－新エネルギーおよび再生エネルギー開発・利用・普及促進法第 2 条第 1 号の規定による新・再生エネルギーを利用して電気を生産する事業（2005.8.31.改正）</p> <p>－濟州特別自治道の設置および国際自由都市造成のための特別法第 182 条による外国教育機関、第 186 条による自律学校および第 187 条による国際高校および第 189 条の 4 による国際学校を運営する事業（2012.2.2.改正）</p> <p>－濟州特別自治道の設置および国際自由都市造成のための特別法による医療機関および「医療法第 33 条により開設された医療機関（医院・歯科医院・漢方医院および助産院は除外する）を運営する事業（2008.2.22.改正）</p> <p>－建築法施行令別表 1 第 10 号ナ目による教育院（研修院、その他これと類似するものを含む。）を運営する事業（2007.2.28.新設）</p> <p>－産業発展法第 5 条による先端技術を活用した産業（電子・電気・情報・</p>	<p>始日から 3 年以内に終了する課税年度に対しては法人税または所得税の 100 分の 100 に相当する税額を、その次の 2 年以内に終了する課税年度に対しては法人税または所得税の 100 分の 50 に相当する税額を各々減免する。（租税特例制限法第 121 条の 9 第 2 項、2010.1.1.改正）</p> <p>2) 地方税の減免</p> <p>濟州投資振興地区または濟州自由貿易地域の減免対象事業に直接使用するため取得・保有する財産税に対しては次の各号の区分により取得税・財産税を減免するかまたはその課税標準から一定の金額を控除する。ただし、地方自治団体の条例が定めるところにより減免期間または控除期間を 10 年まで延長するか延長した期間内に減免比率または控除比率を上げた時には同期間および比率に依る。（租税特例制限法第 121 条の 9 第 3 項、2010.12.27.改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得税は税額の全額を各々減免する</li> <li>・財産税は事業開始日から 3 年の間は税額の全額を、その次の 2 年の間は 100 分の 50 に相当する税額を各々減免する。</li> <li>・土地に対する財産税は事業開始日から 3 年の間は当該財産の課税標準全額に相当する金額を、その次の 2 年の間は 100 分の 50 に相当する金額を各々課税標準から控除する。</li> </ul> <p>3) 関税の減免</p> <p>濟州投資振興地区の入居企業が減免対象事業に直接使用するために 2015 年 12 月 31 日まで輸入する資本財（外国人投資促進法第 2 条第 1 項第 9 号の規定による資本財をいい、修理用または改替用物品を除く）のうち大統領令が定める物品に対しては関税を免除する。ただし、外国人投資促進法により外国人投資家または外国人投資企業が外国人投資の目的で輸入する物品を除いては国内製作が困難な物品に限る。（租税特例制限法第 121 条の 11、2013.12.31.改正）</p>

減免対象	減 免 基 準	減 免 内 容
	<p>新物質および生命工学分野に限る。)を運営する事業 (2007.2.28.新設)</p> <p>－保健医療技術振興法第 2 条による保健医療技術に関する研究開発事業および技術情報の提供、コンサルティング、テスト・分析等を通じた保健医療技術に関する研究開発を支援する研究開発サービス業 (2008.2.22.新設)</p> <p>－濟州特別自治道の設置および国際自由都市造成のための特別法第 311 条第 2 項による水産業クラスター内の食料品製造業および飲料製造業 (2010.2.18.新設)</p> <p>2) 自由貿易地域の指定等に関する法律第 4 条の規定により濟州島に指定された自由貿易地域への投資の場合</p> <p>① 総事業費が米貨 1 千万ドル以上であり、当該入居企業の新規の常時雇用規模が 100 名以上でかつ自由貿易地域の指定および運営に関する法律第 10 条第 1 項第 1 号に該当する事業を営むための施設を新たに設置する場合 (2007.2.6.新設)</p> <p>② 総事業費が米貨 5 百万ドル以上であり、自由貿易地域の指定および運営に関する法律第 10 条第 1 項第 3 号に該当する事業を営むための施設を新たに設置する場合 (2005.2.19.改正)</p> <p>3) 法第 121 条の 9 第 1 項第 3 号により法人税・所得税・取得税・登録税および財産税を減免する投資は総開発事業費が 1 千億ウォン以上である場合をいう。(2010.12.30.改正)</p> <p>4) 法第 121 条の 9 第 2 項の規定により法人税または所得税の減免を受けようとする者は課税標準申告と共に企画財政部令が定める税額減免申請書を納税地の管轄税務署長に提出しなければならない。(2010.12.30.改正)</p>	

### 3) 損益の区分計算

- ①法人税およびその他法律により法人税が減免される事業とその他事業を兼営する法人（外国法人を含む）と被合併法人の繰越欠損金の控除を受けようとする合併法人は“区分経理”しなければならない。また、同事業とその他事業別に区分ができない“共通損金”およびその共通損金に対応する“共通益金”を区分計算しなければならない。（法人税法施行令第156条）
- ②なお、法人税申告時に‘所得区分計算書’を作成・添付しなければならない。

#### ① 区分経理

区分経理とは、区分すべき事業または収益別に益金および損金のみならず、資産および負債を法人の帳簿上各々独立した勘定科目で区分して記帳することを言い、事業または収入に共通される益金と損金（共通損益）は例外とする。

#### ② 共通損益の区分計算

##### イ. 共通損益の範囲

- ・ 共通損益は区分経理の対象にならず、事業年度中にはこれを事業別に区分せず1つの勘定科目に記帳し、その後決算時に区分計算方法により減免事業およびその他事業の損益として帰属させる。
- ・ 共通益金は課税標準になるものに限り、共通損金は益金に対応するものとして個別損益でないものとする。
- ・ 減免事業とその他事業に共通で発生する費用または帰属が明らかでない費用は、共通損金に区分する。

##### ロ. 区分計算の基準

- ・ 減免事業とその他事業の共通益金は、減免事業とその他事業の収入金額または売上高に比例して按分計算する。
- ・ 減免事業とその他事業の業種が同じ場合の共通損金は、減免事業とその他事業の収入金額または売上高に比例して按分計算する。
- ・ 減免事業とその他事業の業種が異なる場合の共通損金は、減免事業とその他事業の個別損金額に比例して按分計算する。

### ③ 関連通則

#### 113-156...6 [個別損益・共通損益等の計算]

規則第 25 条第 3 項の規定により法人税が減免される事業とその他事業を兼営する法人の益金と損金の区分計算は法に特別に規定したものを除いては次の通り計算する。  
(2001.11.1.改正)

#### イ. 個別益金

- ・ 売上高または収益金額は所得区分計算の基準であって、これは個別益金として区分する。
- ・ 減免事業または課税事業に直接関連して発生する付随収益は個別益金として区分する。  
以下がその例である。

- (a) 副産物・作業廃物の売上高
- (b) 債務免除益
- (c) 原価差益
- (d) 償却債権取立益
- (e) 支出された損金のうち戻入れた金額
- (f) 準備金および引当金の戻入額

- ・ 営業外収益と特別利益のうち課税事業の個別益金として区分するものの例は、次の通りである。

- (a) 受取配当金
- (b) 受取利息
- (c) 有価証券処分益 (97.4.1.改正)
- (d) 収入賃貸料
- (e) 仮払金認定利息
- (f) 固定資産処分益
- (g) 受贈益

#### ロ. 共通益金

減免事業と課税事業に共通して発生する収益または帰属が明らかでない付随収益は共通益金に区分する。以下がその例である。

- ・ 帰属が明らかでない副産物・作業廃物の売上高
- ・ 帰属が明らかでない原価差益・債務免除益
- ・ 共通損金の戻入額
- ・ その他個別益金として区分することが不合理な収益

## ハ. 個別損金

・減免事業または課税事業に直接関連して発生した費用は当該事業の個別損金として区分する。以下がその例である。

- (a) 売上原価
- (b) 特定事業に転用される固定資産に対する諸費用
- (c) 特定事業に関連して損金算入する準備金・引当金繰入額
- (d) その他帰属が明らかな諸費用

・営業外費用と特別損失のうち課税事業の個別損金として区分するものの例は次の通りである。

- (a) 有価証券処分損
- (b) 固定資産処分損

## ニ. 共通損金

減免事業と課税事業に共通で発生する費用または帰属が明らかでない費用は共通損金として区分する。以下がその例である。

- ・社債発行費償却
- ・社債割引発行差金償却
- ・その他個別損金として区分することが不合理な費用

## ホ. 支払利息

借入金に対する支払利息は、その利息の発生場所により区分したり、またはその利息全額を共通損金として区分することはできず、借入れた資金の実際使用用途を基準として事実判断して課税および減免事業の個別または共通損金として区分する。

## ヘ. 為替差損益

・減免事業または課税事業に直接関連のある為替差損益は当該事業の個別損金として区分する。

・売掛債権の回収に関連する為替差損益（工事収入の本社送金取引による為替差損益を含む）は外国為替銀行に当該外貨を売却することができる時点までは当該売掛債権が発生した事業の個別損益とし、その後に発生する為替差損益は課税事業の個別損益として区分する。



- 売掛債権を除いたその他外貨債権に関連して発生する為替差損益は課税事業の個別損益として区分する。
- 買掛債務の返済に関連する為替差損益は当該買掛債務に関連する事業の個別損益として区分する。
- 買掛債務を除いたその他外貨債務に関連して発生する為替差損益は外貨債務の用途により減免事業または課税事業の個別損益として区分し、用途が明らかでない場合には共通損金として区分する。
- 外国為替証書、外貨表示預金、外貨表示有価証券等に関連して発生する為替差損益は課税事業の個別損益として区分する。
- 減免事業の損益修正による為替差損益は減免事業の個別損益として区分する。  
(2001.11.1.改正)

④ 所得区分計算書の様式

別紙第 48 号書式] (2008.3.31.改正)

(前側)

事業 年度	・ ～ ・	<b>所得区分計算書</b>								法人名		
										事業者登録 番号		
※管理番号		<input type="text"/>	<input type="text"/>	事業者登録番号		<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
※表欄は記入しないで下さい。												
① 科 目	② 区分	コ ー ド	③ 合 計	減免分または合併 承継事業該当分等						その他分		備考
										⑥	⑦	
				④ 金額	⑤ 比率	④ 金額	⑤ 比率	④ 金額	⑤ 比率	金額	比率	
I. 売 上 高		01										
II. 売 上 原 価		02										
III. 売上総利益 (I - II)		03										
IV. 販売費および一般管理 費	個別分	04										
	共通分	05										
	計	06										
V. 営業利益 (III - IV)		07										
VI. 営 業 外 収 益	個別分	08										
	共通分	09										
	計	10										
VII. 営 業 外 費 用	個別分	11										
	共通分	12										
	計	13										
VIII. 各事業年度所得または 設定前所得 ( V + VI - VII )		21										
IX. 繰 越 欠 損 金		22										
X. 非 課 税 所 得		23										
X I. 所 得 控 除 額		24										
X II. 課 税 標 準 (VIII - IX - X - X I)		25										

## 作成要領

1. 所得控除、税額控除または減免（減免率が異なる場合を含む。）および被合併法人の繰越欠損控除等において区分損益計算が必要な法人はこの表を作成する。
2. 該当科目別に税務調整事項を加減して作成しなければならない。
3. 共通益金は収入金額または売上高に比例して按分計算する。
4. 共通損金は同一業種の場合は収入金額または売上高に比例して按分計算し、業種が異なる場合には個別損金に比例して按分計算する。
5. 減免分または合併承継事業の該当分欄の下の空欄には区分する事業場・事業・減免率等を記入する。
6. 備考欄に配分基準・計算根拠等を記入する。  
ただし、必要な場合には具体的な計算明細書を添付する。

#### 4) 租税減免を受ける外国人投資企業の注意事項

- ① 他の租税減免との重複適用排除 (租税特例制限法第 127 条第 5 項、2011.12.31.改正)  
(御注意！)

外国人投資促進法上租税減免が受けられない外国人投資の場合にも各事業年度所得に対し法人税の減免を受けられる租税特例制限法上の幾つかの租税減免制度(例：創業中小企業等に対する税額減免等)があるので、韓国投資の場合にはこの観点からのチェックも必要である。

ただし、外国人投資企業が外国人投資に対する税額減免と同時に他の税額控除を受けようとする時は、下記の通り重複適用排除規定に関して注意しなければならない。

##### イ. 重複適用排除

外国人投資企業の租税減免を受ける企業は、以下の税額減免は受けられない。

- ・ 創業中小企業等に対する税額減免 (租税特例制限法第 6 条)
- ・ 中小製造業等に対する特別税額減免 (租税特例制限法第 7 条)
- ・ 研究開発特区に入居する先端技術企業等に対する法人税等の減免 (租税特例制限法第 12 条の 2)
- ・ 中小企業間の統合に対する譲渡所得税の繰越課税等 (租税特例制限法第 31 条第 4 項、第 5 項)
- ・ 法人転換に対する譲渡所得税の繰越課税 (租税特例制限法第 32 条第 4 項)
- ・ 事業転換中小企業に対する税額減免 (租税特例制限法第 33 条の 2)
- ・ 公共機関が革新都市に移転する場合、法人税等の減免 (租税特例制限法第 62 条第 4 項)
- ・ 首都圏外地域移転中小企業に対する税額減免 (租税特例制限法第 63 条)
- ・ 法人の工場および本社の首都圏生活地域外の地域への移転に対する臨時特別税額減免 (租税特例制限法第 63 条の 2 第 2 項)
- ・ 農工団地入居企業等に対する税額減免 (租税特例制限法第 64 条)
- ・ 社会的企業に対する法人税等の減免 (租税特例制限法第 85 条の 6)
- ・ 海外進出企業の国内復帰に対する税額減免 (租税特例制限法第 104 条の 24 第 1 項)
- ・ 済州先端科学技術団地入居企業に対する法人税等の減免 (租税特例制限法第 121 条の 8)
- ・ 済州投資振興地区または済州自由貿易地域への入居企業に対する法人税等の減免 (租税特例制限法第 121 条の 9 第 2 項)
- ・ 企業都市開発区域等の創業企業等に対する法人税等の減免 (租税特例制限法第 121 条の 17 第 2 項)
- ・ アジア文化中心都市投資振興機構入居企業等に対する法人税等の減免 (租税特例制限法第 121 条の 20 第 2 項)
- ・ 金融中心地創業企業等に対する法人税等の減免等 (租税特例制限法第 121 条の 21 第 2 項)
- ・ 先端医療複合団地入居企業に対する法人税等の減免 (租税特例制限法第 121 条の 22 第 2 項)

- ・ 外国人投資に対する法人税等の減免（租税特例制限法第 121 条の 2）
  - ・ 増資の租税減免（租税特例制限法第 121 条の 4）
- ロ. 重複適用は可能であるが、外国人投資持分を除外して租税減免を受ける項目（租税特例制限法第 127 条第 3 項、2010.3.12.改正）
- ・ 中小企業投資税額控除（租税特例制限法第 5 条）
  - ・ 技術および人材開発のための設備投資に対する税額控除（租税特例制限法第 11 条）
  - ・ 生産性向上施設投資に対する税額控除（租税特例制限法第 24 条）
  - ・ 特定設備投資に対する税額控除（租税特例制限法第 25 条）
  - ・ 省エネルギー施設投資に対する税額控除（租税特例制限法第 25 条の 2）
  - ・ 環境補填施設投資に対する税額控除（租税特例制限法第 25 条の 3）
  - ・ 医薬品品質管理改善施設投資に対する税額控除（租税特例制限法第 25 条の 4）
  - ・ 臨時投資税額控除（租税特例制限法第 26 条）
  - ・ 雇用増大税額控除（租税特例制限法第 30 条の 4）
  - ・ 勤労者福祉増進のための施設投資に対する税額控除（租税特例制限法第 94 条）
  - ・ 第三者物流費用に対する税額控除（租税特例制限法第 104 条の 14）
  - ・ 海外資源開発投資に対する課税特例（租税特例制限法第 104 条の 15）
  - ・ 大学の教育費用等に対する税額控除（租税特例制限法第 104 条の 18 第 2 項）

② 租税減免を受ける外国人投資企業の最低限税の適用（要注意！）

イ. 外国人投資企業の最低限税の適用経過

最低限税とは、前述した通り税法上各種準備金の損金算入、所得控除、税額控除または減免（以下‘各種控除等’という）によって算出された税金がこれら各種控除等を行う前の所得に 17%（課税標準が 100 億ウォン超過 1 千億ウォン以下である部分は 12%、課税標準が 100 億ウォン以下である部分は 10%、中小企業の場合には 7%）を適用した税金（“最低限税”）より少ない場合には最低限税を法人税にするという租税の衡平性を守る制度である。（租税特例制限法第 132 条第 1 項）

ところが、外国人投資促進法により租税減免を受ける外国人投資企業に対しては、外国人投資申告をした各時期により最低限税の適用対象になるか否かが決められてきた。同内容を整理すると次の通りになる。

時 期	最低限税の適用可否
①1996 年 12 月 31 日までに 外国人投資許可申込または申告した外国人投資企業	適用除外
②1997 年 1 月 1 日以後から 1998 年 4 月 9 日までの間に 外国人投資申告をした外国人投資企業	適用
③1998 年 4 月 10 日以後に 外国人投資申告をした外国人投資企業	適用除外

ロ. 最低限税の計算根拠

① 各種減免後の法人税額計算

- ・ 租税特例制限法による準備金・特別減価償却費（租税特例制限法第 132 条第 1 項第 1 号）
- ・ 租税特例制限法による所得控除・非課税・益金不算入（租税特例制限法第 132 条第 1 項第 2 号）
- ・ 租税特例制限法による税額控除金額（租税特例制限法第 132 条第 1 項第 3 号）
- ・ 租税特例制限法および外国人投資および外資導入に関する法律第 14 条および第 16 条の法人税免除および減免

後の法人税算出税額

② 次の減免前の課税標準×14%（課税標準が 100 億ウォン超過 1 千億ウォン以下である部分は 11%、課税標準が 100 億ウォン以下である部分は 10%、中小企業の場合には 7%）

- ・ 租税特例制限法による準備金・特別減価償却費（租税特例制限法第 132 条第 1 項第 1 号）
- ・ 租税特例制限法による所得控除・非課税・益金不算入金額（租税特例制限法第 132 条第 1 項第 2 号）

うち大きい金額

+

③ 加算税・利息相当額の追徴税額等

- ・ 加算税（法人税法上の各種加算税）・利息相当加算額（租税特例制限法施行令第 137 条第 2 項）
- ・ 減免税額の追徴税額（租税特例制限法・法人税法上の減免税額追徴）

-

④ 外国納付税額・みなし外国納付税額等

- ・ 外国納付税額（法人税法第 57 条）・災害損失税額（法人税法第 58 条）
- ・ 外国人投資法人に対する租税減免（租税特例制限法第 121 条の 2 および第 121 条の 4）による投資法人の減免税額は 1998.4.10 以前の申告期限が到来する課税年度から各種減免後法人税額の計算から差引せずこの部分から差引く）

ハ. 最低限税と繰越控除

租税特例制限法第 144 条（税額控除の繰越控除）の規定により控除する税額が同法第 132 条の規定による最低限税の適用により控除されない部分に相当する金額は当該課税年度の次の課税年度開始日から 5 年以内に終了する各課税年度に繰越してその繰越された各課税年度の法人税から控除する。

## 5) 外国人に対する租税支援の要約

### ①外国人技術者に対する所得税の免除

区 分	租税特例制限法第 18 条第 1 項の規定による勤労所得税の免除	租税特例制限法第 18 条第 2 項の規定による勤労所得税の免除
減免対象者	<p>内国人に勤労を提供する外国人技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○エンジニアリング技術振興法第 2 条第 3 号によるエンジニアリング技術導入契約（米貨 30 万ドル以上）により国内で技術を提供する者</li> <li>○特定研究機関育成法が適用される特定研究機関の研究員として勤務する者</li> <li>○ 政府出資機関等の設立・運営および育成に関する法律または科学技術分野の政府出資機関等の設立・運営および育成に関する法律による政府出資機関で研究員として勤務する者</li> <li>○外国で租税法施行令の別表 4 の産業（技術集約）、鉱業、建設業、エンジニアリング事業、物流事業、市場調査および世論調査業および経営相談業、技術試験・検査および分析業、その他科学および技術サービス業、専門デザイン業に 5 年以上従事または学士学位以上の者でかつ 3 年以上従事した者</li> <li>○非営利法人である研究機関で研究員として勤務する者</li> </ul>	<p>外国人投資促進法に規定する技術導入契約により勤労を提供する外国人が受ける給与</p> <p>－ただし、同法の規定により技術導入代価に対する所得税または法人税が免除される場合に限る。</p> <p>※営利法人の研究機関は特定機関または非営利研究機関でないので、租税法施行令の別表 4（技術集約産業）に該当するかの可否により減免）</p>
減免対象者判定時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大韓民国の国籍を保有している個人として外国に永住している者も減免対象（国ニ 46523-442、1994.8.3）</li> <li>○大学または研究機関等の経歴は経歴から除外（租法 1264-1509、1982.12.24）</li> <li>○外国人技術者が内国人に勤労提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国に永住する場合は、国籍とは関係なし</li> <li>○技術導入契約による。</li> </ul>
減免対象所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>－甲種・乙種の勤労所得</li> <li>－法人の剰余金処分による賞与</li> <li>－法人税法により処分した認定賞与</li> <li>－勤労所得以外の所得に対しては減免除外</li> <li>－外国法人から受ける所得も減免対象所得</li> </ul>	同左
減免期間	<p>最初に勤労を提供した日から 2 年になる日が属する月（2014 年 12 月 31 日以前の場合に限る。）（2011.12.31.改正）</p> <p>－所得税法による減免と重複する場合に</p>	<p>技術導入契約により高度技術を提供して受ける勤労所得として勤労を提供した日から 2 年になる日が属する月までに発生した所得（2014 年 12 月 31 日</p>

区 分	租税特例制限法第 18 条第 1 項の規定による勤労所得税の免除	租税特例制限法第 18 条第 2 項の規定による勤労所得税の免除
	は所得税法による減免を優先適用 －残余期間は本条項を適用	前の場合に限る。) (2011.12.31.改正)
減免申請	勤労を提供した日が属する月の翌月 10 日	減免を受けようとする月の翌月 10 日まで －甲種・乙種が共にある場合には 2 種類の所得に対して各々減免申請をしなければ減免ができない。

② 外国人勤労者に対する課税特例 (租税特例制限法第 18 条の 2、2010.12.27.改正)

外国人である役員または使用人は勤労所得に対する税額計算時に次の 2 つの方法のうち選択して適用することができる。ただし、外国人勤労者が特殊関係企業(大統領令で定める外国人投資企業を除いた大統領令で定める特殊関係者)に勤労を提供する場合には特例対象から除外して勤労所得として国内で最初に勤労を提供した日から 5 年以内に終了する課税期間まで受け取る所得のみ特例対象に該当する。

- イ. 所得税法第 55 条第 1 項の所得計算と税率を適用
- ロ. 国内で勤務してから支払を受け取る勤労所得 (2014 年 12 月 31 日以前の場合に限る) に対して 100 分の 17 の単一税率を適用(2013.1.1. 改正)



## VII. 雇 用

## 1. 人材募集方法

### 1) 広告を利用して募集する方法

日刊新聞	電話番号	Home page
朝鮮日報	(02) 724-5114	www.chosun.com
東亜日報	(02) 2020-0114	www.donga.com
ソウル新聞	(02) 2000-9000	www.seoul.co.kr
ハンギョレ新聞	1566-9595	www.hani.co.kr
韓国経済新聞	(02) 360-4114	www.hankyung.com
毎日経済新聞	(02) 2000-2114	www.mk.co.kr
Korea Herald	(02) 727-0114	www.koreaherald.com
Korea Times	(02) 724-2715	www.koreatimes.co.kr

### 2) Headhunter および人材派遣会社を用いる方法

会社名	電話番号	Home page
Search Korea	(02) 3474-9154	www.searchkorea.co.kr
Adecco Korea	(02) 6000-3800	www.adecco.co.kr
Career Care	( 02 ) 2286-3800/3900	www.careercare.co.kr
Global Human Bank	(02) 7750-113	www.ghb.co.kr
Head Hunt Korea	(02) 557-2700	www.headhuntkorea.com
Korea Head	(02) 3453-8100	www.koreahead.com
Korea Human Resource System	(02) 3281-0101	www.koreahuman.co.kr
Nterway	(02) 6281-5000	www.nterway.co.kr
Job Korea	1588-9350	www.jobkorea.co.kr
Into Job (Hankyong Disco)	(02) 364-9999	www.intojob.co.kr
JAC Recruitment Korea Co., Ltd.	(02)2183-0511	www.jac-recruitment.kr

### 3) 各地方自治体の就業情報銀行を用いる方法

各地方自治体が労働部と連携して就業情報バンクを運営している。

- 利用手続 : 求人申請書を Fax 等にて受け取り、希望社員に関する要件を記した上、事業者登録証のコピーと共に Fax 等にて送付すれば条件に最も合うと思われる者を紹介する。

## 2. 労働条件

### 1) 勤務時間

#### ① 原則

改正された労働基準法によると、休憩時間を除き、1 週間 40 時間（1 日に 8 時間）を超えてはいけない。一方、勤務時間の算定において作業のために勤労者が使用者の指揮・監督の下にある待機時間等は勤務時間とみなす。（改正された労働基準法の施行日以前の勤務時間は 1 週間 44 時間）（労働基準法第 50 条）

#### ② 例外

##### イ. 弾力的勤務時間制

勤労者代表との書面合意または就業規則に定めるところにより 2 週または 3 ヶ月以内の期間を単位期間として決めて勤務時間を様々な形で変更・運営できる制度（労働基準法第 51 条）

##### ロ. 選択的勤務時間制

勤労者代表との書面合意により 1 ヶ月以内の精算期間を平均して 1 週間の勤務時間が 40 時間を超えない範囲内で 1 週間の 40 時間を 1 日に 8 日時間の勤務時間を超えて勤務させる制度（労働基準法第 52 条）

### 2) 休暇制度

韓国の労働基準法による法定有給休暇は次の通りである。

#### ① 有給休暇

労働基準法上の法定休日は週休日と勤労者の日（5 月 1 日）である。週休日というのは、1 週間において所定の勤務日数を勤めた勤労者に対し 1 週に平均 1 日以上を与える有給休暇をいう。（労働基準法第 55 条）

## ② 年次有給休暇

1年間8割以上出勤した勤労者に対しては15日の有給休暇を与え、継続勤労年数が1年未満の勤労者または1年間8割未満の出勤勤労者に対しては1ヶ月皆勤時に1日の有給休暇を与えなければならない。3年以上引続き勤労した勤労者に対しては最初1年を超える継続勤労年数毎2年に対し1日を加算した有給休暇を与えなければならない。この場合、加算休暇を含む総休暇日数は25日を限度とする。一方、1年が経過すると年次有給休暇申立権は消滅される。(勤労基準法第60条)

## ③ 生理休暇

使用者は女子勤労者が請求すれば月1日の無給生理休暇を与えなければならない。(勤労基準法第73条)

## ④ 出産前・後の休暇制度

使用者は妊娠中である女子勤労者に対しては出産前・後を通して90日(一度に2人以上の子供を妊娠した場合は120日)の有給保護休暇を与えなければならない。ただし、出産後に45日(一度に2人以上の子供を妊娠した場合は60日)以上が確保されるようにする(勤労基準法第74条)。また、使用者は妊娠中の女子勤労者が流産の経験などの事由で出産前後休暇を請求する場合、出産前いつでも休暇を分けて使えるようにしなければならない。この場合、出産後の休暇期間は連続して45日以上にならなければならない。この場合、休暇のうち、最初60日(一度に2人以上の子供を妊娠した場合は75日)に対する賃金は事業主が負担し、残りの30日に対する賃金は政府が支払う。

## ⑤ 流産死産休暇制度[新設 2012.6.21][[施行日 2012.8.2]]

使用者は妊娠中の女性が流産または死産した場合で、その勤労者が請求すれば大統領令で定めるところにより流産・死産休暇を与えなければならない。ただし、人工妊娠中絶手術にともなう流産の場合はその限りでない。

## ⑥ 約定休日

就業規則あるいは団体協約により一定日を約定休日として定めるとその日は休日として提供しなければならない。

# 3) 賃金制度

① 休業手当

使用者の帰責事由のために休業する場合には使用者は当該休業期間中勤労者に対し平均賃金の100分の70以上に相当する手当を支払わなければならない。(勤労基準法第46条)

② 加算賃金制度

法定勤務時間を超える延長勤務と夜間勤務または休日勤務に対しては通常賃金の50%以上に該当する金額を加算して支払わなければならない。(勤労基準法第56条)

イ.延長勤務 : 1日8時間または1週40時間を超える延長時間の勤務をいう。

ロ.夜間勤務 : 午後10時から翌日午前6時までの勤務をいう。

③ 退職金

使用者は継続勤務年数1年に対し30日分以上の平均賃金を退職金として退職する勤労者に支払う制度を設けなければならない。(勤労基準法第34条、勤労者退職給与保障法第8条)

④ 退職金中間精算制度

勤労者が要求する場合には退職する前でも引続き勤務した時間に対する退職金を予め精算、支払うことができる。(勤労者退職給与保障法第8条)

この場合、すでに精算して支払った後の退職金精算のための勤務年数は精算時点から新たに起算される。

退職金中間精算の後にも年次有給休暇の起算、昇進・昇給・号俸・賞与等ほかの労働条件においての年数は継続的に認められる。

### 3. 解雇

#### 1) 原則

正当な理由なしに解雇することは出来ない。(勤労基準法第 23 条)

解雇の正当な事由に対して法律上に明確な規定はない。ただし、最高裁判所は“正当な理由というのは、社会通念上雇用契約を引き続けることが出来ない程、勤労者に帰責事由があるか、または止むを得ない経営上の必要がある場合をいう”と明示しており（大法 1994.1.11、93 ダ 49192、大法 1989.9.26、89 ダカ 5475）、労働部は解雇の正当な事由に対して業務指針を通して“解雇の正当な事由の内、勤労者の帰責事由の可否は勤労者が企業の生産性に寄与しなかったか、または有機的組織体としての経営秩序を乱す等社会通念上解雇を正当化させるに相当な理由があるかの可否に従って判断すべきである”と明示している。

#### 2) 整理解雇

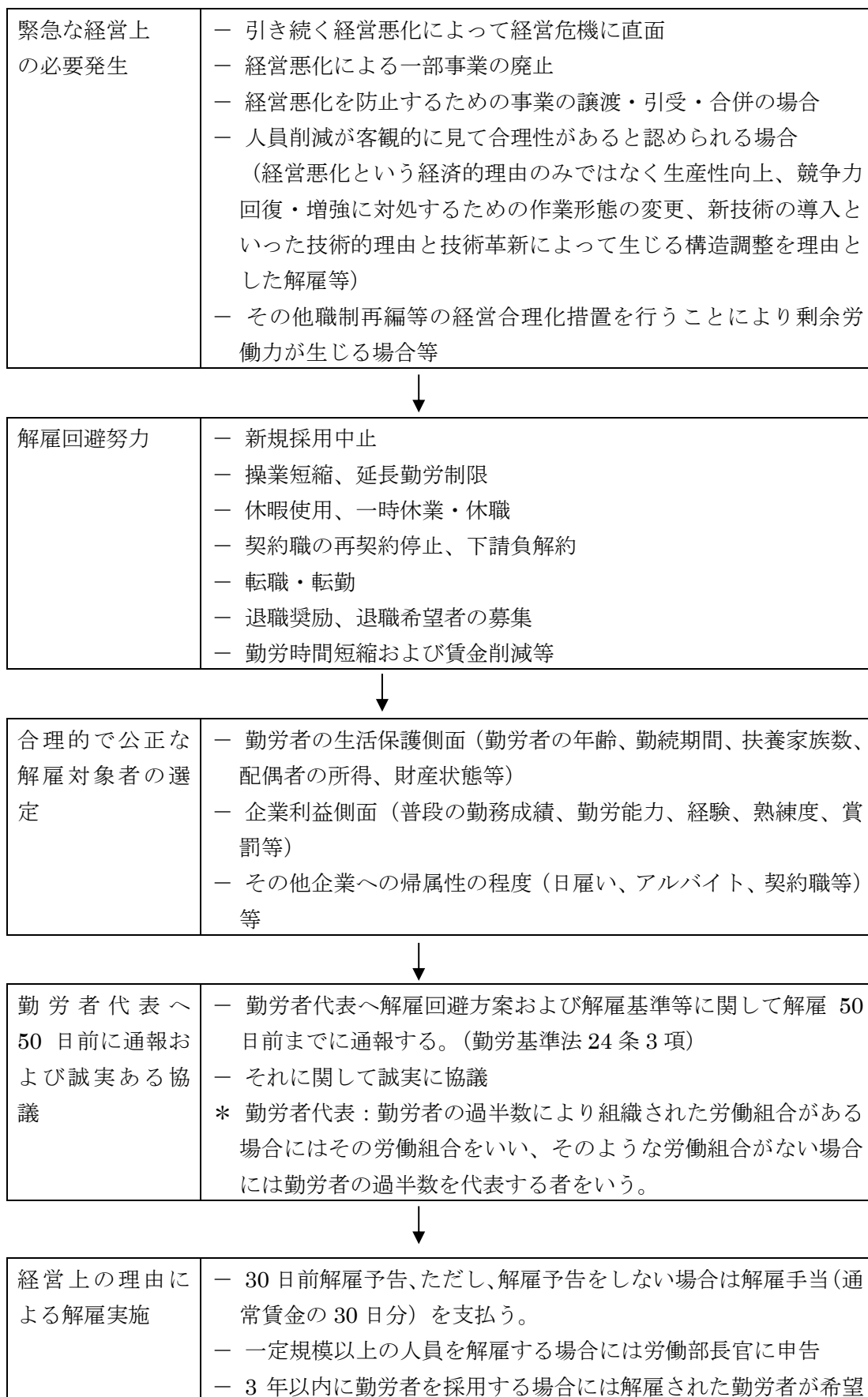
上記の理由にもかかわらず、緊急に経営上の必要（措置）が要される際には一定要件と手続きを経て解雇することができる。

##### ① 整理解雇の要件（勤労基準法第 24 条）

次の四つの要件を全部満たさなければならない。

- イ. 緊迫な経営上の必要
- ロ. 使用者の解雇を回避するための努力
- ハ. 合理的、公正な基準による対象者の選定
- ニ. 労働組合または勤労者代表との誠実ある協議

## ② 整理解雇手続



	する場合、優先的に再雇用するよう努力する（勤労基準法第 25 条 1 項）。
--	--

### 3) 解雇予告および解雇予告手当

勤労者を解雇しようとする場合には少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に解雇予告をしなかった場合には 30 日分の通常賃金を支払わなければならない。（勤労基準法第 26 条）



## VIII. 経済団体への加入

韓国における経済団体の内、代表的な経済団体三つを選び調査した。その団体の加入要件等は次の通りとなっている。

経済団体名	加入要件	提出書類	電話番号
全国経済人連合会	“市場経済の暢達と企業を営ししやすい環境の造成”という全国経済人連合会の設立目的に同意する企業であれば、加入可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入会申請書</li> <li>・ 過去1年間の決算内訳書1部</li> <li>・ 代表者履歴書1部 (写真1枚)</li> <li>・ 事業者登録証1部</li> </ul>	(02) 3771-0257 www.fki.or.kr
商工会議所	商工業を営む者のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当然会員：付加価値税法上、売上高税額の一定額以上(特別市：10億、広域市：4億、市・郡：2億)</li> <li>・ 任意会員：当然会員以外</li> <li>・ 特別会員：商工業と関連する業務をする非営利法人・団体 (商工会議所法第10条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当然会員：強制加入</li> <li>・ 任意、特別会員：入会申請書、領収書(会費)写本、事業者登録証のコピー</li> </ul>	(02) 6050-3874 ～5 www.korcham.net
経営者総協会	企業、政府投資機関、公共機関、病院、業種別団体、総合経済団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員加入申請書</li> <li>・ 代表者履歴書および写真1枚</li> <li>・ 事業者登録証写本1枚</li> </ul>	(02) 3270-7346 www.kef.or.kr

## IX. 会 計 基 準

## 1. 韓国の会計基準

韓国の企業会計基準は株式会社の外部監査による法律（以下、“外監法”）第 13 条と同法施行令第 7 条の 3 の規定により、韓国会計基準院（Korea Accounting Institute: KAI）により制定されている。韓国会計基準院（KAI）は企業財務報告と外部監査人の監査が統一性と客観性を維持できる会計処理基準の制定に関する業務を遂行するため、1999 年 9 月に独立した民間機構として設立され、2000 年 7 月から外監法に基づいて会計基準の制定、改正、解釈、質疑回答およびこれに関連する諸般業務を行っており、会計処理基準に関する事項を審議・議決するため関連専門家で構成された会計基準委員会（KASB）を設けている。外監法の改正により 2011 年から適用される韓国の企業会計基準は韓国採択国際会計基準（以下、“K-IFRS”）と一般企業会計基準に区分される。

K-IFRS は国際会計基準に基づいて 2007 年末に公表・制定した会計基準であり、企業会計基準書および企業会計基準解釈書で構成され、会計基準委員会は国際会計基準の内容と一致させることを原則として K-IFRS を制定・改正している。株式上場法人、株式上場予定法人および金融機関等は 2011 年から義務的に K-IFRS を適用しなければならず、非上場企業は選択的に適用できる。

一方、会計基準委員会は利害関係の程度と会計処理の複雑性等を考慮して非上場企業に適用される一般企業会計基準を別途に制定し、2011 年から適用される。

## 2. 日本・韓国会計基準比較

日本および韓国の会計基準（一般企業会計基準および K-IFRS）のうち、主な相異点を比較したものは次の通りである。ただし、下記の内容は基準書の内容のうち、一部の重要な差異に対してのみ説明したものとして、すべての内容を含めていない。

### 1) 財務諸表の構成および様式

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
関連規定	企業会計原則、企業会計基準第 5 号	一般企業会計基準第 2 章“財務諸表の作成と表示 I”	K-IFRS 第 1001 号 (IAS 1 “Presentation of Financial Statements”)
範囲	<p>企業会計原則に従って作成される財務諸表の体系は次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 貸借対照表</li> <li>2. 損益計算書</li> <li>3. 株主資本変動等計算書</li> <li>4. キャッシュ・フロー計算書：有価証券報告書提出会社につき、連結キャッシュ・フロー計算書の作成が義務付けられている。(連結財務諸表作成会社は個別ベースではキャッシュ・フロー計算書を作成しない。従って、有価証券報告書提出会社で連結財務諸表を作成しない会社については、個別ベースでのキャッシュ・フロー計算書の</li> </ol>	<p>企業会計基準に準ずる財務諸表は次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財務状態表</li> <li>2. 損益計算書</li> <li>3. 資本変動表</li> <li>4. キャッシュ・フロー計算書</li> <li>5. 注記</li> </ol>	<p>国際会計基準に準ずる財務諸表は次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財務状態表</li> <li>2. 包括損益計算書</li> <li>3. 資本変動表</li> <li>4. キャッシュ・フロー計算書</li> <li>5. 注記</li> </ol>

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
	作成が必要である。 5. 注記 <sup>1</sup> 6. 付属明細書		
メイン 財務諸表	連結財務諸表	個別財務諸表（連結財務諸表の作成もする。）	連結財務諸表
比較表示	財務諸表は当年度分と前年度分の比較形式 で作成しなければならない。	同左	同左
財 務 状 態 表の表示	資産の部は流動資産、固定資産および繰延資 産に、負債の部は流動負債および固定負債に 区分する。	資産と負債は流動性/非流動性（流動資産、 非流動資産/流動負債、非流動負債）に区分 するが、流動性が大きい項目から配列するこ とを原則とする。	資産と負債は流動性/非流動性に分類して表 示する。ただし、流動性配列法がより信頼性 があり、目的に適合した情報を提供する場合 には流動性配列法に従う。
流 動 性 の 区 分 基 準	1. 流動性の区分は原則として営業循環周期 基準（破産、更生債権に対しては1年基 準）であるが、有価証券については1年 基準を適用する。	1. 流動性の区分は原則的に1年を基準とす る。ただし、正常的な営業循環周期内に 販売されるかまたは使用される棚卸資 産と回収される売掛金および消滅する と予想される買掛金と未払費用等は報 告期間終了日 <sup>2</sup> から1年以内に実現およ び決済されなくても流動性に分類する。 （営業循環周期概念の一部導入）	1. 次の条件を満たす資産は流動資産に分類 する。 1) 企業の正常的な営業循環周期内に 実現されると予想されるか販売目的およ び消費目的で保有しているもの 2) 短期売買目的で保有する資産 3) 報告期間後、12ヶ月以内に実現で きると予想される資産 4) 現金や現金性資産であり、交換や負

<sup>1</sup> 日本会計基準の“注記”は韓国会計基準では“注釈”という用語を使い、韓国会計基準の“注記”とは勘定科目について補充情報を提供するための開示内容を意味する。従って、本書ではこの意味上の混乱を避けるために韓国会計基準の“注釈”を“注記”に統一して表記し、韓国会計基準の“注記”は“括弧表示”と称する。

<sup>2</sup> 財務諸表を作成して報告する期間の終了日であって、年次財務諸表は会計年度の終了日であり、中間財務諸表は当該中間期間の終了日である。

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
		<p>2. 次の資産は流動資産に分類する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 使用制限のない現金および現金性資産</li> <li>2) 企業の正常的な営業循環周期内に実現されると予想されるかまたは販売目的および消費目的で保有しているもの</li> <li>3) 短期売買目的で保有する資産</li> <li>4) 1) ～3) 以外に報告期間終了日から1年以内に現金化または実現されると予想される資産</li> </ol> <p>3. 次の負債は流動負債に分類する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 企業の正常的な営業循環周期内に償還等を通じて消滅されると予想される買掛金と未払費用等の負債</li> <li>2) 報告期間終了日から1年以内に償還されなければならない短期借入金等の負債</li> <li>3) 報告期間後1年以上、決済を延期することができる無条件の権利を持っていない負債。この場合、契約相手の選択により、持分商品の発行で決済できる負債の条件はその分類に影響を及ぼさない。</li> </ol>	<p>債償還の目的での使用に対する制限期間が報告期間後12ヶ月以上ではない資産</p> <p>2. 次の条件を満たす負債は流動負債に分類する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 正常営業周期内に決済されると予想される負債</li> <li>2) 主に短期売買の目的で保有している負債</li> <li>3) 報告期間後12ヶ月以内に決済することになっている負債</li> <li>4) 報告期間後12ヶ月以上負債の決済を延期することができる無条件の権利を持っていない負債。契約相手の選択により、持分商品の発行で決済できる負債の条件はその分類に影響を及ぼさない。</li> </ol>

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
損益計算書の表示	<p>営業損益計算、経常損益計算および純損益計算に区分する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 営業損益計算の区分は主要な営業別に区分して当該企業の営業から生ずる費用および収益を記載して、営業利益を計算する。</li> <li>2. 経常損益の区分は営業活動以外の原因から生ずる損益であって特別損益に属さないものを記載して、経常利益を計算する。</li> <li>3. 純損益計算の区分は特別損益を記載し、当期純利益を計算する。</li> </ol>	<p>損益計算書は次のように区分して表示する。ただし、製造業、販売業および建設業以外の業種に属する企業は、売上総利益の区分表示を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 売上高</li> <li>2. 売上原価</li> <li>3. 売上総利益</li> <li>4. 販売費および管理費</li> <li>5. 営業損益</li> <li>6. 営業外収益</li> <li>7. 営業外費用</li> <li>8. 税引前継続事業損益</li> <li>9. 継続事業損益法人税費用</li> <li>10. 継続事業損益</li> <li>11. 廃止事業損益（法人税効果差引後）</li> <li>12. 当期純利益</li> </ol>	<p>次のように包括損益計算書に含まれる最小限の項目を規定しており、企業の政策に従って多様な損益計算書を作成することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 収益</li> <li>2. 金融原価</li> <li>3. 持分法関連損益</li> <li>4. 法人税費用</li> <li>5. 税引後中断営業損益と中断営業に含まれた資産や処分資産集団を純公正価値で測定するか、処分することによる税引後損益を合算した金額</li> <li>6. 当期純利益</li> <li>7. 性格別に分類されるその他包括損益の各構成要素</li> <li>8. 持分法の適用対象である関係企業とジョイントベンチャーのその他包括損益に対する持分</li> <li>9. 総包括損益</li> </ol> <p>費用を分析表示するにおいて性格別または機能別の分類方法のうち一つを選択することができる。</p>



区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
			<p data-bbox="1552 272 1827 300">&lt;性格別表示の例示&gt;</p> <p data-bbox="1579 316 1637 343">収益</p> <p data-bbox="1579 359 1720 386">その他収益</p> <p data-bbox="1579 402 1832 429">製品と仕掛品の増減</p> <p data-bbox="1579 445 1856 472">原材料と消耗品の使用</p> <p data-bbox="1579 488 1664 515">人件費</p> <p data-bbox="1579 531 1939 558">減価償却費とその他償却費用</p> <p data-bbox="1579 574 1720 601">その他費用</p> <p data-bbox="1579 617 1720 644">税引前利益</p> <p data-bbox="1579 660 1664 687">法人税</p> <p data-bbox="1579 703 1720 730">当期純利益</p> <p data-bbox="1552 788 1827 815">&lt;機能別表示の例示&gt;</p> <p data-bbox="1579 831 1637 858">収益</p> <p data-bbox="1579 874 1688 901">売上原価</p> <p data-bbox="1579 917 1720 944">売上総利益</p> <p data-bbox="1579 960 1720 987">その他収益</p> <p data-bbox="1579 1003 1664 1031">流通費</p> <p data-bbox="1579 1046 1664 1074">管理費</p> <p data-bbox="1579 1090 1720 1117">その他費用</p> <p data-bbox="1579 1133 1720 1160">税引前利益</p> <p data-bbox="1579 1176 1664 1203">法人税</p> <p data-bbox="1579 1219 1720 1246">当期純利益</p>

## 2) 連結

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
主要規定	企業会計基準第 22 号 (連結財務諸表に関する会計基準)	一般企業会計基準第 4 章“連結財務諸表”および第 12 章“事業結合”	K-IFRS 第 1027 号 (IAS 27 : Consolidated and Separate Financial Statements)
連結範囲	<p>1. すべての親会社<sup>3</sup>は原則として子会社<sup>3</sup>との連結財務諸表を作成しなければならない。(従って、中間親会社(他の会社の子会社でありながら、子会社を有している会社)も連結財務諸表を作成しなければならない。)</p> <p>2. 親会社とは他の会社等の財務および営業または事業の方針を決定する機関(これを“意思決定機関”という)を支配している会社をいい、子会社とは当該他の会社をいう。次の場合には、当該意思決定機関を支配していないことが明らかでない限り、他の会社の意思決定機関を支配している会社という。</p> <p>1) 他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合</p>	<p>1. 親会社は子会社を連結した連結財務諸表を作成しなければならない。(ただし、支配関係が連続的になっている場合、原則的に最上位の親会社のみ連結財務諸表を作成する。)</p> <p>2. 連結範囲の決定は株式の所有ではなく、実質的な「支配」概念による。親会社はその活動の結果もたらされる便益を享受することを目的として、財務、経営方針を左右する力を有する場合、支配力があるものと見なされる。次の場合には、明らかな反証がない限り支配が存在すると推定する。</p> <p>1) 議決権の過半数を自己の計算において所有している場合。</p>	<p>1. 日本基準と同様。</p> <p>2. 連結範囲の決定は株式の所有ではなく、実質的な「支配」概念による。親会社はその活動の結果もたらされる便益を享受することを目的として、財務、経営方針を左右する力を有する場合、支配力があるものと見なされる。次の場合には、明らかな反証がない限り支配が存在すると推定する。</p> <p>1) 議決権の過半数を自己の計算において所有している場合。</p>

<sup>3</sup> 日本会計基準においては“親会社”および“子会社”と言い、韓国会計基準においては“支配会社”および“従属会社”という用語を使用しているが、本書では理解の便宜のために“親会社”と“子会社”に統一して説明する。

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
	<p>2) 他の会社に対する 議決権の 100 分の 40 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有し、かつ、下記のいずれかに該当する場合</p> <p>イ. 緊密な関係および同意している者と合わせて過半数を占める。</p> <p>ロ. 役員もしくは使用人である者、またはこれらであった者が、取締役等の構成員の過半数を占める。</p> <p>ハ. 重要な財務・営業または事業決定方針を支配する契約等が存在する。</p> <p>ニ. 資金調達額の過半数について融資（債務保証を含む）を行っている。</p> <p>ホ. その他意思決定機関を支配していることが推測される事実がある。</p> <p>3. 自己の計算で所有している議決権と同意している者が所有する議決権を合わせて過半数を占めている会社でかつ上記イからホのいずれかの要件に該当する場合</p>	<p>2) 過半数を所有しない場合であっても、次の場合は支配が存在する。</p> <p>イ. 他の投資家との契約により議決権の過半数を支配する力を持つ場合</p> <p>ロ. 法令あるいは契約により、財務および経営方針を左右する力を持つ場合</p> <p>ハ. 会社を支配する力を持つ取締役会あるいはこれと同等の経営機関の構成員の過半数を選任、解任する力を持つ場合</p> <p>ニ. 会社を支配する力を持つ取締役会あるいはこれと同等の経営機関の構成員の過半数を選任・解任する力を持つ場合</p> <p>ホ. 会社を支配する力を持つ取締役会あるいはこれと同等の経営機関で投票権の過半数を持つ場合</p>	<p>2) 過半数を所有しない場合であっても、次の場合は支配が存在する。</p> <p>イ. 他の投資家との契約により議決権の過半数を支配する力を持つ場合</p> <p>ロ. 法令あるいは契約により、財務および経営方針を左右する力を持つ場合</p> <p>ハ. 会社を支配する力を持つ取締役会あるいはこれと同等の経営機関の構成員の過半数を選任、解任する力を持つ場合</p> <p>ニ. 会社を支配する力を持つ取締役会あるいはこれと同等の経営機関の構成員の過半数を選任・解任する力を持つ場合</p> <p>ホ. 会社を支配する力を持つ取締役会あるいはこれと同等の経営機関で投票権の過半数を持つ場合</p>
連結除外対象会社	<p>1. 支配が一時的であると認められる会社</p> <p>2. 連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社</p> <p>3. 重要性のない小規模会社</p>	<p>1. 直前事業年度の資産総額が 100 億ウォンに達しない</p> <p>2. 地方自治団体が資本金の 50%以上を投資する場合</p> <p>3. 資本市場および金融投資業に関する法律による投資会社</p>	<p>1. 親会社が自身の持分全部を所有している他企業の子会社であるか、親会社が自身の持分全部を所有している他企業の子会社であり、その親会社が連結財務諸表を作成しない事実をその親会社の他の所有主（議決権のない所有主を含む）</p>

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
		4. 企業構造調整投資会社法による企業構造調整投資会社 5. 銀行法に基づく金融機関から当座取引の停止処分を受けている会社 6. 清算中または1年以上休業中の株式会社 7. 商法に準じて合併手続が進行中にあり当該年度内に消滅する株式会社 8. 上記2.～7.に準ずる理由で証券先物委員会が外部監査の実施が不要だと認定し指定された株式会社 9. 戦争、天災地変その他の不可抗力の事由が生じ連結財務諸表の作成に含めることが困難な会社 10. 契約等により次の事業年度末まで処分が予定された子会社 11. 当該事業年度末から3ヶ月以内に解散を決議し、次の事業年度末まで清算が予定された子会社	む) に知らせ、他の所有主がそれを反対しない場合 2. 親会社の債務商品または持分商品が公開された市場（国内・外の証券取引所や場外市場、地域市場を含む）で取引されない場合 3. 親会社の公開された市場で証券を発行する目的で証券監督機構やその他の監督機関に財務諸表を提出したことがなく、提出する過程にもない場合 4. 子会社の最上位親会社や中間親会社がK-IFRSを適用して一般目的で利用可能な連結財務諸表を作成した場合
決算日の異なる財務諸表	連結財務諸表は親会社の貸借対照表日を基準として作成された子会社の財務諸表を使用して作成する。子会社の貸借対照表日と親会社の貸借対照表日の差異が3ヶ月以内である場合には子会社の貸借対照表日に作成された財務諸表を使うことができる。この場合には、決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る重要な不一致について	連結財務諸表の作成において親会社と子会社の財務諸表は同一日付でなければならず、親会社と子会社の決算日が異なる場合、子会社は連結目的の財務諸表を親会社の決算日に一致させて再作成することを原則とする。ただし、決算日の差異が3ヶ月以内である場合に限り子会社の財務諸表を用いて子会社の決算日と親会社の決算日の間に	同左

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
	て必要な調整を実施する。	発生した重要な取引および事象を調整する方法で連結目的の財務諸表を作成することができる。	
会計処理方針	<p>1. 連結財務諸表を作成する場合、同一環境の下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続きは、原則として統一しなければならない。</p> <p>2. 在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準または米国会計基準に準拠して作成されている場合には、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができる。ただし、その場合であっても、6項目（下記）については、当該修正額に重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上、当期純利益が適切に計上されるよう当該在外子会社の会計処理を修正しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ のれんの償却</li> <li>・ 退職給付会計の数理計算上の差異の費用処理</li> <li>・ 研究開発費の支出時費用処理</li> <li>・ 投資不動産の時価評価および固定資産の再評価</li> <li>・ 会計方針の変更に伴う財務諸表の遡及</li> </ul>	同様の状況における取引および事象について統一的な会計方針を適用して連結財務諸表を作成しなければならない。ただし、親会社と子会社のすべてが中小企業特例に関する企業会計基準の適用対象として当該基準を適用して個別財務諸表を作成する場合や子会社がK-IFRSを適用して財務諸表を作成するため、会計方針が一致しない場合には例外とする。	同様の状況における取引および事象について統一的な会計方針を適用して連結財務諸表を作成しなければならない。（例外を設けない。）

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
	修正 ・少数株主損益の会計処理		
投資と資本の相殺消去	1. 親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本は、相殺消去しなければならない。  2. 親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本との相殺消去到当たり、差額が生ずる場合には、当該差額を連結調整勘定とする。連結調整勘定は、原則としてその計上後 20 年以内に、定額法その他合理的な方法により償却しなければならない。ただし、連結調整勘定の金額に重要性が乏しい場合には、当該勘定が生じた期の損益として処理することができる。	1. 同左  2. 営業権はその耐用年数にわたって定額法で償却し、耐用年数は将来に経済的便益が流入されると期待される期間とし、20 年を超過することができない。一方、資産として認識された営業権は毎決算期に回収可能額で評価し、営業権の回収可能額が帳簿金額に達しなく、その不足額が重要な場合はこれを営業権減損損失にして当期費用で処理し、減損された営業権は後で回復できない。負の営業権は識別可能な資産、負債、偶発債務等の再測定を実施して反映し、同反映後に残った金額に対しては直ちに損益として認識する。	1. 同左  2. 営業権は償却せず、減損テストによって適時に減損処理し、負の営業権は識別可能な資産、負債、偶発債務等の再測定を実施して反映し、同反映後に残った金額に対しては直ちに損益として認識する。
少数株主持分	純資産の部に記載する。	資本の部の中に親会社の持分と区分して表示する。	同左
未実現利	1. 連結会社間の債権・債務、取引高をすべ	1. 連結会社間の債権・債務、取引高をすべ	1. 連結会社間の債権・債務、取引高をすべ

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
益の除去等	<p>て消去する。</p> <p>2. 未実現利益は、ダウンストリームは全額消去、アップストリームは全額消去し、持分に応じて負担する。</p>	<p>て消去する。</p> <p>2. 未実現利益は全額消去する。</p>	<p>て消去する。</p> <p>2. 未実現利益は全額消去する。</p>

### 3) 棚卸資産

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
主要規定	企業会計基準第9号	一般企業会計基準第7章“棚卸資産”および第18章“借入原価”	K-IFRS 第1002号 (IAS2 Inventories)
定義	商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等を棚卸資産とする。	棚卸資産は正常的な営業過程で販売のために保有するか、生産過程にある資産および生産またはサービス提供過程に投入される原材料や消耗品の形態で存在する資産を言う。	同左
取得原価	原則として購入代価または製造原価に引取費用等の付随費用を加算し算定する。	取得原価：製造原価または仕入価額に取得過程から正常的に発生した付帯費用を加算して算定する。  1. 仕入原価：仕入価額に仕入運賃、荷役料および保険料等の取得過程から正常的に発生した付帯費用を加算し、仕入と関連のある割引、値引きおよびその他類似項目を差し引いて算定する。  2. 製造原価：報告期間終了日まで製造過程から発生した直接材料費、直接労務費、変動製造間接費および固定製造間接費の体系的な配賦額を含めて算定する。	同左
負債利息の資本化	利息は期間費用とすることが一般の慣行であるから、原則としてこれを含めない。	棚卸資産の購入および製造に長期間が所要される場合、取得過程から発生した金融費用は期間費用として処理することを原則とする。ただし、資本化対象資産の取得のため	原則的に借入費用は発生した期間の費用として処理するが、意図された用途で使用することができるかまたは販売が可能な時まで相当期間を必要とする資産（適格資産）の



区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
		<p>の資金に借入金が含まれる場合、このような借入金に対する金融費用は取得に所要される費用と見ることができるため、該当資産の取得原価に算入することができる。この場合すべての資本化対象資産に対し毎期継続して適用し、正当な理由なしに変更しないこととする。</p>	<p>取得、建設または製造と直接関連のある借入原価は当該資産の原価として資本化する。</p>
単価決定	<p>次の方法を使って決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別法</li> <li>・先入先出法</li> <li>・平均法</li> <li>・売価還元法</li> </ul> <p>取扱品種が極めて多い小売業および卸売業における棚卸資産の評価に適用される。</p>	<p>相互代替不可能な棚卸資産や特定プロジェクト別に生産される製品またはサービスの原価は個別法を使って決定する。個別法による原価を適用することができない場合には次の方法を使用して決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先入先出法</li> <li>・後入先出法</li> <li>・平均法</li> </ul> <p>また、取扱品種が極めて多い小売業および卸売業においては売価還元法も算定方法として認める。</p>	<p>個別法の適用ができる場合には個別法を適用する。これ以外の場合には次の方法を適用するように規定しており、後入先出法は許容しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先入先出法</li> <li>・平均法</li> </ul> <p>また、取扱品種が極めて多い小売業および卸売業においては売価還元法も算定方法として認める。</p>
棚卸資産の評価	<p>1. 通常の販売目的(販売するための製造目的を含む。)で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額</p>	<p>1. 棚卸資産の時価が取得原価より下落した場合には低価法を適用して棚卸資産の財務状態表価額を決定する。棚卸資産の時価が原価より下落される場合は次の通りである。</p>	<p>1. 同左</p>

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
	<p>をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>※棚卸の評価損は品質低下評価損(物理的な劣化)、陳腐化評価損(経済的な劣化、商品ライフサイクルの変化)の場合も同じく適用する。</p> <p>2. トレーディング目的で保有する棚卸資産については、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)は、当期の損益として処理する。</p>	<p>1) 損傷した場合</p> <p>2) 報告期間終了日から1年または正常営業循環周期内に販売されなかった場合や生産に投入することができないため長期滞貨された場合</p> <p>3) 陳腐化して正常的な販売市場がなくなったか、技術および市場状況等の変化によって販売価値が下落した場合</p> <p>4) 完成や販売のために必要な原価が上昇する場合</p> <p>2. 低価法は種目別に適用するが、棚卸項目が相互類似するかまたは関連のある場合には組別に適用することができる。</p> <p>3. 低価法の適用による評価損失をもたらした状況が解消され新たな時価が帳簿価額より上昇した場合には最初の帳簿価額を超えない範囲内で評価損失の戻入を認める。</p> <p>4. 製品、商品および仕掛品は正味実現可能価額とし、原材料は再調達原価とする。ただし、原材料を投入して完成する製品の時価が原価より高い場合は原材料に対し低価法を適用しない。</p>	<p>2. 同左</p> <p>3. 同左</p>

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
棚卸資産 評価損失 等の損益 区分	<p>1. 取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理する。</p> <p>2. 見積追加製造原価および見積販売直接経費が売価を超えるときには、正味売却価額(売価－見積追加製造原価－見積販売直接経費)がマイナスとなるが、その場合棚卸資産の帳簿価額はゼロまで切り下げ、残りのマイナス部分については企業会計原則注解18にもとづき、引当金として計上する。</p>	<p>1. 時価下落による棚卸資産評価損失 棚卸資産の時価が帳簿価額の以下に下落して発生した評価損失は棚卸資産の控除する形式で表示し売上原価に加算する。</p> <p>2. 時価下落による棚卸資産の評価損失戻入 棚卸資産評価損失戻入として売上原価から差し引く。</p> <p>3. 棚卸資産の減耗損失 棚卸資産の帳簿上数量と実際の数量との差異から発生する減耗損失の場合、正常的に発生した減耗損失は売上原価に加算し、非正常的に発生した減耗損失は営業外費用に分類する。</p>	<p>1. 時価下落による棚卸資産評価損失 具体的な分類表示に関する規定がない。</p> <p>2. 時価下落による棚卸資産の評価損失戻入 棚卸資産評価損失戻入は上記で説明した通りに認めるが、具体的な分類表示に関する規定はない。</p> <p>3. 棚卸資産の減耗損失 具体的な分類表示に対する規定がない。</p>

#### 4) 有価証券

一般企業会計基準第6章“金融資産・金融負債”および K-IFRS1039号 (IAS 39号) においては有価証券のみを規定していることではなく、金融商品に対する幅広に定められているが、本章では有価証券に該当する内容を選別して比較説明する方式を採用した。

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
主要規定	企業会計基準第10号 (金融商品に関する会計基準)	一般企業会計基準第6章 “金融資産・金融負債”	K-IFRS 1039号 (IAS39 :Financial Instrument)
取得価額	有価証券は原則として購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。贈与や交換により取得した場合はその時点の市場価額などを利用し公正価額で評価する。	金融資産の取得原価は公正価値で認識する。当期損益認識金融資産ではない場合、同公正価値には当該金融資産の取得に直接関連のある取引費用を含む。	同左
有価証券の区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 売買目的有価証券：時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券。</li> <li>2. 満期保有目的債券：満期まで所有する意図を持って所有する社債その他の債券。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 短期売買証券：短期売買証券は主に短期間内の売買差益を目的で取得した有価証券でかつ、買収と売渡が積極的で頻繁に行われるもの</li> <li>2. 満期保有証券：満期が確定された債務証券として償還金額が確定されたか、または確定可能な債務証券を満期まで保有する積極的な意図や能力がある有価証券。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当期損益認識金融資産 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 短期売買金融資産：短期間内に売渡する目的で取得した金融資産。</li> <li>2) 当期損益指定金融資産：Fair Value Optionによる条件を充たして当期損益指定金融資産として指定した場合</li> </ol> </li> <li>2. 満期保有金融資産：市場性のある償還金額等を満期保有目的で保有する場合分類する。</li> </ol>

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
	3. 子会社および関連会社株式  4. その他有価証券：上記のいずれにも該当されない有価証券。	3. 関係会社株式：重大な影響力が行使できる会社の持分証券。  4. 売渡可能証券：上記のいずれにも該当しない有価証券。	3. 関係会社持分：子会社および関係会社の持分証券。  4. 売渡可能金融資産：上記のいずれにも該当しない金融商品。
有価証券の評価	1. 売買目的有価証券：時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。  2. 満期保有目的債券：取得原価をもって貸借対照表価額とするが、債券額面金額より低い価額または高い価額で取得した場合は償却原価法に基づいて算定された価額を有価証券利息として処理する。  3. 子会社および関連会社株式：取得原価で貸借対照表に計上する。  4. その他有価証券：時価のある有価証券の場合は、時価を貸借対照表価額として計上し、発生した評価差額は税効果会計	1. 短期売買証券：短期売買証券は公正価額で評価する。短期売買証券に対する未実現保有損益は当期損益項目として処理する。  2. 満期保有証券：満期保有証券は償却後取得原価で評価し財務状態表に表示する。満期保有証券を償却後取得原価で測定する時には取得原価と満期額面価額の差異を償還期間にわたって償却原価法により償却し取得原価と利息収益として処理する。  3. 関係会社株式：持分法を適用して評価する。  4. 売渡可能証券：売渡可能証券は公正価額で評価する。ただし、売渡可能証券の	1. 当期損益認識金融資産：公正価値で評価して公正価値変動分は当期損益として認識する。  2. 同左  3. 関係会社持分：子会社株式は取得原価で、関係会社株式は持分法で評価する。  4. 売渡可能金融資産：売渡可能金融資産は償却後の取得原価で評価する。ただし、売渡可能証券のうち、活発な市場で開示され

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
	<p>を適用し資本の部に計上する。なお、市場性のない有価証券取得原価または償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。</p>	<p>うち市場性のない持分証券の公正価額を信頼性をもって測定できない場合には取得原価で評価する。売渡可能証券に対する評価差損益は資本項目であるその包括損益累計額で処理し、当該有価証券を処分するか、減損損失を認識する時点に一括して当期損益で反映する。</p>	<p>る市場価格がなく、公正価額を信頼性をもって測定できない場合には取得原価で評価する。売渡可能証券に対する評価差損益はその他包括損益で認識する。</p>
<p>時価の著しい下落による強制評価減</p>	<p>1. 有価証券のうち市場価格のあるものの時価が著しく下落した時には回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理する。市場価格のない株式は発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時に、相当の減額をすることとされている。</p> <p>2. 減額損失に対する戻入は認められない。</p>	<p>1. 有価証券から回収できるものと推定される金額（以下、“回収可能価額”という。）が債務証券の償却後取得原価または持分証券の取得原価より少ない場合には、減額損失を認識することを考慮しなければならない。減額損失の発生に関する客観的な証拠があるかは報告期間終了日ごとに評価しそのような証拠がある場合には減額が不要であるとの明確な反証がない限り、回収可能価額を推定し減額損失を認識しなければならない。減額損失金額は当期損益に反映する。</p> <p>2. すべての有価証券減損については戻入を認める</p>	<p>1. 貸借対照表日現在金融資産が回収可能金額以下に減損されたという客観的な根拠があるかを評価して減額損失を認識しなければならない。</p> <p>2. 満期保有金融商品は減損の戻入を認めるが、取得原価で評価する金融資産と売渡可能持分商品の減損の戻入は認めない。</p>

## 5) 有形固定資産

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
関連規定	有形固定資産の会計処理を規定している単一の包括的基準は存在しない。	一般企業会計基準第10章“有形固定資産”および第18号“借入原価資本化”	K-IFRS第1016号および第1023号 (IAS 16Property, Plant and Equipment)
取得原価	有形固定資産の取得原価には原則的に当該資産の取引費用等の付帯費用を含む。	取得原価は該当資産の製造原価または購入価額と資産を使用することができるように準備するにおいて直接関連のある支出等で構成される。	同左
借入費用の資産化	固定資産の自家建設に要する借入金の利息のうち稼動前の期間に属する支出については取得原価で認識することができる。	原則的に借入原価は発生時の費用として処理するが、有形固定資産の取得原価を構成する金融費用についてはこれを客観的に測定することができる場合、取得原価に算入することができる。	原則的に借入原価は発生時の費用として処理するが、使用、販売が可能になるまでに相当の期間を要する資産(適格資産)の取得、建設、製造に直接的に帰属する利息費用は、当該資産の取得原価に含まなければならない。
交換による取得	交換に供された自己資産の適正な簿価をもって取得原価とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>同種資産の交換の場合 取得した資産の取得原価は提供した資産の帳簿価額とする。</li> <li>異種資産の交換の場合 交換により取得した資産の取得原価は、交換に供された資産の公正価額で測定する。ただし、交換のために提供した資産の公正価額が不確実な場合には、交換により取得した資産の公正価額を取得原価とすることができる。</li> </ol>	<p>異種資産と同種資産に分類せず、交換取引の原則と例外の方式で規定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原則 : 取得した資産の原価は提供した資産の公正価値で測定する。ただし、取得した資産の公正価値がより明確な場合、取得した資産の公正価値で測定する。</li> <li>例外 : 交換取引に商業的実質(別途規定あり)が欠如しているか、交換対象資産の公正価値のすべてを信頼性のあるように測定することができない場合に</li> </ol>

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
			は取得した資産の原価は提供した資産の帳簿金額で測定する。
資本的支出と収益的支出	<p>取得後の支出に関する具体的な会計処理規定はない。</p> <p>通常は法人税法の判断基準に基づき資産の耐用年数を延長させるかまたは性能を向上させる支出を資本的支出として資産に計上し、現在の性能を維持するための支出は修繕費として処理する。</p>	<p>有形固定資産の取得または完成後の支出が最近評価された性能水準を超えて将来の経済的便益を増加させる場合には資本的支出として処理し、そうではない場合には発生した期間の費用として認識する。資本的支出として処理する場合は、以下の条件をすべて満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該資産に関連する将来の経済的便益が、企業に流入する可能性が高いこと。</li> <li>2. 企業が当該資産の取得原価を信頼性をもって測定できること</li> </ol>	同左
認識後の測定	取得原価から、減価償却累計額および減額損失累計額を控除した金額で測定する。	<p>次の原価モデルまたは再評価モデルを選択して有形固定資産の種類別に同様に適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原価モデル 取得原価から、減価償却累計額および減額損失累計額を控除した金額で測定する。</li> <li>2. 再評価モデル 公正価値から、その後の減価償却累計額</li> </ol>	同左



区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
		および減額損失累計額を控除した再評価額で測定する。	
減価償却	1. 有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法、級数法、生産高比例法によりその取得原価を各事業年度に配分するように定めている。生産高比例法については、当該固定資産の総利用可能量が物理的に確定でき、かつ、減価が主として固定資産の利用に比例して発生するもの、例えば、鉱業用設備、航空機、自動車等について適用することが認められる	1. 有形固定資産は耐用年数にわたって合理的、体系的な方法で配分する（減価償却）。同減価償却方法は資産の経済的便益が消滅される形態を反映した合理的な方法であれば、如何なる方法を使用しても制約がない。  2. 実務的には法人税法による減価償却方法を採用する場合が多い。ちなみに、韓国の法人税法施行令第26条によると、建築物は定額法、建築物以外の有形固定資産は定額法または定率法を適用するようになっている。	1. 同左
減価償却条件の再検討	1. 規定なし  2. 減価償却方法の変更は会計方針の変更に該当する。	1. 有形固定資産の残存価値が有意的な場合は毎報告期間末に再検討し、残存価値を変更する時には会計見積りの変更で処理する。  2. 減価償却方法および耐用年数は資産に内在している将来経済的便益の予想される消費形態が有意的な変更により変更する	1. 有形固定資産の耐用年数と減価償却方法を少なくとも毎会計年度末に周期的に検討して変更が必要な場合、会計見積りの変更として会計処理する。

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
		場合、会計見積りの変更で処理しなければならない。再検討の周期に対しては特に言及がない。	
売却予定固定資産の取扱い	直接的な規定はない(減損対象になる可能性もある)。	耐用年数中の使用を中断し、処分または廃棄する予定の有形固定資産は使用を中断した時点の帳簿価額で計上する。この資産については減価償却しない代わりに、投資資産に再分類し、減額損失が発生したかどうかを毎会計年度末に検討する。	耐用年数中の使用を中断し、処分または廃棄する予定の有形固定資産は帳簿価額あるいは公正価値から、売却費用を控除した金額のいずれか低い方で評価して売却目的の非流動資産に分類する。従って、処分または廃棄予定の資産は同決定時点に処分損益を認識する。
投資不動産の取扱い	直接的な規定はない(有形固定資産またはその他の投資として取得原価で評価する)。	直接的な規定はない。	投資不動産は、賃貸収入、値上り益を得る目的で保有される土地・建物と定義され、当初認識後の測定は、原価モデルあるいは公正価値モデルを選択する。
有形資産の再評価	再評価は認められない。	公正価値を信頼性をもって測定できる場合に有形固定資産の再評価を認めている(再評価法)。原価法または再評価法は会計方針として選択し、同一属性の有形固定資産に適用しなくてはならない。	同左
財務状態表の表示	原則として、科目ごとに取得原価から減価償却累計額を控除する形式で記載するが、二つ以上の科目について減価償却累計額を一括記載する方法、または減価償却累計額を控除した残額のみを記載し、当該累計額を注記する方法も妨げない。また、減損損失については原則として、減損処理前の取得原価か	減価償却累計額および減額損失累計額を該当科目から控除する形式で記載するか、または一括して有形資産の合計額から控除する形式で記載する。一括形式で表示する場合、内容を注記に記載する。	同左

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
	<p>ら減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の取得原価とする形式で行う。ただし、当該資産に対する減額損失累計額を、取得原価から間接控除する形式で表示することもできる。この場合、減額損失累計額を減価償却累計額に合算して表示することができる。</p> <p>&lt;原則的な表記&gt;</p> <p>取得原価(当初取得価額－減額損失) XXX  減 価 償 却 累 計 額  <u>XXX</u>  帳簿価額</p>	<p>&lt;原則的な表記&gt;</p> <p>取 得 価 額  XXX  減価償却累計額 XXX  <u>減額損失累計額</u> XXX  帳簿価額</p>	

## 6) 研究開発費

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
主要規定	研究開発費等に係る会計基準	一般企業会計基準第 11 章“無形固定資産”	K-IFRS 第 1038 号 (IAS 38 Intangible Assets)
定義	<p>1. 研究 : 新しい知識の発見を目的とした計画的な調査および探究をいう。</p> <p>2. 開発 : 新しい製品・サービス・生産方法についての計画もしくは研究または既存の製品等と著しく改良するための計画もしくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいう。</p> <p>3. 上記の 1 と 2 を合わせて研究開発費とし、これには人件費、原材料費、固定資産の減価償却費および間接費の配賦額等、研究開発のために費消されたすべての原価が含まれる。</p>	<p>1. 内部的に創出した無形固定資産が認識基準に符合するかを評価するため、無形固定資産の創出過程を研究段階と開発段階に区分し、研究段階と開発段階に区分できない場合はそのプロジェクトから発生した支出を全部研究段階で発生したものとみなす。</p> <p>2. 研究および開発の定義に対して別途の規定はない。</p>	<p>1. 研究 : 新たな科学的または技術的知識を得るため、遂行する独創的で計画的な探求活動をいう。</p> <p>2. 開発 : 商業的な生産または使用前に研究結果あるいは関連知識を新たに著しく改良した材料、装置、製品、工程、システム生産のために計画や設計する活動をいう。</p>
会計処理	<p>1. 研究開発費 : ソフトウェア制作費に占める研究開発費も含めて、すべて発生時に費用として処理しなければならない。処理方法には一般管理費として処理する方法と当期製造費として処理する方法 (この場合は十分な検討が必要) がある。</p>	<p>1. 研究段階で発生した支出 : 発生期間に費用として処理する。</p>	<p>1. 同左</p>

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
		<p>2.開発段階で発生した支出：“開発費”または“経常開発費”とに区分し、開発費は資産計上し、経常開発費は費用処理する。次の全要件を充たすものは無形固定資産に属する“開発費”として資産計上する。</p> <p>イ. 無形固定資産を完成させることが技術的に実現可能であり、使用・売却に供することができる。</p> <p>ロ. 無形固定資産を完成しそれを使用するかまたは販売しようとする企業の意図がある。</p> <p>ハ. 完成した無形固定資産を使用するかまたは販売できる企業の能力を提示することができる。</p> <p>ニ. 無形固定資産がどのように将来に経済的効益を創出するかを見せることができる。例えば、無形固定資産の産出物、その無形固定資産に対する市場の存在または無形固定資産を内部的に使用するものであればその有用性を提示しなければならない。</p> <p>ホ. 無形固定資産の開発を完了し、それを販売または使用するのに必要な技術的、金銭的資源を十分確保している事実を提示することができる。開発段階で発生した無形固定資産関連支出を信頼性をも</p>	<p>2. 同左</p>

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
		って区分して測定することができる。	
ソフトウェアの処理	<p>1. ソフトウェアの定義 ソフトウェアとは、コンピュータを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム等をいう。</p> <p>2. ソフトウェアの会計処理 以下の区分ごとに一定の要件を満たしたものを資産計上する。</p> <p>1) 受注制作のソフトウェア： 受注制作のソフトウェアの制作費は、請負工事の会計処理に準じて処理する。</p> <p>2) 市場販売目的のソフトウェア： 市場販売目的のソフトウェアである製品マスターの制作費は、研究開発に費該当する部分を除き、資産として計上しなければならない。ただし、製品マスターの機能維持に要した費用は資産として計上してはならない。</p> <p>3) 自社利用ソフトウェア： ソフトウェアを用いて外部へ業務処理などのサービスを提供する契約等が締結されている場合のように、その提供により将来の収益獲得が確実であると認められる場合には、適正な原価を集計した上、当該ソフトウェアの制作費を資産として計上しなければならない。社内利用のソフトウェアに</p>	無形固定資産の例として記載されているが、ソフトウェアに対する別途規定はない。	同左

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
	<p>については、完成品を購入した場合のように、その利用により将来の収益獲得または費用削減が確実であると認められる場合には、当該ソフトウェアの取得に要した費用を資産として計上しなければならない。機械装置等に組み込まれているソフトウェアについては、当該機械装置等に含めて処理する。</p> <p>3. ソフトウェアの減価償却方法</p> <p>無形固定資産として計上したソフトウェアの取得原価は、当該ソフトウェアの性格に応じて、見込販売数量に基づく償却方法その他合理的な方法により償却しなければならない。ただし、毎期の償却額は、残存有効期間に基づく均等配分額を下回ってはならない。</p>		

## 7) 退職給付引当金

韓国の勤労者退職給付保障法上の退職給付制度には退職金制度と退職年金制度があり、企業は退職金制度と退職年金制度のうち、一つ以上の制度を設定しなければならず、設定しない場合は退職金制度を設定したとみなす。退職金制度は継続勤務期間1年に対して30日分以上の平均賃金を退職金として退職する勤労者に支払える制度であり、退職年金制度には確定拠出型退職給付制度と確定給与型退職給付制度がある。この際、確定拠出型退職給付制度とは、企業が一定の掛金額を個別の事業体（以下、基金）に支給し、基金が従業員の当期および過去の勤務に関連して退職給付を支払うための十分な資産を保有していないとしても企業が追加的に掛金を支払う法的責任を負担しない制度である。また、確定給付型退職給付制度は確定拠出型退職給付制度以外の退職給付制度を言い、企業は事前に合意した退職金額を従業員に支払わなければならない制度であり、年金資産の運営如何では支給額が足りない可能性もあり、これによって企業は追加的な掛金額を負担しなければならず、企業が保険受取上のリスクおよび投資リスクを実質的に負担する制度である。

退職給付制度のうち、確定拠出型退職給付制度の下では企業が追加的な負担を負わないため、従業員の勤務によって支払うべき金額を基金に支払うことによってその義務が終了するが、同支給額を同期間に費用処理する会計処理のみ存在し（日本会計基準、一般企業会計基準とK-IFRSの全部が同一）、下記の説明では確定給与型退職給付制度について重点的に比較・説明する。

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
主要規定	退職給付に係る会計基準および実務指針	一般企業会計基準第 21 章“従業員給与”	K-IFRS 第 1019 号 (IAS19 Employee Benefits)
負債の計上額	1. 負債の部の“退職給付引当金”科目は退職給付債務に未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上する。	1.“退職給与引当金”は会計年度末現在、全従業員が一時的に退職する場合に支払うべき退職金に相当する金額とする（すなわち、勤労者退職給与保障法と企業退職金支給規定による金額のうち大きい方を意味する）。  2. 勤労者退職給与保障法によると、継続勤	1. 負債の部の“退職給付引当金”科目は退職給付債務に未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上する。



区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
	<p style="text-align: center;">退職給付債務</p> <p>⊖) 未認識過去勤務債務</p> <p>⊖) 未認識数理計算上の差異</p> <p>⊖) <u>年金資産の額</u></p> <p style="text-align: center;">退職給付引当金</p> <p>* 未認識過去勤務債務とは： 過去勤務差異（下記で説明）の総額から按分により費用として処理された部分を除外した金額</p> <p>* 未認識数理計算上の差異とは： 数理計算上の差異総額（下記で説明）から費用として処理された部分を除外した金額</p>	<p>労期間 1 年に対し 30 日分以上の平均賃金を退職金として設定しなければならない。平均賃金は退職事由が発生した日以前 3 ヶ月間に支払った賃金の総額をその期間の総日数で割った金額を言う。</p> <p>3. 退職保険の処理：従業員を受給者とする従業員退職保険に加入した場合、退職保険預け金は退職給与引当金から差引する形式で表示する。ただし、退職保険預け金が退職給与引当金を超える場合、その超過額は投資資産で表示する。</p>	<p style="text-align: center;">退職給付債務</p> <p>⊖) 未認識過去勤務債務</p> <p>⊖) 未認識数理計算上の差異</p> <p>⊖) <u>年金資産の額</u></p> <p style="text-align: center;">退職給付引当金</p> <p>* 未認識過去勤務債務とは： 退職給付水準の過去勤務差異（下記で説明）総額から按分により費用として処理された部分を除外した金額</p> <p>* 未認識数理計算上の差異とは： 数理計算上の差異総額（下記で説明）から費用として処理された部分を除外した金額</p>
退職給付債務の計算	<p>1. 退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額を一定の割引率および残存勤務期間に基づき割引いて計算する。</p> <p>2. 原則として個々の従業員ごとに計算するが、標準的な数値を用いて加重平均等により合理的な計算ができると認められる場合には、当該方法を用いることができる。</p> <p>3. 退職給付見込額のうち当期までに発生したと認められる額は退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生</p>	<p>1. 報告期間末現在、全従業員が一時に退職する場合に支払うべき退職金に相当する金額とする。</p> <p>2. 確定給付型退職年金を選択した企業の場合は、①従業員が退職する前までは報告期間末現在、従業員が退職する場合に支払うべき退職一時金に相当する金額を退職給付引当負債で認識し、②従業員が退職年金に対する需給要件のうち、加入期間の要件を備えて退社し、退職年金の受領を選択した場合は報告期間末以後、退職従業員に支払うべき予想退職年金合計額の現在価値を測定して退職年金未払金で認識する。</p>	<p>退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額を一定の割引率および残存勤務期間に基づき割引いて計算する。</p>

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
	額とする方法、その他従業員の労働の対価を合理的に反映する方法を用いて計算しなければならない。		
退職給付債務計上のための割引率	割引率は安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定しなければならない。	従業員が退職年金の受領を選択して未払退職年金の測定時、報告期間末現在の優良会社債の市場収益率に基づいて割引する。ただし、このような会社債に対して取引が堅固な市場がない場合には報告期間末現在の国債の市場収益率を使う。	割引率は年金制度の債務と同一通貨で同様の期日を持った優良債権の市場利回りを参照して決定する。
過去勤務の差異 <sup>4</sup>	原則的に各々の発生額について平均残存勤務期間以内の一定年数に按分した金額を毎期費用として処理しなければならない。 退職従業員に係る過去勤務債務は他の勤務債務と区分して発生時に全額を費用として処理することもできる。	給与規定の改正と給与の引上げにより退職金所要額が増加された場合は当期分と前期以前分を一括して当期費用で認識する。	年金制度の導入および改正当時に権利が確定されている部分については直ちに費用として処理し、確定されない部分については確定される時期までの期間にわたって費用として認識する。
数理計算上の差異 <sup>5</sup>	原則的に各々の発生額について平均残存勤務期間以内の一定年数に按分した金額を毎期費用として処理しなければならない。	保険数理的仮定の変更または割引率の変更により発生する未払退職年金の増減額と時間の経過による現在価値の増加額は退職給付（費用）で会計処理する。	前期末現在の保険数理上の差異の純額の累計額が次のいずれかの大きい方の金額を超過する場合には、当該超過額を従業員の予想平均残存勤務期間にわたって償却しなければならない。 1. 前期末現在の退職給付債務の 10% 2. 前期末現在の年金資産の公正価値の 10% ただし、数理的差異について数理的利益と損

<sup>4</sup> 退職年金制度に加入及び退職給付水準の改正等により過去期間の従業員の勤務に関する退職給付債務の増加額或いは減少額を言う。

<sup>5</sup> 年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異や見積数値の変更等により発生した差異である。

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
			失に対し同一基準を適用することを前提にして早期に損益を反映認識することのできる体系的な方法を適用することができる。
年金資産の額	期末における公正な評価額により計算する。	同左	同左
退職給付費用の計算	<p>当期の勤務費用 +) 当期の利息費用 -) 年金資の期待運用収益相当額 干) 過去勤務債務の費用処理額 干) 理計算上の差異の費用処理額</p> <p>当期退職給付費用</p> <p>1. 勤務費用：退職給付見込み額のうち当期に発生したと認められる額を一定の割引率および残存勤務期間に基づき割引いて計算する。なお、従業員からの拠出のある企業年金制度を採用している場合、同従業員拠出額を差引くものとする。</p> <p>2. 利息費用：期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算する。</p> <p>3. 期待運用収益：期首の年金資産の額に年金資産の運用により生じると期待される収益率を乗じて計算する。</p> <p>4. 過去勤務債務および数理計算上の差異：</p>	<p>1. 給与規定の改正と給与の引上げにより退職金所要額が増加した場合には当期分と前期移転分を一括して当期費用として認識する。一方、死亡率のような保険数理的仮定の変更または割引率の変更により発生する未払退職年金の増減額と時間の経過による現在価値の増加額は退職給付（費用）として会計処理する。</p> <p>2. その他事項に対して別途の規定なし。</p>	<p>当期の勤務費用 +) 当期の利息費用 -) 年金資の期待運用収益相当額 干) 過去勤務債務の費用処理額 干) 理計算上の差異の費用処理額</p> <p>当期退職給付費用</p> <p>1. 勤務費用：退職給付見込み額のうち当期に発生したと認められる額を一定の割引率および残存勤務期間に基づき割引いて計算する。なお、従業員からの拠出のある企業年金制度を採用している場合、同従業員拠出額を差引くものとする。</p> <p>2. 利息費用：期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算する。</p> <p>3. 期待運用収益：期首の年金資産の額に年金資産の運用により生じると期待される収益率を乗じて計算する。</p> <p>4. 過去勤務債務および数理計算上の差異：</p>

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
	原則として、各期の発生額について平均勤務残存期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理しなければならない。		原則として、各期の発生額について平均勤務残存期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理しなければならない。

8) 税効果会計

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
主要規定	税効果会計に関する会計基準	一般企業会計基準第 22 章“法人税会計”	K-IFRS 第 1012 号 (IAS 12 Income Taxes)
繰延税金資産・負債の認識の一般原則	一時差異および税務上の繰越欠損金等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収または支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産・負債として計上しなければならない。繰延税金資産については、将来の回収見込みについて毎期見直しを行わなければならない。	一部の例外を除き、すべての加算一時差異については繰延税金負債を認識する。減算一時的差異（税務上の繰越欠損金を含む）に対し今後の課税所得の発生可能性が非常に高い場合に認識する。	一部の例外を除き、すべての加算一時差異については繰延税金負債を認識する。 繰延税金資産は、将来の減算一時差異（税務上の繰越欠損金を含む）が利用できる課税所得が将来生ずる可能性が高い範囲内で、原則としてすべての減算一時差異について認識する。
繰延税金資産の認識の要件	将来減算一時差異または税務上の繰越欠損金等が、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると思込まれる場合にのみ、繰延税金資産の回収可能性があるとして判断することができ、見込まれない場合には、繰延税金資産の回収可能性があるとして判断することはできない。回収可能性についての検討は下記のいずれかの要件を満たしているかどうかにより判断する。 1. 収益力に基づく課税所得の十分性 2. タックスプランニングの存在 3. 将来加算一時差異の十分性	1. 減算一時的差異（税務上の繰越欠損金を含む）に対し認識する繰延税金資産は今後の課税所得の発生可能性が非常に高い場合にのみ認識する。 2. 減算一時的差異が消滅されると予想される期間あるいは税務上の欠損金等の繰越控除が適用される期間において消滅されると予想される加算一時的差異が十分な場合には減算一時的差異が実現される可能性が殆ど確実であると見なす。 3. 加算一時的差異が十分ではない場合も次の場合には減算一時的差異が実現される可能性が殆ど確実であると見なす。	1. 減算一時的差異（税務上の繰越欠損金を含む）に対し繰延税金資産は将来の減算一時差異（税務上の繰越欠損金を含む）が利用できる課税所得が将来生ずる可能性が高い範囲内で認識する（発生可能性が高い場合：確率上50%以上の場合を意味する） 2. 同左

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
		1) 減算一時的差異が消滅される期間 (または税務上欠損金等の繰越控除が 適用される期間) に課税所得が十分であ ると予想される場合 2) 将来の適切な期間に課税所得が発 生するように税務政策が可能な場合	3. 同左
適用税率	1. 繰延税金資産・負債の回収または支払いが行われると見込まれる期の税率に基づいて計算するものとする。税率の変更があった場合は新たな税率に基づき再計算する。	1. 繰延税金資産・負債の回収または支払いが行われると見込まれる期の税率(不明の場合は現行の税率)に基づいて計算するものとする。税率の変更があった場合は新たな税率に基づき再計算する。 2. 将来期間の税率を適用する場合、限界税率(累進税率が適用される場合において最終限界税率)を適用して測定する。	1. 同左 2. 将来期間の税率を適用する場合の平均税率(累進税率を適用するにおいて平均化した税率)を適用して測定する。
繰延税金資産・負債のB/S表示	1. 繰延税金資産・負債は原則として、これらに関連した資産・負債の分類に基づいて、流動項目と固定項目に分けて分類し、繰越欠損金等にかかる繰延税金資産は、翌期解消見込みのものは流動資産、それ以外は投資その他の資産として表示する。 2. 流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債、また、投資その他の資産に属する繰延税金資産と固定	1. 同左 2. 同左	1. 繰延税金資産・負債は非流動項目と分類される。(実務上処理) 2. 下記の条件を満たす場合のみ、繰延税金資産・負債は相殺できる。 1) 未収税金と未払税金が相殺できる法的強

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
	負債に属する繰延税金負債は、異なる納税主体である場合を除き、それぞれ相殺して表示する。		制力のある権利を有している場合 2) 繰延税金資産および繰延税金負債が、同一の納税主体に対して税務当局により課税される税金に関するものである場合
内部利益の消去に係る繰延税金	資産の売却元において、当該未実利益に対して売却年度の課税所得に適用された法定実効税率を使用して計算する。 なお、未実現利益の消去に従う税効果は、土地、建物等、その未実現利益の実現が長期間にわたる場合にも認識する。	資産を保有している企業の税率により算定される。	同左
法人税費用(法人税等)	法人税の他、都道府県民税、市長村民税および利益に関連する金額を課税標準とする事業税が含まれる。 1. 法人税： 課税標準に法定税率を乗じて算出した税額 2. 法人税等調整額： 繰延税金資産または繰延税金負債の差額を期首と期末で比較した増減額は、当期に納付すべき法人税等の調整額として計上しなければならない。(評価差額に係る部分を除く)	法人税費用とは法人税法等の法令により当該事業年度に負担する法人税(所得割住民税を含む)に当期の繰延法人税の変動額を加減して算出された金額をいう。前期以前の期間に関連する法人税負担額(還付額)を当期に認識した金額(法人税追納額または還付額)は当期法人税負担額(還付額)をして法人税費用に含む。 ただし、損益計算書において継続事業損益に関連する法人税費用は税引前継続事業損益から減算形式で記載し、中断事業損益に関連する法人税費用は該当損益に直接反映した後、該当損益項目を法人税費用反映後の金額で記載する。	法人税費用とは法人税法等の法令により当該事業年度に負担する法人税(住民税を含む)に当期の繰延法人税の変動額を加減して算出された金額をいう。
中間財務諸表にお	中間(連結)連結財務諸表については、年度決算と同様に税効果会計を適用して計算	中間期間の法人税費用は中間報告期間終了日現在予想される年間法人税率(法人税負	中間期間の法人税費用は中間貸借対照表日現在予想される年間予想実効税率(法人税

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
いて法人 税等	するものとするが(→中間期間に対する税務調整が必要)、事業年度の税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算することができる。(→中間期間に対する税務調整不要)	担額/課税所得) を適用して認識する	費用/会計上税引前利益) を適用して認識する



## 9) 会計変更

会計変更は会計理論上大きく次のように三つの内容で構成されるが、各々の基準で同会計変更に対する会計処理を下記の表のように規定している。

- 会計方針<sup>6</sup>の変更 :

企業会計上、一つの会計事象や取引について一般に公正妥当と認められる複数の会計処理が認められており、その中から一つの会計処理を選択適用する場合において、従来から採用している認められた会計処理から他の認められた会計処理へ変更することをいう。

- 会計推定<sup>6</sup>の変更 :

一部の財務諸表の項目は企業環境の不確実性によりその認識と測定を推定に依存し、合理的な推定は財務諸表の作成において必須的な過程であり、財務諸表の信頼性を落とさない。ただし、推定の根拠となった状況の変化、新しい情報の獲得、追加的な経験の蓄積等により新しい推定が要求される場合、過去の合理的な判断による会計的推定を変更することになるが、これを会計推定の変更と言う。

- 誤謬修正 :

計算上の誤り、企業会計基準の誤った適用、事実判断の誤り、不正または事実の漏れによって会計処理が誤った場合、これを正しい会計処理に修正することであり、これを誤謬修正と言う。

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
主要規定	企業会計基準第24号 “会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準”	一般企業会計基準第5章 “会計政策、会計見積りの変更および誤謬”	K-IFRS 第 1008 号 (IAS 8 Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors)

<sup>6</sup> 日本会計基準では“会計方針”及び“会計見積り”で表現しており、韓国会計基準では“会計政策”及び会計推定“で表現しているが、これを理解の便宜のために“会計方針”及び“会計推定”に一致させて説明する。

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
<p>正当な会計変更の事由</p>	<p>会計方針は継続して適用することを原則とするが、正当な理由がある場合にはこれを変更することが認められる。</p> <p>会計方針は、正当な理由により変更を行う場合を除き、毎期継続して適用する。正当な理由により変更を行う場合は、次のいずれかに分類される。</p> <p>1. 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 会計基準等の改正によって特定の会計処理の原則および手続きが強制される場合や、従来認められていた会計処理の原則および手続きを任意に選択する余地がなくなる場合など、会計基準等の改正に伴って会計方針の変更を行うことをいう。会計基準等の改正には、既存の会計基準等の改正または廃止のほか、新たな会計基準等の設定が含まれる。</p> <p>なお、会計基準等に早期適用の取扱いが定められており、これを適用する場合も、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。</p> <p>2. 1以外の正当な理由による会計方針の変更 正当な理由に基づき自発的に会計方針の変更を行うことをいう。</p>	<p>企業は次のうち、一つの場合に会計政策を変更することができる。</p> <p>1. 一般企業会計基準で会計政策の変更を要求する場合</p> <p>2. 会計政策の変更を反映した財務諸表が取引、その他事象または状況が財務状態、財務成果またはキャッシュ・フローに及ぼす影響に対して信頼性をもってより目的に適合した情報を提供する場合</p>	<p>企業は次の場合に限って会計方針を変更することができる。</p> <p>1. 基準または解釈の変更により既存会計処理の変更が要求される時</p> <p>2. 報告企業の財務状態、経営成績、キャッシュ・フローへの取引、その他の事象の影響を財務諸表により妥当に、そしてより信頼性をもって表示することになる場合（自発的な会計方針の変更）</p>
<p>会計方針の変更に</p>	<p>会計方針の変更に関する原則的な取扱いは、次のとおりとする。</p>	<p>1. 変更された会計方針を遡及修正し、前期またはその以前の財務諸表を比較目的で</p>	<p>1. 会計方針の変更が新たな基準および解釈による場合は、変更された基準等の規定に</p>

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
対する会計処理	<p>1. 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合            会計基準等に特定の経過的な取扱い（適用開始時に遡及適用を行わないことを定めた取扱いなどをいう。以下同じ。）が定められていない場合には、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する。会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められている場合には、その経過的な取扱いに従う。</p> <p>2. 1以外の正当な理由による会計方針の変更の場合            新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する。</p> <p>前項に従って新たな会計方針を遡及適用する場合には、次の処理を行う。</p> <p>1. 表示期間（当期の財務諸表およびこれに併せて過去の財務諸表が表示されている場合の、その表示期間をいう。以下同じ。）より前の期間に関する遡及適用による累積的影響額は、表示する財務諸表のうち、最も古い期間の期首の資産、負債および純資産の額に反映する。</p> <p>2. 表示する過去の各期間の財務諸表には、当該各期間の影響額を反映する。</p>	<p>開示する場合には遡及適用による修正事項を反映して財務諸表を再作成する。</p> <p>2. ただし、遡及適用の効果を合理的に算定し難い場合には会計変更の効果を当期以後の期間に反映する。</p>	<p>従って会計処理をする。ただし、変更された基準等において規定がない場合および自発的な会計方針の変更の場合は、会計方針による特定期における影響額または累積効果額の算出が実行不可能な(impracticable)場合を除いて遡及修正し、新しい会計方針が引き続いて適用されてきたように比較開示される財務諸表を再作成しなければならない。</p> <p>2. 特定期間の会計方針変更効果を算出するのが実行不可能な(impracticable)場合には遡及修正が実行可能な一番早い会計年度（当期になり得る。）から会計変更の効果を遡及修正する。</p> <p>3. 当期の期首時点において新しい会計方針を適用した以前年度からの累積効果を算出することが実行不可能な(impracticable)場合には会計方針の変更が実効可能な一番早い会計年度から新しい会計方針を適用して比較情報を修正しなければならない。</p>

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
会計推定 の変更に 対する会 計処理	<p>1. 減価償却方法の変更は会計方針の変更となる。</p> <p>2. 会計上の見積りの変更は、当該変更が変更期間のみに影響する場合には、当該変更期間に会計処理を行い、当該変更が将来の期間にも影響する場合には、将来にわたり会計処理を行う。</p>	<p>1. 減価償却方法の変更は会計推定の変更となる。</p> <p>2. 同左</p>	<p>1. 同左</p> <p>2. 同左</p>
誤 謬 修 正 に 対 す る 会 計 処 理	<p>1. 過去の財務諸表における誤謬が発見された場合には、次の方法により修正再表示する。</p> <p>(1) 表示期間より前の期間に関する修正再表示による累積的影響額は、表示する財務諸表のうち、最も古い期間の期首の資産、負債および純資産の額に反映する。</p> <p>(2) 表示する過去の各期間の財務諸表には、当該各期間の影響額を反映する。</p> <p>2. 重大な誤謬の場合 重大な誤謬に対する特段の規定なし。</p>	<p>1. 会計誤謬の会計処理(重大な誤謬は別途規定する) 当期に発見した前期またはそれ以前の期間の誤謬は当期損益計算書に営業外損益のうち前期誤謬修正損益として報告する。</p> <p>2. 重大な誤謬の場合 前期またはそれ以前の期間に発生した重大な誤謬の修正は前期繰越未処分利益剰余金に反映し、関連勘定残高を修正する。比較財務諸表を作成する場合、重大な誤謬の影響を受ける会計期間の財務諸表項目は再作成する。</p>	<p>1. 会計誤謬の会計処理 誤謬の修正は次のいずれかの方法により遡及修正する。</p> <p>1) 会計処理の誤謬が発生した期の財務諸表を再作成する。</p> <p>2) 誤謬が比較作成される一番最初の年度以前に発生した場合には、比較作成された一番最初の年度の期首残高を修正再作成する。</p> <p>2. 比較開示する一つまたはそれ以上の前期の比較情報のうち誤謬が特定期に及ぼす影響を決定することが実行可能な(impracticable)場合に会社は、遡及適用が実行可能な一番早い期(当期になり得る。)</p>

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
			<p>の期首残高を再作成しなければならない。</p> <p>3. 当期の期首時点にすべての前期に対する誤謬の累積影響を算出することが実行不可能な(impracticable)場合には、会社は実行可能な一番早い時期から誤謬を修正した比較情報を再作成しなければならない。</p> <p>4. 重大な誤謬の場合 2005年より、重大な誤謬の概念が削除された。</p>
<p>遡及修正 の実行不 可能状況 に対する 規定</p>	<p>該当規定なし</p>	<p>該当規定なし</p>	<p>次の場合に新しい会計方針の変更に対する遡及適用または誤謬に対する遡及再作成が実行不可能な(impracticable) ことと見なす。</p> <p>1) 遡及適用または遡及再作成の影響を算定することができない場合</p> <p>2) 遡及適用または遡及再作成をする時、該当期に経営陣の意図があったという仮定が必要な場合</p> <p>3) 遡及適用または遡及再作成に重要な金額的な推定を必要とし、その推定に対する情報を他の情報から客観的に区分</p>

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
			することができない場合
注記開示の内容	<p>1. 会計方針の変更            会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、当期または過去の期間に影響があるとき、または将来の期間に影響を及ぼす可能性があるときは、当期において、次の事項を注記する。なお、(3)から(7)については、(5)但書に該当する場合を除き、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同一であるときには、個別財務諸表においては、その旨の記載をもって代えることができる。</p> <p>(1) 会計基準等の名称            (2) 会計方針の変更の内容            (3) 経過的な取扱いに従って会計処理を行った場合、その旨および当該経過的な取扱いの概要            (4) 経過的な取扱いが将来に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨および将来への影響。            ただし、将来への影響が不明またはこれを合理的に見積ることが困難である場合には、その旨            (5) 表示期間のうち過去の期間について、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額および1株当たり情報に対する影</p>	<p>1. 会計方針の変更            1) 会計方針変更の内容と根拠            2) 会計方針の変更が当期財務諸表に及ぼす影響            3) 会計方針の変更による比較財務諸表上の修正金額            4) 比較財務諸表が再作成されたという事実            5) 会計方針変更年度と比較表示された各過去期間に対して再計算された継続事業損益、当期純損益およびその他重要変更項目の内訳            6) 会計政策の変更を当期と当期以後の期間にのみ適用して将来に向かって処理した場合にはその事実と会計政策変更の内容、その妥当性および変更により当期財務諸表に及ぼす影響</p>	<p>1. 会計方針の変更            1) 変更された基準または解釈名（基準等の変更による会計方針の変更の場合）            2) 基準等の経過措置に対する説明および会計方針の変更が経過措置によって行われた事実（基準等の変更による会計方針の変更の場合）            3) 将来に及ぼす影響のうち経過措置の内容（基準等の変更による会計方針の変更の場合）            4) 新しい会計方針がより妥当性、信頼性のある情報を提供すると判断した根拠（自発的会計方針の変更の場合）            5) 会計方針変更の本質            6) 実務的に可能な範囲内で比較作成される当期および以前期に対する次の修正金額            ・ 財務諸表から影響を受けた項目            ・ 基本/潜在株式調整後の1株当たり純利益（会社がIAS33を適用する場合のみ）            7) 比較作成される最初の期間の期首金額を修正した内訳            8) 遡及的に再作成することが実務的に不可能な場合には同状況の背景および適用された会計方針の変更の時期および方式</p>

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
	<p>響額。ただし、経過的な取扱いに従って会計処理を行った場合ならびに前項(1)または(2)に該当する場合で、表示する過去の財務諸表について遡及適用を行っていないときには、表示期間の各該当期間において、実務上算定が可能な、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額および1株当たり情報に対する影響額</p> <p>(6) 表示されている財務諸表のうち、最も古い期間の期首の純資産の額に反映された、表示期間より前の期間に関する会計方針の変更による遡及適用の累積的影響額。ただし、前項(1)に該当する場合は、累積的影響額を反映させた期におけるその金額。前項(2)に該当する場合は、その旨</p> <p>(7) 原則的な取扱いが実務上不可能な場合（前項参照）には、その理由、会計方針の変更の適用方法および適用開始時期</p> <p>2. 過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、次の事項を注記する。</p> <p>(1) 過去の誤謬の内容</p> <p>(2) 表示期間のうち過去の期間について、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額および1株当たり情報に対する影響額</p>	<p>2. 会計推定の変更</p> <p>1) 会計推定の変更内容、その正当性</p> <p>2) 会計推定の変更が当期財務諸表に及ぼす影響（同金額を算定し難い場合には同実を記載）</p> <p>3. 誤謬修正</p> <p>営業外損益の前期誤謬修正損益の内容は注記として記載し、特に重大な誤謬を修正した場合には次の事項を注記として記載する。</p> <p>1) 重大な誤謬として判断した根拠</p> <p>2) 比較財務諸表に表示された過去会計期間に対する修正金額</p> <p>3) 比較財務諸表が再作成されたという事実</p> <p>4) 重大な誤謬が発生した年度とその誤謬の影響を受ける年度別に再計算された継続事業利益、当期純利益、その他重要変動項目の内訳</p>	<p>2. 会計推定の変更</p> <p>1) 会計推定の変更の内容とこれによる当該期間の効果または将来に予想される効果金額</p> <p>2) 将来に予想される効果金額の推定が実務的に難しいという理由により、同情報を開示しない場合、同事実</p> <p>3. 誤謬修正</p> <p>1) 前期誤謬の内容</p> <p>2) 実務的に可能な範囲内で比較作成される前期の次の修正金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 財務諸表から影響を受ける項目</li> <li>- 基本/潜在株式調整後の1株当たり純利益（会社がIAS 33を適用する場合のみ）</li> </ul> <p>4. 比較作成される最初の期間の期首金額を修正した内訳</p> <p>5. 遡及的に再修正することが実務的に不可能な場合には同状況に対する説明および誤謬の修正方法に対する説明</p>

区 分	日本会計基準	一般企業会計基準	K-IFRS
	(3) 表示されている財務諸表のうち、最も古い期間の期首の純資産の額に反映された、表示期間より前の期間に関する修正再表示の累積的影響額		



### 3. 日本・韓国の法定監査制度の比較

日系企業の韓国進出において、重要な会計上の手続きのうち、その一つが会計監査である。会計監査制度は該当国家の経済環境および慣習を考慮して定められるものであり、国家別に会計監査対象企業の範囲等は各々異なり得る。本付録では、日本の法定監査対象と韓国の法定監査対象の範囲等を比較した情報を提供することによって日本と韓国の監査制度を理解することを目的とする。

区 分	日本	韓国
関連法律	会社法 金融商品取引法	株式会社の外部監査に関する法律 資本市場と金融投資業に関する法律

区 分	日本	韓国
監査対象会社	<p>1. 以下のいずれかに該当する株式会社（以下、会社法上の監査）</p> <p>① 資本金5億円以上または負債総額200億円以上の株式会社</p> <p>② 委員会設置会社</p> <p>③ その他、会計監査人の任意設置を行った会社</p> <p>2. 上場会社、株主1,000名以上、登録会社、有価証券届出書の発行会社のいずれかに属する会社を対象とする。（以下、金融商品取引法上の監査）</p>	<p>1. 直前事業年度末現在の資産総額が100億ウォンを超過する株式会社を対象とする（該当株式会社が分割または他の会社と合併して新しい会社を設立した場合、設立時の資産総額が100億ウォン以上である株式会社をいう）。</p> <p>2. 株式上場法人（「資本市場および金融投資業に関する法律」による株式上場法人をいう。以下同一）と該当事業年度または次の事業年度中に株式上場法人になろうとする株式会社</p> <p>3. 直前事業年度末の負債総額が70億ウォン以上であり、資産総額が70億ウォン以上である株式会社（該当株式会社が分割または他の会社と合併して新しい会社を設立した場合、設立時の負債総額が70億ウォン以上であり、資産総額が70億ウォン以上である株式会社をいう）</p> <p>4. 直前事業年度末の従業員数が300名以上であり、資産総額が70億ウォン以上である株式会社（該当株式会社が分割または他の会社と合併して新しい会社を設立した場合、設立時の従業員数が300名以上であり、資産総額が70億ウォン以上である株式会社をいう）</p>
上場会社等に対する監査人選任特例	特別な規定なし	<p>1. 上場法人等は監査人を選任する際、3ヶ事業年度の監査人を同一監査人としなければならない。</p>

区 分	日本	韓国
		<p>2. 上場会社および KOSDAQ 登録会社の場合、6 年ローテーション規定が存在したが、2009 年度の法律の改定により廃止された。(ただし、韓国採択国際会計基準を適用する前までには同 6 年ローテーション規定が適用される。韓国採択国際会計基準に関しては付録 3 参照)</p>
監査および検討対象等	<p>1. 会社法上の監査については計算書類および付属明細書に対し金融商品取引法上の監査については有価証券報告書内に記載される財務諸表（注記を含む。）を監査および検討対象として監査および検討を実施する。</p> <p>2. 監査および検討の結果物として監査人は監査報告書を提出し、これを会社は会社法上の計算書類および有価証券報告書に添付する。</p>	<p>1. 会社が監査人に提出する財務諸表（注記を含む。）に対し大韓民国で一般的に認められる会計基準によって作成されたかについて監査および検討を実施する。</p> <p>2. 上場法人および KOSDAQ 協会登録法人、銀行、金融持ち株会社等は国際会計基準委員会の国際会計基準を採択して定めた会計処理基準を適用しなければならず、その他非上場法人は一般企業会計基準を適用しなければならない。</p> <p>3. 監査および検討の結果物として監査人は次の内容が含まれる報告書を提出する。(一般的に韓国では下記の 1) ~2) の内容が含まれる本を監査人が会社に対し提出し、この本を“監査報告書”と称する。)</p> <p>1) 監査人の財務諸表に対する監査（検討）報告書</p> <p>2) 会社の財務諸表および注記</p>
半期・四半期財務諸表に対する検証	<p>1. 四半期報告書を義務付けている上場会社は四半期終了後、公認会計士または監査法人のレビューを経た上で、45 日以</p>	<p>1. 年次における事業報告書の提出が義務付けられている会社、上場法人、KOSDAQ 登録法人、その他大統領令で</p>

区 分	日本	韓国
	<p>内での開示が求められる。<sup>7</sup></p> <p>2. 2006年公表された「四半期開示のあり方」に示された方向性、すなわち、(i) 中間財務諸表が第2四半期の四半期財務諸表に置き換わり、第1四半期、第2四半期、第3四半期は四半期財務諸表での開示が行われる。</p> <p>3. その他公開会社以外の有価証券報告書提出会社は半期報告書を提出するようになっている。</p>	<p>める法人（無保証社債発行法人、株主数500人以上登録法人等）は半期報告書および四半期報告書を中間期間の45日以内に金融委員会と取引所へ提出しなければならない。</p> <p>2. 同半期財務諸表に対する外部監査人の検討を受けなければならないが、四半期財務諸表に対しては、外部監査人の検討を省略することができる。</p> <p>3. ただし、金融機関および直前事業年度末現在の資産総額が5千億ウォン以上の上場法人またはKOSDAQ登録法人の四半期財務諸表に対しては、外部監査人の検討を受けなければならない。</p>
電子報告	金融庁が2001年6月1日（2004年6月1日以降原則義務化）からインターネット上で有価証券報告書の開示を始めた。	<p>資本市場と金融投資業に関する法律により、金融委員会・証券先物委員会または取引所に申告書・報告書その他書類または資料等を提出する場合には電子文書で開示することができる。（従って、韓国ではインターネットを通じて監査人の監査報告書および各種申告書を閲覧することができる。）</p> <p>関連サイト：<a href="http://dart.fss.or.kr/">http://dart.fss.or.kr/</a></p>

<sup>7</sup> 四半期財務諸表の開示は2003年4月1日以後開始する事業年度から適用されたが、監査人のレビューは2008年4月1日以後開始する事業年度から適用される。

韓国進出ガイドブック

2014年3月作成

---

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所  
〒110-752 ソウル特別市鐘路区清溪川路41 永豊ビル3階  
Tel. 02-739-8657

---

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.